



東京2020 ゴールドパートナー（損害保険）

超ビジネス保険 ご契約のしおり

—ご契約の手引き—

—超ビジネス保険（事業活動包括保険）の約款—

事業活動
全般



この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読いただき保険証券および「重要事項説明書」とともに大切に保管してください。



3007

T7B

はじめに

日頃より東京海上日動をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このご契約のしおりは超ビジネス保険（事業活動包括保険）についてご説明したものです。詳細は普通保険約款や特約をご一読いただき、内容をよくご確認くださいませようお願いいたします。

弊社はこれからもお客様の信頼を原点に、安心と安全の提供を通じて、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献すべく努めてまいります。

どうぞ今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご契約のしおり

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されており、以下の構成となっております。

I. ご契約の手引き

保険証券の表示内容、保険金のお受取りまでの流れ、お支払いする保険金の概要一覧等、ご契約後にご留意いただきたいことをご説明しております。

II. 事業活動包括保険の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。また、約款の見方等についてもご説明しております。ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認くださいませようお願いいたします。

商品の仕組みやご契約に関する重要な事項等（基本となる補償や主な特約の概要、告知義務、補償の重複に関するご注意等）は、ご契約時または更新時にご案内した超ビジネス保険の「重要事項説明書」をご確認ください（「重要事項説明書」は弊社ホームページでもご確認くださいませ。）。

- ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）までお問い合わせください。また、ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、ご契約者から被保険者（補償を受けられる方）にご契約内容やこの冊子の内容をご説明ください。
- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- 弊社代理店には、告知受領権があります。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

「ご契約のしおり（約款）」の内容は、ホームページでもご確認くださいませ。
上記URLよりアクセスのうえ、是非ご参照ください。



Web約款

ホームページで約款をご確認くださいませ。

「Green Gift」プロジェクト実施中！ 「Green Gift」プロジェクトとは？



弊社では、地球環境保護のために紙資源の使用量削減に取り組んでおり、使用量削減額の一部をマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に役立てる「Green Gift」プロジェクトを展開しています。この「Green Gift」プロジェクトでは、「ご契約のしおり（約款）」等を弊社ホームページ上でご確認くださいませ方法（Web約款等）をご選択いただいたお客様をパートナー（Green Giftパートナー）として、弊社からマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に寄付を実施します。

目的別もくじ

こんなときは

こちらをご参照ください

ページ

ご契約内容の確認について

目的 1	いつから補償が開始されるのか知りたい	I 1 1	保険証券(表紙)の表示内容	5	保険期間	12
目的 2	保険証券の見方を知りたい	I 1	保険証券の見方			12
目的 3	支払われる保険金の内容について知りたい	I 3	お支払いする保険金の概要一覧			30

事故が起こった場合

目的 4	事故が起こった場合に行わなければならないことが知りたい	I 2 1	事故後の対応(主なもの)			24
目的 5	保険金の受取りまでの流れが知りたい	I 2 2	事故発生から保険金のお受取りまでの流れ(財産に関する補償・工事に関する補償)			26
		3	事故発生から保険金のお受取りまでの流れ(休業に関する補償)			27
		4	事故発生から保険金のお受取りまでの流れ(賠償責任に関する補償・労災事故に関する補償(使用者賠償責任))			28
		5	事故発生から保険金のお受取りまでの流れ(労災事故に関する補償(法定外補償))			29

ご契約内容の変更等について

目的 6	保険証券をなくしてしまった		ご契約の代理店または弊社までご連絡ください 弊社連絡先:「裏表紙」をご参照ください			
------	---------------	--	--	--	--	--

その他

目的 7	東京海上日動の連絡先を知りたい		<事故が起こった場合>⇒東京海上日動安心110番(事故受付センター) I 2 1 事故後の対応(主なもの) 「裏表紙」をご参照ください <その他の場合>⇒東京海上日動カスタマーセンター 「裏表紙」をご参照ください			24
------	-----------------	--	--	--	--	----

I. ご契約の手引き

1 保険証券の見方	12
① 保険証券(表紙)の表示内容	12
② 財産に関する補償の表示内容	14
③ 工事に関する補償の表示内容	20
④ 休業に関する補償の表示内容	21
⑤ 賠償責任に関する補償の表示内容	22
⑥ 労災事故に関する補償の表示内容	23
2 事故が起こった場合の連絡方法や留意点	24
① 事故後の対応(主なもの)	24
② 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ(財産に関する補償・工事に関する補償)	26
③ 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ(休業に関する補償)	27
④ 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ(賠償責任に関する補償・労災事故に関する補償(使用者賠償責任))	28
⑤ 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ(労災事故に関する補償(法定外補償))	29
3 お支払いする保険金の概要一覧	30
① 財産に関する補償	30
② 工事に関する補償	32
③ 休業に関する補償	33
④ 賠償責任に関する補償	34
⑤ 労災事故に関する補償	39

II. 事業活動包括保険の約款

1 約款の構成・見方	42
① 約款の構成	42
② 約款の見方	43
③ 解約・中途更新の場合の返れい金の計算方法	44
2 事業活動包括保険普通保険約款	46

事業活動包括保険の普通保険約款は以下のとおりです。

ご契約内容により自動セットされる特約がありますので、必ずP.7の「**3** 事業活動包括保険の特約」をご確認ください。

【用語の定義】	46
----------------------	----

約款で使用される主な用語の定義を記載しています。

第1章 財産補償条項	54
-------------------------	----

財産に生じる損害についての補償の内容を記載しています。

第1条(この条項の補償内容)	54
第2条(保険の対象)	56
第3条(保険の対象の保険金額)	57
第4条(被保険者)	57
第5条(保険金をお支払いしない場合)	57
第6条(保険金をお支払いしない場合－電氣的または機械的事故・その他偶然な破損事故等)	59
第7条(支払保険金の計算)	60
第8条(損害額の決定)	63

第9条（被保険者が複数の場合の約款の適用）	63
別表1 風災、 ^{ひょう} 雹災または雪災における除外物件	64
別表2 電氣的または機械的事故における保険の対象	64
別表3 修理費または再取得価額から差し引く限度額	64
第2章 休業補償条項	65

事業の休業に伴う損失についての補償の内容を記載しています。

第1条（この条項の補償内容）	65
第2条（保険の対象）	67
第3条（被保険者）	67
第4条（保険金をお支払いしない場合）	68
第5条（保険金をお支払いしない場合－電氣的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）	69
第6条（保険金をお支払いしない場合－食中毒）	71
第7条（支払保険金の計算）	71
第8条（売上高または補償割合の調整）	71
別表1 電氣的または機械的事故における保険の対象	72
別表2 保険金支払対象期間	73
第3章 賠償責任補償条項	74

事業活動において発生する法律上の損害賠償責任についての補償の内容を記載しています。

第1節 共通事項	74
第1条（この条項の補償内容）	74
第2条（被保険者）	74
第3条（保険金をお支払いしない場合）	74
第4条（損害の範囲）	76
第5条（支払保険金の計算）	76
第6条（1回の事故の定義）	76
第7条（先取特権）	76
第2節 施設・事業活動遂行事故	77
第1条（施設・事業活動遂行事故）	77
第2条（保険金をお支払いしない場合）	77
第3節 生産物・完成作業事故	77
第1条（生産物・完成作業事故）	77
第2条（保険金をお支払いしない場合）	77
第3条（被保険者）	78
第4章 労災事故補償条項	79

被用者への政府労災の上乗せ補償および使用者としての法律上の損害賠償責任についての補償の内容を記載しています。

第1節 共通事項	79
第1条（この条項の補償内容）	79
第2条（被保険者）	79
第3条（保険金をお支払いしない場合）	79
第2節 法定外補償	79
第1条（お支払いする保険金）	79
第2条（保険金をお支払いしない場合）	80
第3条（支払保険金の計算）	80
第4条（被用者への支払義務）	80

第3節 使用者賠償責任	80
第1条（お支払いする保険金）.....	80
第2条（保険金をお支払いしない場合）.....	80
第3条（支払保険金の計算）.....	81
第4条（年金給付の場合の調整）.....	81
第5条（先取特権－損害賠償金）.....	81
第5章 基本条項	83
第1節 契約手続および保険契約者等の義務	83
ご契約にあたって、正しくご申告いただく必要がある事項や、ご契約の内容に変更があった場合（保険の対象を変更する場合等）にご通知いただく必要がある事項等について記載しています。	
第1条（告知義務）.....	83
第2条（通知義務）.....	83
第3条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）.....	83
第4条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）.....	83
第5条（保険金額の調整－財産補償条項）.....	84
第6条（損害発生予防義務－賠償責任補償条項）.....	84
第7条（災害防止義務－労災事故補償条項）.....	84
第2節 保険料の払込み	84
保険料の払込方法や払込期日、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金をお支払いできなくなること等）について記載しています。	
第1条（保険料の払込方法等）.....	84
第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）.....	85
第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）.....	85
第4条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）.....	86
第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）.....	86
第3節 事故発生時等の手続	87
事故、損害または損失の発生時に行っていただきたいことやご注意いただきたいことについて記載しています。	
第1条（事故発生時等の義務）.....	87
第2条（事故発生時等の義務違反）.....	89
第3条（損害賠償請求解決のための協力－賠償責任補償条項、労災事故補償条項）.....	90
第4条（被用者への支払を証する書類－労災事故補償条項）.....	90
第4節 保険金請求手続	90
保険金のお支払方法や手続き、ご注意いただきたいことについて記載しています。	
第1条（保険金の請求）.....	90
第2条（保険金の支払）.....	93
第3条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）.....	93
第4条（保険金計算の特則－休業補償条項、賠償責任補償条項、労災事故補償条項）.....	93
第5条（指定代理請求人－財産補償条項、休業補償条項）.....	93
第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い－財産補償条項）.....	94
第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い－休業補償条項）.....	94
第8条（他の保険契約等がある場合の取扱い－賠償責任補償条項）.....	94
第9条（他の保険契約等がある場合の取扱い－労災事故補償条項）.....	95

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除 95

ご契約が無効、失効となる場合、お客様がご契約を解除される場合、弊社がご契約を取消し、解除する場合の取扱い等について記載しています。

第1条（保険契約の取消し）	95
第2条（保険契約の無効または失効）	95
第3条（告知義務違反による保険契約の解除）	95
第4条（通知義務違反による保険契約の解除）	96
第5条（重大事由による保険契約の解除）	96
第6条（保険料不払による保険契約の解除）	97
第7条（保険契約者による保険契約の解除）	98
第8条（保険契約解除の効力）	98
第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効－財産補償条項）	98

第6節 保険料の返還、追加または変更 99

ご契約内容に変更が生じた場合の、変更後の保険料の払込方法や払込期日、また、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金をお支払いできなくなること等）について記載しています。このほか、第5節の規定によりご契約が取消し・解除・解約等となった場合の、保険料の返還についても記載しています。

第1条（保険料の返還、追加または変更）	99
第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）	100
第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）	100
第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）	101
第5条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還－財産補償条項）	102
第6条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還－財産補償条項）	102

第7節 その他事項 102

補償の対象となる期間、保険金のお支払いにより弊社に移転(代位)する権利、保険金請求権の時効等について記載しています。

第1条（保険責任の始期および終期）	102
第2条（代位）	102
第3条（保険契約者の変更）	102
第4条（保険証券等の不発行の特則）	103
第5条（時効）	103
第6条（保険証券に複数の明細書が添付されている場合の普通保険約款等の適用）	103
第7条（残存物および盗難品の帰属－財産補償条項）	103
第8条（用語の適用等）	103
第9条（訴訟の提起）	103
第10条（準拠法）	103

別表1-1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額－財産補償条項	104
-------------------------------------	-----

別表1-2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額－休業補償条項	104
-------------------------------------	-----

付表1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料	104
--------------------------	-----

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料	105
-------------------------	-----

付表3 短期料率	105
----------	-----

事業活動包括保険の特約は以下のとおりです。

ご契約内容により自動セットされる特約(下表に◆のある特約)、お申出により任意でご契約いただくことができる特約があります。

1. 財産に関する補償（財産補償条項）の特約

特約名	記載ページ	保険証券・申込書等における表示(例)
◆自動セットされる条件		

保険の対象に関する特約		
① 建物包括補償特約	106	建物包括補償特約
② 建物外危険不担保特約	108	建物外危険不担保特約
③ 特定敷地内所在設備・什器等補償特約	109	特定敷地内設備・什器等補償特約
④ 特定敷地内所在屋外設備装置補償特約	109	特定敷地内屋外設備装置補償特約
⑤ 特定敷地内所在商品・製品等補償特約	109	特定敷地内商品・製品等補償特約
⑥ 特定建物内収容設備・什器等補償特約	110	特定建物内設備・什器等補償特約
⑦ 特定建物内収容商品・製品等補償特約	110	特定建物内商品・製品等補償特約
⑧ レンタル物件不担保特約	110	レンタル物件不担保特約
◆「設備・什器等」または「屋外設備装置」を保険の対象とした場合		
⑨ 工事中建物内収容設備・什器等および商品・製品等不担保特約	111	工事中建物内設備什商品不担保特約
◆業種が建設業で、「建物内設備・什器等」または「建物内商品・製品等」の「建物の外部からの物体の衝突等」「盗難」「水災」「電氣的・機械的事故」「その他偶発的な破損事故等」のいずれかを補償している場合		
⑩ 動物および植物不担保特約	111	動物および植物不担保特約
⑪ 高額貴金属等不担保特約（設備・什器等）	111	高額貴金属等不担保特約（設計）
⑫ 高額貴金属等不担保特約（商品・製品等）	111	高額貴金属等不担保特約（商品）
⑬ 輸送中商品・製品等の補償拡大特約	111	輸送中商品・製品等補償拡大特約

補償の範囲を拡大・縮小する特約		
⑭ 地震危険補償特約（敷地内毎支払限度額方式）	112	地震危険補償特約（敷地内毎支払限度額方式）
⑮ 地震危険補償特約（縮小支払方式）	115	地震危険補償特約（縮小支払方式）
⑯ 地震危険補償特約（共通支払限度額方式）	117	地震危険補償特約（共通支払限度額方式）
⑰ 情報メディア損害費用補償特約	119	情報メディア損害費用補償特約
⑱ 弁護士費用等補償特約	122	弁護士費用等補償特約
⑲ 水災縮小支払特約	127	水災縮小支払特約
⑳ 電氣的・機械的事故の補償対象拡大特約	127	電気機械事故の補償対象拡大特約
㉑ 風災危険設備の風災・雹災および雪災危険補償特約	129	風災危険設備の風雹雪災補償特約
㉒ 臨時費用補償特約	129	臨時費用補償特約
㉓ 安定化処置費用補償特約（財産条項用）	130	安定化処置費用補償特約（財産）
◆財産に関する補償をご契約の場合		
㉔ 失火見舞費用不担保特約	131	失火見舞費用不担保特約
㉕ 地震火災費用不担保特約	131	地震火災費用不担保特約
㉖ 残存物取片づけ費用不担保特約	131	残存物取片づけ費用不担保特約
㉗ 修理付帯費用不担保特約	131	修理付帯費用不担保特約

ご契約の方式に関する特約		
㉘ 代位求償権不行使特約（建物以外用）	131	求償権不行使特約（建物以外）
㉙ 保険金額設定に関する特約	132	保険金額設定に関する特約
◆財産に関する補償をご契約の場合		
㉚ 追加上乘せ方式特約	133	追加上乘せ方式特約

2. 工事に関する補償（財産補償条項）の特約

特約名 ◆自動セットされる条件	記載 ページ	保険証券・申込書等における表示(例)
補償の範囲を拡大する特約		
㉑ 工事危険補償特約	133	工事危険補償特約
㉒ 支給材料補償特約	140	支給材料補償特約
㉓ 修理費あんしん補償特約	141	修理費あんしん補償特約
㉔ 保証期間に関する特約	142	保証期間に関する特約
㉕ 工事資材等輸送危険補償特約	143	工事資材等輸送危険補償特約
㉖ 臨時費用補償特約	145	臨時費用補償特約
㉗ 安定化処置費用補償特約（工事特約用） ◆工事に関する補償をご契約の場合	145	安定化処置費用補償特約（工事）
㉘ 特定工事種類不担保特約	146	特定工事種類不担保特約

3. 休業に関する補償（休業補償条項）の特約

特約名 ◆自動セットされる条件	記載 ページ	保険証券・申込書等における表示(例)
補償の範囲を拡大する特約		
㉙ ネットワーク中断補償特約	146	ネットワーク中断補償特約
㉚ 安定化処置費用補償特約（休業条項用） ◆休業に関する補償をご契約の場合	150	安定化処置費用補償特約（休業）
㉛ 地震休業補償特約	151	地震休業補償特約
㉜ 電氣的・機械的事故の補償対象拡大特約（休業条項用）	155	電気機械対象拡大特約（休業）
㉝ 直接仕入先および納品先物件補償特約	156	直接仕入先・納品先物件補償特約
ご契約の方式に関する特約		
㉞ 代位求償権不行使特約（休業条項用）	160	求償権不行使特約（休業条項用）

4. 賠償責任に関する補償（賠償責任補償条項）の特約

特約名 ◆自動セットされる条件	記載 ページ	保険証券・申込書等における表示(例)
補償の範囲を拡大・縮小する特約		
㉟ 追加特約（賠償用） ◆賠償責任に関する補償をご契約の場合	161	追加特約（賠償用）
㊱ 財物損壊を伴わない使用不能損害事故補償特約	170	財物損壊を伴わない使用不能特約
㊲ 人格権・宣伝侵害事故補償特約	173	人格権・宣伝侵害事故補償特約
㊳ 被害者治療費用補償特約	176	被害者治療費用補償特約
㊴ 地盤崩壊事故補償特約	177	地盤崩壊事故補償特約
㊵ 託児による0歳児の身体障害補償特約	178	託児による0歳身体障害補償特約
㊶ 施設・事業活動遂行事故不担保特約	178	施設・事業活動事故不担保特約
㊷ 不良完成品事故補償特約	178	不良完成品事故補償特約
㊸ 生産物・仕事の目的物損壊事故補償特約	179	生産物・仕事の目的物損壊特約
㊹ 不良品・納期遅延による他人の経済損害事故補償特約	180	不良品・納期遅延経済損害特約
㊺ 生産物・完成作業事故不担保特約	182	生産物・完成作業事故不担保特約
㊻ 管理下財物事故補償特約	183	管理下財物事故補償特約
㊼ リース・レンタル財物盗取・詐取事故補償特約	186	リース・レンタル財物盗詐取特約
㊽ 借用不動産損壊事故補償特約	187	借用不動産損壊事故補償特約
㊾ 事故対応費用補償特約	189	事故対応費用補償特約
㊿ サイバー・情報漏えい事故補償特約	190	サイバー・情報漏えい特約
1 情報漏えい事故補償特約	197	情報漏えい事故補償特約
2 リコール事故補償特約	202	リコール事故補償特約

5. 労災事故に関する補償（労災事故補償条項）の特約

特約名		記載 ページ	保険証券・申込書等における表示(例)
◆自動セットされる条件			
補償の範囲を拡大・縮小する特約			
⑥3	追加特約（労災用） ◆労災事故に関する補償をご契約の場合	207	追加特約（労災用）
⑥4	退職者加算補償特約	209	退職者加算補償特約
⑥5	特別加入者補償特約	209	特別加入者補償特約
⑥6	事故対応費用補償特約（使用者賠償用）	209	事故対応費用補償特約（使用者）
⑥7	職業性疾病補償特約	211	職業性疾病補償特約
⑥8	法定外補償不担保特約	211	法定外補償不担保特約
⑥9	使用者賠償責任不担保特約	211	使用者賠償責任不担保特約
⑦0	通勤災害不担保特約	212	通勤災害不担保特約

6. ご契約全体に関する特約

特約名		記載 ページ	保険証券・申込書等における表示(例)
◆自動セットされる条件			
ご契約に関する特約			
⑦1	相続・合併時の保険責任の範囲に関する特約 ◆すべてのご契約	212	相続・合併時の保険責任範囲特約
⑦2	共同保険に関する特約 ◆共同保険でご契約の場合	213	共同保険に関する特約

I. ご契約の手引き

保険証券の表示内容、保険金のお受取りまでの流れ、お支払いする保険金の概要一覧等、ご契約後にご留意いただきたいことをご説明しております。

1 保険証券の見方

保険証券・各明細書の表示内容をご確認ください。

万が一お申込み内容と相違がございましたら、直ちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

※保険証券等の漢字表記については、旧字体で表示できない場合、新字体で表示しています。誠に恐れ入りますが、旧字体への修正はいたしかねますので、ご了承ください。

1 保険証券（表紙）の表示内容

超ビジネス保険（事業活動包括保険）証券

1 保険契約者
住所
氏名

2 証券番号

3 弊社連絡先
代理店/仲立人

4 保険種類・保険期間

5 保険種類

6 取扱営業店・代理店

7 補償の対象となる方（被保険者）
記名被保険者

8 業種・保険料の算出基礎数字（売上高・完成工事高）
業種1
業種2
業種3
業種4
業種5

9 引当

10 特約等

11 その他の条件

12 保険料のお支払内容
保険料
払込方法
払込期日

① 保険契約者

ご契約者の住所・氏名等を表示しています。
弊社から連絡させていただく際には、表示先にご連絡いたします。
変更がありましたら、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。
保険契約者はご契約の当事者であり、保険契約上の様々な権利を有し義務を負います。

② 証券番号

ご契約を特定させていただくための番号です。事故のご連絡やご契約に関するお問い合わせの際には、ご契約の代理店または弊社において、証券番号を確認させていただきます。

③ お問い合わせ先

ご契約に関するお問い合わせ・事故のご連絡の際は、こちらの電話番号までご連絡ください。

④ 保険種類

この保険契約の保険種類を表示しています。

⑤ 保険期間

補償の対象となる期間を表示しています。
詳細は、「重要事項説明書」をご確認ください。

⑥ 取扱営業店・代理店

ご契約を担当させていただく弊社営業店や代理店を表示しています。

⑦ 補償の対象となる方（被保険者）

補償を受けられる方のお名前を表示しています。

ご契約の内容によって、補償の対象となる方（被保険者）の範囲が異なりますので、約款をご確認ください。

賠償責任に関する補償または労災事故に関する補償をご契約いただいている場合、記名被保険者は通知事項となります。

記名被保険者に変更が生じた際には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

⑧ 業種・保険料の算出基礎数字（売上高・完成工事高）

ご契約者の営む業種、売上高（建設業の場合は完成工事高）を表示しています。

ご契約の内容によって、通知事項となることがあります。詳細は、「重要事項説明書」をご参照ください。

通知事項である場合は、内容の変更が生じた際には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

※保険料の算出基礎数字については、「重要事項説明書」をご参照ください。

9 割引

割引の適用有無を表示しています。割引が適用される場合は、割引率を表示しています。詳細は、「重要事項説明書」をご参照ください。

10 特約等

ご契約されている特約等を表示しています。

※保険証券上の特約名称は、正式名称と異なる場合があります。各特約名称の読替えについては、P.6をご参照ください。

11 その他の条件

超ビジネス保険複数証券の有無*、保険金のお支払いに関する個別の条件等を表示しています。共同保険契約の引受保険会社および引受割合についても、この欄に表示しています。

*ご契約いただく引受方式によって、表示されない場合があります。

12 保険料のお支払内容

保険料とその払込方法や払込期日を表示しています。保険料を分割して払込みいただく場合は、2回目以降の払込期日も表示しています。

※払込方法が一時払の場合は、第2回目以降払込保険料の払込期日はblankとなります。

【添付される書類について】

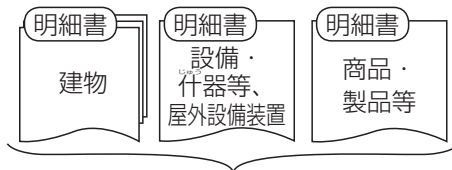
ご契約内容に応じて「超ビジネス保険(事業活動包括保険)証券」に補償一覧、明細書一覧、明細書が添付されます。また、地震危険補償特約をご契約されている場合は、ご契約内容の詳細を表示した別紙が添付されます。

財産に関する補償 をご契約いただいた場合

詳しくはこちら → P.14~P.19



財産に関する補償をご契約いただいた場合、必ず添付されます。



ご契約いただいた保険の対象に応じて添付されます。
※建物の明細書については、1つの建物につき1枚の明細書が添付されます。



地震危険補償特約をご契約いただいた場合、1つの敷地内につき1枚の別紙が添付されます。
※「地震危険補償特約(共通支払限度額方式)」をご契約いただいた場合は、すべての敷地内共通で1枚の別紙が添付されます。

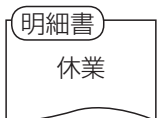
工事に関する補償 をご契約いただいた場合

詳しくはこちら → P.20



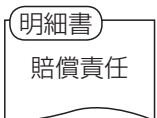
休業に関する補償 をご契約いただいた場合

詳しくはこちら → P.21



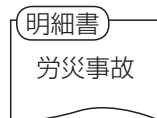
賠償責任に関する補償 をご契約いただいた場合

詳しくはこちら → P.22



労災事故に関する補償 をご契約いただいた場合

詳しくはこちら → P.23



【明細書一覧】

財産に関する補償の明細書および添付別紙を一覧で表示しています。

※「情報メディア損害費用補償特約」または「弁護士費用等補償特約」については、明細書に表示されるご契約内容を明細書一覧に表示しており、明細書は添付していません。支払限度額・免責金額等のご契約内容については、明細書一覧の「所在地／物件名称等」欄をご確認ください。

⑧ 明細番号・敷地番号

該当する明細書・添付別紙の「明細番号」「敷地番号」を表示しています。

⑨ 明細種類等

該当する明細書・添付別紙の種類を表示しています。

⑩ 保険期間

該当する明細書・添付別紙の補償の対象となる期間を表示しています。

⑪ 所在地・物件名称等

明細種類等によって、以下のとおりに表示しています。

明細種類等	所在地・物件名称等
建物 設備・什器等 屋外設備装置 商品・製品等	保険の対象の所在地、物件名称を表示しています*1。 所在地は通知事項となりますので、内容の変更が生じた際には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。 *1 ご契約いただく引受方式によって、表示されない場合があります。
地震	物件が所在する所在地、敷地内名称を表示しています*2。 *2 「地震危険補償特約（共通支払限度額方式）」の場合は、表示されません。
情報メディア	支払限度額、免責金額、他の保険契約等の有無を表示しています。
弁護士費用	支払限度額、他の保険契約等の有無を表示しています。

⑫ 評価基準・約定付保割合

該当する明細書の評価基準および約定付保割合を表示しています。

明細種類等	評価基準	約定付保割合
建物 設備・什器等 屋外設備装置 商品・製品等	「再取得価額」または「時価」のいずれかを表示しています。	30%から100%までの10%単位で表示しています。
	—	

⑬ 保険価額・保険金額

該当する明細書・添付別紙の保険価額および保険金額を表示しています。単位は「万円」となります。

明細種類等	保険価額	保険金額
建物 設備・什器等 屋外設備装置 商品・製品等	ご契約時における評価額を表示しています。	保険価額に約定付保割合を乗じて算出された保険金額を表示しています。
地震	—	該当する添付別紙に表示された保険の対象の保険金額の合計額を表示しています。

⑭ 1回分保険料・年間保険料

該当する明細書・添付別紙ごとの保険料を表示しています。単位は「円」となります。

2. 明細書の表示内容（建物）

超ビジネス保険（事業活動包括保険）明細書【財産に関する補償（建物）】

財産に関する補償 | 工場に関する補償 | 休業に関する補償 | 賠償責任に関する補償 | 労災事故に関する補償

保険約款：事業活動包括保険普通保険約款（財産補償条項） | 明細番号 | 証券番号

1 保険期間

2 補償の対象となる物件（保険の対象）

3 物件の情報

☆所在地
物件名称
物件種別 | ☆作業規模

建物構造
階数 | 専有・占有面積 | 延床面積

4 保険価額・保険金額 | 評価基準：保険価額 | 約定付保割合 | 保険金額

5 評価方法

6 財産に関する補償「補償の内容」

補償	建物	免責金額		
火災、落雷、破裂・爆発	「補償一覧【財産に関する補償】」をご確認ください。			
風災、雹災、雪災				
給排水設備事故の水漏れ等				
騒擾、労働争議等				
車両・航空機の衝突等				
建物の外壁からの物体の衝突等				
盗難				
水災				
電氣的・機械的事故				
その他偶然な破壊事故等				
特約等			「補償一覧【財産に関する補償】」の「特約等」欄および本項目をご確認ください。	
その他の条件				
他の保険契約等				
11 保険料			1 区分保険料	年間保険料

7 ご確認ください

8 特約等

9 その他の条件

10 他の保険契約等

11 保険料

☆が付された事項は、内容の変更が生じた際に、遅滞なく弊社にご連絡をいただく必要がある事項（通知事項）です。ご連絡がない場合はこの契約を解除することがあります。この契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

① 保険期間

補償の対象となる期間を表示しています。

② 補償の対象となる物件（保険の対象）

お客様のご契約における保険の対象を表示しています。

③ 物件の情報

保険の対象の所在地、建物の構造等の詳細を表示しています。

☆が付されている事項（通知事項）に、内容の変更が生じた際には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

④ 保険価額・保険金額

保険の対象の評価基準・保険価額、約定付保割合、保険金額を表示しています。

⑤ 評価方法

保険の対象の評価方法を記載しています。
評価方法が年次別指数法の場合、建築価額、建築年月、経年減価率（経年減価率を設定いただいた場合）も表示しています。

⑥ 財産に関する補償「補償の内容」

「補償一覧【財産に関する補償】」（P.14）の④をご確認ください。

⑦ ご確認ください

ご契約内容において、ご確認いただきたい事項を表示しています。

⑧ 特約等

ご契約されている特約等を表示しています。

※保険証券上の特約名称は、正式名称と異なる場合があります。各特約名称の読替えについては、P.6をご参照ください。

⑨ その他の条件

保険金のお支払いに関する個別の条件等を表示しています。

⑩ 他の保険契約等

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約の有無を表示しています。

⑪ 保険料

明細書の保険料を表示しています。

※ご契約の合計保険料は、表紙の「保険料」欄をご確認ください。

3. 明細書の表示内容（設備・什器等、屋外設備装置）

超ビジネス保険（事業活動包括保険）明細書 【財産に関する補償（設備・什器等、屋外設備装置）】

財産に関する補償 工事に関する補償 休業に関する補償 賠償責任に関する補償 労災事故に関する補償

保険約款：事業活動包括保険普通保険約款（財産補償条項） 明細番号 敷地番号

1 保険期間

2 補償の対象となる物件（保険の対象）
設備・什器等

3 業種ごとの主要収容建物の情報
次ページの「設備・什器等」を収容する業種ごとの主要収容建物の情報をご確認ください。
※主要収容建物とは、保険の対象とする設備・什器等が収容されている建物のうち、建物の設備・什器等の保険価額が最大の建物または、業種ごとに特定します。

業種ごとの保険価額・保険金額	
業種名称	評価基準・保険価額
業種1	
業種2	
業種3	
業種4	
業種5	

4 業種ごとの評価方法

5 補償の対象となる物件（保険の対象）
屋外設備装置

6 物件が存在する敷地内の情報 *1

☆所在地	物件名称	構造級別

7 保険価額・保険金額 *2

評価基準・保険価額	約定付保割合	保険金額
屋外設備装置		

8 評価方法

9 *1 敷地内に複数ある場合は、屋外設備装置の敷地内合計保険価額が最大の敷地内情報です。 *2 補償の対象となる敷地内すべての合計額です。
財産に関する補償「補償の内容」、特約等、その他の条件
「補償一覧（財産に関する補償）」の「補償の内容」欄、「その他の条件」欄、「特約等」欄および本項目をご確認ください。

10 ご確認ください

11 他の保険契約等

12 保険料

	1回分保険料	年間保険料
設備・什器等		
屋外設備装置		
合計		

超ビジネス保険（事業活動包括保険）明細書 【財産に関する補償（設備・什器等、屋外設備装置）】

財産に関する補償 工事に関する補償 休業に関する補償 賠償責任に関する補償 労災事故に関する補償

保険約款：事業活動包括保険普通保険約款（財産補償条項） 明細番号 敷地番号

13 設備・什器等を収容する業種ごとの主要収容建物の情報 ①

業種1

☆所在地

物件名称

物件種別

☆工場物件詳細

建物構造

階数

☆柱（建物構造）

☆耐火基準

専有・占有面積

延床面積

構造級別

設備・什器等を収容する業種ごとの主要収容建物の情報 ②

業種2

☆所在地

物件名称

物件種別

☆工場物件詳細

建物構造

階数

☆柱（建物構造）

☆耐火基準

専有・占有面積

延床面積

構造級別

設備・什器等を収容する業種ごとの主要収容建物の情報 ③

業種3

☆所在地

物件名称

物件種別

☆工場物件詳細

建物構造

階数

☆柱（建物構造）

☆耐火基準

専有・占有面積

延床面積

構造級別

設備・什器等を収容する業種ごとの主要収容建物の情報 ④

業種4

☆所在地

物件名称

物件種別

☆工場物件詳細

建物構造

階数

☆柱（建物構造）

☆耐火基準

専有・占有面積

延床面積

構造級別

設備・什器等を収容する業種ごとの主要収容建物の情報 ⑤

業種5

☆所在地

物件名称

物件種別

☆工場物件詳細

建物構造

階数

☆柱（建物構造）

☆耐火基準

専有・占有面積

延床面積

構造級別

☆が付された事項は、内容の変更が生じた際は、遅滞なく弊社にてご連絡いただく（必要がある事項（通知事項））です。ご連絡がない場合はこの契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ① **【共通】 保険期間**
補償の対象となる期間を表示しています。
- ② **【設備・什器等】 補償の対象となる物件（保険の対象）**
お客様のご契約における保険の対象を表示しています。
- ③ **【設備・什器等】 業種ごとの保険価額・保険金額**
業種名称、評価基準、保険価額、約定付保割合、保険金額と、すべての業種の保険価額、保険金額の合計額を表示しています。
- ④ **【設備・什器等】 業種ごとの評価方法**
設備・什器等の評価方法を業種ごとに表示しています。
- ⑤ **【屋外設備装置】 補償の対象となる物件（保険の対象）**
お客様のご契約における保険の対象を表示しています。
- ⑥ **【屋外設備装置】 物件が存在する敷地内の情報**
保険の対象の所在地、物件名称等を表示しています。保険の対象が複数の敷地内に所在する場合は、屋外設備装置の敷地内合計保険価額が最大の敷地内の情報が表示されます。
☆が付されている事項（通知事項）に、内容の変更が生じた際には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
- ⑦ **【屋外設備装置】 保険価額・保険金額**
保険の対象の評価基準・保険価額、約定付保割合、保険金額を表示しています。「風災危険設備の風災、雹災および雪災危険補償特約」をご契約いただいた場合は、風災危険設備の保険価額・保険金額も表示されます。
- ⑧ **【屋外設備装置】 評価方法**
保険の対象の評価方法を記載しています。
- ⑨ **【共通】 財産に関する補償「補償の内容」、特約等、その他の条件**
ご契約されている特約等を表示しています。
補償の内容およびその他の条件については、「補償一覧【財産に関する補償】」(P.14) の④、⑥をご確認ください。
※保険証券上の特約名称は、正式名称と異なる場合があります。各特約名称の読替えについては、P.6をご参照ください。
- ⑩ **【共通】 ご確認ください**
ご契約内容において、ご確認いただきたい事項を表示しています。
- ⑪ **【共通】 他の保険契約等**
この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約の有無を表示しています。
- ⑫ **【共通】 保険料**
明細書の保険料を表示しています。※ご契約の合計保険料は、表紙の「保険料」欄をご確認ください。

⑬ **【設備・什器等】 設備・什器等を収容する業種ごとの主要収容建物の情報**
設備・什器等を収容する業種ごとの主要収容建物の所在地、構造等の詳細を表示しています。
☆が付されている事項（通知事項）に、内容の変更が生じた際には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

※明細書共通の項目には【共通】、保険の対象ごとの項目には【設備・什器等】または【屋外設備装置】と表示しています。

4 休業に関する補償の表示内容

超ビジネス保険(事業活動包括保険)明細書[休業に関する補償]

財産に関する補償
 工事に係る補償
 休業に関する補償
 賠償責任に関する補償
 労災事故に関する補償

保険約款: 事業活動包括保険普通保険約款(休業補償条項) 明細番号

1 保険期間

2 補償の対象となる物件(保険の対象)

3 売上高(完成工事高)

4 補償割合

5 保険金支払対象期間

6 支払限度額

7 休業に関する補償「補償の内容」

8 地震休業補償特約の補償の内容

9 特約等

10 ご確認ください

11 他の保険契約等

12 保険料

1割分保険料	年間保険料
--------	-------

○が付された事項は、内容の変更が生じた際に、遅滞なく弊社にご連絡いただく必要がある事項(通知事項)です。ご連絡がない場合はご契約を解除することになります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

① 保険期間

補償の対象となる期間を表示しています。

② 補償の対象となる物件(保険の対象)

お客様のご契約における保険の対象を表示しています。

③ 売上高(完成工事高)

売上高合計	ご契約者の売上高(建設業の場合は完成工事高)を表示しています。
左記に含まれている家賃収入	売上高合計に含まれる家賃収入の額を表示しています。
家賃収入控除後の売上高合計	売上高合計から、家賃収入を控除した額を表示しています。

④ 補償割合

ご契約時に設定した補償割合を表示しています。

⑤ 保険金支払対象期間

保険金支払の対象となる期間の上限として選択いただいた期間を表示しています。

⑥ 支払限度額

損害保険金	休業に関する補償で補償の対象となる事故について、弊社がお支払いする損害保険金の上限額を表示しています。
営業継続費用	休業に関する補償で補償の対象となる事故によって生じた営業継続費用に対して弊社がお支払いする営業継続費用保険金の上限額を表示しています。

⑦ 休業に関する補償「補償の内容」

この保険契約で補償の対象となる事故を表示しています。

○が付されている事故が補償の対象となりますが、事故の内容によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

詳細は、約款をご確認ください。

⑧ 地震休業補償特約の補償の内容(「地震休業補償特約」をご契約いただいた場合)

地震休業補償特約をご契約いただいた場合、事業所ごとに、所在地および事業所名、保険金額(日額)、支払限度額を表示しています。

事業所の所在地は通知事項となりますので、内容の変更が生じた際には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

⑨ 特約等

ご契約されている特約やその補償条件等を表示しています。

※保険証券上の特約名称は、正式名称と異なる場合があります。各特約名称の読替えについては、P.7をご参照ください。

⑩ ご確認ください

ご契約内容において、ご確認いただきたい事項を表示しています。

⑪ 他の保険契約等

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約の有無を表示しています。

⑫ 保険料

明細書の保険料を表示しています。

※ご契約の合計保険料は、表紙の「保険料」欄をご確認ください。

5 賠償責任に関する補償の表示内容

超ビジネス保険(事業活動包括保険)明細書 [賠償責任に関する補償]					
財産に関する補償		工事にに関する補償	休業に関する補償	賠償責任に関する補償	労災事故に関する補償
保険約款: 事業活動包括保険普通保険約款 (賠償責任補償条項) 明細番号					
1 保険期間					
2 算出基礎数字 (借用不動産損壊事故)					
3 賠償責任に関する補償「補償の内容」					
補償	補償の有無	支払保険額		免責金額	特約等
		1事故	保険期間中		
施設・事業活動遂行事故					
国外事業活動事故					
財物損壊を伴わない使用不能損害事故					
人格権・宣伝侵害事故					
被害者治療費用*					
生産物・完成作業事故					
不良完成品事故					
生産物・仕事の目的物損壊事故					
国外流出生産物事故					
財物損壊を伴わない使用不能損害事故					
人格権・宣伝侵害事故					
被害者治療費用*					
管理下財物事故					
管理自動車事故					
リースレンタル財物損壊事故					
リースレンタル財物盗取・窃取事故					
国外管理下財物事故					
支給財物事故					
現金・貴重品事故					
自動車使用不能損害事故*					
コインロッカー等収納品見舞費用*					
借用不動産損壊事故					
借用不動産修理費用					
事故対応費用*					
サイバー・情報漏えい事故					
サイバー・情報漏えい事故対応費用*					
情報漏えい事故					
第三者請求事故					
情報漏えい対応費用*					
リコール事故*					
4 その他の特約等					
5 ご確認ください					
6 他の保険契約等					
7 保険料					
保険料	1 回分保険料		年間保険料		

① 保険期間

補償の対象となる期間を表示しています。

② 算出基礎数字 (借用不動産損壊事故)

借用不動産損壊事故を補償している場合は、この欄に借用不動産損壊事故の保険料の算出基礎数字を表示しています。

※保険料の算出基礎数字については、「重要事項説明書」をご参照ください。

③ 賠償責任に関する補償「補償の内容」

この保険契約で補償の対象となる事故や、事故について弊社がお支払いする保険金の上限額(支払限度額)および事故の際にご負担いただく金額(免責金額)を表示しています。

○が付されている事故が補償の対象となります。ただし、事故の内容によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

詳細は、約款をご確認ください。

「特約等」欄には、ご契約されている特約等を表示しています。

※保険証券上の特約名称は、正式名称と異なる場合があります。各特約名称の読替えについては、P.7をご参照ください。

④ その他の特約等

③の「特約等」欄以外にご契約されている特約やその補償条件等を表示しています。

※保険証券上の特約名称は、正式名称と異なる場合があります。各特約名称の読替えについては、P.7をご参照ください。

⑤ ご確認ください

ご契約内容において、ご確認いただきたい事項を表示しています。

⑥ 他の保険契約等

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約の有無を表示しています。

⑦ 保険料

明細書の保険料を表示しています。

※ご契約の合計保険料は、表紙の「保険料」欄をご確認ください。

6 労災事故に関する補償の表示内容

超ビジネス保険（事業活動包括保険）明細書【労災事故に関する補償】

財源に関する補償 工事に関する補償 休業に関する補償 賠償責任に関する補償 労災事故に関する補償

保険約款：事業活動包括保険普通保険約款（労災事故補償免除） 明細番号

1 保険期間

2 法定外補償規定の有無

3 事業場数

4 労災事故に関する補償「補償の内容」

補償の有無	区分	保険金額等				特約等
		基本		退職者加算		
法定外補償	死亡	業務上	通勤	業務上	通勤	
	1級					
	2級					
	3級					
	4級					
	5級					
	6級					
	7級					
	8級					
	9級					
	10級					
	11級					
	12級					
	13級					
	14級					
休業（1日につき）						
災害付帯費用	死亡	後遺障害				
		第1級から第3級まで	第4級から第7級まで			
使用者賠償	1名	支払限度額	1災害	免責金額	1災害	
事故対応費用	1事故	保険期間中	1事故			

5 使用しているものが補償の対象となります。ただし、労災事故の内容によっては、保険金をお支払いできない場合があります。詳細は、約款をご確認ください。

6 「特約等」欄には、ご契約されている特約等を表示しています。

7 保険証券上の特約名称は、正式名称と異なる場合があります。各特約名称の読替えについては、P.8をご参照ください。

8 ※政府労災保険等に加入していることがご契約の前提となります。

9 保険料

1 1割分保険料	年間保険料
----------	-------

1 保険期間

補償の対象となる期間を表示しています。

2 法定外補償規定の有無

法定外補償規定の有無を表示しています。

※法定外補償規定については、「重要事項説明書」をご参照ください。

3 事業場数

事業場・工事場数を表示しています。

4 労災事故に関する補償「補償の内容」 -法定外補償-

被保険者の従業員の労災事故について、被保険者が行う政府労災保険等の上乗せ補償に対して、弊社がお支払いする保険金額等を表示しています。

○が付されているものが補償の対象となります。ただし、労災事故の内容によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

詳細は、約款をご確認ください。

「特約等」欄には、ご契約されている特約等を表示しています。

※保険証券上の特約名称は、正式名称と異なる場合があります。各特約名称の読替えについては、P.8をご参照ください。

※政府労災保険等に加入していることがご契約の前提となります。

5 労災事故に関する補償「補償の内容」

-使用者賠償-

被保険者が被災した従業員またはその遺族に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について弊社がお支払いする保険金の上限額（支払限度額）および事故の際にご負担いただく金額（免責金額）を表示しています。

○が付されているものが補償の対象となります。ただし、労災事故の内容によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

詳細は、約款をご確認ください。

「特約等」欄には、ご契約されている特約等を表示しています。

6 その他の特約等

4 5の「特約等」欄以外にご契約されている特約等を表示しています。

※保険証券上の特約名称は、正式名称と異なる場合があります。各特約名称の読替えについては、P.8をご参照ください。

7 その他の条件

保険金のお支払いに関する個別の条件等を表示しています。

8 ご確認ください

ご契約内容において、ご確認いただきたい事項を表示しています。

9 他の保険契約等

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約の有無を表示しています。

10 保険料

明細書の保険料を表示しています。

※ご契約の合計保険料は、表紙の「保険料」欄をご確認ください。

2 事故が起こった場合の連絡方法や留意点

1 事故後の対応（主なもの）

1. 財産に関する補償・工事に関する補償・休業に関する補償

火災

119

消防署へ連絡・
出火届出→(*1)



消防署の現場調査・
事情聴取への協力



消防署へ罹災申告
書類の提出・罹災
証明書の取付



近隣へのお詫び・
お見舞いへの対応

盗難

110

警察署へ連絡・
盗難届出→(*1)



破損



破損物の保管

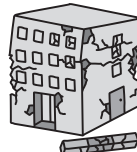
事故共通



ケガ人の救護



損害拡大の防止



現場の保存



電力会社、電話会社、
ガス会社、水道局へ連絡



ご契約の代理店または
弊社へ連絡→(*2)



修理工事の事前承認



損害状況・原因
確認への協力



後片付け

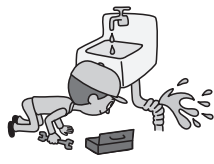


修理、再築の手配

2. 賠償責任に関する補償・労災事故に関する補償



ケガ人の救護



損害拡大の防止



ご契約の代理店または
弊社へ連絡→(*2)



(対物事故の場合)
被害状況の記録



損害状況・原因
調査への協力

(*1) 公的機関にご連絡ください。

【消防署へ連絡】

消防・救急 **119番**

落ち着いて、火災現場の住所、状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

※たとえポヤ程度の出火や、初期消火で消し止めた火でも、火災を起こした場合、消防署に知らせることが法律で義務付けられています。

●どこで? ●どんな事故? ●ケガ人の状況は?

以上を伝えたら、指示にしたがってください。

【警察署へ連絡】

警察 **110番**

盗難にあった場合は、すぐに警察に連絡し被害の状況等を伝え、盗難の届出を行ってください。

●いつ? ●どこで? ●なにを? ●どのような状況か?

以上を伝えたら、指示にしたがってください。

(*2) 東京海上日動にご連絡ください。

【ご契約の代理店または弊社へ連絡】

事故のご連絡・ご相談は
東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故は 119番 110番
 **0120-119-110**
受付時間: 24時間・365日

※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス(最終ページご参照)からもご連絡いただけます。

※ご連絡をいただく際には必ず保険証券をお手元にご用意ください。

※財産に関する補償、工事に関する補償または休業に関する補償をご契約いただいております。ベルフォア社の安定化処置をご要望の場合は、ご契約の代理店または弊社とお打ち合わせいただいた際にその旨もあわせてご連絡ください。また、夜間・休日等の場合においてベルフォア社の安定化処置をご要望のときには、以下に記載のベルフォアジャパン社にご連絡ください。ただし、ベルフォアジャパン社は保険事故受付窓口とは異なりますので、別途ご契約の代理店または弊社まで事故についてご連絡ください。

 **0120-119-140**
受付時間: 24時間365日

ベルフォアジャパン株式会社
<http://www.jp.belfor.com>

その他

【焼け跡の後片付け】

消防署および保険会社の現場調査が終わったら、焼け跡等の後片付けに入ります。

焼け残った廃材や壁土等は指定された場所以外に捨てることはできません。まず、地元の市町村の清掃局へ相談しましょう。

●財産に関する補償や工事に関する補償では保険の対象の後片付けにかかった費用に対して、残存物取片づけ費用に関する保険金をお支払いできる場合がありますので、詳細はご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

【近隣世帯へのお詫び】

●立て看板等で近隣へ謝意の表示をしましょう。

隣家へ類焼させた場合はもとより、ご自分の店舗等だけで火災がおさまっても、近隣には何かとご迷惑をかけているものです。

看板等に謝意の文面を書きお詫びしましょう。

落ち着かれたら正式にお詫びに行かれるのがよいでしょう。

●近隣への見舞金について

財産に関する補償では類焼させた世帯ごとに「失火見舞費用保険金」をお支払いできる場合がありますので、詳細はご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

【示談交渉】

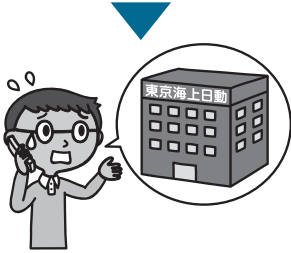
●賠償責任に関する補償や労災事故に関する補償(使用者賠償責任)では、被害者の方との示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合には、その全部または一部について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ(財産に関する補償・工事に関する補償)

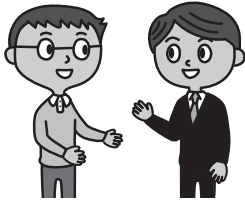


事故発生

ケガ人の救護、損害拡大の防止
警察、消防、救急への連絡



① (保険会社へ) 事故発生の連絡



② (保険会社との) 打ち合わせ



③ 保険金請求書類の作成・提出



④ 保険金請求内容の確認・承認



⑤ 保険金のお受取り

① 事故をご報告いただく際、お客様から以下のような点をお伺いします。

- (1) ご契約者様のお名前
- (2) ご契約の保険証券番号
- (3) 事故発生の日時
- (4) 事故発生の場所
- (5) 事故の原因
- (6) 事故の状況・損害の程度
- (7) 届出官公署名・担当官名
- (8) 修理先(業者名称・電話番号)
- (9) 隣家等を類焼させた場合はその氏名、事故原因が第三者である場合は求償の可否
- (10) 他のお支払いできる保険のご契約の有無
- (11) 事故後のご連絡先

〈お願い〉 迅速な事故のご連絡をお願いいたします。

※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス(最終ページご参照)からもご連絡いただけます。

② 事故の発生原因・被害状況を確認いたします。

〈お願い〉 保険金のお支払いに向け、事故状況や損害状況の確認についてご協力をお願いいたします。

※損害の確認や原因の確認のため、現場の立会を行う場合がありますのでご了承ください。

③ 必要な提出書類を作成いただき、ご提出をお願いいたします。

(下表【保険金請求に必要な書類】ご参照)

〈お願い〉 早期の保険金のお支払いに向け、すみやかに必要書類のご提出をお願いいたします。

【保険金請求に必要な書類】

保険金請求に必要な書類			
事故の種類 必要書類	火災等の 盗難以外	盗難	取付先
保険金請求書	◎	◎	
修理見積書	○	○	修理会社
罹災物件写真	○	○	
事故の発生した敷地内 の見取図	○	○	
損害見積額明細書	○	○	
印鑑証明書	○	○	個人の場合：市町村役場 法人の場合：法務局出張所
建物登記簿謄本	○	○	
住民票	○	○	
権利移転証	○	○	
保険金直接支払指図書	○	○	質権者
支払先確認書	○	○	
事故届書	○	◎	

◎：必ず必要な書類 ○：場合により必要な書類

※工事に関する補償の場合、事故の発生した工事現場内の見取り図、工程表、作業日報、請負金額および請負金額の内訳を証明する書類、事故原因を確認する書類についても、弊社から提出をお願いすることがあります。

※補償の内容等に応じて、上記以外の書類についても、弊社から提出をお願いすることがあります。

④ お支払いする保険金の内容のご確認をお願いいたします。

⑤ 保険金をお支払いいたします。

保険のご契約に質権設定がある場合、保険金をお支払いする際には質権者への確認が必要となりますのでご了承ください。

3 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ（休業に関する補償）



① 事故をご報告いただく際、お客様から以下のような点をお伺いします。

(1) ご契約者様のお名前 (2) ご契約の保険証券番号
 (3) 事故発生の日時 (4) 事故発生の場所
 (5) 事故の原因(推定される原因を含みます。) (6) 被災範囲
 (7) 影響を受ける商品・製品名
 (8) 影響を受ける商品・製品の販売単価、予想数量
 (9) 復旧のスケジュール
 (10) 事故原因が第三者である場合は求償の可否
 (11) 他のお支払いできる保険のご契約の有無

〈お願い〉 迅速な事故のご連絡をお願いいたします。
 ※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス(最終ページご参照)からもご連絡いただけます。

② 原則として、事故後すみやかに立会を行い、以下の事項を確認いたします。

(1) 被災した物件(建物や機械、設備・什器等)
 (2) 被災によって影響を受ける生産設備、営業設備
 (3) 事故原因(推定される原因を含みます。)
 (4) 復旧方法、復旧期間
 (5) 予想損害額

※お客様の事業の内容や事故の状況によって、確認させていただく事項が異なりますので、ご了承ください。

③ 損失の程度等を判定するために必要となる書類のご提出をお願いいたします。

(1) 事故報告書 (2) 原因調査報告書
 (3) 生産(売上)計画と実績 (4) 最終製品の販売単価を示す資料
 (5) 製造フロー図 (6) 復旧工程表
 (7) 日次売上表(休業期間分およびその前年同時期分)
 (8) 営業停止命令書(食中毒事故の場合)
 (9) 損害防止のために支出した費用がある場合は、その額を示す資料

※お客様の事業の内容や事故の状況によって、ご提出いただく書類が異なりますので、ご了承ください。

④ 必要な提出書類を作成いただき、ご提出をお願いいたします。

(下表【保険金請求に必要な書類】ご参照)

〈お願い〉 早期の保険金のお支払いに向け、すみやかに必要書類のご提出をお願いいたします。

【保険金請求に必要な書類】

保険金請求に必要な書類		
必要書類		取付先
保険金請求書	◎	
事故の発生した敷地内の見取図	○	
上記「③損失の程度等を判定するために必要となる書類のご提出をお願いいたします。」に記載している書類	○	
印鑑証明書	○	個人の場合：市町村役場 法人の場合：法務局出張所
営業継続費用を証明する書類	○	
保険金直接支払指図書	○	質権者
支払先確認書	○	

◎：必ず必要な書類 ○：場合により必要な書類
 ※補償の内容等に応じて、上記以外の書類についても、弊社から提出をお願いすることがあります。

⑤ お支払いする保険金の内容のご確認をお願いいたします。

⑥ 保険金をお支払いいたします。

※事案により順番が異なることもあります。

事故が起こった場合の連絡方法や留意点

4 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ (賠償責任に関する補償・労災事故に関する補償(使用者賠償責任))

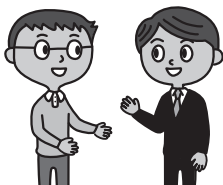


事故発生

ケガ人の救護、損害拡大の防止



①(保険会社へ)事故発生の連絡



②(保険会社との)打ち合わせ、損害の確認



③被害者への賠償



④保険金請求書類の作成・提出



⑤保険金請求内容の確認・承認

⑥保険金のお受取り

①事故をご報告いただく際、お客様から以下のような点をお伺いします。

- (1) ご契約者様のお名前
- (2) ご契約の保険証券番号
- (3) 事故発生の日時(損害賠償請求を受けた場合は、損害賠償請求を受けた日)
- (4) 事故発生の場所
- (5) 事故の状況・損害の内容
- (6) 被害者の住所・氏名(名称)
- (7) (3)から(5)までの事項について証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名(名称)
- (8) 損害賠償請求を受けた場合は、その内容
- (9) 他のお支払いできる保険のご契約の有無
- (10) 事故後のご連絡先

〈お願い〉 迅速な事故のご連絡をお願いいたします。

※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス(最終ページご参照)からもご連絡いただけます。

②事故の発生原因・損害状況等を確認します。これらの確認のため、以下の書類のご提出をお願いいたします。

- (1) ご請求内容が、保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類(請負契約書、業務委託契約書等)
- (2) 事故の原因・状況および損害の程度・金額を確認できる書類(事故現場・被害物の写真、修理費用の見積書、被害者の診断書等)

〈お願い〉 保険金のお支払いに向け、事故状況や損害内容の確認についてご協力をお願いいたします。

※事故状況や損害内容の確認のため、事故現場を訪問したり、ご契約者様・関係者の方からお話を伺う場合がありますのでご了承ください。

③打合せ内容に基づき、示談書の締結や賠償金のお支払い等(弊社から被害者に対して直接、保険金を支払うことを希望される場合を除きます。)を行ってください。

④以下の保険金請求書類を作成いただき、ご提出をお願いいたします。

- (1) 保険金請求書
- (2) お客様が損害賠償責任を負担することを示す判決書等またはお客様と被害者との間の示談書
- (3) お客様が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- (4) お客様が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- (5) 争訟費用等の費用の支出を証する領収書

〈お願い〉 早期の保険金のお支払いに向け、すみやかに必要書類のご提出をお願いいたします。

※補償の内容に応じて、上記以外の書類についても、弊社から提出をお願いすることがあります。

⑤お支払いする保険金の内容のご確認をお願いいたします。

⑥保険金をお支払いいたします。

〈ご注意ください〉

賠償責任保険契約において、お客様に対して損害賠償請求権を有する事故の被害者は、お客様が弊社に対して有する保険金請求権(法律上の損害賠償金に対するものに限ります。)について、先取特権を有します。「先取特権」とは、被害者がお客様が受領した保険金から他の債権に先立って自己の損害賠償債権の弁済を受ける権利をいいます。お客様は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、お客様からの保険金請求に対して弊社が保険金を支払うのは、費用保険金を除き、以下の①から③までのいずれかの場合に限られます。

- ①お客様が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者がお客様への保険金支払を承諾している場合
- ③お客様の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

5 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ (労災事故に関する補償 (法定外補償))

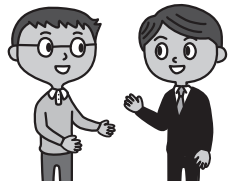


事故発生

ケガ人の救護、災害拡大の防止



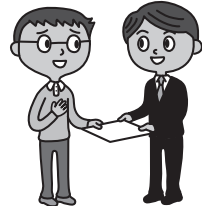
① (保険会社へ) 事故発生の連絡



② (保険会社との) 打ち合わせ、被災内容の確認



③ 保険金請求書類の作成・提出



④ 保険金請求内容の確認・承認

⑤ 保険金のお受取り

⑥ 被災者への補償

① 事故をご報告いただく際、お客様から以下のような点をお伺いします。

- (1) ご契約者様のお名前
- (2) ご契約の保険証券番号
- (3) 事故発生の日時
- (4) 事故発生の場所
- (5) 事故の状況・被災者の状況
- (6) 被災者の住所・氏名
- (7) 他のお支払いできる保険のご契約の有無
- (8) 事故後のご連絡先

<お願い> 迅速な事故のご連絡をお願いいたします。
 ※耳や言葉が不自由なお客様は、ファックス(最終ページご参照)からもご連絡いただけます。

② 事故の発生原因・被害状況等を確認します。これらの確認のため、以下の書類のご提出をお願いいたします。

- (1) 政府労災保険等の給付請求書(写)・支給決定通知書(写)
- (2) ご請求内容が、保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類(登記簿謄本、印鑑証明等)
- (3) 事故の原因・状況および被災の程度を確認できる書類(被災者の診断書、休業証明書等)
- (4) 法定外補償規定(写)(法定外補償規定を定めている場合)

<お願い> 保険金のお支払いに向け、事故状況や被災内容の確認についてご協力をお願いいたします。
 ※事故状況や被災内容の確認のため、事故現場を訪問したり、ご契約者様・関係者の方からお話を伺う場合がありますのでご了承ください。

③ 以下の保険金請求書類を作成いただき、ご提出をお願いいたします。

保険金請求書

<お願い> 早期の保険金のお支払いに向け、すみやかに必要書類のご提出をお願いいたします。
 ※補償の内容に応じて、上記以外の書類についても、弊社から提出をお願いすることがあります。

④ お支払いする保険金の内容のご確認をお願いいたします。

⑤ 保険金をお支払いいたします。

⑥ 被災者の方へ補償金をお支払いください。

お客様が法定外補償規定を定めていない場合は、被災者またはその遺族の補償金受領書を弊社へご提出ください。

<ご注意ください>

労災事故補償条項(法定外補償・使用者賠償責任)において保険金をお支払いするのは、政府労災保険等によって給付が決定された労働災害に限ります。ただし、使用者賠償責任における争訟費用、損害防止軽減費用、協力費用については、政府労災保険等による給付がされない場合であっても、保険金をお支払いします。また、労働災害、後遺障害等級、休業日数等の認定については、政府労災保険等の決定に従います。

※事案により順番が異なることもあります。

事故が起こった場合の連絡方法や留意点

3 お支払いする保険金の概要一覧

超ビジネス保険（事業活動包括保険）でお支払いの対象となる主な保険金および補償の対象となる事故または損害は以下のとおりです。

なお、ご契約内容によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額や条件等の詳細につきましては、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせいただくか、約款をご確認ください。

※被保険者（補償を受けられる方）の範囲や保険金をお支払いする保険の対象の範囲については、各約款にてご確認ください。

1 財産に関する補償

財産に関する補償をご契約いただいた場合、ご契約の内容に応じて、以下の保険金がお支払いの対象となります。

<普通保険約款に基づいてお支払いする保険金>

お支払いする保険金 補償の対象となる事故等	保険証券上の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合 については各約款にてご確認ください。)
事業活動包括保険 普通保険約款（財産補償条項）（P.54～P.64）		
損害 保険金	火災、落雷または破裂 もしくは爆発	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって損害が生じた場合にお支払いします。
	風災、雹災または雪災	風災、雹災または雪災によって損害が生じた場合にお支払いします。
	給排水設備事故の水濡れ等	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって損害が生じた場合にお支払いします。
	騒擾または労働争議等	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害が生じた場合にお支払いします。
	車両または航空機の衝突等	車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって損害が生じた場合にお支払いします。
	建物の外部からの物体の衝突等	建物または保険の対象である建物に付属する門、塀もしくは垣に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって損害が生じた場合にお支払いします。
	盗難	盗難によって盗取、損傷または汚損の損害が生じた場合にお支払いします。
	水災	水災によって損害が生じた場合にお支払いします。浸水条件有型実損払方式を選択された場合は、損害の程度や浸水の態様によってお支払いの可否を判定します。
	電氣的または機械的事故	電氣的または機械的事故によって、保険の対象である空調機やエレベーター等*1のうち、屋外設備装置に該当するものまたは建物もしくは屋外設備装置に付属するものについて損害が生じた場合にお支払いします。 *1 詳細は、P.64の別表2をご確認ください。
	その他偶然な破損事故等	上記事故以外の不測かつ突発的な事故によって損害が生じた場合にお支払いします。
費用 保険金	修理付帯費用保険金	この保険契約で補償する事故によって保険の対象に損害が生じた結果、損害保険金が支払われる場合に、その保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な以下の費用に対して、お支払いします。 ①損害原因調査費用 ②試運転費用 ③仮設物設置費用 ④残業勤務・深夜勤務などの費用 ⑤賃借費用
	損害拡大防止費用保険金	火災、落雷または破裂もしくは爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、以下の費用に対して、お支払いします。ただし、損害保険金が支払われる場合*1に限ります。 ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用 *1 損害保険金が支払われる場合には、免責金額を差し引くことにより損害保険金が支払われないときを含みます。
	請求権の保全・行使手続費用 保険金	損害保険金が支払われる場合で、他人に損害賠償の請求をすることができるときは、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、お支払いします。
	侵入行為再発防止費用保険金	建物または屋外設備装置において保険期間中に侵入行為が生じ、損害保険金が支払われる場合に、侵入行為の再発を防止するために支出した費用のうち、その侵入行為が発生した日から、その日を含めて180日以内に支出した必要かつ有益な以下の費用に対して、お支払いします。 ①防犯シャッター、侵入者探知センサー、ブザーその他これらに類する防犯装置の設置費用 ②侵入行為を監視または記録するための防犯カメラの設置費用
	失火見舞費用保険金	火災、破裂または爆発により第三者の所有物に損害が生じた場合に、それによって生じる見舞金等の費用に対して、お支払いします。
	地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物が半焼以上の損害を受けた場合等に、臨時に生じる費用に対して、お支払いします。

※修理付帯費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金については、特約をご契約いただくことにより、お支払いの対象から除外されている場合があります。ご契約の内容をご確認ください。

<特約に基づいてお支払いする保険金>

お支払いする保険金	保険証券上の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)
輸送中商品・製品等の補償拡大特約 (P.111~P.112)		
損害保険金	【特約等】欄 輸送中商品・製品等補償拡大特約	商品・製品等について、輸送中に生じた建物の外部からの物体の衝突等、盗難、水災、電氣的または機械的の事故・その他偶然な破損事故等のうち、【財産に関する補償「補償の内容」】欄の「輸送中の商品・製品等」欄に○が表示されている事故によって損害が生じた場合にお支払いします。
地震危険補償特約 (敷地内毎支払限度額方式)(P.112~P.114) (縮小支払方式)(P.115~P.117) (共通支払限度額方式)(P.117~P.119)		
損害保険金	【特約等】欄 地震危険補償特約 添付別紙「地震危険補償特約」の【特約名称】欄 地震危険補償特約 (敷地内毎支払限度額方式)	地震または噴火による火災、破裂または爆発によって生じた損害、地震または噴火によって生じた損壊、埋没または流失の損害、地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害に対して、お支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	地震危険補償特約 (縮小支払方式) 地震危険補償特約 (共通支払限度額方式)	損害保険金支払われる場合に、損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、お支払いします。
情報メディア損害費用補償特約 (P.119~P.122)		
情報メディア損害費用保険金	【特約等】欄 情報メディア損害費用補償特約	不測かつ突発的な事故によって、日本国内に所在し、被保険者が所有する情報メディア等*2に損害が生じた場合にお支払いします*3。 *2 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、フラッシュメモリ、フラッシュディスク、磁気ドラム、パンチカード等の情報処理機器で直接処理を行える記録媒体や、それら記録媒体に記録されている情報をいいます。 *3 情報のみに損害が生じた場合は、被保険者が情報を修復、再作成または再取得したときに限り保険金をお支払いします。
弁護士費用等補償特約 (P.122~P.127)		
弁護士費用保険金	【特約等】欄 弁護士費用等補償特約	日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故によって被った被害*4について、法律上の損害賠償請求を行う場合に弁護士費用を負担することによって被る損害に対して、お支払いします。
法律相談費用保険金	弁護士費用等補償特約	日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故によって被った被害*4について、あらかじめ弊社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、お支払いします。
*4 被害者が記名被保険者の業務に従事している間に被った身体の障害または記名被保険者が所有、使用もしくは管理する業務用の財物が損壊もしくは盗取されることをいいます。		
電氣的・機械的の事故の補償対象拡大特約 (P.127~P.128)		
損害保険金	【特約等】欄 電気機械事故の補償対象拡大特約	電氣的または機械的の事故によって、保険の対象である設備・什器等のうち、建物内に収容されており稼働可能な状態にある物に損害が生じた場合にお支払いします。
風災危険設備の風災、雹災および雪災危険補償特約 (P.129)		
損害保険金	【特約等】欄 風災危険設備の風雹雪災補償特約	保険の対象である風災危険設備(街路灯、ゴルフネット等)に、風災、雹災または雪災によって損害が生じた場合にお支払いします。
臨時費用補償特約 (P.129~P.130)		
臨時費用保険金	【特約等】欄 臨時費用補償特約	損害保険金*5が支払われる場合に、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、お支払いします。 *5 地震危険補償特約の損害保険金を除きます。
安定化処置費用補償特約(財産条項用) (P.130~P.131)		
安定化処置費用保険金	【特約等】欄 安定化処置費用補償特約 (財産)	火災、水災等*6により罹災した、保険の対象である建物、機械、設備等のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ベルフォア社(災害復旧専門会社)による安定化処置が実施された場合に、その費用に対して、お支払いします。 *6【財産に関する補償「補償の内容」】欄に○が表示されている事故に限ります。

2 工事に関する補償

工事に関する補償をご契約いただいた場合、ご契約の内容に応じて、以下の保険金がお支払いの対象となります。

<特約に基づいてお支払いする保険金>

お支払いする保険金	保険証券上の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)
工事危険補償特約 (P.133~P.140)		
損害保険金	【工事に関する補償「補償の内容」欄に「○」が表示されている事故が対象です。	工事現場における不測かつ突発的な事故によって、保険の対象*1に生じた損害に対して、お支払いします。 *1 詳細は、「重要事項説明書」をご確認ください。 ※【工事の情報】欄の工事種類⑩~⑮は、保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥による損害については、保険の対象の他の部分に生じた損害のみ補償されます。また、法面・自然面の肌落ちまたは浸食の損害等、固有で保険金をお支払いできない場合があります。
残存物取片づけ費用保険金	保険証券上の表示はありません。	損害保険金がお支払われる場合に、損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、お支払いします。
工事修理付帯費用保険金		損害保険金がお支払われる場合に、損害が生じた保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な以下の費用に対して、お支払いします。 ①損害原因調査費用 ②損害範囲確定費用 ③保険対象外物件の復旧費用 ④貨物運賃 ⑤残業勤務・深夜勤務などの費用
支給材料補償特約 (P.140~P.141)		
損害保険金	【特約等】欄 支給材料補償特約	不測かつ突発的な事故によって、支給材料に生じた損害に対して、お支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	保険証券上の表示はありません。	損害保険金がお支払われる場合に、損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、お支払いします。
工事修理付帯費用保険金		損害保険金がお支払われる場合に、損害が生じた保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な以下の費用に対して、お支払いします。 ①損害原因調査費用 ②損害範囲確定費用 ③保険対象外物件の復旧費用 ④貨物運賃 ⑤残業勤務・深夜勤務などの費用
修理費あんしん補償特約 (P.141~P.142)		
損害保険金	【特約等】欄 修理費あんしん補償特約	損害保険金の額を算出するにあたり、対象工事の請負金額の内訳書を基礎とするのではなく、契約者または被保険者にご提出いただく「復旧時にかかる修理費用の見積書」等を基礎とし、実際にかかる費用をお支払いします。
保証期間に関する特約 (P.142)		
損害保険金	【特約等】欄 保証期間に関する特約	工事の目的物の引渡し後の保証期間中に、対象工事の請負契約に従って被保険者が行う修補作業の拙劣その他の修補作業中の過失による事故や、引渡しの時以前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥による事故によって引渡しの完了した保険の対象に生じた損害に対して、お支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	保険証券上の表示はありません。	損害保険金がお支払われる場合に、損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、お支払いします。
工事修理付帯費用保険金		損害保険金がお支払われる場合に、損害が生じた保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な以下の費用に対して、お支払いします。 ①損害原因調査費用 ②損害範囲確定費用 ③保険対象外物件の復旧費用 ④貨物運賃 ⑤残業勤務・深夜勤務などの費用
工事資材等輸送危険補償特約(P.143~P.145)		
損害保険金	【特約等】欄 工事資材等輸送危険補償特約	不測かつ突発的な事故により、工事現場に向けて輸送中の工所用材料および工所用仮設材に生じた損害に対して、お支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	保険証券上の表示はありません。	損害保険金がお支払われる場合に、損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、お支払いします。
工事修理付帯費用保険金		損害保険金がお支払われる場合に、損害が生じた保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な以下の費用に対して、お支払いします。 ①損害原因調査費用 ②損害範囲確定費用 ③保険対象外物件の復旧費用 ④貨物運賃 ⑤残業勤務・深夜勤務などの費用
臨時費用補償特約(P.145)		
臨時費用保険金	【特約等】欄 臨時費用補償特約	損害保険金がお支払われる場合は、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、お支払いします。
安定化処置費用補償特約 (工事特約用)(P.145~P.146)		
安定化処置費用保険金	【特約等】欄 安定化処置費用補償特約 (工事)	火災、水災等により罹災した保険の対象のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ベルフォア社（災害復旧専門会社）による安定化処置が実施された場合に、その費用に対して、お支払いします。

3 休業に関する補償

休業に関する補償をご契約いただいた場合、ご契約の内容に応じて、以下の保険金がお支払いの対象となります。

<普通保険約款に基づいてお支払いする保険金>

お支払いする保険金 補償の対象となる事故等	保険証券上 の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合 については各約款にてご確認ください。)		
事業活動包括保険 普通保険約款（休業補償条項）（P.65～P.73）				
損害 保険金 火災、落雷または破裂 もしくは爆発 風災、雹災または雪災 給排水設備事故の水濡れ等 騒擾または労働争議等 車両または航空機の衝突等 建物の外部からの物体の衝突 等 盗難 水災 電氣的または機械的の事故 その他偶然な破損事故等 食中毒	【休業に関する補償「補償の内容」欄に「○」が表示されている事故が対象です。	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 風災、雹災または雪災によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 建物または保険の対象である建物に付属する門、塀もしくは垣に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 盗難によって盗取、損傷または汚損の損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 水災によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 電氣的または機械的の事故によって、保険の対象である空調機やエレベーター等*1のうち、屋外設備装置に該当するものまたは建物もしくは屋外設備装置に付属するものについて損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 *1 詳細は、P.72の別表1をご確認ください。 ※ユーティリティ設備に生じた事故によって、営業が休止または阻害されたために生じた損失については、補償されません。 上記事故および下記食中毒以外の不測かつ突発的な事故によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 ※ユーティリティ設備に生じた事故によって、営業が休止または阻害されたために生じた損失については、補償されません。 占有物件における食中毒、占有物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒が発生したこと等により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 ※隣接物件、ユーティリティ設備に生じた事故によって、営業が休止または阻害されたために生じた損失については、補償されません。		
		費用 保険金 営業継続費用保険金	保険証券上の表示はありません。	この保険契約で補償される事故が発生した場合に、標準売上高に相当する額の減少を防止または軽減するために保険金支払対象期間内に生じた追加費用に対して、お支払いします。ただし、その期間内に支出を免れた費用があるときはその額を差し引いた額とします。
		損害拡大防止費用保険金		火災、落雷または破裂もしくは爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、以下の費用に対して、お支払いします。ただし、損害保険金が支払われる場合に限りです。 ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用
		請求権の保全・行使手続費用保険金		損害保険金または営業継続費用保険金が支払われる場合で、他人に損害賠償の請求をすることができるときは、その権利の保全または行使に必要な手続をするための費用に対して、お支払いします。

<特約に基づいてお支払いする保険金>

お支払いする保険金	保険証券上の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)
ネットワーク中断補償特約 (P.146~P.150)		
損害保険金・営業継続費用保険金	【特約等】欄 ネットワーク中断補償特約	ネットワーク構成機器・設備の破損やコンピュータウィルスの侵入等の不測かつ突発的な事由に起因して生じたネットワーク構成機器・設備の機能の全部または一部の停止によって、営業が休止または阻害されたために生じた損失およびその事故によって生じた営業継続費用に対して、お支払いします。
安定化処置費用補償特約(休業条項用) (P.150~P.151)		
安定化処置費用保険金	【特約等】欄 安定化処置費用補償特約(休業)	火災、水災等*2により罹災した、ユーティリティ設備以外の保険の対象で被保険者が所有するものさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ベルフォア社(災害復旧専門会社)による安定化処置が実施された場合に、その費用に対して、お支払いします。 *2【休業に関する補償「補償の内容」欄に○が表示されている事故に限ります。
地震休業補償特約 (P.151~P.155)		
損害保険金	【特約等】欄 地震休業補償特約	保険証券記載の事業所が所在する都道府県の震度観測点において震度6強以上が観測された地震によって、被保険者の保険証券記載の事業所の営業が完全休業したために生じた完全休業損失に対して、お支払いします。
電気的・機械的事故の補償対象拡大特約(休業条項用) (P.155~P.156)		
損害保険金	【特約等】欄 電気機械対象拡大特約(休業)	電気的または機械的事故によって、保険の対象である占有物件のうち、建物内に収容されており稼働可能な状態にある設備・什器等について生じた損害により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。
直接仕入先および納品先物件補償特約 (P.156~P.160)		
損害保険金・営業継続費用保険金・損害拡大防止費用保険金・請求権の保全・行使手続費用保険金	【特約等】欄 直接仕入先・納品先物件補償特約	直接仕入先または直接納品先が占有する日本国内に所在する物件に生じた損害により、被保険者の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失およびその事故によって生じた営業継続費用等に対して、お支払いします。

4 賠償責任に関する補償

賠償責任に関する補償をご契約いただいた場合、ご契約の内容に応じて、「補償の対象となる事故の概要」でご説明している事故に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、法律上の損害賠償金および各種費用(争訟費用、損害防止軽減費用・緊急措置費用、協力費用)をお支払いします。

<普通保険約款に基づいてお支払いする保険金>

お支払いする保険金	補償の対象となる事故	保険証券上の表示	補償の対象となる事故の概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)
事業活動包括保険 普通保険約款(賠償責任補償条項) (P.74~P.78)			
法律上の損害賠償金および各種費用	施設・事業活動遂行事故	「施設・事業活動遂行事故」欄に「○」が表示されている場合が対象です。	次の事由に起因する他人の身体の障害または財物の損壊 ①被保険者による施設の所有、使用または管理 ②被保険者による事業活動の遂行
	生産物・完成作業事故	「生産物・完成作業事故」欄に「○」が表示されている場合が対象です。	次の事由に起因する他人の身体の障害または財物の損壊 ①生産物 ②被保険者によって行われた事業活動の結果

<追加特約（賠償用）（自動セット）に基づいてお支払いする保険金>

賠償責任に関する補償をご契約いただいた場合、追加特約（賠償用）が自動セットされます。

お支払いする 保険金	補償の対象 となる事故	保険証券上 の表示	補償の対象となる事故の概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合 については各約款にてご確認ください。)
事業活動包括保険 追加特約（賠償用）（P.161～P.170）			
法律上の損害賠償 金および各種費用	国外事業活動事故	「国外事業活動事故」欄に「○」が表示されている場合が対象です。	【施設・事業活動遂行事故を補償対象としている場合に限りします。】 記名被保険者の日本国外における一時的*1な事業活動により発生した施設・事業活動遂行事故 *1 その事業活動に従事する者が出国してから帰国するまでの期間が30日以内（保険事故対応のための日数を含みません。）である場合をいいます。
	国外流出生産物事故	「国外流出生産物事故」欄に「○」が表示されている場合が対象です。	【生産物・完成作業事故を補償対象としている場合に限りします。】 生産物が被保険者以外の日本国内に住所を有する者により日本国外に持ち出されたことにより発生した生産物・完成作業事故。 ただし、その生産物が輸出用製品またはその構成部品・原材料として製造・販売・提供されたものである場合を除きます。
	国外管理下財物事故	「国外管理下財物事故」欄に「○」が表示されている場合が対象です。	【管理下財物事故（→P.183をご参照ください。）を補償対象としている場合に限りします。】 記名被保険者の日本国外における一時的*2な事業活動により発生した被保険者の管理下財物の損壊、紛失、盗取、詐取。 ただし、管理下財物には、支給財物、リース・レンタル財物および現金・貴重品を含みません。 *2 その事業活動に従事する者が出国してから帰国するまでの期間が30日以内（保険事故対応のための日数を含みません。）である場合をいいます。
	作業場内専用車による事故		【施設・事業活動遂行事故を補償対象としている場合に限りします。】 作業場*3の内部において被保険者が事業活動の遂行のために所有、使用または管理する作業場内専用車（→P.161をご参照ください。）による他人の身体の障害または財物の損壊 *3 被保険者が日本国内において事業活動を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。
	医薬品の販売・提供等に起因する事故		【施設・事業活動遂行事故を補償対象としている場合に限りします。】 施設・事業活動遂行事故において、記名被保険者の日本国内における医薬品販売業務による薬局や薬店の所有、使用または管理および薬局や薬店における医薬品の販売・提供に起因する他人の身体の障害または財物の損壊 【生産物・完成作業事故を補償対象としている場合に限りします。】 生産物・完成作業事故において、記名被保険者の日本国内における医薬品販売業務による薬局や薬店で販売・提供された医薬品に起因する他人の身体の障害または財物の損壊
	<工事業> データ損壊事故		【施設・事業活動遂行事故、生産物・完成作業事故または管理下財物事故をそれぞれ補償対象としている場合に限りします。】 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータ・プログラムの滅失または破損であって、有体物の損壊を伴わずに発生したものの
	<工事業> 工事完成遅延事故	保険証券上の表示はありません。	【施設・事業活動遂行事故、生産物・完成作業事故または管理下財物事故をそれぞれ補償対象としている場合に限りします。】 施設・事業活動遂行事故、生産物・完成作業事故または管理下財物事故を直接の原因として発生した工事（→対象となる工事の条件は、P.162をご参照ください。）の完成遅延。ただし、次のすべての条件を満たす場合に限りします。 ①完成遅延の原因となった施設・事業活動遂行事故、生産物・完成作業事故または管理下財物事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生し、普通保険約款（賠償責任補償条項、基本条項）およびご契約されている特約に基づき保険金支払の対象となること ②施設・事業活動遂行事故、生産物・完成作業事故または管理下財物事故の発生による完成遅延が、履行期日の翌日から起算して6日以上にわたるものであること
<警備業務> 警備対象物に起因する事故		【施設・事業活動遂行事故または生産物・完成作業事故をそれぞれ補償対象としている場合に限りします。】 ・警備業務による他人の財物の紛失、盗取または詐取 【施設・事業活動遂行事故を補償対象としている場合に限りします。】 ・警備業務による自動車等の所有・使用・管理に起因する警備対象物（管理下財物（→P.47をご参照ください。）に該当するものを除きます。）の損壊、紛失、盗取または詐取 【管理下財物事故を補償対象としている場合に限りします。】 ・被保険者が運送を受託した警備対象物の損壊、紛失、盗取または詐取 ・保管・修理等を目的として寄託された警備対象物について、保管施設外で発生した警備対象物の損壊、紛失、盗取または詐取 ・警備対象物である自動車・原動機付自転車の付属品のうち、カーナビ、ETC車載器等の損壊、紛失、盗取または詐取	

お支払いする 保険金	補償の対象 となる事故	保険証券上 の表示	補償の対象となる事故の概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合 については各約款にてご確認ください。)
事業活動包括保険 追加特約 (賠償用) (P.161~P.170)			
法律上の損害賠償 金および各種費用	<人材派遣業務> 不誠実行為事故	保険証券上の表示 はありません。	【施設・事業活動遂行事故を補償対象としている場合に限りします。】 記名被保険者の日本国内における人材派遣業務*4において、記名被保険者の 使用人による不誠実行為*5に起因して他人の財産が不法に領得されたこと *4 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法 律」に基づいて行う労働者派遣事業をいいます。 *5 日本国内において発生した窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背 任行為をいいます。
	<介護業務> 行方不明時使用不 能損害事故		【施設・事業活動遂行事故を補償対象としている場合に限りします。】 記名被保険者の日本国内における介護業務 (→P.162をご参照ください。)に おいて、認知症またはその疑いのある介護サービス利用者が行方不明となっ た場合に、その者の行為に起因して、他人の財物の全部または一部を使用不能と すること。ただし、他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに発生した場合 に限りします。
	<介護業務> 特定感染症事故		【施設・事業活動遂行事故を補償対象としている場合に限りします。】 記名被保険者が介護サービスを提供する施設において、介護サービス利用者が 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感 染症、二類感染症または三類感染症を発生し、記名被保険者が所定の費用を負 担することによって被る損害
	<介護業務> サービス利用者捜 索事故		【施設・事業活動遂行事故を補償対象としている場合に限りします。】 介護サービス利用者が介護サービスを利用している間に行方不明となり、記名 被保険者が所定の費用を負担することによって被る損害
	<居宅介護支援業 務> 経済的事故		【施設・事業活動遂行事故を補償対象としている場合に限りします。】 記名被保険者の日本国内における居宅介護支援業務 (→P.168をご参照くだ さい。)において、要介護・要支援状態にある者または介護予防・生活支援サー ビス事業の対象者の財産に金銭上の損害を与えること*6 *6 身体の障害、精神的被害および財物の損壊、紛失、盗取または詐欺による ものを含みません。
	<クリーニング業 務> 洗たく物の誤配に 起因する事故		【管理下財物事故を補償対象としている場合に限りします。】 洗たく物の誤配

<特約に基づいてお支払いする保険金>

お支払いする 保険金	補償の対象 となる事故	保険証券上 の表示	補償の対象となる事故の概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合 については各約款にてご確認ください。)
財物損壊を伴わない使用不能損害事故補償特約 (P.170~P.172)			
法律上の損害賠償 金および各種費用	財物損壊を伴わ ない使用不能損害事 故	「財物損壊を伴わ ない使用不能損害 事故」欄に「○」 が表示されている 場合が対象です。	次のもの。ただし、使用不能の原因となる事象が、不測かつ突発的に発生した 場合に限りします。 (1) 次の①または②の事由に起因する他人の財物の全部または一部の使用不能。 ただし、他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに発生した場合に限 ります。 ①被保険者による施設の所有、使用または管理 ②被保険者による事業活動の遂行 (2) 次の①または②の事由に起因する他人の財物の全部または一部の使用不能。 ただし、他人の身体の障害もしくは財物の損壊を伴わずに発生した場合ま たは生産物・仕事の目的物損壊のみが発生した場合に限りします。 ①生産物 ②被保険者によって行われた事業活動の結果
人格権・宣伝侵害事故補償特約 (P.173~P.176)			
法律上の損害賠償 金および各種費用	人格権・宣伝侵害 事故	「人格権・宣伝侵 害事故」欄に「○」 が表示されている 場合が対象です。	①不当な身体の拘束や口頭または文書もしくは図画等の表示による他人の自 由・名誉・プライバシー・肖像権の侵害 ②労働条件について行った差別的・不利益な取扱いや性的言動による使用人の 精神的苦痛、自由・名誉・プライバシーの侵害 ③製造・販売・提供した商品等に関する広告・宣伝によって発生した他人の著作 権の侵害または他人もしくはその商品等に対する誹謗・中傷による権利侵害
被害者治療費用補償特約 (P.176~P.177)			
被害者治療費用	賠償責任補償条項 またはご契約され た各特約において 補償対象となる事 故	「被害者治療費用」 欄に「○」が表示 されている場合が 対象です。	事故によって身体の障害を被った被害者に対し被保険者が治療費用*7を負担す ることによって被る損害 *7 治療の原因となった事故の発生日からその日を含めて1年以内に生じた治 療費用に限りします。

お支払いする 保険金	補償の対象 となる事故	保険証券上 の表示	補償の対象となる事故の概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合 については各約款にてご確認ください。)
地盤崩壊事故補償特約 (P.177~P.178)			
法律上の損害賠償 金および各種費用	地盤崩壊事故	【その他の特約等】 欄 地盤崩壊事故補償 特約	地下工事等の遂行に伴う次の損壊 ①土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる工作物・植物・土地の損壊 ②土地の軟弱化・土砂の流出入により発生した地上の工作物・その基礎部分・ 土地の損壊 ③地下水の増減によって生じる土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂 崩れ・土砂の流出入により発生した工作物・植物・土地の損壊
託児による0歳児の身体障害補償特約 (P.178)			
法律上の損害賠償 金および各種費用	0歳児の身体障害	【その他の特約等】 欄 託児による0歳身 体障害補償特約	施設・事業活動遂行事故で補償対象外としている託児による0歳児の身体障害
不良完成品事故補償特約 (P.178~P.179)			
法律上の損害賠償 金および各種費用	不良完成品事故	「不良完成品事故」 欄に「○」が表示 されている場合が 対象です。	次の財物の損壊およびその使用不能 ①完成品*8 ②生産物もしくは完成品*8が機械・工具である場合または機械・工具の制御装 置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工さ れた財物 *8 生産物を原材料、部品、容器または包装として使用して製造または加工さ れた財物をいいます。
生産物・仕事の目的物損壊事故補償特約 (P.179~P.180)			
法律上の損害賠償 金および各種費用	生産物・仕事の目 的物損壊事故	「生産物・仕事の 目的物損壊事故」 欄に「○」が表示 されている場合が 対象です。	次の①または②の財物（生産物・完成作業事故の補償にて対象となる事故*9の 原因となった財物に限ります。）の損壊およびその使用不能 ①生産物 ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加 えられるべきであった場合を含みます。） *9 不良完成品事故補償特約をご契約されている場合は、不良完成品事故補償 特約で補償対象となる事故を含みます。
不良品・納期遅延による他人の経済損害事故補償特約 (P.180~P.182)			
法律上の損害賠償 金および各種費用	不良品・納期遅延 による他人の経済 損害事故	【その他の特約等】 欄 不良品・納期遅延 経済損害特約	次の事由に起因する他人の事業の休止または阻害。ただし、他人の身体の障害 もしくは財物の損壊を伴わずに発生した場合または生産物・仕事の目的物損壊 のみが発生した場合に限ります。 (1) 生産物*10の欠陥 (2) 生産物*10の仕様等で意図された機能、効能、目的または条件を発揮また は充足しなかったこと。 (3) 次のいずれかの事由に起因する予定生産物*11の納品不能または納期遅延 ①火災または破裂もしくは爆発 ②①以外の不測かつ突発的な事由によって予定生産物*11を製造または加 工する設備・装置に生じた損壊または機能停止 *10 記名被保険者が日本国内で製造または販売し（製造または販売以外の方法 による提供を含みません）、記名被保険者の占有を離れた財物をいいます。 これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。 *11 記名被保険者が日本国内で製造または販売を予定しており、かつその納期 が定められている記名被保険者の占有を離れる前の財物をいい、これに付 随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。
管理下財物事故補償特約 (P.183~P.186)			
法律上の損害賠償 金および各種費用	管理下財物事故	「管理下財物事故」 「管理自動車事故」 「リースレンタル 財物損壊事故」 「支給財物事故」 「現金・貴重品事 故」 「自動車使用不能 損害事故」欄に 「○」が表示され ている場合が対象 です。	次の事由に起因する被保険者の管理下財物の損壊、紛失、盗取または詐欺*12 ①被保険者による施設の所有、使用または管理 ②被保険者による事業活動の遂行 「管理下財物」とは、次の財物をいいます。ただし、⑦については、その財物 を紛失し、またはその財物が盗取・詐欺された場合に限り、「管理下財物」と みなします。 ①占有または使用している財物 ②直接作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分をいいます。） ③他人から借りている財物（リース契約により占有する財物を含みます。） ④保管施設において保管を目的として預かっている財物 ⑤コインロッカー等に一時的に収納された他人の財物（④の財物を除きます。） ⑥支給財物 ⑦客の来集を目的とする場屋の営業で、その場屋の中に客が携帯した財物（① ～⑥の財物を除きます。） *12 その財物に関する正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠 償責任に限ります。なお、被保険者のリース・レンタル財物については、 損壊に限ります。

お支払いする 保険金	補償の対象 となる事故	保険証券上 の表示	補償の対象となる事故の概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合 については各約款にてご確認ください。)
コインロッカー等 収納品見舞費用	事故（コインロッカー等に利用者が一時的に収納した財物に生じた損壊、紛失、盗取または詐取）	「コインロッカー等収納品見舞費用」欄に「○」が表示されている場合が対象です。	事故について、被保険者が利用者に対して見舞金を支払ったことによって被る損害。ただし、被保険者がその財物の損壊等について法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。
リース・レンタル財物盗取・詐取事故補償特約（P.186～P.187）			
法律上の損害賠償 金および各種費用	リース・レンタル財物盗取・詐取事故	「リースレンタル財物盗取・詐取事故」欄に「○」が表示されている場合が対象です。	被保険者がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている財物（不動産を除きます。）の紛失、盗取または詐取*13 *13 その財物に関する正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任に限ります。
借用不動産損壊事故補償特約（P.187～P.188）			
法律上の損害賠償 金および各種費用	借用不動産損壊事故	「借用不動産損壊事故」欄に「○」が表示されている場合が対象です。	不測かつ突発的な事由による借用不動産*14の損壊*15
借用不動産 修理費用	借用不動産損壊事故	「借用不動産修理費用」欄に「○」が表示されている場合が対象です。	不測かつ突発的な事由による借用不動産*14の損壊について記名被保険者が借用不動産修理費用（→P.188をご参照ください。）を負担することによって被る損害。ただし、記名被保険者がその借用不動産の損壊について貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。
<p>*14 記名被保険者が事業活動遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものをいい、これに備え付けられ同時に借用する什器・備品を含みます。 1年未満のものは、「管理下財物事故補償特約」で対象となる「管理下財物」に含まれます。</p> <p>*15 その貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任に限ります。</p>			
事故対応費用補償特約（P.189～P.190）			
訴訟対応費用	賠償責任補償条項またはご契約された各特約において補償対象となる事故（ただし、サイバー・情報漏えい事故、情報漏えい事故、リコール事故を除きます。）	「事故対応費用」欄に「○」が表示されている場合が対象です。	事故について、日本国内で被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（→P.189をご参照ください。）を支出したことによって被る損害
初期対応費用	賠償責任補償条項またはご契約された各特約において補償対象となる事故（ただし、サイバー・情報漏えい事故、情報漏えい事故、リコール事故を除きます。）	「事故対応費用」欄に「○」が表示されている場合が対象です。	事故について、被保険者が初期対応費用（→P.189をご参照ください。）を支出したことによって被る損害
信頼回復広告費用	賠償責任補償条項またはご契約された各特約において補償対象となる事故（ただし、サイバー・情報漏えい事故、情報漏えい事故、リコール事故を除きます。）	「事故対応費用」欄に「○」が表示されている場合が対象です。	事故について、記名被保険者が信頼回復広告費用（→P.189をご参照ください。）を支出したことによって被る損害。ただし、法律上の損害賠償金または各種費用に対する保険金が支払われるときに限ります。
サイバー・情報漏えい事故補償特約（P.190～P.197）			
法律上の損害賠償 金および各種費用	サイバー・情報漏えい事故	「サイバー・情報漏えい事故」に「○」が表示されている場合が対象です。	次のもの (1) 記名被保険者のITユーザー行為・IT業務（→P.190をご参照ください。）の遂行に起因して発生した次の事由。ただし、個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。 ①他人の事業の休止または障害 ②磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り、 ③①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生 (2) 記名被保険者の日本国内における事業活動に起因して生じる個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれ
サイバー・情報漏えい事故 対応費用	サイバー・情報漏えい事故	「サイバー・情報漏えい事故対応費用」に「○」が表示されている場合が対象です。	事故対応期間*16内に生じたセキュリティトラブル*17に対応するために、被保険者が支出する原因調査費用・セキュリティ強化費用等やサイバー・情報漏えい事故に起因する訴訟対応を行うために要した費用（→P.191をご参照ください。）を負担することによって被る損害。ただし、他人から回収できる金額がある場合は、その金額を控除した額とします。 *16 被保険者が最初にセキュリティトラブルを発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。 *17 次のものをいいます。ただし、③は不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用などの一部の補償についてのみ、セキュリティトラブルに含まれます。 ①サイバー・情報漏えい事故 ②①を引き起こすおそれのある不正アクセス等 ③②のおそれ

お支払いする 保険金	補償の対象 となる事故	保険証券上 の表示	補償の対象となる事故の概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合 については各約款にてご確認ください。)
情報漏えい事故補償特約 (P.197~P.201)			
法律上の損害賠償 金および各種費用	情報漏えい事故	「情報漏えい事故」 欄に「○」が表示 されている場合が 対象です。	記名被保険者の日本国内における事業活動に起因して生じる個人情報もしくは 法人情報の漏えいまたはそのおそれ
	第三者請求事故	「第三者請求事故」 欄に「○」が表示 されている場合が 対象です。	被害者または被害にあった法人以外の第三者が、情報漏えい事故に起因して費用 を負担することによって被る損害について、被保険者に対して損害賠償請求 がなされたもの
情報漏えい 対応費用	情報漏えい事故	「情報漏えい対応 費用」欄に「○」 が表示されている 場合が対象です。	情報漏えい事故に起因して、被保険者が事故対応期間*18内に生じた情報漏えい 対応費用(→P.198をご参照ください。)を負担することによって被る損害。 ただし、他人から回収できる金額がある場合は、その金額を控除した額とします。 *18 被保険者が最初に情報漏えい事故を発見した時からその翌日以降180日が 経過するまでの期間をいいます。
リコール事故補償特約 (P.202~P.207)			
リコール費用	リコール事故	「リコール事故」 欄に「○」が表示 されている場合が 対象です。	次のいずれかのリコールにより記名被保険者がリコール費用(→P.202をご参 照ください。)を負担することによって被る損害。 ①対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じた生産物のリコール ②法令*19の規定に基づき、製造・販売等を禁止されている製品等のリコール ③品質保持期限の表示漏れ・誤りがある生産物のリコール ④食品・医薬品への異物混入またはそのおそれが生じたことにより実施するリ コール ただし、リコールの実施が、次のいずれかの事由により客観的に明らかになっ た場合に限ります。 ①行政庁に対する届出または報告等 ②新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告 ③回収等の実施についての行政庁の命令 *19 「食品衛生法」、「食品表示法」の一部の規定、「愛がん動物用飼料の安全性 の確保に関する法律」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」、 または「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律(旧薬事法)」をいいます。

5 労災事故に関する補償

労災事故補償条項をご契約いただいた場合、ご契約の内容に応じて、以下の保険金がお支払いの対象となります。

<普通保険約款に基づいてお支払いする保険金>

お支払いする保険金	保険証券上 の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合 については各約款にてご確認ください。)
事業活動包括保険 普通保険約款(労災事故補償条項) (P.79~P.82)		
①法定外補償		
死亡補償保険金	「法定外補償」欄に「○」 が表示されている場合が 対象です。	被保険者の被用者が業務上の事由または通勤により死亡した場合に、被保険者 が被用者の遺族に対して法定外補償(政府労災保険等の上乗せ補償)を行うこ とによって被る損害に対して、あらかじめ設定した金額をお支払いします。 ※死亡補償保険金と後遺障害補償保険金は重複してはお支払いしません。どちらか高 いほうの金額を限度とします。
後遺障害補償保険金		被保険者の被用者が業務上の事由または通勤により後遺障害を被った場合に、 被保険者が被用者またはその遺族に対して法定外補償(政府労災保険等の上乗 せ補償)を行うことによって被る損害に対して、あらかじめ設定した金額をお 支払いします。 ※死亡補償保険金と後遺障害補償保険金は重複してはお支払いしません。どちらか高 いほうの金額を限度とします。
休業補償保険金		被保険者の被用者が業務上の事由または通勤により身体の障害を被り休業した 場合に、被保険者が被用者またはその遺族に対して法定外補償(政府労災保険 等の上乗せ補償)を行うことによって被る損害に対して、あらかじめ設定した 金額をお支払いします。ただし、賃金を受けない第4日目以降の期間に対して、 1,092日分を限度とします。 ※休業補償保険金は、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金と重複して、合算し てお支払いします。
災害付帯費用保険金		死亡補償保険金または後遺障害等級区分第1級から第7級までの後遺障害補償 保険金が支払われる場合に、お支払いします。

お支払いする保険金	保険証券上の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)
②使用者賠償責任		
法律上の損害賠償金	「使用者賠償」欄に「○」が表示されている場合が対象です。	被保険者の被用者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害について、被保険者が使用者として法律上の損害賠償責任を負った場合に、法律の規定に基づき被保険者が被用者に対して行う賠償債務の弁済としての支出を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
争訟費用		損害賠償請求に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した弁護士費用や訴訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）に対して、保険金をお支払いします。
損害防止軽減費用		被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全・行使に必要な手続を講じるために弊社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用に対して、保険金をお支払いします。
事業活動包括保険 普通保険約款（労災事故補償条項）（P.79～P.82）		
協力費用	「使用者賠償」欄に「○」が表示されている場合が対象です。	弊社が被保険者に代わって被用者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために要した費用に対して、保険金をお支払いします。

<特約に基づいてお支払いする保険金>

お支払いする保険金	保険証券上の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)
退職者加算補償特約（P.209）		
退職者加算保険金	【特約等】欄 退職者加算補償特約	被保険者の被用者が法定外補償の後遺障害補償保険金の支払対象となる身体の障害を被り、その身体の障害の直接の結果として退職した場合に、あらかじめ設定した金額をお支払いします。
事故対応費用補償特約（使用者賠償用）（P.209～P.211）		
訴訟対応費用	「事故対応費用」欄に「○」が表示されている場合が対象です。	使用者賠償責任の原因となった被用者の身体の障害について、日本国内で被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（→P.210をご参照ください。）を支出したことによって被る損害に対して、お支払いします。
初期対応費用		使用者賠償責任の原因となった被用者の身体の障害について、被保険者が初期対応費用（→P.210をご参照ください。）を支出したことによって被る損害に対して、お支払いします。
信頼回復広告費用		使用者賠償責任の原因となった被用者の身体の障害について、被保険者が信頼回復広告費用（→P.210をご参照ください。）を支出したことによって被る損害に対して、お支払いします。ただし、使用者賠償責任において法律上の損害賠償金または各種費用に対する保険金が支払われるときに限ります。

ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称
超ビジネス保険	事業活動包括保険
財産に関する補償	事業活動包括保険（財産補償条項）
工事に関する補償	工事危険補償特約
休業に関する補償	事業活動包括保険（休業補償条項）
賠償責任に関する補償	事業活動包括保険（賠償責任補償条項）
労災事故に関する補償	事業活動包括保険（労災事故補償条項）

Ⅱ.事業活動包括保険の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。また、約款の見方等についてもご説明しております。ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認くださいませようお願いいたします。

1 約款の構成・見方

約款とは、ご契約者・被保険者(補償を受けられる方)等と保険会社それぞれの権利・義務等、保険契約の内容を定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

1 約款の構成

超ビジネス保険(事業活動包括保険)の約款の構成は、以下のとおりです。

普通保険約款については、「用語の定義」のほか、ご契約の内容に応じて第1章～第4章の各補償条項が、それぞれ第5章の基本条項とあわせて適用されます。

1. 事業活動包括保険普通保険約款

基本的な補償の内容等を定めるものです。特約をあわせてご契約いただくことで、普通保険約款に定められた補償の内容等を変更・追加・削除することができます。

(1) 用語の説明

【用語の定義】約款で使用される主な用語の定義を記載しています。

(2) 基本的な補償

第1章 財産補償条項：財産に生じる損害についての補償の内容を記載しています。

第2章 休業補償条項：事業の休業に伴う損失についての補償の内容を記載しています。

第3章 賠償責任補償条項：事業活動において発生する法律上の損害賠償責任についての補償の内容を記載しています。

第4章 労災事故補償条項：被用者への政府労災の上乗せ補償および使用者としての法律上の損害賠償責任についての補償の内容を記載しています。

(3) ご契約の手続き、保険料の払込方法等のとりきめ

第5章 基本条項：ご契約の手続き、保険料の払込方法等を記載しています。

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第2節 保険料の払込み

第3節 事故発生時等の手続

第4節 保険金請求手続

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

第6節 保険料の返還、追加または変更

第7節 その他事項

別表・付表



2. 事業活動包括保険の特約

普通保険約款に規定された補償の内容等を変更、追加、削除するもので以下の2種類があります。

①ご契約内容により自動セットされる特約

(例) レンタル物件不担保特約(財産補償条項)

②お申出により任意にご契約いただくことができる特約*1

(例) ネットワーク中断補償特約(休業補償条項)

*1 特約は、お客様のニーズに合わせてお選びいただけますが、ご契約いただく普通保険約款の補償条項等によって、ご契約いただける特約が異なります。具体的には、P.6記載の「3 事業活動包括保険の特約」をご確認ください。

3 解約・中途更新の場合の返れい金の計算方法

ご契約を解約または中途更新される場合の返れい金はご契約内容に応じて計算します。

用語解説

用語	説明													
月割	既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。													
	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで		
	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$		
	既経過期間・未経過期間が1日未満の場合は、0/12とします。													
短期率	既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。													
	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
	既経過期間・未経過期間が1日未満の場合は、「7日まで」とします。													
年間適用保険料	解約日時点のご契約内容に基づく、保険期間を1年間とした場合の保険料をいいます。 なお、保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、始期日における保険料に基づき算出するものとします。													

返れい金の計算方法

$$\text{返還する保険料の額} = \text{年間適用保険料} \times (1 - \text{係数})^{*1}$$

*1 日割計算の場合は、「年間適用保険料 × (未経過日数/365)」とします。

【ご注意ください】

- 返れい金の計算方法は、保険期間、払込方法等によって異なります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。
- 実際には、補償ごとに1円位を四捨五入して10円単位で返還する保険料の額を計算します。計算の順序・計算過程における端数処理・契約内容変更の有無等の影響により、計算方法に従って算出される金額と実際に返還される金額が異なる場合があります。
- 解約時または解除時に未払込保険料がある場合は、計算式に従って算出される金額から未払込保険料相当額を差し引いて保険料を返還します。なお、未払込保険料の額が返還する保険料の額を上回る場合は、その差額をご契約者に請求します。

ご契約を解約される場合およびご契約を中途更新される場合における、返れい金の計算方法の具体例は以下のとおりです。

※ いずれも、下記ケースに記載の払込方法の場合で、財産補償条項のみを補償しており、保険の対象が建物のみでかつ、各種特約をセットしていないご契約の具体例です。弊社が作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。

ケース① ご契約を解約される場合	
係数	払込方法が一時払の場合：既経過期間に対応する短期率 払込方法が一時払以外の場合：既経過期間に対応する月割
具体例①	払込方法が一時払の場合
計算条件	始期日から6か月後に解約（既経過期間に対応する短期率：70%）、年間適用保険料300,000円
	返還する保険料の額 $300,000円 \times (1 - 70\%) = 90,000円$
具体例②	払込方法が一時払以外の場合
計算条件	始期日から6か月後に解約（既経過期間に対応する月割：6/12） 年間適用保険料300,000円 既に払込みいただいた保険料125,000円 未払込保険料175,000円
	返還する保険料の額 $300,000円 \times (1 - 6/12) = 150,000円$ ※ 未払込保険料との差額25,000円(175,000円 - 150,000円)を請求します。
ケース② ご契約を中途更新される場合	
係数	未経過期間に対応する日割 ^{*2}
具体例	
計算条件	払込方法：一時払 既経過日数181日目に中途更新（未経過日数184日） ^{*3} 年間適用保険料300,000円
	返還する保険料の額 $300,000円 \times (184/365) = 151,230円$

*2 計算方法の式において、「年間適用保険料 × (未経過日数/365)」とします。 *3 閏年ではない年のケースとします。

2 事業活動包括保険普通保険約款

【用語の定義】

普通保険約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりで、○印が記載された条項にそれぞれの用語が使用されています。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

用語	定義	【用語の定義】 基本条項	財産補償条項	休業補償条項	賠償責任補償条項	労災事故補償条項
アーケード	屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。			○		
粗利益	売上高から商品仕入高および原材料費(*1)を差し引いた残高をいいます。 (*1) 商品仕入高および原材料費については、期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。	○				
粗利益率	粗利益を売上高で除した割合をいいます。			○		
売上減少高	標準売上高から保険金支払対象期間の売上高を差し引いた残額をいいます。			○		
売上高	記名被保険者が日本国内において販売した商品・製品等の対価の総額ならびに加工料収入および役務提供による営業収入の対価の総額(*1)をいいます。 (*1) 損益計算書、決算書その他の会計報告書類が作成されている場合は、これらに記載された金額とします。	○	○	○		
営業継続費用	標準売上高に相当する額の減少を防止または軽減するために保険金支払対象期間内に生じた追加費用(*1)をいい、同期間内に支出を免れた費用があるときはその額を差し引いた額とします。ただし、次に規定するものは追加費用(*1)に含まれません。 (1) 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用 (2) 休業補償条項第1条(この条項の補償内容) (1)に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた場合に、その保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、保険金支払対象期間を短縮するために同期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、追加費用に含まれるものとします。 (3) 一時使用のために取得した物件の保険金支払対象期間終了時における時価額に相当する部分 (*1) 追加費用とは、必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。		○	○		
L Pガス販売業務	L Pガスの供給およびこれに伴うL Pガスの製造・貯蔵・充てん・移動などの業務をいい、器具(*1)の販売・貸与および配管、器具(*1)の取付・取替、器具(*1)・導管の点検・修理などの作業を含みます。 (*1) 器具とは、L Pガス容器その他のガス器具をいいます。				○	
屋外設備装置	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。	○	○	○		

備考

用語	定義	【用語の定義】 基本条項	財産補償条項	休業補償条項	賠償責任補償条項	労災事故補償条項
掘削機械	ブルドーザー、パワーショベル、クラムシェル、ローディングショベル、バックホウ、トラクターショベル、バケットホイールエクスカベーター、タワーエクスカベーター、タワースクレーパー等、工事現場で土砂、岩石等を掘削することを目的とした機械(*1)をいいます。 (*1) 機械には、機械に付属する部品を含みます。		○	○		
原動機付自転車	125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いすおよび歩行補助車等以外のものをいいます。	○	○	○	○	
高額貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。	○	○			
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*1)、ジャイロプレーンをいいます。 (*1) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。	○	○	○	○	
工事中仮設建物	工事を行うために工事現場において一時的に設置される現場事務所、宿舍、倉庫等の建物をいいます。ただし、工事期間外においても恒久的に使用される建物は含みません。	○	○	○		
工事中仮設物	本工事または仮工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備をいいます。	○	○	○		
工場物件	次の(1)、(2)または(3)の工場敷地内(*1)に所在する物をいいます。 (1) (2)および(3)以外のもので次の①、②または③のいずれかに該当する工業上の作業(*2)(*3)を行う工場 ① 工業上の作業(*2)(*3)に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの ② 工業上の作業(*2)(*3)に使用する電力(*4)の合計が100kW以上の設備を有するもの ③ 作業人員(*5)が常時50人以上のもの (2) 熱供給事業者(*6)が事業用として占有する熱発生所 (3) 次の①、②または③のいずれかに該当する電力施設 ① 電気事業者(*7)または鉄道事業者(*8)が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所 ② 自らの工業上の作業(*2)(*3)に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した発電所で、その最大出力が100kW以上のもの ③ 自らの工業上の作業(*2)(*3)に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した変電所で、その設備容量（主要変圧器の定格容量の合計）が100kVA以上のもの (*1) 工場敷地内とは、特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、工業上の作業(*2)(*3)を行う建物または屋外設備装置が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の者によって占有されているものをいいます。この場合、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。	○	○			

	<p>(*2) 工業上の作業とは次のものをいいます。</p> <p>ア. 製造または加工作業</p> <p>イ. 機械、器具類の修理または改造作業</p> <p>ウ. 廃棄物の再資源化作業(*9)</p> <p>エ. その他次の作業</p> <p>(ア) 鉱石、鉱油または天然ガスの採取作業</p> <p>(イ) 熱供給事業者(*6)が事業用として占有する熱発生所において行う熱供給作業</p> <p>(ウ) 電気事業者(*7)または鉄道事業者(*8)が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所において行う発電、変電または開閉作業</p> <p>(エ) 電気事業者(*7)および鉄道事業者(*8)以外の者が、自らのア.、イ.、ウ.またはエ.の(ア)、(イ)もしくは下記(オ)の工業上の作業に使用するために、発電所または変電所として独立の敷地内を設けて行う発電または変電作業</p> <p>(オ) (ア)から(エ)まで以外の作業のうち、次の作業</p> <p>a. 動物のと畜または解体作業</p> <p>b. 蚕種の製造作業</p> <p>c. 農産物のうち、豆または種子を選別する作業</p> <p>d. 洗濯業者が行う衣服その他の洗濯作業</p> <p>e. ガス充てん業者が行うガスの充てん作業</p> <p>f. 梱包業者または包装業者が行う物品の荷造または包装作業</p> <p>g. 石油精製工場敷地外に所在し石油精製業者が占有する貯油所または石油輸出入業者、石油貯油業者もしくは石油卸売業者が占有する貯油所における石油および石油製品の貯蔵、混合調成および圧送作業</p> <p>(*)3 工業上の作業には、次の作業は含まれません。</p> <p>ア. 研究または実験のための作業</p> <p>イ. 学校または職業訓練所における教科のための作業</p> <p>ウ. 生物の飼育、養殖または栽培作業</p> <p>(*)4 工業上の作業に使用する電力とは、電気炉、電熱、電気溶接、めっき、電気分解その他の熱源等に使用する電力をいい、動力用の電力を含みません。</p> <p>(*)5 作業人員の計算は次のとおりとします。</p> <p>ア. 交替制（2交替、3交替）により作業を行う場合は、1労働日（24時間）を通じ最も多い時の人員によります。</p> <p>イ. 季節的な作業により作業人員に変動がある場合に限って、1年を通じ最も多い時の作業人員によります。</p> <p>(*)6 熱供給事業者とは、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に規定する熱供給事業者をいいます。</p> <p>(*)7 電気事業者とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気事業者をいいます。</p> <p>(*)8 鉄道事業者とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業者をいいます。</p> <p>(*)9 廃棄物の再資源化作業とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する「廃棄物」ならびに資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に規定する「使用済物品等」および「副産物」のうち有用なものを再生資源または再生部品として使用可能な状態にすることをいいます。なお、再生資源には、熱を得るための燃料を含みます。</p>	○	○				
告知事項	<p>危険(*1)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めたもの(*2)をいいます。</p> <p>(*1) 危険とは、損害または損失が発生する可能性をいいます。</p> <p>(*2) 他の保険契約等に関する事実を含みます。</p>	○	○				
枯死	<p>鉢植、草花等においてはその植物の生命が全く絶たれた状態をいい、立木竹においては枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合および通直な主幹をもつ樹木については樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。</p>		○	○			

用語	定義	【用語の定義】・基本条項	財産補償条項	休業補償条項	賠償責任補償条項	労災事故補償条項
サ 災害	被用者が、業務上の事由によって被った 身体の障害 をいいます。	○				○
再取得価額	保険の対象と構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。	○	○			
財物	財産的価値のある有体物(*1)をいいます。 (*1) 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、特許権、もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。	○	○	○	○	
産業廃棄物処理業務	産業廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等をいいます。				○	
時価額	保険の対象の 再取得価額 から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(*1)を差し引いて算出した額をいいます。 (*1) 財産補償条項別表3記載の額を限度とします。	○	○			
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。	○	○	○		
支給財物	設置作業の目的物、記名被保険者が請け負った工事(*1)の遂行のために他人から支給された資材または 工事中用仮設建物 もしくは 工事中用仮設物 の材料であって、他人が所有しているものをいいます。 (*1) 機械・家具類修理を含みます。	○			○	
事業活動	記名被保険者の事業にかかる仕事すべてをいいます。	○			○	
仕事の目的物	被保険者が行う事業活動の対象物すべてをいいます。	○			○	
施設	記名被保険者が所有、使用または管理するすべての不動産または動産であって、日本国内に所在するものをいいます。	○			○	
失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。	○	○	○	○	
車両	自動車、 原動機付自転車 、軽車両(*1)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。 (*1) 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらず運転する車(*2)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いす以外のものをいいます。 (*2) そりおよび牛馬を含みます。		○	○	○	○
修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故発生の直前の状態(*1)に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (*1) 構造、質、用途、規模、型、能力等において事故発生の直前と同一の状態をいいます。		○			

乗車券等	鉄道またはバスの乗車券、船舶の乗船券もしくは航空機の航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。	○	○				
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。	○	○	○			
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。	○	○			○	○
職業性疾病	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。ただし、次の疾病をのぞきます。 (1) 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(*1)もしくは解離性大動脈瘤またはこれらの疾病に付随する疾病 (2) 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神および行動の障害またはこれに付随する疾病 (*1) 心臓性突然死を含みます。						○
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。	○			○		
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	○	○	○	○	○	○
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。	○				○	○
侵入行為	犯罪(*1)を構成する侵入をいい、その形跡が明らかかなもので、保険契約者または被保険者がその行為がなされたことを知った後、ただちに所轄警察署にそのことを届け出たものに限ります。 (*1) 未遂のものを含みます。	○	○				
生産物	記名被保険者が日本国内で製造、販売または提供し、かつ、記名被保険者の占有を離れた財物をいいます。これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。	○				○	
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。				○	○	
船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。	○	○	○	○		
損壊	滅失(*1)、破損(*2)または汚損(*3)をいいます。 (*1) 財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐欺および横領を含みません。 (*2) 財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。 (*3) 財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。	○	○			○	
夕	建物	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。	○	○	○	○	
他の保険契約等	補償条項ごとに、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。	○	○	○			
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。	○	○				○

用語	定義	【用語の定義】 基本条項	財産補償条項	休業補償条項	賠償責任補償条項	労災事故補償条項
通貨等	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(*1)、プリペイドカード、商品券、 電子マネー および 乗車券等 をいいます。ただし、小切手および手形(*1)は、被保険者が第三者より受け取ったものに限ります。 (*1) 約束手形および為替手形をいいます。	○	○	○		
電氣的または機械的事故	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。		○	○		
電子マネー	通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。	○				
同居	同一家屋(*1)に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 (*1) 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。	○	○	○	○	
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。	○	○	○		
八 被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。	○	○	○	○	○
被用者	事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者をいいます。	○				○
標準売上高	事故発生直前12か月のうち保険金支払対象期間に相当する期間の売上高をいいます。	○				
法定外補償規定	被用者に対し、 労災保険法等 の給付のほか一定の 災害補償 を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。	○				○
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。		○	○	○	○
保管施設	保管、修理、加工、点検または整備を目的として他人の財物を預かるための施設をいいます。	○			○	
保険価額	損害が生じた地および時における 保険の対象の価額 をいいます。	○	○			
保険金支払対象期間	保険金支払の対象となる期間であって、休業補償条項第1条(この条項の補償内容)(2)に規定する損失および休業補償条項第2条(保険の対象)に規定する保険の対象ごとに、それぞれ休業補償条項別表2に記載する期間をいいます。ただし、いかなる場合も保険証券記載の保険金支払対象期間を超えないものとします。	○		○		
保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類(*1)をいいます。 (*1) 電子媒体によるものを含みます。	○				

	保険の対象の価額	保険証券に再取得価額と記載のある保険の対象の場合は、保険の対象の再取得価額をいい、保険証券に時価と記載のある保険の対象の場合は、保険の対象の時価額をいいます。ただし、貴金属、宝玉もしくは宝石または書画、骨とう、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、商品・製品等の場合は、その保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額(*1)をいいます。 (*1) 再作成または再取得するのに要する額とは、再作成に要する金額がその保険の対象の市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。	○	○				
マ	未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。	○					
	無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。	○	○	○			
	免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。	○	○		○	○	
ヤ	ユーティリティ事業者	次のいずれかに該当する事業者で、被保険者以外の者をいいます。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者 (2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者 (3) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者 (4) 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者 (5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者				○		
	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。	○	○	○			
ラ	リコール措置	他人の身体の障害または財物の損壊の拡大または発生を防止するために、次の財物について講じられた回収、検査、修理、交換その他の措置をいい、被保険者が自ら行ったものであるかどうかを問いません。 (1) 生産物または生産物が一部をなす他の財物 (2) 仕事の目的物または仕事の目的物が一部をなす他の財物 (3) (1)が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物				○		
	労災保険法等	労働者災害補償保険法または船員保険法その他の日本国の労働災害補償法令をいいます。	○				○	

事業活動包括保険普通保険約款

第1章 財産補償条項

第1条 (この条項の補償内容)

(1) 当会社は、下表の偶然な事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象について生じた(2)に規定する損害に対して、この条項および基本条項に従い、第4条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。ただし、下表の⑥から⑩の事故によって、建物内(*1)に収容されていない商品・製品等について生じた損害に対しては、当会社は、損害保険金を支払いません。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発
②	風災、雹災または雪災
③	給排水設備事故の水濡れ等
④	騒擾または労働争議等
⑤	車両または航空機の衝突等
⑥	建物の外部からの物体の衝突等
⑦	盗難
⑧	水災
⑨	電氣的または機械的事故
⑩	その他偶然な破損事故等

(2) (1)に規定する事故によって保険の対象について生じた損害とは、それぞれ下表に規定するものとします。なお、この条項において、損害とは、偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等もしくはこれらの疑いがある場合、(1)に規定する事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合または(1)に規定する事故の発生により、日常生活もしくは通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合は、損害とみなしません。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発による損害	火災、落雷または破裂もしくは爆発(*2)によって保険の対象について生じた損害をいいます。
②	風災、雹災または雪災による損害	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*3)、雹災または雪災(*4)によって保険の対象について生じた損害(*5)をいいます。ただし、別表1のいずれかに該当する物について生じた損害(*5)を除きます。また、建物内部または建物内(*1)に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分(*6)が風災(*3)、雹災または雪災(*4)によって破損したために生じた損害(*5)に限ります。
③	給排水設備事故の水濡れ等による損害	給排水設備(*7)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、②もしくは⑧の損害または給排水設備(*7)自体に生じた損害を除きます。
④	騒擾または労働争議等による損害	騒擾およびこれに類似の集団行動(*8)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象について生じた損害をいいます。
⑤	車両または航空機の衝突等による損害	車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象(*9)について生じた損害をいいます。
⑥	建物の外部からの物体の衝突等による損害	建物(*10)または第2条（保険の対象）(2)④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、次の事故による損害を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れ(*11)による事故 ウ. 風災(*3)、雹災または雪災(*4) エ. 水災 オ. 車両または航空機の衝突等

備考

第1条(2)の表の②

風災とは、「台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（洪水、高潮等を除きます。）」をいい、この条項で保険金のお支払いの対象とする風災とは、異常気象と呼べるようなものに限定します。

⑦ 盗難による損害	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損(*12)の損害をいいます。
⑧ 水災による損害	<p>ア. 保険証券に浸水条件有型実損払方式と記載のある場合は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*11)、落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときをいいます。この場合において、損害の状況の認定は、建物または建物内(*1)に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については建物(*10)ごとに、屋外設備装置については1基ごとに、建物内(*1)に収容されていない設備・什器等については保険の対象が所在する敷地内ごとにそれぞれ行います。ただし、第2条(2)①から⑥までに規定する物が保険の対象である建物に含まれる場合は、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。</p> <p>(ア) 建物が保険の対象である場合は、損害の状況が次のa.またはb.のいずれかに該当するとき。</p> <p>a. 保険の対象である建物に保険価額の30%以上の損害が生じたとき。</p> <p>b. 保険の対象である建物が地盤面(*13)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に損害が生じたとき。</p> <p>(イ) 建物内(*1)に収容されている設備・什器等または商品・製品等が保険の対象である場合は、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、地盤面(*13)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたとき。</p> <p>(ウ) 屋外設備装置または建物内(*1)に収容されていない設備・什器等が保険の対象である場合は、保険の対象である、屋外設備装置または建物内(*1)に収容されていない設備・什等に保険価額の30%以上の損害が生じたとき(*14)。</p> <p>イ. 保険証券に浸水条件無型実損払方式と記載のある場合は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*11)、落石等の水災によって保険の対象について生じた損害をいいます。</p>
⑨ 電気的または機械的事故による損害	電気的または機械的事故(*15)によって保険の対象である別表2に規定する物で屋外設備装置に該当するものまたは建物もしくは屋外設備装置に付属するものについて生じた損害をいいます。
⑩ その他偶然な破損事故等による損害	不測かつ突発的な事故(*16)によって保険の対象について生じた損害をいいます。

(3) 当社は、第7条(支払保険金の計算)(2)に規定する費用に対して、第4条(被保険者)に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払います。

① 修理付帯費用保険金
② 損害拡大防止費用保険金
③ 請求権の保全・行使手続費用保険金
④ 侵入行為再発防止費用保険金

(4) 当社は、第7条(支払保険金の計算)(3)または(4)に規定する費用に対して、第4条(被保険者)に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払います。

① 失火見舞費用保険金
② 地震火災費用保険金

(5) 当社は、設備・什器等が保険の対象であり、保険証券の「補償の内容」欄の「盗難」に「○」が付されている場合は、業務用の**通貨等**または**預貯金証書**に生じた盗難による損害に対して、この条項および基本条項に従い、第4条(被保険者)に規定する被保険者に損害保険金を支払います(*17)。ただし、小切手、手形、**乗車券等**および預貯金証書については、それぞれについて下表の左欄に規定するものに対応する下表の右欄に規定する条件をすべて満たす場合に限り支払います。

なお、いずれの損害についても、基本条項第3節第1条(事故発生時等の義務)(1)⑦に規定する届出をしなければなりません。

備考

第1条(2)の表の⑦

盗難による損害には、盗難の未遂によって、保険の対象に生じた損害も含まれます。

①小切手	ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 イ. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払いがなされたこと。
②手形	ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 イ. 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。 ウ. 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払いがなされたこと。
③乗車券等	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出たこと。なお、宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出るものとします。
④預貯金証書	ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに届け出たこと。 イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと(*18)。

- (*1) 建物内には、軒下を含みます。ただし、(2)②のただし書きの規定において、軒下に収容する設備・什器等または商品・製品等は、建物内に収容されていないものとします。
- (*2) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (*3) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
- (*4) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- (*5) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが基本条項第4節第2条（保険金の支払）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）の規定に基づく義務を負うものとします。
- (*6) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (*7) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。
- (*8) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
- (*9) 衝突または接触した車両およびその積載物を含みません。
- (*10) 建物とは、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合は、これらを収容する建物または保険の対象である設備・什器等が付属する建物をいいます。
- (*11) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
- (*12) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*13) 地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。
- (*14) 屋外設備装置または建物内(*1)に収容されていない設備・什器等が敷地内に所在しない場合は、同一の事故により敷地内に所在する保険の対象について生じた損害に対して損害保険金が支払われるときに、保険金を支払います。
- (*15) 電氣的または機械的事故には、(1)①から⑧までに規定する事故は含まれません。
- (*16) 不測かつ突発的な事故には、(1)①から⑨までに規定する事故は含まれません。
- (*17) 保険証券の「補償の内容」欄の「建物外設備・什器等」の「盗難」に「○」が付されていない場合は、建物内(*1)に収容されていない業務用の通貨等または預貯金証書に生じた盗難による損害に対して損害保険金を支払いません。
- (*18) 現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。

第2条（保険の対象）

(1) この条項において、保険の対象とは、日本国内に所在する(*1)下表の財物とします。

①	保険証券記載の建物
②	保険証券記載の設備・什器等(*2)
③	保険証券記載の商品・製品等(*3)
④	保険証券記載の屋外設備装置

(2) 建物が保険の対象である場合は、下表の物のうち、建物の被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である建物に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

第2条(1)

屋外設備装置および設備・什器等または商品・製品等のみを保険の対象とする保険契約では、建物の損害については補償されません。例えば、商品・製品等のみを保険の対象とする保険契約では、盗難による建物の損傷や汚損の損害については、保険金をお支払いしません。

④	保険の対象である建物に付属する門、塀または垣(*4)
⑤	保険の対象である建物に付属する物置、車庫その他の付属建物
⑥	保険の対象である建物の基礎

- (3) 建物と建物内(*5)に収容されている設備・什器等の所有者が異なる場合において、その設備・什器等が保険の対象であるときは、(2)①から③までに規定する物のうち設備・什器等の被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である設備・什器等に含まれます。
- (4) 屋外設備装置が保険の対象である場合は、その屋外設備装置の基礎は、特別の約定がないかぎり、保険の対象である屋外設備装置に含まれます。
- (5) 下表のものは、保険の対象に含まれません。

①	自動車(*6)、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
②	棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置
③	新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
④	組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
⑤	仮工事の目的物、工事中仮設物、工事中仮設建物 およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工事中材料または工事中仮設材
⑥	動物、植物等の生物(*7)
⑦	被保険者がリース契約に基づき賃貸する屋外設備装置および設備・什器等
⑧	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑨	通貨等、預貯金証書 その他これらに類する物。ただし、第1条(この条項の補償内容)(5)に規定する損害保険金は支払います。
⑩	法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
⑪	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑫	被保険者が所有する商品・製品等のうち、被保険者が直接提供する者に対して引き渡したものの

- (*1) 輸入された商品・製品等については、日本国の税関通過の時以降、日本国内に所在するものとみなします。また、輸出された商品・製品等については、その商品・製品等が輸出本船に積み込まれた時または航空運送人へ引き渡された時以降、日本国内に所在しないものとみなします。
- (*2) 設備・什器等には、**高額貴金属等**を含みます。
- (*3) 商品・製品等には、**高額貴金属等**を含みます。
- (*4) 垣には、生垣を含みます。
- (*5) 建物内には、軒下を含みます。
- (*6) 自動車には、自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、**原動機付自転車**は保険の対象に含まれます。
- (*7) 動物、植物等の生物が(1)③に規定する商品・製品等である場合は、保険の対象に含まれます。また、(2)④に規定する垣が生垣である場合は、生垣は保険の対象に含まれます。

第3条(保険の対象の保険金額)

- (1) 保険契約締結時に**保険の対象の価額**を評価し、その額に約定付保割合を乗じて得た額を保険金額とします。また、下表のいずれかに該当する場合は、当会社と保険契約者または**被保険者**との間で、保険の対象の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。

①	当会社が基本条項第1節第5条(保険金額の調整－財産補償条項)(2)に規定する通知を受けた場合
②	保険契約者が保険の対象の価額が増加または減少したことにより保険契約の条件の変更を当会社に通知し、当会社がこれを承認する場合

- (2) **高額貴金属等**が保険の対象である場合であっても、(1)に規定する保険の対象の価額および保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第4条(被保険者)

- (1) この条項において、**被保険者**とは、保険の対象の所有者で保険証券に記載されたものをいいます。
- (2) 保険の対象が、被保険者および被保険者以外の者の共有物である場合は、その保険の対象に関しては、その被保険者以外の者を被保険者を含みます。ただし、区分所有建物の共用部分を保険の対象とした場合は、この規定を適用しません。

第5条(保険金をお支払いしない場合)

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

備考

第2条(3)

建物の賃借人が、自分の所有する設備・什器等を保険の対象として契約する場合は、第2条(2)の表の①から③までに規定する物でその賃借人が所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である設備・什器等に含まれます。

第2条(5)の表の⑨

通貨等および預貯金証書は保険の対象ではありませんが、盗難による損害が補償されている保険契約においては、第1条(5)に規定されている条件を満たす場合に、保険金をお支払いします(盗難以外の事故による損害は補償されません)。

第3条(2)

高額貴金属等の価額は、保険価額および保険金額に含まれませんが、高額貴金属等は、保険証券記載の限度額を限度として補償されます。(第7条(1))

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 (*1) ウ. ア.またはイ.の代理人 エ. ア.またはイ.の同居の親族
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害。ただし、第1条(この条項の補償内容)(1)に規定する事故によって建物の外側の部分(*3)が破損したために生じた吹き込み等損害(*4)を除きます。
④	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ア. 被保険者 イ. 被保険者側に属する者
⑤	第1条(1)①から⑥までもしくは(1)⑨から⑩までに規定する事故または第5条(2)②に規定する事由によって発生した事故における保険の対象または 通貨等 もしくは 預貯金証書 その他これらに類する物の紛失または 盗難 によって生じた損害
⑥	冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害。ただし、同一敷地内で生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化の場合は、この規定は適用しません。
⑦	電力の停止または異常な供給により、保険の対象である 商品・製品等 のみに生じた損害
⑧	自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械(*5)またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難によって生じた損害
⑨	掘削機械 の盗難によって生じた損害
⑩	万引き(*6)によって商品・製品等に生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定は適用しません。 ア. 万引き(*6)が、暴行または脅迫を伴うものであった場合 イ. 万引き(*6)のために建物、 屋外設備装置 または 設備・什器等 に破損が生じた場合
⑪	商品・製品等である植物に生じた次のいずれかの損害 ア. 枯死 以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に枯死した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*7)
⑫	商品・製品等である動物に生じた次のいずれかの損害 ア. 死亡以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に死亡した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*7)
⑬	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、第1条(1)①から⑥までに規定する事故が生じた場合は、保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に発生した損害に限ります。また、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
⑭	保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害 ア. 自然の消耗または劣化(*8) イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑮	保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*9)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払

備考

第5条(1)の表の⑤

火災等の事故時における保険の対象の紛失や盗難については、補償の対象となりません。

第5条(1)の表の⑭イ.

ボイラースケールとは、ボイラー内の水に溶解している不純物が、水管やドラムに付着、堆積することをいいます。

第5条(1)の表の⑭ウ.

キャビテーションによる損害とは、水車、ポンプ等の流体機械で、高速で水が流れることにより気泡が発生し、気泡が破裂する際の衝撃力で機械の羽根車等が損傷することをいいます。

いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、第7条（支払保険金の計算）(4)に規定する地震火災費用保険金については、この規定は適用しません。
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質(*10)もしくは核燃料物質(*10)によって汚染された物(*11)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大。ただし、第7条(4)に規定する地震火災費用保険金については、第5条(2)②の事由によって発生した事故の延焼または拡大によって損害が生じた場合に保険金を支払います。 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故の第5条(2)①から③までの事由による延焼または拡大 ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) (1)①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*3) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (*4) 吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害をいいます。
- (*5) 商品・製品等である機械は含みません。
- (*6) 万引きとは、買い物客を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取することをいい、その未遂を含みます。
- (*7) ウィルス、細菌、原生動物等による損害の発生またはその拡大を防止することを目的として、被保険者、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。
- (*8) 自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (*9) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*10) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (*11) 核燃料物質(*10)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）

当会社は、第1条（この条項の補償内容）(1)⑨または⑩の事故が発生した場合において、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
②	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ア. 保険契約者または 被保険者 (*1)の使用人 イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者 ウ. イ.の使用人
③	保険の対象である 設備・什器等 または 商品・製品等 を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に生じた損害(*2)
④	保険の対象に対する加工(*3)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
⑤	保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
⑥	詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
⑦	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑧	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
⑨	凍結によって保険の対象である 建物 の専用水道管について生じた損害
⑩	保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に第1条(1)の事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害については、この規定は適用しません。

備考

第5条(2)の表の②

地震等による損害については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「地震危険補償特約」をご契約いただく必要がありますので、代理店または弊社までお問い合わせください。

第6条の表の⑩

コンタミネーションとは、保険の対象が他の物質と接触し、または混合することにより、その保険の対象の質が低下し、または性質が変化することをいいます。

⑪	保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 音色または音質の変化の損害
⑫	次の物に生じた損害 ア. 次の物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれているもの (ア) 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物 (イ) 組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等 イ. 自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品 ウ. 設備・什器等であるハングライダー、パラライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品 エ. 設備・什器等であるラジコン模型およびこれらの付属品 オ. 商品・製品等である動物または植物 カ. 第2条（保険の対象）(2)④に規定する生垣 キ. 設備・什器等である携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑬	検品または梱卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害(*4)
⑭	保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害
⑮	設備・什器等である次の医療用機器に生じた損害 ア. 医療用機器の体内挿入部位 イ. 鉗子、メス、聴診器、注射器等の器具類 ウ. マイクロモーター、エアモーター、エアタービン等の切削装置 エ. パキューム装置付属のモーター オ. 歯科用診療台ユニットのホース カ. 上記に類する切削工具および消耗品
⑯	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*5)を負うべき損害

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 設備・什器等または商品・製品等に生じた損害には、加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその設備・什器等または商品・製品等に生じた損害を含みます。
- (*3) 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。
- (*4) 検品または梱卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害には、不法に侵入した第三者の盗取の損害は含まれません。
- (*5) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第7条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、次の①から③までに規定する損害保険金を支払います。
- ① 当社は、1回の事故につき保険金額の1.4倍に相当する額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、**高額貴金属等**を除く**商品・製品等**については、1回の事故につき保険金額の1.68倍に相当する額を限度として、また、高額貴金属等については、1回の事故につき保険証券記載の限度額の1.4倍に相当する額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。
- この場合において、次の算式により算出した損害保険金の額が、下表の右欄の額を超えるときは、損害保険金の額から第8条（損害額の決定）(3)に規定する費用を除いた額は、下表の右欄の額を限度とし、その額に同条(3)に規定する費用を加算した額を損害保険金の額とします。

保険の対象	限度とする額
商品・製品等および高額貴金属等以外	保険金額
高額貴金属等を除く商品・製品等	保険金額の1.2倍に相当する額
高額貴金属等	保険証券記載の限度額

$$\text{第8条(1)または(2)に規定する損害額} - \text{免責金額} = \text{損害保険金の額}$$

- ② ①に規定する免責金額は、保険の対象ごとに次のア.からカ.までの算式により算出します。この場合において、算出された免責金額が0円を下回るときは、免責金額は0円とします。

ア. 建物

$$\text{保険証券記載の免責金額} = \text{建物の免責金額}$$

イ. 高額貴金属等を除く設備・什器等

$$\text{保険証券記載の免責金額} = \text{高額貴金属等を除く設備・什器等の免責金額}$$

備考

第6条の表の⑯オ.

商品・製品等である動物または植物は、保険の対象に含まれますが、電氣的または機械的事故・その他偶然な破損事故等による損害については補償の対象となりません。また、枯死・死亡以外の損害は補償の対象となりません。（第5条(1)の表の⑪⑫）

ウ. 設備・什器等である高額貴金属等

保険証券記載の 免責金額	−	高額貴金属等を除く設備・什器等 の第8条(1)または(2)に規定する 損害額	=	設備・什器等である高額貴 金属等の免責金額
-----------------	---	--	---	--------------------------

I. 屋外設備装置

保険証券記載の 免責金額	−	設備・什器等の第8条(1)または (2)に規定する損害額	=	屋外設備装置の免責金額
-----------------	---	---------------------------------	---	-------------

オ. 高額貴金属等を除く商品・製品等

保険証券記載の免責金額	=	高額貴金属等を除く商 品・製品等の免責金額
-------------	---	--------------------------

カ. 商品・製品等である高額貴金属等

保険証券記載の 免責金額	−	高額貴金属等を除く商品・製品等 の第8条(1)または(2)に規定する 損害額	=	商品・製品等である高額貴 金属等の免責金額
-----------------	---	--	---	--------------------------

- ③ 通貨等または預貯金証書について当会社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき保険証券記載の限度額を限度として、盗難によって生じた損害額とします。ただし、手形については、第8条(5)に規定する損害額とします。
- (2) 当会社は、次の①から④までに規定する費用保険金を支払います。

① 修理付帯費用保険金

当会社は、第1条(この条項の補償内容)(1)に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた結果、第7条(1)①に規定する損害保険金が支払われる場合に、その保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な下表の費用(*1)に対して、修理付帯費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、保険の対象の合計保険金額(*2)の30%に相当する額または1,000万円(*3)のいずれか低い額を限度とします。

ア. 損害原因調査費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(*4)
イ. 試運転費用	損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
ウ. 仮設物設置費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(*5)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
エ. 残業勤務・深夜勤務などの費用	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
オ. 賃借費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(*6)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用(*6)を超えるものを除きます。

② 損害拡大防止費用保険金

当会社は、第1条(1)①に規定する事故が生じた場合において、第7条(1)①に規定する損害保険金が支払われるとき(*7)に、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表に規定する費用に対して、損害拡大防止費用保険金を支払います。

ア. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物(*8)の修理費用または再取得費用
ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(*9)

③ 請求権の保全・行使手続費用保険金

当会社は、(1)に規定する損害保険金が支払われる場合に、基本条項第3節第1条(事故発生時等の義務)(1)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

④ 侵入行為再発防止費用保険金

当会社は、保険の対象である建物もしくは屋外設備装置または保険の対象である設備・什器等もしくは商品・製品等を収容する建物もしくは屋外設備装置において保険証券記載の保険期間中に侵入行為が生じ、(1)に規定する損害保険金が支払われる場合に、被保険者が、これらの建物または屋外設備装置への侵入行為の再発を防止するために支出した費用(*10)のうち、その侵入行為が発生した日から、その日を含めて180日以内に支出した必要かつ有益な下表の費用に対して、侵入行為再発防止費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、20万円を限度とします。

備考

第7条(1)③

通貨等または預貯金証書の盗難については、免責金額の適用はありません。

第7条(2)②

損害の発生および拡大の防止のための行為が、実際に効果をもたらしたかどうかは問いません。

第7条(2)④

お支払いする保険金は、侵入行為が発生した日から、その日を含めて180日以内に支出した費用に限られます。

ア.	防犯シャッター、侵入者探知センサー、ブザーその他これらに類する防犯装置の設置費用
イ.	侵入行為を監視または記録するための防犯カメラの設置費用

(3) 当会社は、①の事故によって②の損害が生じた場合は、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金として、被災世帯(*11)の数に50万円を乗じて得た額を支払います。この場合において、被保険者が2名以上のときも、1被災世帯(*11)あたりの支払額は50万円とします。ただし、1回の事故につき、保険の対象の合計保険金額(*2)の20%に相当する額を限度とします。

① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(*12)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(*13)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。

② 第三者(*12)の所有物(*14)の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(4) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物、屋外設備装置または建物内(*15)もしくは屋外設備装置内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等が損害を受け、その損害の状況が下表のいずれかに該当する場合は、それによって臨時に生じる費用に対して、下表に規定するところに従い、地震火災費用保険金を支払います。ただし、1回の事故(*16)につき、1敷地内ごとに300万円(*17)を限度とします。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物または屋外設備装置であるときはその建物または屋外設備装置ごとに、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等であるときはこれを収容する建物または屋外設備装置ごとに、それぞれ行い、また、第2条(保険の対象)(2)④に規定する物が保険の対象である建物に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

	保険金を支払う場合	保険金の支払額
①	建物が保険の対象である場合は、保険証券記載の建物が半焼以上となったとき(*18)。	保険金額(*2)の5%に相当する額
②	屋外設備装置が保険の対象である場合は、火災による損害の額が、その屋外設備装置の 保険価額 の50%以上となったとき。ただし、第2条(2)④に規定する物が保険の対象である建物に含まれる場合は除きます。	損害が生じた保険の対象の保険価額の5%に相当する額または屋外設備装置の保険金額(*2)の5%に相当する額のいずれか低い額
③	建物内(*15)または屋外設備装置内に収容されている設備・什器等または商品・製品等が保険の対象である場合は、保険の対象を収容する建物が半焼以上となったとき(*18)、または保険の対象を収容する屋外設備装置の火災による損害の額が、その屋外設備装置の 保険価額 の50%以上となったとき。	保険の対象が収容されている建物もしくは屋外設備装置ごとに100万円または設備・什器等もしくは商品・製品等の保険金額(*2)の5%に相当する額のいずれか低い額

(5) 2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合は、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に(1)から(4)まで、第8条(損害額の決定)および基本条項第4節第6条(他の保険契約等がある場合の取扱い—財産補償条項)の規定を適用します。

- (*1) 居住の用に供する部分にかかわる費用は含まれません。
- (*2) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。また、保険の対象に高額貴金属等が含まれる場合は、保険の対象の合計保険金額に高額貴金属等の保険証券記載の限度額を加算します。
- (*3) **工場物件**の場合は、5,000万円とします。
- (*4) 調査費用には、被保険者またはその**親族**もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費は含まれません。
- (*5) 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用には、保険の対象の復旧完了時における仮設物の時価額(*19)は含まれません。
- (*6) 賃借費用には、敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用は含まれません。この場合の復旧期間とは、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間をいい、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
- (*7) 損害保険金が支払われるときには、免責金額を差し引くことにより損害保険金が支払われないときを含みます。
- (*8) 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。
- (*9) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。
- (*10) 第1条(この条項の補償内容)(1)に規定する損害保険金または同条(3)①に規定する修理付帯費用保険金として支払われる金額を除きます。
- (*11) 被災世帯とは、(3)②に規定する損害が生じた世帯または法人をいいます。

- (*12) 第三者には、保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族は含みません。
- (*13) 第三者(*12)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分には、区分所有建物の共有部分を含みます。
- (*14) 第三者(*12)の所有物のうち、設備・什器等および商品・製品等については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所に所在するものに限ります。
- (*15) 建物内には、軒下を含みます。
- (*16) 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。
- (*17) 工場物件を含む敷地内については、2,000万円とします。
- (*18) 建物が半焼以上となったときは、建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。
- (*19) 時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分(減価分)を控除して算出した額をいいます。

第8条 (損害額の決定)

- (1) 保険証券に再取得価額と記載のある保険の対象および商品・製品等の場合は、損害額(*1)は、次の算式により算出した額とします。この場合において、(3)の費用を除いて算出した損害額は、損害が生じた保険の対象の保険価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額(*1)および盗取された保険の対象の損害額(*1)は、保険価額に(3)の費用を加えた額とします。

$$\text{修理費} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額} = \text{損害額}$$

- (2) 保険証券に時価と記載のある保険の対象の場合は、損害額(*1)は、次の算式により算出した額とします。この場合において、(3)の費用を除いて算出した損害額は、損害が生じた保険の対象の保険価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額(*1)および盗取された保険の対象の損害額(*1)は、保険価額に(3)の費用を加えた額とします。

$$\text{修理費} - \text{修理によって保険の対象の価額の増加が生じた場合は、その増加額(*2)} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額} = \text{損害額}$$

- (3) (1)および(2)の修理費(*3)には、下表の費用を含み、第7条(支払保険金の計算)(2)①から④までの費用を含みません。

① 残存物取片づけ費用	事故によって損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用
② 損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために必要な調査費用(*4)。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(*5)を超える期間に対応する費用を除きます。
③ 仮修理費用	損害が生じた保険の対象の仮修理に必要な費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における時価額(*6)を除きます。

- (4) 第1条(この条項の補償内容)(1)⑦に規定する盗難によって生じた盗取の損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用は、損害額(*1)に含まれるものとします。
- (5) 手形について生じた損害額(*1)には、基本条項第3節第1条(事故発生時等の義務)(1)①の公示催告手続に要する費用が含まれるものとします。ただし、いかなる場合でも、被保険者の被る金利損害は損害額(*1)に含まれないものとします。

- (*1) 損害額とは、当社が損害保険金として支払うべき損害の額をいいます。
- (*2) 増加額は、別表3記載の額を限度とします。
- (*3) 復旧しない場合の修理費は、修理を行った場合に要すると認められる費用をいいます。
- (*4) 調査費用には、被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費は含まれません。
- (*5) 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間は、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
- (*6) 時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分(減価分)を控除して算出した額をいいます。

第9条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

- (1) この財産補償条項は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- (2) (1)の規定を適用する場合においても、この保険契約において支払う損害保険金および費用保険金の額は、それぞれの被保険者に支払う額を合算したうえで、その損害保険金および費用保険金の支払に関する規定による限度額または免責金額を適用して算出します。

別表1 風災、^{ひょう}雹災または雪災における除外物件

1. 街路灯 2. 使用期間および設置期間が年間3か月以下の屋外設備装置 3. 建築中の屋外設備装置 4. ゴルフネットその他のスポーツ施設のネット設備(*1)のうち建物内に収容しないもの (*1) ネット設備には、ポールを含みます。

別表2 電氣的または機械的の事故における保険の対象

空調設備	温風暖房機、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナー、ユニットクーラー、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサー、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、 ^{がい} 磚子・ ^{がい} 磚管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、通信配線、照明器具、発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備等
給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール等
エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス等
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機・精算機等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理・ ^{じんかくい} 塵芥焼却設備、ベルトコンベア、放送設備、ボイラー等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	

ただし、これらの設備の基礎(*1)のみに生じた損害は補償されません。また、これらの設備からは、次に掲げるものを除きます。

- (1) コンクリート製・陶磁器製・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具(*2)
- (2) 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- (3) ベルト、ワイヤーロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたはX線管。ただし、エレベーターのワイヤーロープは、保険の対象に含まれます。
- (4) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油、水銀整流器内の水銀および蒸気タービン装置または水力発電装置の潤滑油または操作油は、保険の対象に含まれます。
- (5) フィルターエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- (6) 炉壁または予備用の部品。ただし、ボイラーの炉壁は、保険の対象に含まれます。

(*1) 基礎には、アンカーボルトを含みます。

(*2) 陶磁器製の機器または器具には、^{がい}磚子・^{がい}磚管を含みません。

別表3 修理費または再取得価額から差し引く限度額

保険の対象	限度額
建物	再取得価額の50%に相当する額。ただし、通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再取得価額の80%に相当する額とします。
屋外設備装置、設備・ ^{じゅう} 什器等	再取得価額の50%に相当する額。ただし、通常の想定を上回る過酷な温度、圧力、振動、湿度、物質濃度等の環境下において設置もしくは使用されている場合、機能・性能を維持するために一定の使用量もしくは使用期間で交換することを前提とした設計となっている場合または通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再取得価額の90%に相当する額とします。

備考

別表1

別表1に記載の物件については、第1条(2)の表の②の風災、^{ひょう}雹災または雪災による損害は補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「風災危険設備の風災、^{ひょう}雹災および雪災危険補償特約」(P.129)をご契約ください。

第2章 休業補償条項

第1条 (この条項の補償内容)

(1) 当社は、下表の偶然な事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象について生じた損害により、**被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた**(2)に規定する損失に対して、この条項および基本条項に従い、第3条(被保険者)に規定する被保険者に損害保険金を支払います。ただし、第2条(保険の対象)(1)②に規定する隣接物件に生じた下表の⑩の事故または第2条(1)③に規定するユーティリティ設備に生じた下表の⑨から⑪の事故によって、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対しては、当社は、損害保険金を支払いません。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発
②	風災、雹災または雪災
③	給排水設備事故の水濡れ等
④	騒擾または労働争議等
⑤	車両または航空機の衝突等
⑥	建物の外部からの物体の衝突等
⑦	盗難
⑧	水災
⑨	電氣的または機械的事故
⑩	その他偶然な破損事故等
⑪	食中毒

(2) (1)に規定する事故によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失とは、それぞれ下表に規定するものとします。なお、この条項において、損害とは、偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等もしくはこれらの疑いがある場合、(1)に規定する事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合または(1)に規定する事故の発生により、日常生活もしくは通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合は、損害とみなしません。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発による損失	火災、落雷または破裂もしくは爆発(*1)によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
②	風災、雹災または雪災による損失	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって保険の対象に損害(*4)が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。ただし、建物内部または建物内に収容されている 設備・什器等 もしくは 商品・製品等 (*5)については、建物の外側の部分(*6)が風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって破損したために保険の対象に損害(*4)が生じたことによって生じた損失に限ります。
③	給排水設備事故の水濡れ等による損失	給排水設備(*7)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。ただし、②もしくは⑧の損失または給排水設備(*7)自体に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失を除きます。
④	騒擾または労働争議等による損失	騒擾およびこれに類似の集団行動(*8)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑤	車両または航空機の衝突等による損失	車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象(*9)に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。

備考

第1条(2)の表の②

風災とは、「台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（洪水、高潮等を除きます。）をいい、この条項で保険金のお支払いの対象とする風災とは、異常気象と呼べるようなものに限定します。

⑥	建物の外部からの物体の衝突等による損失	建物(*10)または第2条(保険の対象)(2)④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。ただし、次の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れ(*11)による事故 ウ. 風災(*2)、雹災または雪災(*3) エ. 水災 オ. 車両または航空機の衝突等
⑦	盗難による損失	盗難によって保険の対象に盗取、損傷または汚損(*12)の損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑧	水災による損失	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*11)、落石等の水災によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑨	電氣的または機械的の事故による損失	電氣的または機械的の事故(*13)によって保険の対象である別表1に規定する物で屋外設備装置に該当するものまたは建物もしくは屋外設備装置に付属するものに損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑩	その他偶然な破損事故等による損失	不測かつ突発的な事故(*14)によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑪	食中毒による損失	次の事故によって被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。 ア. 占有物件における食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づいて所轄保健所長に届出があった場合に限りします。 イ. 占有物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づいて所轄保健所長に届出があった場合に限りします。 ウ. ア.またはイ.の食中毒の発生の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による占有物件の営業の禁止、停止その他の処置

第1条(2)の表の⑦
盗難による損失には、盗難の未遂により、保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失を含みます。

- (3) 当社は、第7条(支払保険金の計算)(2)に規定する**営業継続費用**に対して、第3条(被保険者)に規定する被保険者に営業継続費用保険金を支払います。
(4) 当社は、第7条(支払保険金の計算)(3)に規定する費用に対して、第3条(被保険者)に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払います。

①	損害拡大防止費用保険金
②	請求権の保全・行使手続費用保険金

- (*1) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
(*2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
(*3) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
(*4) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが基本条項第4節第2条(保険金の支払)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、基本条項第3節第1条(事故発生時等の義務)の規定に基づく義務を負うものとします。
(*5) 軒下に収容する設備・什器等または商品・製品等は、建物内に収容されていないものとします。
(*6) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
(*7) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。
(*8) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、**暴動**に至らないものをいいます。
(*9) 衝突または接触した車両およびその積載物を含みません。
(*10) 建物とは、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合は、これらを収容する建物またはこれらの設備・什器等が付属する建物をいいます。
(*11) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
(*12) 汚損とは、**財物**が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
(*13) 電氣的または機械的の事故には、(1)①から⑥までに規定する事故は含まれません。

(*14) 不測かつ突発的な事故には、(1)①から⑨までおよび⑪に規定する事故は含まれません。

第2条（保険の対象）

(1) この条項において、保険の対象とは、日本国内に所在する下表の**財物**とします。

① 占有物件	ア. 被保険者 が全部または一部を占有する事業の用に供する 建物 または構築物のうち被保険者が占有する部分 イ. ア.が所在する 敷地内 にある、被保険者が占有する物
② 隣接物件	ア. 被保険者が一部を占有する事業の用に供する建物または構築物のうち、他人が占有する部分 イ. ア.および①ア.に隣接する アーケード またはそのアーケードに面する建物もしくは構築物 ウ. ア.および①ア.へ通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物
③ ユーティリティ設備	①ア.および②ア.と配管または配線により接続している ユーティリティ事業者 が占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線でユーティリティ事業者が占有するもの

備考

第2条(1)の表の①イ.

敷地内の被保険者が占有する物には動産も含まれます。

(2) 建物が保険の対象である場合は、下表の物のうち、被保険者が占有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である建物に含まれます。

① 畳、建具その他これらに類する物
② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④ 保険の対象である建物に付属する門、塀または垣(*1)
⑤ 保険の対象である建物に付属する物置、車庫その他の付属建物
⑥ 保険の対象である建物の基礎

(3) **屋外設備装置**が保険の対象である場合は、その屋外設備装置の基礎は、特別の約定がないかぎり、保険の対象である屋外設備装置に含まれます。

(4) 下表のものは、保険の対象に含まれません。

① 自動車(*2)、 船舶 または 航空機 、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
② 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置
③ 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
④ 組立または据付中の屋外設備装置または 設備・什器等 のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
⑤ 仮工事の目的物 、 工所用仮設物 、 工所用仮設建物 およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工所用材料または工所用仮設材
⑥ 動物、植物等の生物(*3)
⑦ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧ 通貨等 、 預貯金証書 その他これらに類する物
⑨ 法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
⑩ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑪ ①から⑩までに規定する物のほか、次の物 ア. 仮設興行場、仮設海水浴場施設、博覧会施設、見本市施設およびこれらの施設(*4)内に所在する物件 イ. 動物または植物を育成する施設(*4)(*5)およびこれらの施設(*4)内に所在する物件

(*1) 垣には、生垣を含みます。

(*2) 自動車には、自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、**原動機付自転車**は保険の対象に含まれます。

(*3) 動物、植物等の生物が**商品・製品等**である場合は、保険の対象に含まれます。また、(2)④に規定する垣が生垣である場合は、生垣は保険の対象に含まれます。

(*4) 第3条（被保険者）に規定する被保険者以外の者が所有、使用または管理する不動産または動産を含みます。

(*5) 動物または植物を育成する施設には、**孵化場**、**養殖場**、**果樹園**等を含みます。

第3条（被保険者）

この条項において、**被保険者**とは、保険の対象について生じた損害によって営業が休止または阻害されたために損失を被る者で、保険証券に記載されたものをいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する損失に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 (*1) ウ. ア.またはイ.の代理人 エ. ア.またはイ.の同居の親族
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、第1条(この条項の補償内容) (1)に規定する事故によって建物の外側の部分(*3)が破損したために保険の対象に吹き込み等損害(*4)が生じたことによって生じた損失を除きます。
④	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損失 ア. 被保険者 イ. 被保険者側に属する者
⑤	第1条(1)①から⑥までもしくは(1)⑧から⑩までに規定する事故または第4条(2)②に規定する事由によって発生した事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑥	冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、同一敷地内で生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化の場合は、この規定は適用しません。
⑦	電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに損害が生じたことによって生じた損失。ただし、電力の停止または異常な供給が1時間未満である場合に限りです。
⑧	自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械(*5)またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑨	掘削機械の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑩	万引き(*6)によって商品・製品等に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定は適用しません。 ア. 万引き(*6)が、暴行または脅迫を伴うものであった場合 イ. 万引き(*6)のために建物、屋外設備装置または設備・什器等に破損が生じた場合
⑪	商品・製品等である植物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた損失 ア. 枯死以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に枯死した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*7)
⑫	商品・製品等である動物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた損失 ア. 死亡以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に死亡した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*7)
⑬	法令等の規制によって生じた損失。ただし、第1条(2)⑩の損失を除きます。
⑭	保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損失
⑮	次のいずれかに該当する事由が第2条（保険の対象）(1)③に規定するユーティリティ設備において生じたことによって生じた損失 ア. ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 イ. 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効(*8)、解除または中断 ウ. 脅迫行為 エ. 水源の汚染、濁水または水不足
⑯	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、第1条(1)①から⑧までに規定する事故が生じた場合は、保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失に限りです。また、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合に生じた損失については、この規定は適用しません。

	ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
⑰	保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失 ア. 自然の消耗または劣化(*9) イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑱	保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*10)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害が生じたことによって生じた損失
⑲	第2条(1)③に規定するユーティリティ設備に生じた損害により、被保険者が行う電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害されたために生じた損失
⑳	保険の対象に損害が生じたことによって家賃収入(*11)に生じた損失

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質(*12)もしくは核燃料物質(*12)によって汚染された物(*13)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条(この条項の補償内容)(1)に規定する事故の第4条(2)①から③までの事由による延焼または拡大 ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) (1)①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*3) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

(*4) 吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害をいいます。

(*5) 商品・製品等である機械は含みません。

(*6) 万引きとは、買ひ物客を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取することをいい、その未遂を含みます。

(*7) ウィルス、細菌、原生動物等による損害の発生またはその拡大を防止することを目的として、被保険者、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。

(*8) 契約または各種の免許の失効とは、契約や免許の効力が一定の時点以降失われることをいいます。

(*9) 自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。

(*10) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*11) 建物等の賃貸料で、次のいずれかに該当する料金および一時金等を含みます。

i. 水道、ガス、電気、電話等の使用料金

ii. 権利金、礼金、敷金その他の一時金

iii. 賄料

iv. 共益費、管理費等

v. 建物の賃貸に付随して利用される設備およびサービスの利用料金

(*12) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(*13) 核燃料物質(*12)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第5条(保険金をお支払いしない場合—電氣的または機械的事故・その他偶然な破損事故等)

当会社は、第1条(この条項の補償内容)(1)⑨または⑩の事故が発生した場合において、下表のいずれかに該当する損失に対しては、保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損失。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損失については、この規定は適用しません。
---	--

備考

第4条(1)の表の⑰イ.

ボイラースケールとは、ボイラー内の水に溶解している不純物が、水管やドラムに付着、堆積することをいいます。

第4条(1)の表の⑰ウ.

キャビテーションによる損害とは、水車、ポンプ等の流体機械で、高速で水が流れることにより気泡が発生し、気泡が破裂する際の衝撃力で機械の羽根車等が損傷することをいいます。

第4条(2)の表の②

地震等による損失については、補償の対象となりません。

②	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失 ア. 保険契約者または 被保険者 (*1)の使用者 イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者 ウ. イ.の使用者
③	保険の対象である 設備・什器等 または 商品・製品等 を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたこと(*2)によって生じた損失
④	保険の対象に対する加工(*3)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑤	保険の対象の置き忘れまたは紛失によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑥	詐欺または横領によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑦	土地の沈下、移動または隆起によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑧	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに損害が生じたことによって生じた損失
⑨	凍結によって保険の対象である 建物 の専用水道管に損害が生じたことによって生じた損失
⑩	保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象にコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害が生じたことによって生じた損失。ただし、容器、配管等に第1条(1)①から⑩までの事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害が生じたことによって生じた損失については、この規定は適用しません。
⑪	保険の対象のうち、楽器について次の損害が生じたことによって生じた損失 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 音色または音質の変化の損害
⑫	次の物に損害が生じたことによって生じた損失 ア. 次の物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれているもの (ア) 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の 建物 または土木構造物 (イ) 組立または据付中の 屋外設備装置 または設備・什器等 イ. 自動車以外の 車両 、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品 ウ. 設備・什器等であるハングライダー、パラライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品 エ. 設備・什器等であるラジコン模型およびこれらの付属品 オ. 商品・製品等である動物または植物 カ. 第2条(保険の対象)(2)④に規定する生垣 キ. 設備・什器等である携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑬	検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失(*4)
⑭	保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
⑮	設備・什器等である次の医療用機器に損害が生じたことによって生じた損失 ア. 医療用機器の体内挿入部位 イ. 鉗子、メス、聴診器、注射器等の器具類 ウ. マイクロモーター、エアモーター、エアタービン等の切削装置 エ. バキューム装置付属のモーター オ. 歯科用診療台ユニットのホース カ. 上記に類する切削工具および消耗品
⑯	保険の対象である美術品に格落損害(*5)が生じたことによって生じた損失
⑰	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*6)を負うべき損害が保険の対象に生じたことによって生じた損失

備考

第5条の表の⑩

コンタミネーションとは、保険の対象が他の物質と接触し、または混合することにより、その保険の対象の質が低下し、または性質が変化することをいいます。

第5条の表の⑫オ.

商品・製品等である動物または植物は、保険の対象に含まれますが、電氣的または機械的事故・その他偶然な破損事故等による損失については補償の対象となりません。また、枯死・死亡以外の損失は補償の対象となりません。(第4条(1)の表の⑪⑫)

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことには、加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことを含みます。

(*3) 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。

- (*4) 検品または梱卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害には、不法に侵入した第三者の盗取の損害は含まれません。
- (*5) 格落損害とは、美術品の修理等に伴い、その価値が下落することをいいます。
- (*6) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第6条（保険金をお支払いしない場合－食中毒）

当社は、脅迫行為によって生じた第1条（この条項の補償内容）(2)①の損失に対しては、保険金を支払いません。

第7条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、1回の事故につき、次の算式により算出した額を損害保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{売上減少高}(*1)} \times \boxed{\text{保険証券記載の補償割合}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

- (2) 当社は、第1条（この条項の補償内容）に規定する事故のうち、この保険契約で補償される事故によって生じた営業継続費用に対して、営業継続費用保険金を支払います。ただし、次の①から③までの保険金が支払われる場合は、これらの保険金によって支払われる額を差し引いた残額を営業継続費用とみなします。また、営業継続費用保険金は、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額を超えないものとします。

- ① この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)①に規定する修理付帯費用保険金
 - ② この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条(3)②に規定する損害拡大防止費用保険金
 - ③ 第1条(4)①の損害拡大防止費用保険金
- (3) 当社は、次の①および②に規定する費用保険金を支払います。

- ① 損害拡大防止費用保険金

当社は、第1条（この条項の補償内容）(1)①に規定する事故が生じた場合において、第7条(1)に規定する損害保険金が支払われるときに、保険契約者または**被保険者**が、その事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表に規定する費用に対して、損害拡大防止費用保険金を支払います。ただし、この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合で、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)②に規定する損害拡大防止費用保険金が支払われるときは、その保険金によって支払われる額を差し引いた残額を損害拡大防止費用保険金として支払います。

ア.	消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
イ.	消火活動に使用したことにより損傷した物(*2)の修理費用または再取得費用
ウ.	消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(*3)

- ② 請求権の保全・行使手続費用保険金

当社は、(1)に規定する損害保険金または(2)に規定する営業継続費用保険金が支払われる場合に、基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(2)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。ただし、この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合で、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)③に規定する請求権の保全・行使手続費用保険金が支払われるときは、その保険金によって支払われる額を差し引いた残額を請求権の保全・行使手続費用保険金として支払います。

- (*1) 被保険者が複数の店舗または事業所を有する場合は、営業が休止または阻害された店舗または事業所の売上減少高をいいます。ただし、被保険者の店舗または事業所の一部において、営業が休止または阻害されたことによって、被保険者の他の店舗または事業所の売上高が増加していることを当社が証明した場合は、その増加額を売上減少高から差し引いた額をいいます。
- (*2) 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。
- (*3) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。

第8条（売上高または補償割合の調整）

- (1) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合において、事故発生直前12か月のうち**保険金支払対象期間**に該当する期間の**売上高**または最近の会計年度(*1)の同期間内の売上高が、未実現営業状況(*2)を適切に表していないときは、**被保険者**は、第7条（支払保険金の計算）の規定による保険金の算出にあたり、**売上減少高**につき特殊な事情または営業のすう勢の変化の影響を考慮した公正な調整を行うことを請求できます。
- (2) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、当社は、売上減少高によって算出した損害保険金の額が未実現営業状況(*2)に基づく損害保険金の額を超えることを証明して、未実現営業状況(*2)に基づいて公正な調整を行った売

備考

第7条

保険金支払の対象となる期間は、事故の種類、保険の対象毎に、別表2に規定されています。

第8条(1)(2)

営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、売上減少高について公正な調整を行うことがあります。

上減少高により保険金を支払うことができます。

- (3) 保険証券記載の補償割合が未実現営業状況(*2)に基づく粗利益率を著しく超える場合は、当社は、保険証券記載の補償割合によって算出した損害保険金の額が未実現営業状況(*2)に基づく損害保険金の額を超えることを証明して、未実現営業状況(*2)に基づいて公正な調整を行った粗利益率を保険証券記載の補償割合として、保険金を支払うことができます。

(*1) 1か年とします。

(*2) 未実現営業状況とは、事故がなかったならば実現したであろう営業の状況をいいます。

別表1 電氣的または機械的の事故における保険の対象

空調設備	温風暖房機、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナー、ユニットクーラー、空調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサー、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、通信配線、照明器具、発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備等
給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベーター、エスカレーター、ダムウエーター等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール等
エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス等
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機・精算機等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理・塵芥焼却設備、ベルトコンベア、放送設備、ボイラー等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	

ただし、これらの設備の基礎(*1)のみ損害が生じた結果、**被保険者**の営業が休止または阻害されたために生じた損失は補償されません。また、これらの設備からは、次に掲げるものを除きます。

- (1) コンクリート製・陶磁器製・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具(*2)
- (2) 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- (3) ベルト、ワイヤーロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたはX線管。ただし、エレベーターのワイヤーロープは、保険の対象に含みます。
- (4) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油、水銀整流器内の水銀および蒸気タービン装置または水力発電装置の潤滑油または操作油は、保険の対象に含みます。
- (5) フィルターエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- (6) 炉壁または予備用の部品。ただし、ボイラーの炉壁は、保険の対象に含みます。

(*1) 基礎には、アンカーボルトを含みます。

(*2) 陶磁器製の機器または器具には、碍子・碍管を含みません。

備考

第8条(3)

ご契約時に設定した補償割合が粗利益率を著しく超える場合は、公正な調整を行った粗利益率をご契約時に設定した補償割合として保険金をお支払いすることがあります。

別表2 保険金支払対象期間

第2条（保険の対象）に規定する保険の対象の区分 事故の種類	a. 占有 物件	b. 隣接 物件	c. ユーティリティ 設備	
① 火災、落雷または破裂もしくは爆発	ア.		イ.	
② 風災、雹災 ^{ひょう} または雪災	イ.			
③ 給排水設備事故の水濡れ等				
④ 騒擾 ^{しやう} または労働争議等				
⑤ 車両または航空機の衝突等	ア.			
⑥ 建物の外部からの物体の衝突等				
⑦ 盗難				
⑧ 水災				
⑨ 電氣的または機械的事故	イ.			—
⑩ その他偶然な破損事故等				—
⑪ 食中毒	ウ.	—	—	

- ア. 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日からその事故によって損害が生じた保険の対象を遅滞なく復旧した日までの期間。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
- イ. 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日の翌日からその事故によって損害が生じた保険の対象を遅滞なく復旧した日までの期間。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
- ウ. 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日から次の(ア)および(イ)に掲げる処置が解除された日までの期間とし、かつ、30日間を超えないものとします。
- (ア) 厚生労働大臣その他の行政機関による対象施設の営業の禁止、停止その他の処置
- (イ) 保健所その他の行政機関による対象施設の消毒、隔離その他の処置

別表2

隣接物件における食中毒、ユーティリティ設備における電氣的または機械的事故・その他偶然な破損事故等、食中毒によって生じた損失は補償されません。

第3章 賠償責任補償条項

第1節 共通事項

第1条 (この条項の補償内容)

(1) 当社は、**記名被保険者**の日本国内における**事業活動**に起因して生じる次の事故について、**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

① 施設・事業活動遂行事故
② 生産物・完成作業事故

(2) 当社は、(1)の事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した場合に限り、保険金を支払います。

第2条 (被保険者)

(1) この条項において、**被保険者**とは、次の者をいいます。

① 記名被保険者
② 記名被保険者の使用人
③ 記名被保険者が法人である場合は、その執行機関(*1)
④ 記名被保険者が自然人である場合は、その 同居の親族
⑤ 記名被保険者の下請負人ならびにその執行機関(*1)および使用人
⑥ 記名被保険者の請負業務の発注者

(2) 被保険者相互間における他の被保険者は、「他人」とみなします。ただし、(1)②から④までの者が(1)①から④までの者に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。なお、これによって、この条項における当社の支払限度額が増額されるものではありません。

(*1) 理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。

第3条 (保険金をお支払いしない場合)

(1) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または 被保険者 の故意
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
④ 次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用(*1) ア. 核燃料物質(*2) イ. 核原料物質 ウ. 放射性元素 エ. 放射性同位元素 オ. ア.からI.までのいずれかにより汚染された物(*3) ただし、この規定は、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素(*4)については、その使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂による損害に限り、適用しません。ただし、その使用、貯蔵または運搬に関し法令違反があった場合を除きます。
⑤ 汚染物質 の排出等(*5)または廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理。ただし、この規定は、汚染物質の排出等(*5)について、次のすべての条件をみたす場合には適用しません。 ア. 汚染物質の排出等(*5)が不測かつ急激であり、その原因となる事故が突発的に発生したものであること。 イ. 汚染物質の排出等(*5)の原因となる事故が発生してからその日を含めて7日以内に被保険者がその排出等(*5)を発見したこと。 ウ. その発見日からその日を含めて21日以内に被保険者が基本条項第3節第1条(事故発生時等の義務)(3)③の通知を当社に対して行ったこと。
⑥ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性

備考

第1節第2条(1)

施設・事業活動遂行事故においては、「追加特約(賠償用)」(P.161)により、次の者も被保険者に含まれます。

- ① 指定管理業務について記名被保険者を指定した地方公共団体
- ② 記名被保険者から指定管理業務の全部または一部を受託したすべての事業者

第1節第2条(1)の表の②

記名被保険者が養成研修を実施する介護事業者である場合は、「追加特約(賠償用)」(P.161)によって「記名被保険者の使用人」に協力会員およびホームヘルパー等の養成研修を受講している研修受講生が含まれます。

第1節第2条(1)の表の⑥

「記名被保険者の請負業務の発注者」とは、記名被保険者が元請負人として行う請負業務の発注者をいい、下請負人として行う場合の元請負人および発注者を含みません。

第1節第2条(2)

(1)の表の①、⑤、⑥の被保険者相互間と①の被保険者にとっての②および③の被保険者は、「他人」とみなします。賠償責任補償条項では、「他人の身体の障害・財物の損壊」を補償対象としていますが(第2節第1条・第3節第1条)、これ以外の被保険者間で生じた賠償責任は、補償の対象となりません。

第1節第3条(1)の表の①

被保険者の故意による事故は、補償の対象となりません。ただし、被保険者が複数の場合において、他の被保険者が故意に引き起こした事故によって、故意がない別の被保険者が責任を負うときは、(4)によって、故意がない別の被保険者については補償の対象となります。

⑦	<p>被保険者またはその業務の補助者による次の行為の遂行またはその結果</p> <p>ア. 疾病の治療・軽減・予防・診察・診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為または美容整形、医学的堕胎、助産もしくは採血等の行為であって、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為。ただし、法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。</p> <p>イ. 医薬品の調剤・投与・販売・供給または医薬品もしくは医療器具等の治療</p> <p>ロ. はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧または柔道整復</p> <p>ハ. 次のカイロプラクティック、整体その他これらと類似の行為</p> <p>(ア) 腫瘍性疾患、出血性疾患、感染症疾患、リュウマチ、筋萎縮性疾患、心疾患、椎間板ヘルニア、後縦靭帯骨化症、変形性脊椎症、脊柱管狭窄症、骨粗鬆症、環軸椎亜脱臼、不安定脊椎、側湾症、二分脊椎症または脊椎すべり症に対する施術</p> <p>(イ) 頸椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法による施術</p> <p>ニ. 次のいずれかの法律に違反し、もしくは違反するおそれのあるエステティック、垢すりまたはアロマセラピーその他これらと類似の行為</p> <p>(ア) 医師法</p> <p>(イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p> <p>(ロ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律</p> <p>(ハ) 柔道整復師法</p> <p>ホ. 次のエステティックその他これらと類似の行為</p> <p>(ア) 毛根部分の組織をレーザー等により破壊することによる脱毛行為</p> <p>(イ) 皮膚の表皮に針を用いて色素を注入するアートメイク行為</p> <p>(ロ) 皮膚の剥離を伴う程度の強い薬品を用いたピーリング行為</p> <p>(ハ) パーマネント・ウェーブ用剤を用いたまつ毛パーマ行為</p> <p>ヘ. 法令により、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを禁じられている専門的行為</p> <p>コ. 飛行場のグランドハンドリング業務、航空管制業務、LPガス販売業務、産業廃棄物処理業務、遊漁船業務または港湾荷役業務としての行為</p> <p>ケ. スキューバダイビング、パラセーリング、水上スキー、ウエイクボード、パラグライダー、ハンググライダー、スカイダイビング、フリースタイルスキー、ラフティング、ロッククライミング、バンジージャンプまたは山岳登山の運営、指導、監督または引率</p>
---	---

(2) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いしません。

①	被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
②	被保険者と同居する親族に対する賠償責任
③	<p>次の賠償責任</p> <p>ア. 第2条（被保険者）(1)①から⑤までの被保険者の使用人が、それらの被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因して同条(1)①から⑤までの被保険者が負担する賠償責任</p> <p>イ. 第2条(1)⑥の被保険者の使用人が、その被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因して同条(1)⑥の被保険者が負担する賠償責任</p> <p>ロ. 第3節第3条（被保険者）(1)の被保険者の使用人が、その被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因して同条(1)の被保険者が負担する賠償責任</p>

(3) 当社は、汚染浄化費用(*6)またはこれによる損失に対しては、保険金を支払いしません。ただし、(1)⑤のただし書きの場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。

(4) (1)①および(2)②の規定ならびに建設事業(*7)以外について発生した**身体の障害**に対する(2)③の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(*1) 放射能汚染または放射線障害を含みます。

(*2) 使用済燃料を含みます。

(*3) 原子核分裂生成物を含みます。

(*4) ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

(*5) 排出・流出・溢・漏出または放出をいいます。

(*6) 汚染物質の調査・監視・清掃・移動・收容・処理・脱毒・中和等に要するすべての費用をいいます。

(*7) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則が定める次の建設事業をいいます。

「水力発電施設、ずい道等新設事業」、「道路新設事業」、「舗装工事業」、「鉄道又は軌道新設事業」、「建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）」、「既設建築物設備工事業」、「機械装置の組立て又は据付けの事業」または「その他の建設事業」

備考

第1節第3条(1)の表の⑦

医師、看護師、薬剤師、建築士等所定の資格を持つ者が行う専門的な業務については、補償の対象となりません。これらの業務については、専用の保険商品がありますので、代理店または弊社までお問い合わせください。ただし、記名被保険者の日本国内における医薬品販売業務による事故については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）に基づく許可を得て開設された薬局や店舗の所有・使用・管理およびそこの医薬品の販売・提供（調剤を含みます。）に起因する施設・事業活動遂行事故ならびに薬局や店舗で販売・提供（調剤を含みます。）された医薬品に起因する生産物・完成作業事故に限り、「追加特約（賠償用）」(P.161)により補償の対象となります。

第1節第3条(2)の表の②

被保険者と同居する親族に対する賠償責任は、補償の対象となりません。ただし、被保険者が複数の場合において、他の被保険者と同居する親族に対してその親族と同居していない別の被保険者が賠償責任を負うときは、(4)によって、別の被保険者については補償の対象となります。

第1節第3条(2)の表の③

使用人の業務上の傷害、疾病、後遺障害、死亡に関する雇用主としての賠償責任については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、労災事故補償条項をご契約ください。

第1節第3条(2)の表の③

被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った**身体の障害**は、補償の対象となりません。ただし、建設事業以外で被保険者が複数の場合において、他の被保険者（構内下請負人等）の使用人がその被保険者の業務に従事中に被った**身体の障害**について別の被保険者が責任を負うときは、(4)によって、別の被保険者については補償の対象となります。

第4条（損害の範囲）

当社が保険金を支払う第1条（この条項の補償内容）(1)の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

① 法律上の損害賠償金	法律の規定に基づき 被保険者 が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
③ 損害防止軽減費用・緊急措置費用	基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(3)①または⑥の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。 その手続を行いまは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用を含みます。
④ 協力費用	基本条項第3節第3条（損害賠償請求解決のための協力—賠償責任補償条項、労災事故補償条項）(1)の規定に基づき当社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第5条（支払保険金の計算）

当社は、第4条（損害の範囲）に規定する損害に対して、それぞれ次の規定に従って保険金を支払います。

① 法律上の損害賠償金	1回の事故について、次の式により算出される金額を支払います。 $\text{保険金の額} = \left(\text{法律上の損害賠償金の額} \right) - \left(\text{保険証券記載の1事故免責金額} \right)$ ただし、事故の種類ごとにそれぞれ保険証券記載の支払限度額を限度とします。
② 争訟費用	全額を支払います。
③ 損害防止軽減費用・緊急措置費用	
④ 協力費用	

第6条（1回の事故の定義）

- 第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故は、それが同一の原因または事由に起因して発生したものであっても、事故の種類ごとに「1回の事故」とみなします。
- 同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、事故の種類ごとに「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第7条（先取特権）

- 被害者(*1)は、**被保険者**の当会社に対する保険金請求権(*2)について先取特権を有します。
- 当社が第4条（損害の範囲）①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。

① 被保険者が被害者(*1)に対して賠償債務を弁済した後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が弁済した金額を限度とします。
② 被保険者が被害者(*1)に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当社から直接、被害者(*1)に支払う場合
③ 被保険者が被害者(*1)に対して賠償債務を弁済する前に、被害者(*1)が被保険者の当会社に対する保険金請求権(*2)についての先取特権を行使したことにより、当社から直接、被害者(*1)に支払う場合
④ 被保険者が被害者(*1)に対して賠償債務を弁済する前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを被害者(*1)が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被害者(*1)が承諾した金額を限度とします。

備考

第1節第4条の表の①

「被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出」とは、損害賠償金のことであり、遅延利息(遅延損害金)を含みます。

第1節第4条の表の②

「争訟」とは、裁判のほか、督促手続・民事執行といった他の訴訟手続も含み、さらに、仲裁・調停・裁判外の和解契約(いわゆる示談)等も含みます。争訟費用は、結果として被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合(裁判で勝訴した場合等)でも保険金をお支払いします。

第1節第4条の表の③

例えば、次の費用が損害防止軽減費用に該当します。
工場が設備の欠陥により爆発し周囲の民家に延焼している場合に、その延焼を最小限に食い止めるために要した消防剤散布のための費用等。

第1節第4条の表の③

例えば、次の費用が緊急措置費用に該当します。
デパートの階段でケガをしている人を発見したが、その時点では、床が濡れていたなどの施設の欠陥があつて事故にあつたのか、本人の不注意で転倒したのかわからなかった。このため、とりあえずデパート側でケガ人を病院へ運び応急措置を講じた後、本人の不注意で転んだことが判明した場合の、応急手当や護送に要した費用等。

第1節第4条の表の④

自動車保険と異なり、保険会社は示談交渉を行いません。被害者との交渉は被保険者自身に行ってください。ただし、弊社が必要と認めた場合は、弊社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たることができることとしています。その際、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用をお支払いします。

第1節第6条(1)

異なる種類の事故（「施設・事業活動遂行事故」と「生産物・完成作業事故」）が発生した場合は、同一原因であっても、それぞれの事故を「1回の事故」とみなします。

第1節第6条(2)

【2017年7月1日商品改定に伴う経過措置】
「1回の事故」の規定の適用にあたっては、改定前商品で更新されたならば保険金支払の対象となつたであろうと認められる事故について、更新後に発生した一連の事故のうち最初の事故を、「1回の事故」の規定における最初の事故とみなします。

(3) 保険金請求権(*2)は、被害者(*1)以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*2)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(*1) 第1条（この条項の補償内容）(1)の損害につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者をいいます。
 (*2) 第4条①の法律上の損害賠償金に対するものに限ります。

第2節 施設・事業活動遂行事故

第1条（施設・事業活動遂行事故）

第1節第1条（この条項の補償内容）(1)①の「施設・事業活動遂行事故」とは、次の事由に起因する他人の**身体の障害**または**財物の損壊**であって、同条(1)②の生産物・完成作業事故に該当しないものをいいます(*1)。

①	被保険者による 施設 の所有、使用または管理
②	被保険者による 事業活動 の遂行

(*1) 事業活動が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材に起因する他人の身体の障害または財物の損壊は、施設・事業活動遂行事故に含まれます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 施設・事業活動遂行事故について、当会社は、第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次の物の所有、使用または管理 ア. 自動車または 原動機付自転車 イ. 航空機 ウ. 施設外における船舶・車両(*1) または動物
②	建物 外部から内部への雨、雪、 雹 、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
③	飛散防止対策等の事故発生の予防に必要な措置を取らずに行われた仕事による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄さびまたは火の粉の飛散または拡散。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒によるものを除きます。
④	ちり・ほこりまたは騒音
⑤	託児(*2)の対象である0歳児(*3)の 身体の障害

(2) 施設・事業活動遂行事故について、当会社は、第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、**被保険者**が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	記名被保険者の管理下財物の損壊 について、被保険者がその 財物 に関する正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
②	第1節第2条（被保険者）(1)②から⑥までの者の 管理下財物(*4) の損壊について、その財物に関する正当な権利を有する者に対して同条(1)②から⑥までの者が負担する賠償責任。ただし、この規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(*1) 原動力がもっぱら人力である場合を除きます。
 (*2) 託児、保育、ベビーシッター等の名称を問わず児童をその保護者から預かることをいいます。
 (*3) 身体の障害を被った時点において0歳である者をいいます。
 (*4) 記名被保険者の管理下財物を除きます。

第3節 生産物・完成作業事故

第1条（生産物・完成作業事故）

第1節第1条（この条項の補償内容）(1)②の「生産物・完成作業事故」とは、次の事由に起因する他人の**身体の障害**または**財物の損壊**をいいます。

①	生産物
②	被保険者 によって行われた 事業活動 の結果(*1)

(*1) 仕事が終了(*2)しまたは放棄された後のものをいいます。
 (*2) **仕事の目的物**の引渡しを要するときは、引渡しとします。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 生産物・完成作業事故について、当会社は、第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害

備考

第1節第7条(1)

「先取特権」については、「重要事項説明書」をご参照ください。

第2節第2条(1)の表の①7.

「追加特約（賠償用）(P.161)によって、一部の車両（作業場の内部における作業場内専用車）による事故は、補償の対象となります。

第2節第2条(1)の表の①ウ.

「追加特約（賠償用）(P.161)によって、施設外における犬、猫、うさぎその他の中型・小型動物および馬車の所有、使用または管理による事故は、補償の対象となります。

第2節第2条(1)の表の②

雨などが扉や窓から直接吹き込むケースのほか、老朽化やメンテナンス不足により建物外部の排水管から雨水が漏れて建物内に浸入し、テナントの**什器・備品**が濡れた場合等も補償の対象となります。

第2節第2条(1)の表の⑤

託児の対象である0歳児の**身体障害**に起因する損害については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「託児による0歳児の**身体障害補償特約**」(P.178)をご契約ください。

第2節第2条(2)

この補償を必要とされる場合は、「**管理下財物事故補償特約**」(P.183)をご契約ください。

に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った事業活動の結果(*1)
②	生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示(*2)または虚偽の表示
③	次の財物の損壊またはその使用不能(*3) ア. 生産物 イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(*4) ウ. 完成品(*5) エ. 生産物もしくは完成品(*5)が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物
④	次の生産物 ア. たばこ、武器 イ. 航空機またはその構成部品 ウ. 医薬品、飼料またはこれらを構成する物質 エ. DES(*6)、トリアゾラム、レートリプトファンまたは体内移植用シリコーン
⑤	事業活動が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材
⑥	土地造成・地盤改良工事、埋立・河川・港湾・海岸工事または浚渫工事の結果(*1)

(2) 当会社は、**リコール措置**のために要した費用に対しては、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

- (*1) 仕事が終了(*7)しまたは放棄された後のものをいいます。
- (*2) 実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。
- (*3) 財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。
- (*4) 作業が加えられるべきであった場合を含みます。
- (*5) 生産物を原材料、部品(*8)、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。
- (*6) ジエチルスチルベストロール系製剤をいいます。
- (*7) 仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。
- (*8) 添加物および資材を含みます。

第3条（被保険者）

(1) 生産物・完成作業事故については、第1節第2条（被保険者）(1)に規定する者のほか、次の者を**被保険者**に含むものとします。

①	販売人(*1)
②	部品等製造業者(*2)

(2) 当会社は、販売人(*1)が**生産物**または**仕事の目的物**について行った加工・改造・修理等に起因して発生した事故によりその者自身が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- (*1) 記名被保険者が生産物の販売または提供を直接委託している者をいいます。
- (*2) 記名被保険者が部品や原材料等の製造を委託する製造業者をいいます。

備考

第3節第2条(1)の表の③7.イ.

「生産物」・「仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物」の損壊およびその使用不能については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「生産物・仕事の目的物損壊事故補償特約」(P.179)をご契約ください。

第3節第2条(1)の表の③ウ.イ.

「完成品」・「生産物・完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合の、その機械・工具によって製造・加工された財物」の損壊およびその使用不能については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「不良完成品事故補償特約」(P.178)をご契約ください。

第3節第2条(1)の表の④イ.

「追加特約（賠償用）」(P.161)によって、航空機のほか、ロケット・人工衛星・宇宙船その他これらに類するものも、補償の対象となりません。また、これらの構成部品として使用されることを目的として製造・販売・提供された財物のみが補償の対象となりません（意図せず構成部品となった場合は、補償の対象となります。）。

第3節第2条(1)の表の④ウ.

「追加特約（賠償用）」(P.161)によって、飼料または飼料を構成する物質に起因する損害は補償の対象となります。

第3節第2条(2)

リコール措置のために要した費用については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「リコール事故補償特約」(P.202)をご契約ください。

第4章 労災事故補償条項

第1節 共通事項

第1条 (この条項の補償内容)

(1) 当社は、**被保険者の被用者**が業務上の事由または通勤(*1)により被った**身体の障害**について、被保険者が次の補償を行い、または賠償責任を負担することによって被る損害に対して、第2節第1条（お支払いする保険金）または第3節第1条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

① 法定外補償	被保険者が被用者またはその遺族に対して行う法定外補償をいいます。
② 使用者賠償責任	被保険者が使用者として負担する法律上の損害賠償責任をいいます。

(2) 当社は、次のすべての条件をみたす場合に限り、(1)に規定する保険金を支払います。

①	(1)の身体の障害が保険証券記載の保険期間中に生じたものであること。
②	(1)の身体の障害が 労災保険法等 の施行地内において行う被保険者の事業に従事する被用者が被ったものであること。
③	(1)の身体の障害について労災保険法等によって給付が決定されたものであること。

(3) 当社は、(2)③の規定にかかわらず、第3節第1条（お支払いする保険金）②から④までの損害については、労災保険法等による給付がされない場合であっても、保険金を支払います。

(*1) 船員保険法によって給付がなされる被用者については、職務上の事由とします。

第2条 (被保険者)

この条項において、**被保険者**とは、**記名被保険者**をいいます。

第3条 (保険金をお支払いしない場合)

(1) 当社は、次の事由によって**被用者**が被った**身体の障害**(*1)については、保険金を支払いません。

①	保険契約者もしくは 被保険者 (*2)またはこれらの事業場の責任者の故意
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	核燃料物質(*3)またはこれによって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
⑤	石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性

(2) 当社は、次の身体の障害については、保険金を支払いません。

①	被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
②	風土病による身体の障害
③	職業性疾病 による身体の障害

(*1) これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。

(*2) 保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(*4) 原子核分裂生成物を含みます。

第2節 法定外補償

第1条 (お支払いする保険金)

当社は、**被保険者**が第1節第1条（この条項の補償内容）(1)①の法定外補償を行うことによって被る損害に対して、次の保険金を支払います。ただし、④の災害付帯費用保険金については、当社が①の死亡補償保険金または後遺障害等級区分第1級から第7級までのいずれかに該当する**身体の障害**に対する②の後遺障害補償保険金を支払う場合に限りま

①	死亡補償保険金
②	後遺障害補償保険金
③	休業補償保険金
④	災害付帯費用保険金

備考

第1節第1条(1)の表の①

法定外補償において、被保険者の「被用者」に記名被保険者である中小企業の事業主本人等の第1種特別加入者を含める必要がある場合は、「特別加入者補償特約」(P.209)をご契約ください。

第1節第1条(2)の表の③、(3)

法定外補償・使用者賠償責任ともに労災保険法等による給付決定がある場合に限り、補償の対象となります。ただし、使用者賠償責任における争訟費用、損害防止軽減費用、協力費用については、労災保険法等による給付がされない場合であっても、保険金をお支払いします。

第1節第3条(2)の表の①

第3条(2)の表の①の規定は、建設事業について被保険者の下請負人またはその被用者に発生した身体の障害には適用しません。詳細は、「追加特約(労災用)」(P.207)をご参照ください。

第1節第3条(2)の表の③

職業性疾病による身体の障害については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「職業性疾病補償特約」(P.211)をご契約ください。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）に規定する身体の障害のほか、次の身体の障害については、保険金を支払いません。

①	被用者の故意または重大な過失のみによって、その被用者本人が被った <u>身体の障害</u>
②	被用者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で <u>車両</u> を運転している間に、その被用者本人が被った <u>身体の障害</u>
③	被用者の故意による犯罪行為によって、その被用者本人が被った <u>身体の障害</u>

(2) 当社は、休業補償または傷病手当について労働基準法または船員法が定める補償対象期間の最初の3日までの休業に対しては、保険金を支払いません。

第3条（支払保険金の計算）

(1) 第1条（お支払いする保険金）①から③までの保険金の額は、次のいずれかの金額とします。

①	被保険者が <u>法定外補償規定</u> を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき <u>被用者</u> またはその遺族に支払うべき金額のうち、保険証券に記載された保険金額
②	被保険者が <u>法定外補償規定</u> を定めていない場合は、被保険者が被用者またはその遺族に支払うものとして保険証券に記載された保険金額

- (2) 第1条④の災害付帯費用保険金の額は、保険証券に記載された金額とします。
- (3) 同一の被用者が被った身体の障害について当社が支払う第1条①の死亡補償保険金および②の後遺障害補償保険金は、重複しては支払わず、いずれか高い金額を限度とします。
- (4) 同一の被用者が被った身体の障害について当社が支払う第1条③の休業補償保険金は、1,092日分を限度とし、同条①の死亡補償保険金または②の後遺障害補償保険金と重複して合算して支払います。
- (5) 保険金の額を決定する身体の障害区分は、労災保険法等による身体の障害区分の決定に従います。ただし、船員保険法によって給付がなされる被用者については、船員保険法施行規則別表第1に規定する障害等級1級から7級までの各級を後遺障害1級から7級までの各級、同法施行規則別表第2に規定する障害等級1級から7級までの各級を後遺障害8級から14級までの各級とそれぞれみなします。

第4条（被用者への支払義務）

- (1) 被保険者は、当社より受領した第1条（お支払いする保険金）①から③までの保険金の全額を、被用者またはその遺族に支払わなければなりません。
- (2) (1)の規定に違反した場合は、被保険者は、既に受領した保険金のうち被用者またはその遺族に支払われなかった金額を当社に返還しなければなりません。

第3節 使用者賠償責任

第1条（お支払いする保険金）

当社は、第1節第1条（この条項の補償内容）(1)②の使用者賠償責任を負担することによって被る次の損害に対して、保険金を支払います。

①	法律上の損害賠償金	法律の規定に基づき <u>被保険者</u> が <u>被用者</u> に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。
②	争訟費用	損害賠償請求に関する争訟について被保険者が当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
③	損害防止軽減費用	基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(4)⑥の規定に基づき、被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全または行使に必要な手続を講じるために当社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。
④	協力費用	基本条項第3節第3条（損害賠償請求解決のための協力—賠償責任補償条項、労災事故補償条項）(1)の規定に基づき、被保険者が当社の求めに応じて協力するために要した費用をいいます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）に規定する身体の障害による損害賠償金および費用のほか、次のいずれかに該当する損害賠償金または費用に対しては、保険金を支払いません。

第3節第1条の表の①	「被保険者が被用者に対して行う賠償債務の弁済としての支出」とは、損害賠償金のことであり、遅延利息(遅延損害金)を含みます。
------------	---

第3節第1条の表の②	「争訟」とは、裁判のほか、督促手続・民事執行といった他の訴訟手続も含み、さらに、仲裁・調停・裁判外の和解契約(いわゆる示談)等も含みます。争訟費用は、結果として被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合(裁判で勝訴した場合等)でも支払対象となります。
------------	---

第3節第1条の表の③	「被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全または行使に必要な手続を講じるために当社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用」とは、求償先への損害賠償請求書類送付のための内容証明郵便の郵送料等の通信費や、求償交渉のための交通費等をいいます。
------------	---

第3節第1条の表の④	自動車保険と異なり、保険会社は示談交渉を行いません。被害者との交渉は被保険者自身に行ってください。ただし、弊社が必要と認めた場合は、弊社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たることができることとしています。その際、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用をお支払いします。
------------	--

①	被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合は、その契約または規定がなければ被保険者が負担しなかったであろうと認められる損害賠償金または費用
②	被保険者が個人の場合は、その被保険者と同居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用

- (2) 当社は、休業補償または傷病手当について労働基準法または船員法が定める補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、**労災保険法等**によって給付を行った保険者が費用の徴収を行うことにより、被保険者が負担する金額については、保険金を支払いません。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、第1条（お支払いする保険金）に規定する損害に対して、それぞれ次の規定に従って保険金を支払います。

① 法律上の損害賠償金	1回の 災害 について、次の式により算出される金額を支払います。 $\text{保険金の額} = \frac{\text{法律上の損害賠償金の額}}{\text{次のア.からウ.までに定める金額の合計額}} \times \text{保険証券記載の1災害免責金額}$ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ア.</td> <td>労災保険法等により給付されるべき金額(*1)</td> </tr> <tr> <td>イ.</td> <td>自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約(*2)または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額</td> </tr> <tr> <td>ウ.</td> <td>次のいずれかの金額 (ア) 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額 (イ) 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、第2節法定外補償またはこれと同種の補償責任保険契約により支払われる保険金の額</td> </tr> </table> <p>ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。</p>	ア.	労災保険法等 により給付されるべき金額(*1)	イ.	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約(*2)または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額	ウ.	次のいずれかの金額 (ア) 被保険者が法定外補償規定 を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき 被用者 またはその遺族に支払うべき金額 (イ) 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、第2節法定外補償またはこれと同種の補償責任保険契約により支払われる保険金の額
ア.	労災保険法等 により給付されるべき金額(*1)						
イ.	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約(*2)または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額						
ウ.	次のいずれかの金額 (ア) 被保険者が法定外補償規定 を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき 被用者 またはその遺族に支払うべき金額 (イ) 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、第2節法定外補償またはこれと同種の補償責任保険契約により支払われる保険金の額						
② 争訟費用	全額を支払います。						
③ 損害防止軽減費用							
④ 協力費用							

第3節第3条(1)の表の①
 お支払いする保険金の額の算出式については、「重要事項説明書」の説明をご参照ください。

- (2) (1)の規定中「1回の災害」とは、発生の日時、場所を問わず、同一の原因から発生した一連の災害をいい、その最初の災害が発生した時にすべての災害が発生したものとみなします。

(*1) 特別支給金を含みません。
 (*2) 責任共済契約を含みます。

第4条（年金給付の場合の調整）

労災保険法等により給付される額が年金をもって定められている場合は、その年金部分については、次のいずれかに該当する額をもって、第3条（支払保険金の計算）(1)①ア.の金額とします。ただし、**労災保険法等**の受給権者が受給すべき年金の総額から次の金額を控除した残額の全部または一部が**被保険者**の損害賠償の履行にあたり考慮された場合は、その考慮された部分に相当する年金の額を次の①または②に加算した額をもって第3条(1)①ア.の金額とします。

①	労災保険法等の受給権者がその年金に関する前払一時金の給付を請求することができる場合は、被保険者の損害賠償責任額が確定した時に、被保険者が労災保険法等により損害賠償の履行を猶予されている金額および年金またはその年金に関する前払一時金の支給により損害賠償の責めを免れた金額の合計額
②	①以外の場合においては、労災保険法等の受給権者が、被保険者の損害賠償責任額が確定した時までに既に受領した年金の総額

第5条（先取特権－損害賠償金）

- (1) 損害賠償請求権者(*1)は、**被保険者**の当会社に対する保険金請求権(*2)について先取特権を有します。
- (2) 当社が第1条（お支払いする保険金）①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。

第3節第5条(1)
 「先取特権」については、「重要事項説明書」をご参照ください。

①	被保険者が損害賠償請求権者(*1)に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が弁済した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者(*1)に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者(*1)に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者(*1)に対して賠償債務を弁済する前に、損害賠償請求権者(*1)が被保険者の当会社に対する保険金請求権(*2)についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者(*1)に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者(*1)に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者(*1)が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者(*1)が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*2)は、損害賠償請求権者(*1)以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*2)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(*1) 第1条の損害の原因となった身体の障害につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者をいいます。

(*2) 第1条①の損害に対するものに限ります。

第5章 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第1条（告知義務）

保険契約の締結(*1)の際、保険契約者または被保険者(*2)になる者は、**保険契約申込書等**の記載事項のうち、**告知事項**について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当会社の定める方法により正確に記載しなければなりません。

- (*1) 財産補償条項においては、保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。
- (*2) 賠償責任補償条項においては、**記名被保険者**とします。

第2条（通知義務）

(1) 保険契約の締結(*1)の後、下表のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者(*2)は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者(*2)が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

財産補償条項	① 被保険者が、保険証券記載の事業の種類を変更すること(*3)。
	② 保険証券記載の 建物 の構造または用途を変更(*4)すること。
	③ ①および②のほか、 告知事項 (*5)の内容に変更を生じさせる事実(*6)が発生すること。
休業補償条項	① 被保険者が、保険証券記載の事業の種類を変更すること(*3)。
	② ①のほか、告知事項(*5)の内容に変更を生じさせる事実(*6)が発生すること。
賠償責任補償条項、労災事故補償条項	告知事項(*5)の内容に変更を生じさせる事実(*6)が発生すること。

(2) 当会社は、(1)の通知を受けた場合は、保険契約者または被保険者(*2)に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

- (*1) 財産補償条項においては、保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。
- (*2) 賠償責任補償条項においては、**記名被保険者**とします。
- (*3) 新たな事業の追加または事業の全部もしくは一部を中止することを含みます。
- (*4) 保険の対象である建物内で行う製造・加工等の工業上の作業の変更を含みます。
- (*5) 財産補償条項および休業補償条項においては、**他の保険契約等**に関する事実を除きます。賠償責任補償条項および労災事故補償条項においては、保険証券記載の事業の種類および他の保険契約等に関する事実を除きます。
- (*6) 告知事項(*5)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

第3条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）

(1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に**書面等**によって通知しなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消または解除を通知する場合は、この規定は適用しません。

第4条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）

(1) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、**被保険者**が保険の対象を譲渡する場合において、この保険契約の権利および義務(*1)を保険の対象の譲受人に譲渡しようとするときは、保険契約者は、あらかじめ、**書面等**をもってその事実を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。

(2) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、(1)に該当しないときは、保険契約者は、遅滞なく、書面等をもって、保険の対象の譲渡の事実を当会社に通知しなければなりません。

(3) 保険契約の締結の後、被保険者(*2)について相続、合併その他の包括承継があった場合は、保険契約者(*3)は、遅滞なく、書面等をもってその事実を当会社に通知しなければなりません。

- (*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。
- (*2) 賠償責任補償条項においては、**記名被保険者**とします。
- (*3) 保険契約者が被保険者(*2)と同一である場合は、保険契約者の法定相続人その他の包括承継人をいいます。

備考

第1節第1条

保険契約申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に保険契約申込書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

なお、保険契約申込書等に◎が付された事項は、ご契約の内容によってご契約に関する重要な事項（告知事項）となることがあります。詳細については、「重要事項説明書」をご参照ください。

第1節第2条

保険契約申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

なお、保険契約申込書等に◎が付された事項は、ご契約の内容によってご契約に関する重要な事項（通知事項）となることがあります。詳細については、「重要事項説明書」をご参照ください。

第1節第4条(1)

第5節第9条の規定により保険の対象が譲渡された場合、保険契約は失効します。保険の対象の譲渡と同時に保険契約の権利および義務を譲渡しようとするときは、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

第1節第4条(3)

「包括承継」とは、他人の権利義務を一括して承継することをいいます。

第5条（保険金額の調整－財産補償条項）

財産補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 保険契約の締結(*1)の際、保険金額が**保険の対象の価額**を超過したことについて、保険契約者および**被保険者**が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、その超過していた部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約の締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- (3) 当会社は、(1)または(2)の通知を受けた場合は、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

(*1) 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

第6条（損害発生予防義務－賠償責任補償条項）

賠償責任補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) **被保険者**は、常に損害の発生を予防するために必要な処置を講じるものとします。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第7条（災害防止義務－労災事故補償条項）

労災事故補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 保険契約者または**被保険者**は、自己の費用で労働基準法等に定める安全および衛生に関する規定ならびにその他**災害**の防止に関する法令を守らなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも保険契約者または被保険者の事業場、災害防止のための安全衛生関連施設および労働条件等を調査し、その不備の改善を保険契約者または被保険者に請求することができます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結(*1)の際に定めた回数および金額に従い、払込期日(*2)までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に**初回保険料**の払込期日の記載がない場合は、初回保険料は、この保険契約の締結(*1)と同時に払い込まなければなりません。
- (2) 次の①および②のすべてを満している場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故(*3)による損害または損失に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定する初回保険料領収前に生じた事故(*3)の取扱いに関する規定を適用しません。
 - ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
 - ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月末

- (3) 下表のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った払込期日(*2)の属する月の翌月末までに**被保険者**が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

①	保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
②	保険契約者が、事故(*3)の発生の日以前に到来した払込期日(*2)に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

- (4) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故(*3)による損害または損失に対して保険金を支払います。

①	事故(*3)の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
②	保険契約者が、初回保険料をその保険料の払込期日(*2)までに払い込むことの確約を行った場合
③	当会社が②の確約を承認した場合

- (5) (4)の表の②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

備考

第1節第5条(1)

超過していた部分について保険契約を取り消した場合は、取り消した分の保険料を返還します。(第6節第5条)

第2節第1条(1)

保険料払込方法が口座振替方式の場合の払込期日は、初回保険料の払込期日が保険証券に「保険始期の属する月の翌月振替日」と表示され、通常は始期日の属する月の翌月の26日（一部金融機関では27日）となります。また、その振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日が払込期日となります。

(6) 保険契約者は、当会社に書面等により申し出て、承認の請求を行った場合において、当社がこれを承認したときは、保険料払込方法を変更することができます。

(*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*3) 労災事故補償条項においては、**身体障害**をいいます。

第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）

(1) 保険契約の締結(*1)の際に、下表のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、払込期日(*2)に保険料(*3)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、払込期日(*2)の前日までにその払込期日(*2)に払い込むべき保険料相当額を指定口座(*4)に預けておかなければなりません。

①	指定口座(*4)が、提携金融機関(*5)に設定されていること。
②	当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込期日(*2)が(1)の表の①の提携金融機関(*5)の休業日に該当し、指定口座(*4)からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、払込期日(*2)に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、**初回保険料**の払込期日(*2)に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

①	初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*5)に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の払込期日(*2)とみなしてこの条項の規定を適用します。
②	初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めたととき。	第1条（保険料の払込方法等）(2)②の「初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月末」を「初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌々月の払込期日(*2)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(5) 保険料払込方法が口座振替の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当社が定める時以降に請求する保険料(*6)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合は、口座振替の方式により初めて払い込む保険料を初回保険料とみなして(1)から(3)までの規定を適用します。

①	保険契約者から当社に書面等により、保険料払込方法を口座振替の方式に変更する申出があるとき。
②	当社が①の申出を承認するとき。

(*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*3) **追加保険料**を含みます。

(*4) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。

(*5) 提携金融機関とは、当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(*6) 当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

(1) 保険契約の締結(*1)の際に、下表のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(*2)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

①	保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
②	当社が①の申出を承認する場合

(2) (1)の場合、下表の規定の適用においては、当社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(*3)が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

第2節第2条

保険料払込方法が口座振替方式の場合、払込期日に保険料の口座振替ができなかったときは、翌月に再度保険料を指定口座にご請求します。再請求でも口座振替できなかった場合、コンビニエンスストアや郵便局等でご利用いただける払込取扱票の送付等により再度保険料をご請求します。

①	第1条（保険料の払込方法等）(1)および同条(2)
②	第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)

(3) 当社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

①	当社が、クレジットカード会社からその払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*3)を使用し、クレジットカード会社に対してその払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合

(4) (3)の表の①の保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(5) 当社がクレジットカード会社から払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料(*2)については、当社が承認しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

(6) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当社が定める時以降に請求する保険料(*5)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。この場合は、(1)から(5)までの規定を準用します。

①	保険契約者から当社に書面等により、保険料払込方法をクレジットカード払の方式に変更する申出があるとき。
②	当社が①の申出を承認するとき。

(*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。

(*2) 追加保険料を含みます。

(*3) 当社の指定するクレジットカードに限ります。

(*4) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*5) 当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第4条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法が口座振替の方式またはクレジットカード払の方式の場合で、下表のいずれかに該当するときは、保険契約者は当社が定める時以降に請求する保険料(*1)を当社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

①	保険契約者から当社に書面等により、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式以外の方式による保険料の払込みの申出があり、当社がこれを承認する場合
②	第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）(5)の規定に基づき当社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しない場合で、保険契約者が第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）(5)の規定に基づく口座振替の方式による保険料の払込みを行わないとき。

(*1) 当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日(*1)の翌日以後に生じた事故(*2)による損害または損失に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当社は、(1)の「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険料払込方法が口座振替の方式の場合
②	保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

- (*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。
 (*2) 労災事故補償条項においては、身体の障害をいいます。

第3節 事故発生時等の手続

第1条（事故発生時等の義務）

(1) 財産補償条項においては、保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他 ^の 保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難 ^の 届出	保険の対象に盗難による損害が発生した場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること(*3)。
⑩ 小切手盗難 ^の 届出	小切手が盗難にあった場合は、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出ること。
⑪ 手形盗難 ^の 届出等	手形が盗難にあった場合は、盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出ること。また、遅滞なく公示催告の手続を行うこと。
⑫ 乗車券等盗難 ^の 場合の届出	乗車券等が盗難にあった場合は、直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出ること。なお、宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出るものとします。
⑬ 預貯金証書盗難 ^の 届出	預貯金証書が盗難にあった場合は、直ちに預貯金先あてに届け出ること。

(2) 休業補償条項においては、保険契約者または被保険者は、事故、損害または損失が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害および損失の発生および拡大の防止	損害および損失の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他 ^の 保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

備考

第3節第1条(1)

事故または損害が発生したことを知った場合は、左記の記載事項のご対応をお願いいたします。なお、「事故が起こった場合の連絡方法や留意点」については、P.24をご参照ください。

第3節第1条(2)

事故、損害または損失が発生したことを知った場合は、左記の記載事項のご対応をお願いいたします。なお、「事故が起こった場合の連絡方法や留意点」については、P.24をご参照ください。

⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	保険の対象に盗難による損害が発生した場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること(*3)。

(3) 賠償責任補償条項においては、保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	既に発生した事故に係る損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講じること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 被害者の住所および氏名または名称 エ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちに当社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 損害賠償責任承認の事前承認	あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
⑧ 回収措置等	次のいずれかに該当する場合は、事故の拡大(*4)または発生を防止するため、遅滞なく 記名被保険者 が製造、販売もしくは提供した 財物 (*5)もしくは 仕事の目的物 またはこれらが一部をなすその他の財物について、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置を講じること。 ア. 記名被保険者が製造、販売もしくは提供した財物(*5)または記名被保険者の仕事の結果に起因した事故が発生した場合 イ. 保険契約者または被保険者が、事故の発生するおそれがあることを知った場合
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること。

(4) 労災事故補償条項においては、保険契約者または被保険者は、**災害**が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 災害の拡大防止または軽減の措置	災害の拡大を防止または軽減するため自己の費用で必要な措置を講じること。
② 災害発生の通知	災害の発生の日時、場所および災害の概要を直ちに当社に通知すること。
③ 災害内容の通知	次の事項を遅滞なく、当社に書面等により通知すること。 ア. 災害の状況 イ. 災害の発生の日時および場所 ウ. 身体の障害 を被った 被用者 の住所、氏名および身体の障害の程度 エ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちに当社に通知すること。

備考

第3節第1条(3)

事故または損害が発生したことを知った場合は、左記の記載事項のご対応をお願いいたします。なお、「事故が起こった場合の連絡方法や留意点」については、P.24をご参照ください。

第3節第1条(4)

災害が発生したことを知った場合は、左記の記載事項のご対応をお願いいたします。なお、「事故が起こった場合の連絡方法や留意点」については、P.24をご参照ください。

⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 損害賠償責任承認の事前承認	あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
⑧ 調査の協力等	①から⑦までのほか当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(*3) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社が、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。

(*4) 同種の事故の発生を含みます。

(*5) その財物に付随して提供された包装もしくは容器またはその財物の品質、性能もしくは使用方法についてなされた説明もしくは警告を含みます。

第2条（事故発生時等の義務違反）

(1) 財産補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(1)の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条(1)の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条(1)の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑩まで	第1条(1)の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑩までの規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ 第1条(1)の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができる額

(2) 財産補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(1)の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造し、または同表の⑩から⑬までの通知、届出もしくは手続について事実と異なる内容のものとした場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 休業補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(2)の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条(2)の表の①	損害または損失の発生または拡大を防止することによって削減することができたと認められる損失の額
② 第1条(2)の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨まで	第1条(2)の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨までの規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ 第1条(2)の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができる額

(4) 休業補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(2)の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5) 賠償責任補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(3)の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条(3)の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条(3)の表の②から⑤までまたは同表の⑧から⑩まで	第1条(3)の表の②から⑤までまたは同表の⑧から⑩までの規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ 第1条(3)の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができる額
④ 第1条(3)の表の⑦	被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

- (6) 賠償責任補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1条（事故発生時等の義務）(3)の表の③もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (7) 労災事故補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1条（事故発生時等の義務）(4)の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条(4)の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条(4)の表の②から⑤までまたは同表の⑧	第1条(3)の表の②から⑤までまたは同表の⑧の規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ 第1条(4)の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第1条(4)の表の⑦	被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

- (8) 労災事故補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1条（事故発生時等の義務）(4)の表の③もしくは⑧に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (9) 労災事故補償条項においては、保険契約者または被保険者は、**災害**が発生したことを知った場合は、その災害と同種の災害の発生を防止するため、自己の費用で必要な措置を講じなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこの義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（損害賠償請求解決のための協力—賠償責任補償条項、労災事故補償条項）

賠償責任補償条項および労災事故補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、**被保険者**に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができず。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力の要求に応じない場合は、当社は、被保険者が(1)の規定に違反したことによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4条（被用者への支払を証する書類—労災事故補償条項）

労災事故補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 当社が労災事故補償条項第2節法定外補償の規定に基づき保険金を支払った場合において、**被保険者**が**法定外補償規定**を定めていないときは、被保険者は、**被用者**またはその遺族の補償金受領書を保険金を受領した日からその日を含めて30日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に当社に提出しなければなりません。
- (2) (1)の書類に故意に事実と異なる記載をし、もしくは事実を記載しなかった場合、その書類を偽造もしくは変造した場合、または故意もしくは重大な過失によって(1)に規定する義務に違反した場合は、被保険者は、既に受領した保険金のうち、被用者またはその遺族に給付されなかった補償金に相当する金額分を当社に返還しなければなりません。

第3節第4条

弊社が労災事故補償条項第2節法定外補償の規定に基づき保険金を支払った場合は、左記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

第4節 保険金請求手続

第1条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、それぞれ次のとおりとします。
- ① 財産補償条項に係る保険金請求権は、事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - ② 休業補償条項に係る保険金請求権は、事故による損失が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - ③ 賠償責任補償条項に係る保険金請求権は、下表の「保険金請求権が発生する時」欄に規定する時から発生し、「保険金請求権を行使できる時」欄に規定する時からこれを行使できるものとします。

	保険金請求権が発生する時	保険金請求権を行使できる時
賠償責任補償条項第1節第4条（損害の範囲）の表の①の法律上の損害賠償金	事故による損害が発生した時	判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および賠償責任補償条項第1節第4条の表の①の法律上の損害賠償金の額が確定した時
賠償責任補償条項第1節第4条の表の②から④までの費用	被保険者が費用を支出した時	賠償責任補償条項第1節第4条の表の②から④までの費用の額が確定した時

④ 労災事故補償条項第2節に係る保険金請求権は、**身体の障害**について政府労災保険等に基づく給付が決定された時から発生し、労災事故補償条項第2節第3条（支払保険金の計算）(1)から(5)までに規定する金額について被保険者の支払が確定した時からこれを行使することができるものとします。

⑤ 労災事故補償条項第3節に係る保険金請求権は、下表の「保険金請求権が発生する時」欄に規定する時から発生し、「保険金請求権を行使できる時」欄に規定する時からこれを行使できるものとします。

	保険金請求権が発生する時	保険金請求権を行使できる時
労災事故補償条項第3節第1条（お支払いする保険金）の表の①の法律上の損害賠償金	身体の障害による損害が発生した時	判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および労災事故補償条項第3節第1条の表の①の法律上の損害賠償金の額が確定した時
労災事故補償条項第3節第1条の表の②から④までの費用	被保険者が費用を支出した時	労災事故補償条項第3節第1条の表の②から④までの費用の額が確定した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、下表に規定する書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 財産補償条項、休業補償条項	ア. 保険金の請求書 イ. 損害額または損失額を証明する書類(*1) ウ. 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本 エ. 第5条（指定代理請求人－財産補償条項、休業補償条項）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類 オ. 当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書 カ. 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 キ. 盗難 による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 ク. 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書 ケ. ア.からク.までのほか、当社が第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する 書面等 において定めたもの
-----------------	---

② 賠償責任補償条項	<p>ア. 保険金の請求書</p> <p>イ. 請求の内容が保険金をお支払する場合に該当することを証明する書類(*2)</p> <p>ウ. 事故の原因もしくは状況または被害の程度もしくは金額を確認できる書類(*3)</p> <p>エ. 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書</p> <p>オ. 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類</p> <p>カ. 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類</p> <p>キ. 賠償責任補償条項第1節第4条(損害の範囲)の表の②から④までの費用の支出を証する領収書または精算書</p> <p>ク. 当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書</p> <p>ケ. ア.からク.までのほか、当社が第2条(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの</p>
③ 労災事故補償条項	<p>ア. 保険金の請求書</p> <p>イ. 労災保険法等の給付請求書(写)</p> <p>ウ. 労災保険法等の支給決定通知書(写)</p> <p>エ. 請求の内容が保険金をお支払する場合に該当することを証明する書類(*4)</p> <p>オ. 被用者の死亡に伴う保険金請求の場合は、死亡診断書または死体検案書</p> <p>カ. 被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合は、障害の程度を証明する医師の診断書</p> <p>キ. 被用者の休業に伴う保険金請求の場合は、被保険者の休業証明書(賃金不払を証するもの)</p> <p>ク. 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定(写)</p> <p>ケ. 賠償保険金(*5)および費用保険金(*6)の請求の場合は、損害賠償金額および費用を証明する書類</p> <p>コ. 賠償保険金(*5)請求の場合は、被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書</p> <p>サ. 賠償保険金(*5)請求の場合は、被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類</p> <p>シ. 賠償保険金(*5)請求の場合は、被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類</p> <p>ス. 当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書</p> <p>セ. ア.からス.までのほか、当社が第2条(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの</p>

(3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*7)および被害が生じた物の写真(*8)をいいます。

(*2) 被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等の書類をいいます。

(*3) 公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真(*8)または図面、被害が生じた物の写真(*8)、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*7)、被害者の診断書、被害者の休業損害または逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類等をいいます。

(*4) 被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明等の書類をいいます。

(*5) 労災事故補償条項第3節第1条(お支払いする保険金)の表の①に規定する法律上の損害賠償金に係る保険金をいいます。

(*6) 労災事故補償条項第3節第1条(お支払いする保険金)の表の②から④までに規定する費用に係る保険金をいいます。

(*7) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*8) 画像データを含みます。

第2条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または損失発生の有無および 被保険者 に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害または損失の額(*2)および事故と損害または損失との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効 、 失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、損害または損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4)	180日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) 被保険者から保険金の内払の請求がある場合で、当社が承認したときに限り、当社で定める方法により保険金の内払を行います。

(5) 保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者が第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

(*2) 財産補償条項に係る保険金請求においては、**保険価額**を含みます。

(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第3条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険金の支払を請求できる者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第4条（保険金計算の特則－休業補償条項、賠償責任補償条項、労災事故補償条項）

休業補償条項、賠償責任補償条項および労災事故補償条項においては、次の規定を適用します。

保険金を支払う場合において、保険契約者または**記名被保険者**が故意または重大な過失によって保険料算出基礎数字(*1)について実際の数値より不足したものを申告したことを当社が知ったときは、当社は、申告された数値に基づく保険料と実際の数値に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

(*1) この保険契約において保険料を定めるために用いる**売上高**、完成工事高、**被用者数**、賃金その他の数値をいいます。

第5条（指定代理請求人－財産補償条項、休業補償条項）

財産補償条項および休業補償条項においては、次の規定を適用します。

第4節第4条

保険料算出基礎数字について実際の数値より不足したものを申告された場合は、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

- (1) **被保険者**に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいらない場合は、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(*1)または②以外の3親等内の親族

- (2) (1)の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(*1) 法律上の配偶者に限ります。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い—財産補償条項）

財産補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) **他の保険契約等**がある場合において、それぞれの支払責任額(*1)の合計額が保険金の種類ごとに別表1-1に規定する支払限度額を超えるときは、当社は、①または②に規定する額を保険金として支払います。
- ① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
 - ② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、次の額
 - ア. 損害額(*2)が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*3)
 - イ. 財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)および(4)の費用に関しては、別表1-1に規定する支払限度額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*3)
- (2) (1)の場合において、他の保険契約等に**再取得価額**を基準として算出した損害額から、この保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、(1)の規定にかかわらず、(1)①の規定を適用します。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

(*2) 損害額から1回の事故につき、保険証券記載の**免責金額**(*4)を差し引いた残額をいいます。

(*3) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

(*4) 他の保険契約に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い—休業補償条項）

休業補償条項においては、次の規定を適用します。

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(*1)の合計額が保険金の種類ごとに別表1-2に規定する支払限度額を超えるときは、当社は、①または②に規定する額を保険金として支払います。

- ① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、次の額
 - ア. 損失額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)
 - イ. 休業補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)および(3)の費用に関しては、別表1-2に規定する支払限度額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

(*2) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第8条（他の保険契約等がある場合の取扱い—賠償責任補償条項）

賠償責任補償条項においては、次の規定を適用します。

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(*1)の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、①または②に規定する額を保険金として支払います。

- ① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額

- ② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、損害の額から、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額（*2）

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

(*2) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第9条（他の保険契約等がある場合の取扱い—労災事故補償条項）

労災事故補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 労災事故補償条項第2節について**他の保険契約等**がある場合において、それぞれの支払責任額(*1)の合計額が法定外補償金額(*2)を超えるときは、当会社は、①または②に規定する額を保険金として支払います。
- ① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、法定外補償金額(*2)から、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額（*3）。
- (2) 労災事故補償条項第3節について他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(*1)の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、①または②に規定する額を保険金として支払います。
- ① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、損害の額から、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額（*3）。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

(*2) **被保険者が法定外補償規定**を定めている場合は、その法定外補償規定に基づき**被用者**またはその遺族に支払うべき金額、被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被用者またはその遺族に支払われる補償金の額をいいます。

(*3) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

第1条（保険契約の取消し）

保険契約の締結(*1)の際、保険契約者または**被保険者**に詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(*1) 財産補償条項においては、保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

第2条（保険契約の無効または失効）

- (1) 保険契約の締結(*1)の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってしていた場合は、この保険契約は**無効**とします。
- (2) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、損害額(*2)がそれぞれ1回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生した場合は、その時にこの保険契約は**失効**します。ただし、保険金額が**保険価額**を超える場合は、保険価額を保険金額とみなします。
- (3) (2)のほか、保険契約の締結の後、下表の事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

財産補償条項	(2)に該当する場合を除き、保険の対象の全部が滅失したこと。 ただし、 建物 の建替等に基づき保険契約者または 被保険者 から保険契約存続の申出があり、当社がこれを承認した場合については、この規定を適用しません。
休業補償条項	事業を廃止したこと。

- (4) 財産補償条項においては、おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合は、それぞれの保険の対象について、(2)または(3)の失効の規定を適用します。

(*1) 財産補償条項においては、保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

(*2) 損害額とは、保険金を支払うべき損害の額をいいます。

第3条（告知義務違反による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、第1節第1条（告知義務）の告知の際に、**告知事項**について、保険契約者または**被保険者**(*1)の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この

第5節第2条(3)

建物を建て替える場合は、事前にご連絡ください。原則として建物を取り壊した時にこの保険契約は失効しますが、事前に手続きいただいた場合は、建替え後の建物にもこの保険契約を適用することができます。

第5節第3条

第5節第3条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については第6節第1条(8)の表の①および付表1をご参照ください。

保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者(*1)が事実を告知しなかった場合
②	保険契約者または被保険者(*1)が事実と異なることを告知した場合

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合は適用しません。

①	(1)の事実がなくなった場合
②	当社が保険契約の締結(*2)の際、(1)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(*3)
③	保険契約者または被保険者(*1)が、当社が保険金を支払うべき事故(*4)が発生する前に、告知事項について、 書面等 によって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約の締結(*2)の際、保険契約者または被保険者(*1)がその訂正すべき事実を当社に告知していたとしても当社が保険契約の締結(*2)を承認していたと認められるときに限り、当社は、これを承認するものとします。
④	当社が(1)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約の締結(*2)の時から5年を経過した場合

(3) (1)の規定による解除が損害または損失が発生した後になされた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故(*4)による損害または損失については適用しません。

- (*1) 賠償責任補償条項においては、**記名被保険者**とします。
- (*2) 財産補償条項においては、保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。
- (*3) 当社のために保険契約の締結(*2)の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (*4) 労災事故補償条項においては、**身体の障害**をいいます。

第4条（通知義務違反による保険契約の解除）

(1) 第1節第2条（通知義務）(1)の事実の発生によって、**告知事項**について危険増加(*1)が生じた場合において、保険契約者または**被保険者**(*2)が故意または重大な過失によって遅滞なく同条(1)に規定する通知をしなかったときは、当社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(2) (1)の規定は、当社が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)に規定する危険増加(*1)が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。

(3) (1)の規定による解除が損害または損失が生じた後になされた場合であっても、当社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故(*3)による損害または損失に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)に規定する危険増加(*1)をもたらした事由に基づかずに発生した事故(*3)による損害または損失については適用しません。

(5) 当社は、(1)に規定する危険増加(*1)が生じ、この保険契約の引受範囲(*4)を超えることとなった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(6) (5)の規定による解除が損害または損失が生じた後になされた場合であっても、当社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故(*3)による損害または損失に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

- (*1) 危険増加とは、危険(*5)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*5)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
- (*2) 賠償責任補償条項においては、**記名被保険者**とします。
- (*3) 労災事故補償条項においては、**身体の障害**をいいます。
- (*4) 保険料を増額することにより保険契約を継続できる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書類等において定めたものをいいます。
- (*5) 危険とは、損害または損失の発生の可能性をいいます。

第5条（重大事由による保険契約の解除）

(1) 下表のいずれかに該当する事由がある場合は、当社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

備考

第5節第4条

第5節第4条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の②および付表1をご参照ください。

第5節第5条

第5節第5条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の③および付表1をご参照ください。

①	保険契約者または被保険者(*1)が当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または損失を生じさせたこと(*2)。
②	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者(*3)に詐欺の行為があったこと(*2)。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(*4)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(*4)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(*4)を不当に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*4)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力(*4)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	①から③までのほか、保険契約者または被保険者(*1)が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、被保険者(*3)が(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が損害または損失が発生した後になされた場合であっても、(1)の表のいずれかの事由または(2)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故(*5)による損害または損失に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者(*1)が(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、下表のいずれかに該当する損害については適用しません。

①	(1)の表の③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者(*3)に生じた損害
②	(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者(*3)に生じた法律上の損害賠償金の損害

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 未遂の場合を含みます。

(*3) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 暴力団、暴力団員(*6)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*5) 労災事故補償条項においては、**身体障害**をいいます。

(*6) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
②	保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
③	保険料の払込方法が月払の場合において、払込期日(*1)までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(*2)までに、次回払込期日(*2)に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
④	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(*4)が記載されている場合は、この規定を適用しません。
⑤	第6節第1条(4)の追加保険料払込期日(*4)を設定した場合において、同条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
⑥	保険料の払込方法が月払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または第2節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めるとき。

(2) (1)の表の⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当社が既に支払った保険金(*5)があるときは、当社はこの保険金(*5)相当額の返還を請求することができます。

第5節第6条

保険料不払によりご契約が解除された場合における保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の④および付表1をご参照ください。

第5節第6条(1)の表の④

「変更手続き完了のお知らせ」とは、保険契約者からご契約内容の変更（ご契約の住所の変更や補償内容の変更等）のお申出をいただいた場合にお送りする、変更手続きが完了したことのお知らせをいいます。保険証券とあわせて最新のご契約内容をご確認いただけますので、いずれも大切に保管していただくようお願いいたします。

す。

- (*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。
- (*2) 払込期日(*1)の翌月の払込期日(*1)をいいます。
- (*3) 第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①または③の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。
- (*4) 追加保険料払込期日とは、当社が第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同節第1条(1)の表の③もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
- (*5) 払込みを怠ったと当社が認めた保険料を払い込むべき払込期日(*1)の前月の払込期日(*1)の翌日以降に発生した事故(*6)による損害または損失に対して、支払った保険金に限ります。
- (*6) 労災事故補償条項においては、身体の障害をいいます。

第7条（保険契約者による保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当社に対する書面等による通知をもって保険契約を解除することができます。ただし、この通知が行われた場合において、当社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。
- (2) (1)の規定による保険契約の解除後に当社が保険料を請求し、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表のいずれかに該当した場合は、当社は、(1)に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第5節第7条(1)

保険契約者からの通知により保険契約を解除することを解約といいます。この場合、未払の保険料を解約日以降にご請求することがあります。この払込みをいただけない場合、第5節第7条(2)および第8条(2)の表の⑦の規定により、解約を取り消して解除させていただきます。

第8条（保険契約解除の効力）

- (1) 保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第6条(1)の表の①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第6条(1)の表の②の規定による解除の場合	第6条(1)の表の②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第6条(1)の表の③の規定による解除の場合	第6条(1)の表の③に規定する次回払込期日(*1)または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第6条(1)の表の④の規定による解除の場合	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の <u>追加保険料</u> の払込みを怠った日
⑤ 第6条(1)の表の⑤の規定による解除の場合	第6節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第6条(1)の表の⑥の規定による解除の場合	第6条(1)の表の⑥に規定する期日の前月の払込期日(*2)
⑦ 第7条(2)の規定による解除の場合	第7条(1)の規定により解除した日

- (*1) 払込期日(*2)の翌月の払込期日(*2)をいいます。
- (*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効－財産補償条項）

財産補償条項においては、次の規定を適用します。

第5節第9条

保険の対象の譲渡により保険契約が失効する場合における保険料の返還については、第6節第6条および付表1をご参照ください。

- (1) 第1節第4条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1)に規定する事実が発生した時に保険契約はその効力を失い、この保険契約の権利および義務(*1)は、譲受人に移転しません。ただし、同条(1)の規定により、保険契約者がこの保険契約の権利および義務(*1)を保険の対象の譲受人に譲渡することをあらかじめ書面等をもって当社に申し出て、承認の請求を行った場合において、当社がこれを承認したときは、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。
- (2) 当社は、保険の対象が譲渡された後に、保険の対象について生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)のただし書に規定する承認をした後は、この規定を適用しません。

- (*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

第6節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

①	第1節第2条（通知義務）(1)の通知を受けた場合
②	第1節第5条（保険金額の調整－財産補償条項）(2)の通知を受けた場合
③	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③の承認をする場合

- (2) 当社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更または補償条項の追加を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

- (3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合(*1)	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当社が算出した、 未經過期間 に対する保険料(*2)を返還し、または 追加保険料 を請求します。	
② 保険料払込方法が一時払以外の場合(*1)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料(*2)に変更します。ただし、当社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
	ア. 保険証券に 初回保険料 の払込期日の記載がある場合	当社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)は、追加保険料領収前に生じた事故(*4)による損害または損失に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日(*5)を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日(*5)の属する月の翌月末

- ① (1)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険金を支払いません(*6)(*7)。
- ② (2)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (5) 第5節第1条（保険契約の取消し）に規定する保険契約の取消しの場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (6) 第5節第2条（保険契約の無効または失効）(1)に規定する保険契約の**無効**の場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (7) 保険契約の**失効**の場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。ただし、財産補償条項においては、第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)に該当する場合は、保険料は返還しません。
- (8) 下表のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。

①	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)
②	第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)または同条(5)
③	第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)
④	第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)
⑤	第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)

- (9) 第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

(*1) 保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条（保険料の払込方法等）(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定により変更すべき保険料がないときは、(3)の表の①に規定する方法により取り扱います。

(*2) (1)の表の①の場合は、保険契約者または**被保険者**の通知に基づき、第1節第2条（通知義務）(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。

(*3) (1)の表の①または③の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。

- (*4) 追加保険料領収前に生じた事故とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合、または(1)の表の③もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加(*8)が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めるときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。また、労災事故補償条項においては、事故とは**身体障害**をいいます。
- (*5) 追加保険料払込期日とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合または(1)の表の③もしくは(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
- (*6) (1)の表の①または③の場合は、第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表の④の規定により解除できるときに限ります。
- (*7) 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (*8) 危険増加とは、危険(*9)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*9)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
- (*9) 危険とは、損害または損失の発生の可能性をいいます。

第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）

(1) 下表の規定に基づき当会社が請求した**追加保険料**について、追加保険料払込期日(*1)に追加保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

①	第2節第2条（保険料の払込方法一口座振替方式）
②	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の「追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
②	①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

(3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日(*1)とみなして下表の規定を適用します。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*2)に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア.	第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）
イ.	第5節第8条（保険契約解除の効力）
ウ.	第6節第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）(1)および(2)
エ.	第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座(*3)に振り込むことによって行うことができるものとします。

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

(*1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または第1条(1)の表の③もしくは第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(*3) 指定口座とは、この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関(*2)に対して口座振替請求を行う口座をいいます。

第3条（追加保険料の払込み等クレジットカード払方式の場合の特則）

(1) 下表の規定に基づき当会社が請求した**追加保険料**について、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定の適用においては、当会社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカード(*1)が有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第2節第3条（保険料の払込方法クレジットカード払方式）
②	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。

①	当社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*1)を使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合

(3) (2)の表の①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に下表のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

①	保険契約者の指定する口座への振込み
②	クレジットカード会社経由の返還

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

(*1) 当社の指定するクレジットカードに限ります。

第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(1) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、下表のすべてに該当するときは、当社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故(*2)による損害または損失に対して保険金を支払います。

①	事故(*2)の発生の日が、追加保険料払込期日(*1)以前であること。
②	事故(*2)の発生の日の前日までに到来した払込期日(*3)までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

(2) (1)の場合において、事故(*2)の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故(*2)の発生の日の前日までに到来した払込期日(*3)までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）(4)の表の②に規定する確約を行い、かつ、当社が承認した場合は、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故(*2)による損害または損失に対して保険金を支払います。

(3) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、その払込期日の翌日以後に発生した事故(*2)による損害または損失に対しては、下表の規定に従います。

①	追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当社は、保険金を支払いません。
②	追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定に基づき、当社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

(5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故(*2)が発生した場合において、下表に規定する日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当社が行う確認に協力しなければなりません。

①	第1節第2条（通知義務）(1)または第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(2)に規定する通知が行われた日時
②	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③に規定する訂正の申出が行われた日時
③	事故(*2)の発生の日時

(*1) 追加保険料払込期日とは、当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合および同条(1)の表の③または同条(2)の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 労災事故補償条項においては、身体の障害をいいます。

(*3) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第5条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還－財産補償条項）

財産補償条項においては、次の規定を適用します。

第1節第5条（保険金額の調整－財産補償条項）(1)の規定により保険契約者が保険契約の一部を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料のうち、取り消した部分に対応する保険料を返還します。

第6条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還－財産補償条項）

財産補償条項においては、次の規定を適用します。

第5節第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効－財産補償条項）(1)の規定により、保険契約が**失効**した場合は、付表1に規定する保険料を返還します。

第7節 その他事項

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時(*1)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、当社は**初回保険料**を領収する前に生じた事故(*2)による損害または損失に対しては保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。

(*1) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(*2) 労災事故補償条項においては、**身体障害**をいいます。

第2条（代位）

- (1) 損害または損失が生じたことにより**被保険者**が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその損害または損失に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害または損失の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害または損失の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 賠償責任補償条項および労災事故補償条項においては、保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (4) 財産補償条項においては、賃貸借契約または使用貸借契約に基づき、被保険者以外の者が占有する**建物**を保険の対象とする場合で、被保険者が借家人(*2)に対して有する権利を、当社が取得したときは、当社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人(*2)の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(*2) 借家人とは、賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

第3条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約の締結の後、保険契約者は、**書面等**をもって当社に保険契約者の変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認した場合は、当社が認める範囲内でこの保険契約の権利および義務(*1)を第三者に移転させることができます。

ただし、財産補償条項において、**被保険者**が保険の対象を譲渡する場合は、第1節第4条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1)の規定によるものとします。

- (2) 保険契約の締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約が**失効**するときを除き、この保険契約の権利および義務(*1)は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (4) (3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の

第7節第3条(2)

「法定相続人」とは、民法に定められた相続人をいいます。

1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
 (5) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約の義務(*2)を負うものとします。

(*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

(*2) この保険契約の義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務をいいます。

第4条（保険証券等の不発行の特則）

当会社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款(*1)の規定を適用します。

(*1) 付帯される特約を含みます。

第5条（時効）

保険金請求権は、第4節第1条（保険金の請求）(1)に規定する保険金請求権を行使することができる時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（保険証券に複数の明細書が添付されている場合の普通保険約款等の適用）

この保険契約の保険証券に複数の明細書が添付されている場合は、特に記載のないかぎり、明細書ごとに普通保険約款およびこれに付帯される特約を適用します。

第7条（残存物および盗難品の帰属－財産補償条項）

財産補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 当社が損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当社が損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、財産補償条項第8条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 盗取された保険の対象について、当社が損害保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、損害保険金の保険価額に対する割合によって、当社に移転します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、**被保険者**は、支払を受けた損害保険金に相当する額(*1)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(*1) 支払を受けた損害保険金に相当する額とは、財産補償条項第8条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第8条（用語の適用等）

- (1) この条項に規定されていない用語については、各補償条項における規定を準用します。
- (2) 普通保険約款(*1)において、特に記載のないかぎり、【用語の定義】に規定する用語は、【用語の定義】に定めるところに従います。
- (3) この条項において保険契約の締結には、更新(*2)、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな補償条項を追加する場合を含むものとします。
- (4) 各補償条項(*1)により規定される用語は、特に記載のないかぎり、補償条項(*1)ごとに適用します。
- (5) この条項は、特に記載のないかぎり、補償条項(*1)ごとに適用します。

(*1) 付帯される特約を含みます。

(*2) 更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款を、引き続き締結することをいいます。

第9条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第10条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1-1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額－財産補償条項

保険金の種類	支払限度額
損害保険金	損害の額。 ただし、 通貨等、預貯金証書および高額貴金属等 については、1回の事故につき保険証券記載の限度額(*1)または損害額のいずれか低い額。
修理付帯費用保険金	1回の事故につき、1,000万円(*2)または修理付帯費用(*3)の額のいずれか低い額
損害拡大防止費用保険金	保険契約者または被保険者が負担した損害拡大防止費用(*4)の額
請求権の保全・行使手続費用保険金	保険契約者または被保険者が負担した、請求権の保全・行使手続費用(*5)の額
地震火災費用保険金	1回の事故につき、 1敷地内 ごとに300万円(*6)
侵入行為再発防止費用保険金	1回の事故につき、20万円(*7)または被保険者が負担した侵入行為再発防止費用(*8)の額のいずれか低い額

- (*1) **他の保険契約等**に、この保険契約の保険証券記載の限度額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (*2) **工場物件**の場合は5,000万円とします。また、他の保険契約等に、限度額が工場物件以外の物件について1,000万円または工場物件について5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (*3) 修理付帯費用とは、財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)①に規定する、保険の対象の復旧にあたり発生した費用で必要かつ有益な費用のうち、同条(2)①の表に規定する費用をいいます。
- (*4) 損害拡大防止費用とは、財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)②に規定する、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用のうち、同条(2)②の表に規定する費用をいいます。
- (*5) 請求権の保全・行使手続費用とは、財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)③に規定する、権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用をいいます。
- (*6) 工場物件を含む敷地内では2,000万円とします。また、他の保険契約等に、限度額が工場物件を含まない敷地内では300万円、工場物件を含む敷地内では2,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (*7) 他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (*8) 侵入行為再発防止費用とは、財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)④に規定する、**建物または屋外設備装置**への**侵入行為**の再発を防止するために支出した費用をいいます。

別表 1-2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額－休業補償条項

保険金の種類	支払限度額
損害保険金	損失の額
営業継続費用保険金	被保険者が負担した営業継続費用の額
損害拡大防止費用保険金	保険契約者または被保険者が負担した損害拡大防止費用(*1)の額
請求権の保全・行使手続費用保険金	保険契約者または被保険者が負担した、請求権の保全・行使手続費用(*2)の額

- (*1) 損害拡大防止費用とは、休業補償条項第7条（支払保険金の計算）(3)①に規定する、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用のうち、同条(3)①の表に規定する費用をいいます。
- (*2) 請求権の保全・行使手続費用とは、休業補償条項第7条（支払保険金の計算）(3)②に規定する、権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用をいいます。

付表 1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	返還保険料の額
1年	(1) 保険契約が 失効 した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から 既経過期間 に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
1年未満	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

- (*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。
- (*2) **未経過期間**に対応する保険料を含みます。

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
1年未満	一時払	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*2) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表3 短期料率

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15日まで	15%
1か月まで	25%
2か月まで	35%
3か月まで	45%
4か月まで	55%
5か月まで	65%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
12か月まで	100%

3 事業活動包括保険の特約

① 建物包括補償特約

第1条（保険の対象）

- (1) この特約を付帯した場合は、**建物**については、日本国内に所在し、保険証券の被保険者欄に記載された者が所有するすべての建物を、保険の対象とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険証券に特定敷地内限定方式と記載がある場合は、特定敷地内(*1)以外の**敷地内**に所在する建物は、保険の対象に含まれません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、下表の物は、保険の対象に含まれません。

①	居住の用に供する建物
②	倉庫建物
③	空港の敷地内に所在する建物
④	電車庫および電車修理工場の敷地内に所在する建物
⑤	次のいずれかに該当する発電施設の敷地内に所在する建物 ア. 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気事業者または鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業者が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所 イ. 自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した発電所で、その最大出力が100kW以上のもの ウ. 自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した変電所で、その主要変圧器の定格容量の合計が100kVA以上のもの
⑥	熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に規定する熱供給事業者が事業用として占有する熱発生所の敷地内に所在する建物
⑦	風力発電所、廃棄物発電所または廃棄物熱発生所の敷地内に所在する建物
⑧	石油精製工場(*2)、石油化学工場(*3)、貯油所(*4)、LNG気化工場(*5)または石油備蓄基地(*6)の敷地内に所在する建物

- (4) この特約において、「倉庫建物」とは、倉庫業者、農業倉庫業者または協同組合が保管貨物の収容およびこれに伴う荷扱いのために占有する建物であって、主務官庁の行う登録を受けたものまたは主務官庁の営業認可を得たものをいいます。「倉庫建物」には、建物の延床面積の10%以内の部分で保管貨物の保管業務のための事務所、休憩所、詰所、制御室または計器室の用途に使用している建物および建物の延床面積の10%以内または150㎡以内の部分で下表に規定する作業を行っている建物を含みます。

①	荷解き、開梱
②	荷直し、包装、荷造。これらの作業には、袋詰のためのミシン掛け、箱詰、縄掛け、バンド掛けを含みます。
③	缶詰、びん詰製品の詰替え、詰合せ
④	マーク付け・刷り、シール貼り・はがし、ラベル付け・はがし、カード付け、荷札付け、エフ付け、送り状付け、ナンバー付け、値札付け。ただし、インク等に危険品を使用しないものに限りです。
⑤	検査、検量、計量、検数、看貫、見本抽出
⑥	家具類の組立て。ただし、ネジ、ボルト・ナット類による組立てで、接着剤等に危険品を使用しないものに限りです。
⑦	洋紙または織物の裁断
⑧	各種金属のさび落し
⑨	生ゴムまたは電線の切断
⑩	繊維製品のクリーニング。ただし、溶剤等に危険品を使用しないものに限りです。

- (5) (1)の規定にかかわらず、この保険契約の引受範囲(*7)を超える建物は、保険の対象に含まれません。

- (*1) 保険証券記載の建物が所在する敷地内をいいます。
(*2) 原油から一貫して各種石油製品を製造する工場をいいます。
(*3) 石油化学製造設備を有する工場をいいます。
(*4) 主として原油および石油製品の貯蔵を行っている施設で、石油精製業者、石油輸出入業者、石油貯油業者または石油卸売業者が占有するものをいいます。
(*5) 液化天然ガスを受け入れて貯蔵、気化または調整し、および送出する工程を有する工場をいいます。
(*6) 石油精製工場の敷地外に所在し、備蓄を目的とし、主として原油または液化石油ガスを貯蔵する基地で、石油精製業者、石油輸出入業者、石油貯油業者または石油卸売業者が占有するものをいいます。
(*7) 保険料を払い込むことまたは増額することにより保険契約を締結または継続できる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書類等において定めたものをいいます。

第2条（追加建物取得の場合の手続）

- (1) **被保険者**が、保険期間中に追加建物(*1)を取得(*2)した場合は、保険契約者または被保険者は、その都度書面をもってそのことを当会社に通知しなければなりません。保険契約者または被保険者が追加建物(*1)の取得(*2)について当会社に書面による通知を行う前に生じた事故により、その追加建物(*1)について生じた損害に対しては、第1条（保険の対象）(1)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。

- (2) (1)の通知に基づいて保険料を変更する必要がある場合は、被保険者が追加建物(*1)を取得(*2)した日以降の期間の保険料を変更し、基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の規定により取り扱うものとします。
- (3) この特約において、被保険者が、保険期間中に追加建物(*1)を取得(*2)した場合は、基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(*4)	追加保険料 領収前に生じた事故とは、当社が(1)の表の①の通知を受けた場合、または(1)の表の③もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加(*8)が生じた日または当社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。	追加保険料領収前に生じた事故とは、被保険者が追加建物(*8)を取得(*9)した日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。
第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(*5)	追加保険料払込期日とは、当社が(1)の表の①の通知を受けた場合または(1)の表の③もしくは(2)の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。	追加保険料払込期日とは、当社が追加建物(*8)の取得(*9)について通知を受けた場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(*8)	危険増加とは、危険(*9)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*9)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。	建物包括補償特約第1条（保険の対象）の規定により保険の対象とすべき 建物 をいい、保険の対象である建物を増築した場合の増築部分を含みます。
第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(*9)	危険とは、損害または損失の発生の可能性をいいます。	保険の対象である建物を増築することを含みます。

- (4) 保険期間中に被保険者が追加建物(*1)を取得(*2)した場合において、基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定を適用するときは、同条(4)②の規定に従うものとします。

- (*1) 第1条（保険の対象）の規定により保険の対象とすべき建物をいい、保険の対象である建物を増築した場合の増築部分を含みます。
- (*2) 保険の対象である建物を増築することを含みます。

第3条（自動補償）

- (1) **被保険者**が、保険期間中に追加建物(*1)を取得(*2)した場合は、第2条（追加建物取得の場合の手続）(1)の規定にかかわらず、その追加建物(*1)の取得(*2)の時からその時の属する月の翌月末日までの期間(*3)に生じた事故によりその追加建物(*1)に生じた損害に対しては、その事故が保険契約者または被保険者が第2条(1)に規定する通知を行う前に生じたものであっても、当社は、財産補償条項第1条（この条項の補償内容）および同条項に付帯される特約に規定する保険金を支払います。
- (2) (1)の規定により損害保険金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加建物(*1)の価額(*4)に保険証券記載の約定付保割合を乗じて得た額をその追加建物(*1)の保険金額とみなし、財産補償条項第7条（支払保険金の計算）および基本条項第5節第2条（保険契約の無効または失効）の規定を適用します。ただし、第3条(1)の規定に基づいて当社が支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、10億円を超えないものとします。
- (3) 保険の対象である**建物**を増築したことにより、基本条項第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)に規定する危険増加(*5)が生じ、この保険契約の引受範囲(*6)を超えることとなった場合は、第3条(1)および(2)の規定は適用せず、基本条項第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(5)の規定に基づき、当社は、この保険契約を解除することができます。

- (*1) 第1条（保険の対象）の規定により保険の対象とすべき建物をいい、保険の対象である建物を増築した場合の増築部分を含みます。
- (*2) 保険の対象である建物を増築することを含みます。
- (*3) 保険証券記載の保険期間中に限ります。
- (*4) 保険の対象である建物のうち追加建物(*1)以外のものについて、保険証券に**再取得価額**と記載されている場合は、再取得価額とし、保険証券に時価と記載されている場合は、時価とします。
- (*5) 危険増加とは、危険(*7)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*7)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
- (*6) 保険料を増額することにより保険契約を継続できる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書類等において定めたものをいいます。
- (*7) 危険とは、損害の発生の可能性をいいます。

第4条（他契約の禁止）

保険契約者は、この保険契約の保険期間中、第1条（保険の対象）に規定する保険の対象について、この保険契約以外の保険契約を締結することができません。ただし、当社の承認を得た場合は、この規定を適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

《建物包括補償特約 第3条(1)(2)》

被保険者が保険期間中に追加建物を取得した場合は、あらかじめ弊社にご連絡ください。ただし、万が一、取得した時より後にご連絡いただいた場合でも、取得した時から翌月の末日までに限り、弊社にご連絡いただく前に生じた事故による損害についても補償します。この場合において、損害保険金のお支払額は1事故につき10億円を限度とします。

②建物外危険不担保特約

第1条（保険の対象）

この特約を付帯した場合は、財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の②および③を下表のとおり読み替えるものとし、同表の④に規定する**屋外設備装置**は保険の対象に含めないものとします。

読み替え前		読み替え後	
②	保険証券記載の 設備・什器等 (*2)	②	保険証券記載の 設備・什器等 (*2)のうち、 建物内 (*5)に収容されているもの
③	保険証券記載の 商品・製品等 (*3)	③	保険証券記載の 商品・製品等 (*3)のうち、建物内(*5)に収容されているもの

第2条（保険金を支払わない場合）

第1条（保険の対象）に規定する**設備・什器等**または**商品・製品等**が、**建物内**(*1)に収容されていない時に生じた事故(*2)による損害に対しては、保険金を支払いません。

(*1)建物内には、軒下を含みます。

(*2)業務用の**通貨等**または**預貯金証書**が、建物内(*1)に収容されていない時に生じた**盗難**を含みます。

第3条（他の特約についての読替規定）

この特約を付帯した場合は、この契約に付帯された下表の特約を下表のとおり読み替えるものとします。

特約	箇所	読み替え前	読み替え後
特定敷地内所在商品・製品等補償特約	第1条（保険の対象）	この特約を付帯した場合は、財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の③に規定する「保険証券記載の 商品・製品等 (*3)」は、保険証券の被保険者欄に記載された者が所有する商品・製品等のうち、特定敷地内(*1)に所在するものとします。	この特約を付帯した場合は、建物外危険不担保特約第1条（保険の対象）によって読み替えて適用される財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の③に規定する「保険証券記載の 商品・製品等 (*3)のうち、 建物内 (*5)に収容されているもの」は、保険証券の被保険者欄に記載された者が所有する商品・製品等のうち、特定敷地内(*1)に所在し、かつ、建物内に収容されているものとします。なお、建物内には、軒下を含みます。
レンタル物件不担保特約	第1条（保険の対象）	この特約に従い、財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の②に規定する 設備・什器等 および同表の④に規定する 屋外設備装置 のうち、 被保険者 がレンタル契約に基づき賃貸するもの(*1)は、そのレンタル契約に基づいて被保険者から賃借人に引き渡された時から、賃借人から被保険者に返還された時までの間、保険の対象に含まれないものとします。	この特約に従い、建物外危険不担保特約第1条（保険の対象）によって読み替えて適用される財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の②に規定する 設備・什器等 のうち、被保険者がレンタル契約に基づき賃貸するもの(*1)は、そのレンタル契約に基づいて被保険者から賃借人に引き渡された時から、賃借人から被保険者に返還された時までの間、保険の対象に含まれないものとします。
工事中建物内収容設備・什器等および商品・製品等不担保特約	第1条（財産補償条項の補償内容の特則）	この特約を付帯した場合は、財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の②に規定する 設備・什器等 および同表の③に規定する 商品・製品等 のうち、新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物内(*1)に収容されているもの(*2)については、当会社は、同条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表の⑥から⑩までの事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。	この特約を付帯した場合は、建物外危険不担保特約第1条（保険の対象）によって読み替えて適用される財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の②に規定する 設備・什器等 および同表の③に規定する 商品・製品等 のうち、新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物内(*1)に収容されているもの(*2)については、当会社は、同条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表の⑥から⑩までの事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
高額貴金属等不担保特約（設備・什器等）	第1条（保険の対象からの除外）	この特約に従い、財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の②の規定にかかわらず、 高額貴金属等 は、保険の対象である 設備・什器等 に含まれないものとします。	この特約に従い、建物外危険不担保特約第1条（保険の対象）によって読み替えて適用される財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の②の規定にかかわらず、 高額貴金属等 は、保険の対象である 設備・什器等 に含まれないものとします。

高額貴金属等不担保特約（商品・製品等）	第1条（保険の対象からの除外）	この特約に従い、財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の③の規定にかかわらず、高額貴金属等は、保険の対象である商品・製品等に含まれないものとします。	この特約に従い、建物外危険不担保特約第1条（保険の対象）によって読み替えて適用される財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の③の規定にかかわらず、高額貴金属等は、保険の対象である商品・製品等に含まれないものとします。
---------------------	-----------------	--	--

第4条（特定敷地内所在設備・什器等補償特約を付帯した場合の特則）

特定敷地内所在設備・什器等補償特約を付帯した場合は、特定敷地内所在設備・什器等補償特約第1条（保険の対象）の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

読み替え前	読み替え後
財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の②に規定する「保険証券記載の設備・什器等(*2)」は、保険証券の被保険者欄に記載された者が所有する設備・什器等のうち、特定敷地内(*1)に所在するものとします。	建物外危険不担保特約第1条（保険の対象）の規定で読み替えられた財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の②に規定する「保険証券記載の設備・什器等(*2)のうち、 建物内 (*5)に収容されているもの」は、保険証券の被保険者欄に記載された者が所有する設備・什器等のうち、特定敷地内(*1)に所在し、かつ、建物内に収容されているものとします。なお、建物内には、軒下を含みます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

③ 特定敷地内所在設備・什器等補償特約

第1条（保険の対象）

この特約を付帯した場合は、財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の②に規定する「保険証券記載の**設備・什器等**(*2)」は、保険証券の被保険者欄に記載された者が所有する設備・什器等のうち、特定敷地内(*1)に所在するものとします。

(*1) 保険証券記載の**建物**が所在する**敷地内**をいいます。

第2条（保険金をお支払いしない場合の追加）

当社は、財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）に規定する損害に加え、第1条（保険の対象）に規定する**設備・什器等**が、特定敷地内(*1)に所在しない時に生じた事故(*2)による損害に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 保険証券記載の**建物**が所在する**敷地内**をいいます。

(*2) 業務用の**通貨等**または**預貯金証書**が、特定敷地内(*1)に所在しない時に生じた**盗難**を含みます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

④ 特定敷地内所在屋外設備装置補償特約

第1条（保険の対象）

この特約を付帯した場合は、財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の④に規定する「保険証券記載の**屋外設備装置**」は、保険証券の被保険者欄に記載された者が所有する屋外設備装置のうち、特定敷地内(*1)に所在するものとします。

(*1) 保険証券記載の**建物**が所在する**敷地内**をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑤ 特定敷地内所在商品・製品等補償特約

第1条（保険の対象）

この特約を付帯した場合は、財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の③に規定する「保険証券記載の**商品・製品等**(*3)」は、保険証券の被保険者欄に記載された者が所有する商品・製品等のうち、特定敷地内(*1)に所在するものとします。

(*1) 保険証券記載の**建物**が所在する**敷地内**をいいます。

第2条（保険金をお支払いしない場合の追加）

当社は、財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合—電気的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）に規定する損害に加え、第1条（保険の対象）に規定する商品・製品等が、特定敷地内(*1)に所在しない時に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 保険証券記載の建物が所在する敷地内をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑥ 特定建物内収容設備・^{じゅう}什器等補償特約

第1条（保険の対象）

この特約を付帯した場合は、財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の②に規定する「保険証券記載の設備・什器等(*2)」は、保険証券の被保険者欄に記載された者が所有する設備・什器等のうち、保険証券記載の建物内(*1)に収容されているものとします。

(*1) 建物内には、軒下を含みます。

第2条（保険金をお支払いしない場合の追加）

当社は、財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合—電気的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）に規定する損害に加え、第1条（保険の対象）に規定する設備・什器等が、保険証券記載の建物内(*1)に収容されていない時に生じた事故(*2)による損害に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 建物内には、軒下を含みます。

(*2) 業務用の通貨等または預貯金証書が、保険証券記載の建物内(*1)に収容されていない時に生じた盗難を含みます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑦ 特定建物内収容商品・製品等補償特約

第1条（保険の対象）

この特約を付帯した場合は、財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の③に規定する「保険証券記載の商品・製品等(*3)」は、保険証券の被保険者欄に記載された者が所有する商品・製品等のうち、保険証券記載の建物内(*1)に収容されているものとします。

(*1) 建物内には、軒下を含みます。

第2条（保険金をお支払いしない場合の追加）

当社は、財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合—電気的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）に規定する損害に加え、第1条（保険の対象）に規定する商品・製品等が、保険証券記載の建物内(*1)に収容されていない時に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 建物内には、軒下を含みます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑧ レンタル物件不担保特約

第1条（保険の対象）

この特約に従い、財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の②に規定する設備・什器等および同表の④に規定する屋外設備装置のうち、被保険者がレンタル契約に基づき賃貸するもの(*1)は、そのレンタル契約に基づいて被保険者から賃借人に引き渡された時から、賃借人から被保険者に返還された時までの間、保険の対象に含まれないものとします。

(*1) 被保険者が賃貸借契約に基づいて賃貸する屋外設備装置および設備・^{じゅう}什器等のうち、財産補償条項第2条（保険の対象）(5)の表の⑦に規定するものに該当しないものをいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯さ

れた特約の規定を準用します。

⑨工事中建物内収容設備・什器等および商品・製品等不担保特約

第1条（財産補償条項の補償内容の特則）

この特約を付帯した場合は、財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の②に規定する設備・什器等および同表の③に規定する商品・製品等のうち、新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物内(*1)に収容されているもの(*2)については、当社は、同条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表の⑥から⑩までの事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 建物内には、軒下を含みます。

(*2) 建物の一部を増築、改築、修繕または取りこわし中の場合は、増築、改築、修繕または取りこわし中の部分に収容されているものに限りです。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑩動物および植物不担保特約

第1条（保険金をお支払いしない場合の追加）

この特約に従い、財産補償条項第2条（保険の対象）(5)の(*7)の規定にかかわらず、動物、植物等の生物は、保険の対象である商品・製品等に含まれません。ただし、同条(2)④に規定する垣が生垣である場合は、生垣は保険の対象に含まれます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑪高額貴金属等不担保特約（設備・什器等）

第1条（保険の対象からの除外）

この特約に従い、財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の②の規定にかかわらず、高額貴金属等は、保険の対象である設備・什器等に含まれないものとします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑫高額貴金属等不担保特約（商品・製品等）

第1条（保険の対象からの除外）

この特約に従い、財産補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の③の規定にかかわらず、高額貴金属等は、保険の対象である商品・製品等に含まれないものとします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑬輸送中商品・製品等の補償拡大特約

第1条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)ただし書の規定にかかわらず、保険の対象である商品・製品等について、輸送中に生じた同条(1)の表の⑥から⑩までの事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄の「輸送中の商品・製品等」欄に○を付した事故によって生じた第2条（この特約の補償内容の特則）で読み替えられた財産補償条項第1条(2)に規定する損害に対して、財産補償条項、基本条項およびこの特約に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の「輸送中」とは、保険の対象である商品・製品等が輸送開始のために、発送地における保管場所から搬出された時またはその保管場所において輸送用具へ直ちに積み込む目的で最初に動かされた時のいずれか早い時から、通常の輸送過程(*1)を経て、仕向地における保管場所に搬入された時またはその保管場所において輸送用具からの荷卸しが完了した時のいずれか遅い時までをいいます。

(*1) 通常の輸送過程には、輸送に伴う一時保管を含みます。

第2条（この特約の補償内容の特則）

この特約を付帯した場合は、財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)の表の⑧の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

読み替え前	読み替え後
建物内(*1)に収容されていない設備・什器等	建物内(*1)に収容されていない設備・什器等または商品・製品等
屋外設備装置または建物内(*1)に収容されていない設備・什器等	屋外設備装置または建物内(*1)に収容されていない設備・什器等もしくは商品・製品等

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された他の特約の規定に従い保険金が支払われる場合は、その保険金が支払われる対象となった損害に対しては、この特約による保険金を支払いません。
- (2) 当社は、財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表の⑦の事故によって別表に規定する物について生じた損害に対しては、この特約による保険金を支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

別表

1. 輸送中の一時保管場所において、 建物内(*1) でない保管場所に24時間以上保管されている 商品・製品等
2. 高額貴金属等

(*1) 建物内には、軒下を含みます。

14 地震危険補償特約（敷地内毎支払限度額方式）

第1条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の②の規定にかかわらず、この特約の保険の対象について生じた下表の損害に対して、**被保険者**に損害保険金を支払います。

① 地震または噴火による火災、破裂または爆発(*1)によって生じた損害
② 地震または噴火によって生じた 損壊 (*2)、埋没または流失の損害
③ 地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

- (2) 当社は、(1)に規定する損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故(*3)によって損害が生じた保険の対象の残存物(*4)の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、被保険者に残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(*1) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*2) 噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

(*3) 事故とは、(1)①から③までの損害の原因となる次のものをいいます。

i. 地震または噴火

ii. 地震または噴火による火災、破裂または爆発(*1)

iii. 地震または噴火による津波、洪水その他の水災

(*4) 残存物には、噴火による火山灰を含みません。

第2条（保険の対象）

- (1) この特約における保険の対象は、保険証券添付別紙記載の**財物**とします。ただし、**高額貴金属等**は、保険の対象に含まれません。
- (2) この保険契約に建物包括補償特約が付帯されている場合は、**建物**については、(1)の規定にかかわらず、同特約第1条（保険の対象）に規定する建物のうち保険証券添付別紙記載の**敷地内**に所在するすべての建物を、保険の対象とします。
- (3) この保険契約に建物包括補償特約が付帯されている場合において、**被保険者**が追加建物(*1)を取得(*2)したときであっても、その追加建物(*1)が保険証券添付別紙記載の敷地内に所在しないときは、この特約においては、その追加建物(*1)について、建物包括補償特約第3条（自動補償）(1)の規定を適用しません。

(*1) 建物包括補償特約第1条（保険の対象）の規定により保険の対象とすべき建物をいい、保険の対象である建物を増築した場合の増築部分を含みます。

(*2) 保険の対象である建物を増築することを含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合—電気的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）に規定する損害(*1)に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)において、財産補償条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)③	第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故	地震危険補償特約（敷地内毎支払限度額方式）第1条（この特約の補償内容）に規定する事故

(*1) 下表に規定する損害を除きます。

① 財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(2)②によって生じた損害
② 同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）⑦の損害
③ 同条項第6条⑧の損害
④ 同条項第6条⑩A.およびI.の損害
⑤ 同条項第6条⑩I.からI.までならびにカ.およびキ.の損害
⑥ 同条項第6条⑬の損害
⑦ 同条項第6条⑭の損害

第4条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、1回の事故につき保険金額(*1)を限度として(*2)、次の算式により保険金額が設定されている保険の対象ごとの損害保険金の額を算出し、その合計額から、保険証券添付別紙記載の**免責金額**を差し引いた残額を、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金として、支払います。

財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額。この場合において、修理費には、同条(3)の費用は含みません。	=	保険金額が設定されている保険の対象ごとの損害保険金の額
---	---	-----------------------------

(2) 当社は、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金の10%に相当する額を限度として、同条(2)に規定する残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(3) 保険期間中にこの特約に基づき当社が支払う第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額は、保険証券添付別紙記載の支払限度額を限度とします。

(4) 保険証券添付別紙記載の支払限度額および免責金額は、保険証券添付別紙ごとに適用します。

(5) この保険契約に建物包括補償特約が付帯され、同特約第3条（自動補償）が適用される場合において、同特約第3条(1)ならびにこの特約の第4条(1)、(3)および(4)の規定により支払うべき損害保険金の額が、建物包括補償特約第3条(2)ただし書に規定する限度額を超えるときは、同特約第3条(1)ならびにこの特約の第4条(1)、(3)および(4)の規定に基づいて当社が支払う損害保険金の額は、その限度額とします。

(6) 2以上の保険の対象に対して一つの免責金額および支払限度額を設定した場合において、1回の事故につき2以上の保険の対象に損害が生じ、保険証券添付別紙記載の支払限度額が当社が支払うべき保険金の額となったときは、損害の額の合計額に対するそれぞれの保険の対象の損害の額の割合によってその支払限度額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金の額とみなします。

(*1) この保険契約に建物包括補償特約が付帯され、同特約第3条（自動補償）が適用される場合は、同特約第3条(2)に規定する追加建物の保険金額とします。

(*2) **商品・製品等**については、1回の事故につき保険金額の1.2倍に相当する額を限度とします。

第5条（1回の事故）

この特約においては、72時間以内に生じた2以上の事故(*1)は、これらを一括して1回の事故とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、この規定を適用しません。

(*1) 事故とは、第1条（この特約の補償内容）(1)①から③までの損害の原因となる次のものをいいます。

- i. 地震または噴火
- ii. 地震または噴火による火災、破裂または爆発(*2)
- iii. 地震または噴火による津波、洪水その他の水災

(*2) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第6条（他の費用保険金との関係）

(1) 第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金を支払う場合であっても、同条(2)の残存物取片づけ費用保険金および財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(4)の表の②の地震火災費用保険金を除き、当社は、同条項第8条（損害額の決定）(3)の費用ならびに同条項およびこれに付帯された他の特約に規定する費用保険金を支払いません。

(2) 当社は、保険契約者または**被保険者**が第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害の発生または拡大の防止のために支出した費用に対して、保険金を支払いません。

第7条（この特約の失効）

(1) この特約の締結の後、この特約に基づいて算出する損害額(*1)が、それぞれ1回の事故につき、保険証券添付別紙記載の保険金額(*2)の100%に相当する額以上になる損害が発生した場合は、その時に保険金額(*2)を設定した保険の対象ごとに、この特約は**失効**します。ただし、**保険金額**が保険価額を超える場合は、保険価額を保険金額とみなします。

(2) (1)のほか、保険期間中に当社が支払うべき第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の額の合計額が、保険証券添付別紙記載の支払限度額に達した場合は、この特約は、これらの保険金の額の合計額が、保険証券添付別紙記載の支払限度額に達する保険金の支払の原因となった損害が発生した時に失効します。

- (*1) 損害額とは、財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額をいいます。この場合において、修理費には、同条(3)の費用は含まれません。
 (*2) この保険契約に建物包括補償特約が付帯され、同特約第3条(自動補償)が適用される場合は、同特約第3条(2)に規定する追加建物の保険金額とします。

第8条（追加保険料不払の場合の取扱い）

この特約を保険期間の途中で付帯した場合において、保険契約者がこの特約にかかる**追加保険料**の払込みを怠ったときは、当社は、基本条項第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表の④または⑤の規定を準用し、この特約を解除することができます。

第9条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および 被保険者 に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)および事故と損害との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効 、 失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4)	180日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤	災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	730日

(3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

- (*1) 被保険者が、基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。
 (*2) **保険価額**を含みます。
 (*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 (*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
 (*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条（告知義務違反または通知義務違反による保険契約の解除の特則）

申込書または変更依頼書の添付別紙【地震危険補償特約】記載の**告知事項**についての基本条項第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）または同節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）の規定の適用は、この特約に限るものとします。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑮地震危険補償特約（縮小支払方式）

第1条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の②の規定にかかわらず、この特約の保険の対象について生じた下表の損害に対して、**被保険者**に損害保険金を支払います。

①	地震または噴火による火災、破裂または爆発(*1)によって生じた損害
②	地震または噴火によって生じた 損壊 (*2)、埋没または流失の損害
③	地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

(2) 当社は、(1)に規定する損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故(*3)によって損害が生じた保険の対象の残存物(*4)の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、被保険者に残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(*1) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*2) 噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

(*3) 事故とは、(1)①から③までの損害の原因となる次のものをいいます。

i. 地震または噴火

ii. 地震または噴火による火災、破裂または爆発(*1)

iii. 地震または噴火による津波、洪水その他の水災

(*4) 残存物には、噴火による火山灰を含みません。

第2条（保険の対象）

(1) この特約における保険の対象は、保険証券添付別紙記載の**財物**とします。ただし、**高額貴金属等**は、保険の対象に含まれません。

(2) この保険契約に建物包括補償特約が付帯されている場合は、**建物**については、(1)の規定にかかわらず、同特約第1条（保険の対象）に規定する建物のうち保険証券添付別紙記載の**敷地内**に所在するすべての建物を、保険の対象とします。

(3) この保険契約に建物包括補償特約が付帯されている場合において、**被保険者**が追加建物(*1)を取得(*2)したときであっても、その追加建物(*1)が保険証券添付別紙記載の敷地内に所在しないときは、この特約においては、その追加建物(*1)について、建物包括補償特約第3条（自動補償）(1)の規定を適用しません。

(*1) 建物包括補償特約第1条（保険の対象）の規定により保険の対象とすべき建物をいい、保険の対象である建物を増築した場合の増築部分を含みます。

(*2) 保険の対象である建物を増築することを含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）に規定する損害(*1)に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)において、財産補償条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)③	第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故	地震危険補償特約（縮小支払方式）第1条（この特約の補償内容）に規定する事故

(*1) 下表に規定する損害を除きます。

①	財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(2)②によって生じた損害
②	同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）⑦の損害
③	同条項第6条⑧の損害
④	同条項第6条⑩ア.およびイ.の損害
⑤	同条項第6条⑩イ.からI.までならびにか.およびキ.の損害
⑥	同条項第6条⑮の損害
⑦	同条項第6条⑯の損害

第4条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、1回の事故につき保険金額(*1)を限度として(*2)、次の算式により保険金額が設定されている保険の対象ごとの損害保険金の額を算出し、その合計額に保険証券添付別紙記載の縮小支払割合を乗じた額を、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金として、支払います。

$$\boxed{\text{財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額。この場合において、修理費には、同条(3)の費用は含みません。}} = \boxed{\text{保険金額が設定されている保険の対象ごとの損害保険金の額}}$$

(2) 当社は、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金の10%に相当する額を限度として、同条(2)に規定する残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(3) この保険契約に建物包括補償特約が付帯され、同特約第3条（自動補償）が適用される場合において、同特約第3条(1)お

（地震危険補償特約（縮小支払方式）第4条(1)）

この特約においては、免責金額は適用されません。

よびこの特約の第4条(1)の規定により支払うべき損害保険金の額が、建物包括補償特約第3条(2)ただし書に規定する限度額を超えるときは、同特約第3条(1)およびこの特約の第4条(1)の規定に基づいて当社が支払う損害保険金の額は、その限度額とします。

(*1) この保険契約に建物包括補償特約が付帯され、同特約第3条(自動補償)が適用される場合は、同特約第3条(2)に規定する追加建物の保険金額とします。

(*2) 商品・製品等については、1回の事故につき保険金額の1.2倍に相当する額を限度とします。

第5条（1回の事故）

この特約においては、72時間以内に生じた2以上の事故(*1)は、これらを一括して1回の事故とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、この規定を適用しません。

(*1) 事故とは、第1条（この特約の補償内容）(1)①から③までの損害の原因となる次のものをいいます。

- i. 地震または噴火
- ii. 地震または噴火による火災、破裂または爆発(*2)
- iii. 地震または噴火による津波、洪水その他の水災

(*2) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第6条（他の費用保険金との関係）

(1) 第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金を支払う場合であっても、同条(2)の残存物取片づけ費用保険金および財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(4)の表の②の地震火災費用保険金を除き、当社は、同条項第8条（損害額の決定）(3)の費用ならびに同条項およびこれに付帯された他の特約に規定する費用保険金を支払いません。

(2) 当社は、保険契約者または**被保険者**が第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害の発生または拡大の防止のために支出した費用に対して、保険金を支払いません。

第7条（この特約の失効）

この特約の締結の後、この特約に基づいて算出する損害額(*1)が、それぞれ1回の事故につき、保険証券添付別紙記載の保険金額(*2)の100%に相当する額以上になる損害が発生した場合は、その時に保険金額(*2)を設定した保険の対象ごとに、この特約は**失効**します。ただし、保険金額が**保険価額**を超える場合は、保険価額を保険金額とみなします。

(*1) 損害額とは、財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額をいいます。この場合において、修理費には、同条(3)の費用は含まれません。

(*2) この保険契約に建物包括補償特約が付帯され、同特約第3条(自動補償)が適用される場合は、同特約第3条(2)に規定する追加建物の保険金額とします。

第8条（追加保険料不払の場合の取扱い）

この特約を保険期間の途中で付帯した場合において、保険契約者がこの特約にかかる**追加保険料**の払込みを怠ったときは、当社は、基本条項第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表の④または⑤の規定を準用し、この特約を解除することができます。

第9条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および 被保険者 に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)および事故と損害との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効 、 失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4)	180日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

⑤	災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	730日
---	---	------

(3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

- (*1) 被保険者が、基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。
- (*2) 保険価額を含みます。
- (*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条（告知義務違反または通知義務違反による保険契約の解除の特則）

申込書または変更依頼書の添付別紙【地震危険補償特約】記載の告知事項についての基本条項第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）または同節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）の規定の適用は、この特約に限るものとします。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑩地震危険補償特約（共通支払限度額方式）

第1条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の②の規定にかかわらず、この特約の保険の対象について生じた下表の損害に対して、**被保険者**に損害保険金を支払います。

①	地震または噴火による火災、破裂または爆発(*1)によって生じた損害
②	地震または噴火によって生じた損壊(*2)、埋没または流失の損害
③	地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

(2) 当社は、(1)に規定する損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故(*3)によって損害が生じた保険の対象の残存物(*4)の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、被保険者に残存物取片づけ費用保険金を支払います。

- (*1) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (*2) 噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。
- (*3) 事故とは、(1)①から③までの損害の原因となる次のものをいいます。
 - i. 地震または噴火
 - ii. 地震または噴火による火災、破裂または爆発(*1)
 - iii. 地震または噴火による津波、洪水その他の水災
- (*4) 残存物には、噴火による火山灰を含みません。

第2条（保険の対象）

(1) この特約における保険の対象は、保険証券添付別紙記載の**建物**とします。
(2) この保険契約に建物包括補償特約が付帯されている場合は、(1)の規定にかかわらず、同特約第1条（保険の対象）に規定するすべての建物を、保険の対象とします。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）に規定する損害(*1)に対しては、保険金を支払いません。
(2) (1)において、財産補償条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)③	第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故	地震危険補償特約（共通支払限度額方式）第1条（この特約の補償内容）に規定する事故

(*1) 下表に規定する損害を除きます。

①	財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(2)②によって生じた損害
②	同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）⑦の損害

③	同条項第6条⑫カ.の損害
④	同条項第6条⑬の損害

第4条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、1回の事故につき保険金額(*1)を限度として、次の算式により保険の対象である**建物**ごとの損害保険金の額を算出し、その合計額から、保険証券添付別紙記載の**免責金額**を差し引いた残額を、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金として、支払います。

財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額。この場合において、修理費には、同条(3)の費用は含みません。	=	保険の対象である建物ごとの損害保険金の額
---	---	----------------------

- (2) 当社は、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金の10%に相当する額を限度として、同条(2)に規定する残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (3) 保険期間中にこの特約に基づき当社が支払う第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額は、保険証券添付別紙記載の支払限度額を限度とします。
- (4) 保険証券添付別紙記載の支払限度額および免責金額は、保険証券添付別紙ごとに適用します。
- (5) この保険契約に建物包括補償特約が付帯され、同特約第3条（自動補償）が適用される場合において、同特約第3条(1)ならびにこの特約の第4条(1)、(3)および(4)の規定により支払うべき損害保険金の額が、建物包括補償特約第3条(2)ただし書に規定する限度額を超えるときは、同特約第3条(1)ならびにこの特約の第4条(1)、(3)および(4)の規定に基づいて当社が支払う損害保険金の額は、その限度額とします。
- (6) 2以上の保険の対象に対して一つの免責金額および支払限度額を設定した場合において、1回の事故につき2以上の保険の対象に損害が生じ、保険証券添付別紙記載の支払限度額が当社が支払うべき保険金の額となったときは、損害の額の合計額に対するそれぞれの保険の対象の損害の額の割合によってその支払限度額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金の額とみなします。

(*1) この保険契約に建物包括補償特約が付帯され、同特約第3条(自動補償)が適用される場合は、同特約第3条(2)に規定する追加建物の保険金額とします。

第5条（1回の事故）

この特約においては、72時間以内に生じた2以上の事故(*1)は、これらを一括して1回の事故とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、この規定を適用しません。

(*1) 事故とは、第1条（この特約の補償内容）(1)①から③までの損害の原因となる次のものをいいます。

- i. 地震または噴火
- ii. 地震または噴火による火災、破裂または爆発(*2)
- iii. 地震または噴火による津波、洪水その他の水災

(*2) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第6条（他の費用保険金との関係）

- (1) 第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金を支払う場合であっても、同条(2)の残存物取片づけ費用保険金および財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(4)の表の②の地震火災費用保険金を除き、当社は、同条項第8条（損害額の決定）(3)の費用ならびに同条項およびこれに付帯された他の特約に規定する費用保険金を支払いません。
- (2) 当社は、保険契約者または**被保険者**が第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害の発生または拡大の防止のために支出した費用に対して、保険金を支払いません。

第7条（この特約の失効）

- (1) この特約の締結の後、この特約に基づいて算出する損害額(*1)が、それぞれ1回の事故につき、保険証券添付別紙記載の保険金額(*2)の100%に相当する額以上になる損害が発生した場合は、その時に保険金額(*2)を設定した保険の対象ごとに、この特約は**失効**します。ただし、保険金額が**保険価額**を超える場合は、保険価額を保険金額とみなします。
- (2) (1)のほか、保険期間中に当社が支払うべき第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の額の合計額が、保険証券添付別紙記載の支払限度額に達した場合は、この特約は、これらの保険金の額の合計額が、保険証券添付別紙記載の支払限度額に達する保険金の支払の原因となった損害が発生した時に失効します。

(*1) 損害額とは、財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額をいいます。この場合において、修理費には、同条(3)の費用は含みません。

(*2) この保険契約に建物包括補償特約が付帯され、同特約第3条(自動補償)が適用される場合は、同特約第3条(2)に規定する追加建物の保険金額とします。

第8条（追加保険料不払の場合の取扱い）

この特約を保険期間の途中で付帯した場合において、保険契約者がこの特約にかかる**追加保険料**の払込みを怠ったときは、当社は、基本条項第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表の④または⑤の規定を準用し、この特約を解除することができます。

第9条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および 被保険者 に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)および事故と損害との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効 、 失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4)	180日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤	災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	730日

(3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(*1) 被保険者が、基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

(*2) **保険価額**を含みます。

(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条（告知義務違反または通知義務違反による保険契約の解除の特則）

申込書または変更依頼書の添付別紙【地震危険補償特約】記載の**告知事項**についての基本条項第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）または同節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）の規定の適用は、この特約に限るものとします。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑰情報メディア損害費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

①	コンピュータウィルス	第三者の情報に対して、意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであって、次のア.およびイ.の双方の機能を有するものをいいます。 ア. 自らの機能によって他のプログラムに自らを複製し、またはシステム機能を利用して自らを他のシステムに複製することにより、他のシステムに自らを増殖または伝染させる機能 イ. 他のシステムまたはデータの破壊を行い、または設計者の意図しない動作を行う機能
②	システム	ハードウェア、プログラムもしくはネットワークまたはこれらの複合体をいいます。
③	情報	プログラムまたはデータをいいます。
④	情報機器等	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 情報処理機器 イ. 情報処理機器と同一の敷地内に所在する通信用回線および通信用配線

⑤	情報処理機器	コンピュータまたは端末装置等の周辺機器をいいます。
⑥	情報メディア等	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、フラッシュメモリ、フラッシュディスク、磁気ドラム、パンチカード等の情報処理機器で直接処理を行える記録媒体 イ. ア.に規定された記録媒体に記録されている情報
⑦	他の保険契約等	この特約の保険の対象と同一のものについて締結された第2条（この特約の補償内容）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
⑧	ネットワーク	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備が、回線を通じて接続されたものをいい、接続に使用される情報処理機器または設備および通信用回線を含みます。
⑨	ネットワーク構成機器・設備	日本国内に所在し、 被保険者 が所有、使用または管理するすべてのネットワークを構成するコンピュータ、周辺機器およびこれらを結ぶ電気通信回線設備をいいます。
⑩	ファイアウォール	被保険者が所有、使用または管理する装置であって、ネットワーク構成機器・設備の外部からそのネットワーク構成機器・設備上にある情報の閲覧、使用、改竄、破壊、消去、インストールその他これらに類似する行為を制限することを目的として、ネットワーク構成機器・設備上に設置されたものをいいます。
⑪	不正アクセス等	ネットワークの正当な使用権限を有さない者によって、次のいずれかの行為が、ファイアウォールを通過して実施されることをいいます。 ア. ネットワーク構成機器・設備上において使用権限を制限することにより保護されている情報の、ネットワーク上での閲覧、使用、改竄、破壊または消去 イ. ネットワーク構成機器・設備を管理する者がそのネットワーク構成機器・設備上での使用を認めていない情報の、そのネットワーク構成機器・設備へのインストール ウ. ネットワーク構成機器・設備について、そのネットワーク構成機器・設備が有する使用権限を制限している機能の、ネットワーク上での設定の変更

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、不測かつ突発的な事故によって第3条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた損害に対して、基本条項およびこの特約の規定に従い、第4条（被保険者）に規定する**被保険者**に情報メディア損害費用保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第3条（保険の対象）に規定する保険の対象のうち、情報のみに損害が生じた場合は、その損害が下表のいずれかの事由によって発生し、かつ、被保険者がその情報を修復、再作製または再取得したときに限り、当社は基本条項およびこの特約の規定に従い、第4条（被保険者）に規定する被保険者に情報メディア損害費用保険金を支払います。

①	不正アクセス等
②	コンピュータウィルス
③	情報処理機器の機能障害(*1)
④	情報処理機器の誤操作
⑤	プログラムが通常有する性質や性能を欠いていること。ただし、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合に限りです。 ア. 保険契約者または被保険者(*2) イ. ア.に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
⑥	情報が記録されている記録媒体が被保険者の保管施設に保管されている間に、その保管施設に不法に侵入した第三者の行為

(*1) 物的損傷の有無を問いません。

(*2) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3条（保険の対象）

この特約において、保険の対象とは、日本国内に所在し、**被保険者**が所有するすべての情報メディア等をいいます。

第4条（被保険者）

この特約において、**被保険者**とは、保険証券の記名被保険者欄にその名称・氏名が記載された者をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、情報メディア損害費用保険金を支払いません。

①	保険の対象に生じた財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害
②	空気の乾燥、湿度変化または温度変化によって生じた損害。ただし、冷暖房・空調設備に生じた不測かつ突発的な事故の結果として保険の対象に生じた損害に対しては、この規定は適用しません。

③	保険の対象の置き忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害
④	保険の対象の製造者または販売者が 被保険者 に対し法律上または契約上の責任(*1)を負うべき損害
⑤	被保険者が所有し、またはリースを受けている情報機器等以外の機器により保険の対象が処理されたことによって生じた損害

(*1) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、次の算式により算出した情報メディア損害費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、50万円を限度とします。

第7条(損害額の決定)に規定する損害額	-	5万円	-	第2条(この特約の補償内容)に規定する損害に対して財産補償条項およびこれに付帯された他の特約の規定により支払われるべき保険金	=	情報メディア損害費用保険金
---------------------	---	-----	---	--	---	---------------

(2) 当社が保険期間を通じて支払うべき情報メディア損害費用保険金の額は、50万円を限度とします。

第7条（損害額の決定）

(1) 損害額(*1)は、損害の生じた保険の対象の修復または損害の生じた保険の対象と同種同等の情報メディア等の再作製もしくは再取得のために、**被保険者**が支出した費用の額とし、損害の生じた保険の対象の**再取得価額**を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額(*1)は保険の対象の再取得価額とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が修復、再作製または再取得のいずれも行わない場合は、損害額(*1)は、損害の生じた地および時において、その保険の対象と同種同等で情報が記録されていない状態にある記録媒体を再取得するために必要な費用の額とします。

(3) 当社は、基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(1)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用を(1)に規定する費用に算入します。

(*1) 損害額とは、当社が情報メディア損害費用保険金として支払うべき損害の額をいいます。

第8条（損害拡大防止費用）

第2条（この特約の補償内容）に規定する事故が生じた場合において、保険契約者または**被保険者**が、その事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときであっても、当社は、その費用を負担しません。

第9条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(*1)の合計額が損害額(*2)を超えるときは、当社は、①または②に規定する額を情報メディア損害費用保険金として支払います。

①	この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、この保険契約の支払責任額(*3)
②	他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害額(*2)が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金または共済金の額ならびに他の保険契約等がないものとして算出した財産補償条項およびこれに付帯された他の特約の規定により支払われるべき保険金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*4)。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

(*2) 第7条（損害額の決定）の規定による損害の額から1回の事故につき、5万円(*5)を差し引いた残額をいいます。

(*3) 他の保険契約等がないものとして算出した情報メディア損害費用保険金の額をいいます。

(*4) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき情報メディア損害費用保険金の額を限度とします。

(*5) この保険契約または他の保険契約等に5万円よりも低い**免責金額**がある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

第10条（管理義務）

保険契約者、**被保険者**またはこれらの者の代理人は、保険の対象につき下表の事項を履行しなければなりません。

①	情報機器等については、常に良好な運転状態を維持するため整備すること。
②	情報メディア等については、常に良好な状態で使用できるよう整理・保管すること。
③	情報については、常にその内容が確認できるよう台帳等を整備すること。
④	故意にまたは習慣的に過度の運転、使用または過負荷の状態におかないこと。
⑤	保守および運転に関する法令、規則その他メーカーから示された条件を守ること。

第11条（基本条項の読替え）

(1) この特約については、基本条項に「財産補償条項」とあるのは、「情報メディア損害費用補償特約」と読み替えるものとします。

(2) この特約については、下表の規定を適用しません。

①	基本条項第1節第4条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1)
②	基本条項第4節第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い－財産補償条項）
③	基本条項第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)から(4)まで

第12条（特約の取消し、無効、失効または解除）

- (1) 第6条（支払保険金の計算）の規定に基づき当社が保険期間を通じて支払うべき情報メディア損害費用保険金の額が50万円に達した場合は、それらの情報メディア損害費用保険金を支払う損害のうち最後の損害が発生した時にこの特約は**失効**するものとし、この特約の保険料は返還しません。
- (2) 基本条項第5節第1条（保険契約の取消し）または同条項第5節第2条（保険契約の無効または失効）の規定により、財産補償条項において、この保険契約が取消しまたは**無効**となった場合は、この特約は同時に取消しまたは無効となるものとします。
- (3) 財産補償条項において、この保険契約が失効または解除となった場合は、この特約は同時に失効するものとします。
- (4) (2)または(3)の場合におけるこの特約の保険料の返還または請求は、この特約と同時に取消し、無効、失効または解除となる財産補償条項の保険料の返還または請求に関する規定に従います。この場合において、基本条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(7)	保険契約の失効の場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。ただし、財産補償条項においては、第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)に該当する場合は、保険料は返還しません。	保険契約の失効の場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

18 弁護士費用等補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

①	対象事故	日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
②	賠償義務者	被害にかかわる法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。
③	被害	次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。 ア. 被害者が 記名被保険者 の業務に従事している間(*1)に被った身体の障害(*2) イ. 財物 の損壊等(*3)
④	弁護士費用	当社の承認を得て 被保険者 が委任した弁護士等(*4)および裁判所等(*5)に対して、当社の承認を得て支出する次の費用をいいます。 ア. 弁護士等(*4)への報酬 イ. 訴訟費用 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用
⑤	法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいます。 ア. 弁護士が行う法律相談(*6) イ. 司法書士が行う次の行為 （ア）司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に定める相談(*6) （イ）司法書士法第3条第1項第2号および同項第4号に定める書類の作成 ウ. 行政書士が行う次の行為 （ア）行政書士法第1条の3第4号に定める相談(*6) （イ）行政書士法第1条の2および第1条の3第3号に定める書類の作成
⑥	法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に対して、当社の承認を得て支出する費用をいいます。
⑦	保険金	弁護士費用保険金および法律相談費用保険金をいいます。

(*1) 通勤途上を含みます。

(*2) 傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

(*3) 記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の財物が損壊または盗取(*7)されることをいいます。

(*4) 弁護士等とは、弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士をいいます。

- (*5) 裁判所等とは、裁判所またはあせんもしくは仲裁を行う機関(*8)をいいます。
 (*6) 口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。
 (*7) 盗取には、詐取を含みません。
 (*8) 申立人の申立に基づき和解のためのあせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、被害者が対象事故によって被った被害について、**被保険者**が法律上の損害賠償請求を行う場合に弁護士費用を負担することによって被る損害に対して、この特約および基本条項の規定に従い、弁護士費用保険金を支払います。
 (2) 当社は、被害者が対象事故によって被った被害について、被保険者があらかじめ当社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、この特約および基本条項の規定に従い、法律相談費用保険金を支払います。
 (3) 当社は、対象事故が保険期間中に発生した場合にのみ、保険金を支払います。ただし、被害が、被害者が**記名被保険者**の業務に従事している間(*1)に被った身体の障害(*2)である場合は、その障害を被った時が保険期間中である場合に限り、
 (4) 当社は、被害に対する損害賠償請求または法律相談を、被害の発生および賠償義務者を知った日からその日を含めて3年以内に、被保険者が開始した場合に限り、保険金を支払います。

(*1) 通勤途上を含みます。

(*2) 傷害または疾病をい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

第3条（被害者および被保険者）

- (1) この特約における被害者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。ただし、②および③に規定する者は、①に規定する者の業務に関する限りにおいて、被害者とします。

①	記名被保険者
②	記名被保険者が法人である場合における、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関
③	①の使用人

- (2) この特約における**被保険者**とは、対象事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。ただし、②に規定する者は、個人である被害者が死亡した場合に限り、被保険者とします。

①	被害者
②	被害者の法定相続人

- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条（保険金をお支払いしない場合）(1)①の規定を除きます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した対象事故の拡大(*3) イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、対象事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
⑦	被害者に対する刑の執行

- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被害者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車もしくは 原動機付自転車 を運転している場合、または 航空機 もしくは 船舶 を操縦している場合に、その本人に生じた損害
---	---

②	被害者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転または操縦ができないおそれがある状態で自動車もしくは原動機付自転車を運転している場合、または航空機もしくは船舶を操縦している場合に、その本人に生じた損害
③	被害者が酒気を帯びて(*4)自動車もしくは原動機付自転車を運転している場合、または航空機もしくは船舶を操縦している場合に、その本人に生じた損害
④	被害者が、自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車、原動機付自転車、航空機または船舶に搭乗中に生じた損害。ただし、被害者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被害者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑤	被害者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって、その本人について生じた損害

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する身体の障害(*5)または**財物**の損壊等(*6)が発生した場合は、保険金を支払いません。

①	被害者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響を受けているおそれがある状態で発生した身体の障害(*5)または財物の損壊等(*6)
②	液体、気体(*7)もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害(*5)または財物の損壊等(*6)。ただし、不測かつ突発的な事由による場合は、この規定は適用しません。
③	次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた財物の損壊等(*6) ア. 自然の消耗または劣化(*8) イ. ボイラスケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
④	財物が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた財物の損壊等(*6)。ただし、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に代わって 記名被保険者 が所有または使用する財物を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
⑤	記名被保険者が違法に所有または占有する財物の損壊等(*6)
⑥	被害者が次の行為(*9)を受けたことによって生じた身体の障害(*5) ア. 診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 イ. 医薬品または医療器具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示 ウ. 身体の整形 エ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
⑦	石綿もしくは石綿を含む製品が有する発ガン性その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する身体の障害(*5)または財物の損壊等(*6)
⑧	外因性内分泌攪乱化学物質の有害な特性に起因する身体の障害(*5)または財物の損壊等(*6)
⑨	電磁波障害に起因する身体の障害(*5)
⑩	騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害(*5)または財物の損壊等(*6)

(4) 当会社は、下表のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。

①	他の被保険者
②	被害に対して保険金が支払われる保険契約または共済契約の保険者

(5) 当会社は、保険金請求権者が下表のいずれかにかかわる弁護士費用または法律相談費用を負担したことによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	自動車損害賠償保障法第16条に基づく損害賠償額の支払の請求その他の賠償責任保険の規定に基づく保険者(*10)に対する損害賠償額の支払の請求。 ただし、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求とあわせて行う場合はこの規定を適用しません。
②	社会通念上不当な損害賠償請求

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 対象事故の形態や規模等が大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 道路交通法第65条第1項違反、航空法第70条違反、船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の36第1項違反またはこれらに相当する状態をいいます。

(*5) 傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

(*6) 記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の財物が損壊または盗取(*11)されることをいいます。

(*7) 煙、蒸気、じんあい等を含みます。

(*8) 自然の消耗または劣化には、記名被保険者が所有、使用または管理する機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、磨耗、消耗また

〈弁護士費用等補償特約 第4条(3)の表の③イ.〉

ボイラスケールとは、ボイラー内の水に溶解している不純物が、水管やドラムに付着、堆積することをいいます。

〈弁護士費用等補償特約 第4条(3)の表の③ウ.〉

キャビテーションによる損壊とは、水車、ポンプ等の流体機械で、高速で水が流れることにより気泡が発生し、気泡が破裂する際の衝撃力で機械の羽根車等が損傷することをいいます。

- は劣化を含みます。
- (*9) 不作為を含みます。
- (*10) 共済金の請求が行われる共済契約の共済責任を負う者を含みます。
- (*11) 盗取には、詐取を含みません。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 当社が支払うべき保険金の額は、1回の対象事故について、被害者1名あたり100万円を限度とします。ただし、その保険金のうち、保険金請求権者が弁護士費用のうち弁護士等(*1)への報酬を負担したことによって被る損害に対して支払う弁護士費用保険金は、被害者1名に当たりこの特約の別表の「お支払いする弁護士費用保険金の被害者1名あたりの上限額」欄の額に消費税の額を加えた額を限度とします。
 - (2) (1)の規定に従い、当社が支払うべき保険金の額は、1回の対象事故について、300万円を限度とします。
 - (3) 当社は、弁護士費用および法律相談費用のうち、財産補償条項、休業補償条項、賠償責任補償条項または労災事故補償条項において支払われるものがある場合は、その支払われる額に対しては保険金を支払いません。
- (*1) 弁護士等とは、弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士をいいます。

第6条（事故発生時の義務の特則）

- (1) 保険契約者または被保険者は、対象事故が発生した場合において、第2条（この特約の補償内容）(1)の規定により被保険者が弁護士費用を支出しようとするとき、または同条(2)の規定により被保険者が法律相談費用を支出しようとするときは、弁護士、司法書士または行政書士へ委任または相談することについて、委任契約または相談の内容が記載された書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、(1)の規定に違反したことによって当社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

第7条（保険金の請求手続の特則）

被保険者が、この特約の規定に従い、保険金の支払を請求する場合は、基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)の表の①に規定する書類または証拠に加え、下表に規定する書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

①	当社の定める事故報告書
②	法律相談を行った弁護士、司法書士または行政書士による法律相談の日時、所要時間および内容についての書類
③	弁護士費用または法律相談費用の内容を証明する書類

第8条（支払保険金の返還）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合は、被保険者に支払った保険金の返還を求めることができます。

①	弁護士、司法書士または行政書士への委任の取消等により被保険者が支払った弁護士費用または法律相談費用の返還を受けた場合
②	対象事故に関して被保険者が提起した訴訟の判決または和解に基づき、被保険者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合において、次のイの額がアの額を超過するとき。 ア. 被保険者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額 イ. 判決または和解で認定された弁護士費用の額と当社が第5条（支払保険金の計算）の規定により既に支払った保険金の合計額
- (2) (1)の規定により当社が返還を求める保険金の額は、下表に規定するとおりとします。

①	(1)の表の①の場合は、返還された弁護士費用または法律相談費用の金額に相当する金額。ただし、第5条（支払保険金の計算）の規定により支払われた保険金の額を限度とします。
②	(1)の表の②の場合は、超過額に相当する金額。ただし、第5条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第9条（被保険者の協力）

- (1) 被保険者は、当社の求めに応じ、訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要な情報を当社に提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な事由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（損害賠償請求の撤回等）

- (1) 被保険者は、訴訟の取り下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは撤回をする場合は、当社に通知しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な事由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

〈弁護士費用等補償特約 第5条(1)〉

弁護士費用のうち弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士への報酬を負担したことによって生じた損害に対しては、別表（P.126）の「お支払いする弁護士費用保険金の被害者1名あたりの上限額」欄の額に消費税の額を加えた額の範囲内で弁護士費用保険金をお支払いしますので、ご注意ください。

〈弁護士費用等補償特約 第6条(1)〉

保険契約者または被保険者は、対象事故が発生した場合において、弁護士費用または法律相談費用を支出しようとするときは、弁護士、司法書士または行政書士へ委任または相談することについて、委任契約または相談の内容が記載された書面を弊社に提出し、あらかじめ弊社の承認を得ていただくようお願いいたします。

第11条（保険金計算の特則）

当社が保険金を支払う場合において、保険契約者または**記名被保険者**が故意または重大な過失によって保険料算出基礎数字(*1)について実際の数値より不足したものを申告したことを当社が知ったときは、当社は、申告された数値に基づく保険料と実際の数値に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

(*1) この特約において保険料を定めるために用いる**売上高**または**完成工事高**をいいます。

第12条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

基本条項第4節第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い—財産補償条項）の規定にかかわらず、**他の保険契約等**がある場合において、それぞれの支払責任額(*1)の合計額が1回の対象事故ごとに第5条（支払保険金の計算）に規定する費用の額または300万円(*2)のいずれか低い額を超えるときは、当社は、①または②に規定する額を保険金として支払います。

①	この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、第5条に規定する費用の額または300万円(*2)のいずれか低い額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を超えるときは、その超過額(*3)

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

(*2) 他の保険契約等に限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(*3) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第13条（特約の取消し、無効、失効または解除）

- (1) 財産補償条項において、基本条項第5節第1条（保険契約の取消し）または同条項第5節第2条（保険契約の無効または失効）の規定により、この保険契約が取消しまたは**無効**となった場合は、この特約は同時に取消しまたは無効となるものとします。
- (2) 財産補償条項において、この保険契約が**失効**または解除となった場合は、この特約は同時に失効するものとします。
- (3) (1)または(2)の場合におけるこの特約の保険料の返還または請求は、この特約と同時に取消し、無効、失効または解除となる財産補償条項の保険料の返還または請求に関する規定に従います。この場合において、基本条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(7)	保険契約の失効の場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。ただし、財産補償条項においては、第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)に該当する場合は、保険料は返還しません。	保険契約の失効の場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

別表

	弁護士等(*1)への報酬(*2)	お支払いする弁護士費用保険金の被害者1名あたりの上限額								
①	着手金	弁護士等(*1)が行う1回の手続き(*3)について、下表の「経済的利益の額(*4)」欄に対応する「上限額(*5)」欄の額とします。 ただし、同一の対象事故について、弁護士等(*1)が複数の手続き(*3)を行う場合は、1回の対象事故について、下表の「経済的利益の額(*4)」欄に対応する「上限額(*5)」欄の額の150%に相当する額とします。								
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>経済的利益の額(*4)</th> <th>上限額(*5)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125万円以下の場合</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>125万円を超えて300万円以下の場合</td> <td>経済的利益の額(*4)の8%に相当する額</td> </tr> <tr> <td>300万円を超える場合</td> <td>経済的利益の額(*4)の5%に相当する額に9万円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table>	経済的利益の額(*4)	上限額(*5)	125万円以下の場合	10万円	125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額(*4)の8%に相当する額	300万円を超える場合	経済的利益の額(*4)の5%に相当する額に9万円を加えた額
		経済的利益の額(*4)	上限額(*5)							
		125万円以下の場合	10万円							
125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額(*4)の8%に相当する額									
300万円を超える場合	経済的利益の額(*4)の5%に相当する額に9万円を加えた額									

〈弁護士費用等補償特約 第11条〉

保険料算出基礎数字について実際の数値より不足したものを申告された場合は、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

② 報酬金	1回の対象事故について、下表の「経済的利益の額(*6)」欄に対応する「上限額(*5)」欄の額とします。	
	経済的利益の額(*6)	上限額(*5)
	125万円以下の場合	20万円
	125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額(*6)の16%に相当する額
③ 日当	弁護士等(*1)の出張1日について、下表の「目的地までの所要時間」欄に対応する「上限額」欄の額とします。	
	目的地までの所要時間	上限額
	所要時間が往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万円
	所要時間が往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万円
④ その他実費	社会通念上必要かつ妥当な額とします。	

- (*1) 弁護士等とは、弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士をいいます。
- (*2) 保険金請求権者が着手金、報酬金および日当を負担していない場合において、着手金、報酬金および日当に代わるその他の弁護士等(*1)への報酬を負担したことによって損害が生じたときは、当社は、その損害に対して保険金請求権者が着手金、報酬金および日当を負担したものとみなして計算した「お支払いする弁護士費用保険金の被害者1名あたりの上限額」欄の額の合計額の範囲内で弁護士費用保険金を支払います。
- (*3) 弁護士等(*1)が行う手続きとは、示談または調停もしくは訴訟の手続きをいいます。
- (*4) 経済的利益の額とは、事故内容および被保険者が対象事故によって被った被害から計算されるべき損害賠償請求の額をいいます。ただし、既に保険金請求権者が受領済みの額を除きます。
- (*5) 保険契約者または保険金請求権者から通知された事故の内容および損害賠償請求権者が行う損害賠償請求の内容から、「上限額(*5)」欄に規定する額を上回る損害が生じることが適当であると当社が認めた場合は、「上限額(*5)」欄に規定する額の130%に相当する額を「上限額(*5)」欄の額とします。
- (*6) 経済的利益の額とは、保険金請求権者が賠償義務者から取得した損害賠償金のうち、弁護士等(*1)が行った手続き(*3)により取得することができた額をいいます。ただし、既に保険金請求権者が受領済みの額を除きます。

⑩水災縮小支払特約

第1条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、この特約に従い、財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)の表の⑧に規定する損害については、同条項第7条（支払保険金の計算）(1)①の規定にかかわらず、1回の事故につき保険金額の1.4倍に相当する額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、**高額貴金属等**を除く**商品・製品等**については、1回の事故につき保険金額の1.68倍に相当する額を限度として、また、高額貴金属等については、1回の事故につき保険証券記載の限度額の1.4倍に相当する額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。

この場合において、次の算式により算出した損害保険金の額が、下表の右欄の額を超えるときは、損害保険金の額から財産補償条項第8条（損害額の決定）(3)に規定する費用(*1)を除いた額は、下表の右欄の額を限度とし、その額に同条(3)に規定する費用(*1)を加算した額を損害保険金の額とします。

保険の対象	限度とする額
商品・製品等および高額貴金属等以外	保険金額
高額貴金属等を除く商品・製品等	保険金額の1.2倍に相当する額
高額貴金属等	保険証券記載の限度額

$$\boxed{\text{財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額}} \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払割合}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(2) (1)に規定する免責金額については、財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(1)②の規定を準用します。

(*1) 財産補償条項第8条（損害額の決定）(3)に規定する費用に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額とします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑪電氣的・機械的事故の補償対象拡大特約

第1条（この特約の補償内容）

当社は、**電氣的または機械的事故**(*1)によって第2条（保険の対象）に規定する保険の対象に生じた損害に対して、財産

補償条項、基本条項およびこの特約に従い、財産補償条項第4条（被保険者）に規定する**被保険者**に損害保険金を支払います。

(*1) 電氣的または機械的の事故には、財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)①から⑧までに規定する事故は含まれません。

第2条（保険の対象）

(1) この特約において、保険の対象とは、財産補償条項第2条（保険の対象）に規定する保険の対象である**設備・什器等**のうち、**建物**内に収容されており稼働可能な状態(*1)にある物とします。

(2) この特約において、別表に規定する物は、保険の対象に含まれません。

(*1) 稼働可能な状態には、検査、整備、修理または事業場において移設のため一時的に稼働していない状態のものを含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯される他の特約に従い保険金が支払われる場合は、その保険金が支払われる対象となった損害に対しては、第1条（この特約の補償内容）の損害保険金を支払いません。

(2) 当社は、財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および財産補償条項第6条（保険金をお支払いしない場合—電氣的または機械的の事故・その他偶然な破損事故等）に規定する損害に対しては、第1条（この特約の補償内容）の損害保険金を支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

別表

①	コンクリート槽、コンクリート製・陶磁器製(*1)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
②	消火剤、薬液、イオン交換樹脂、断熱材、保温材、ケイ石またはレンガ
③	可搬式または移動式の事務用機器
④	ベルト、ワイヤーロープ(*2)、チェーン(*3)、ゴムタイヤ、ガラスまたはX線管
⑤	切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
⑥	潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材(*4)
⑦	フィルターエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠
⑧	金属プレス(自動連続プレス、スクラッププレス、クランクプレス、パワープレス、ドローイングプレス、プレスブレーキ、ネジプレス、フリクションプレス、油圧・水圧プレス等)または鍛造機
⑨	基礎(*5)、炉壁(*6)または予備用の部品
⑩	ボイラー(*7)、蒸気タービン装置、ガスタービン装置、ディーゼル発電機またはガスエンジン発電機
⑪	フォークリフト、トラッククレーン、クローラクレーン、リクレーマ、ブルドーザー、パワーショベル等の自走式の運搬または荷役機械
⑫	ブレーキバンド
⑬	溶解炉本体
⑭	版、ブランケットまたはボール
⑮	ブラシ、ゴムホース、ビニールホースまたはキャンバス
⑯	電動、油圧または空圧工具以外の工具類(*8)
⑰	破碎設備のライナ、歯、ハンマ、反撥板、コーン、トッグルプレート、ロール、ボール（鋼球）またはロッド（丸棒）
⑱	ゴルフ練習場のヤード、ネット、ポール、バンカー練習場、ショートコース、パッティンググリーンまたはボール等の備品
⑲	ボウリング場のボールまたはピン等の備品
⑳	試験用もしくは実験用の変電設備または炉もしくは電解槽に用いられる変圧器、整流器もしくは蓄電器
㉑	真空管、ブラウン管、電球その他これらに類似の管球類

(*1) 硝子・硝管は、この特約の保険の対象から除外しません。

(*2) エレベーターまたはロープウェイのワイヤーロープは、この特約の保険の対象から除外しません。

(*3) 立体駐車場装置のチェーンはこの特約の保険の対象から除外しません。

(*4) 変圧器もしくは開閉装置内の絶縁油、水銀整流器内の水銀または蒸気タービン装置もしくは水力発電装置の潤滑油もしくは操作油は、この特約の保険の対象から除外しません。

(*5) アンカーボルトを含みます。

(*6) ボイラー(*7)の炉壁は、この特約の保険の対象から除外しません。

(*7) 建物または屋外設備装置に付属するボイラーは、この特約の保険の対象から除外しません。

(*8) ドライバ、レンチ、プライヤ、アクスルゲージ、ツールスタンド、作業台等を含みます。

㊦ 風災危険設備の風災、^{ひょう}雹災および雪災危険補償特約

第1条（この特約の補償内容）

この特約を付帯した場合は、財産補償条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)の表の㉔	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*3)、 ^{ひょう} 雹災または雪災(*4)によって保険の対象について生じた損害(*5)をいいます。ただし、別表1のいずれかに該当する物について生じた損害(*5)を除きます。また、 建物内部または建物内(*1)に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等 については、建物の外側の部分(*6)が風災(*3)、 ^{ひょう} 雹災または雪災(*4)によって破損したために生じた損害(*5)に限りません。	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*3)、 ^{ひょう} 雹災または雪災(*4)によって保険の対象について生じた損害(*5)をいいます。ただし、建物内部または建物内(*1)に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分(*6)が風災(*3)、 ^{ひょう} 雹災または雪災(*4)によって破損したために生じた損害(*5)に限りません。

第2条（支払保険金の計算の特則）

この特約を付帯した場合において、財産補償条項別表1のいずれかに該当する物について生じた同条項第1条（この条項の補償内容）(2)の表の㉔に規定する損害に対して当社が損害保険金を支払うときは、同条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(1)①	保険金額の1.4倍に相当する額を限度として	保険証券記載の風災危険設備の保険金額の1.4倍に相当する額を限度として
財産補償条項第7条（1）①の表「商品・製品等および高額貴金属等以外」の「限度とする額」欄	保険金額	保険証券記載の風災危険設備の保険金額

第3条（風災危険設備の保険金額の適用）

特約に定めがある場合を除き、この保険契約において保険金額とは、保険証券の「保険価額・保険金額」欄または「業種ごとの保険価額・保険金額」欄に記載された保険金額をいい、風災危険設備の保険金額を適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

㊧ 臨時費用補償特約

第1条（この特約の補償内容）

当社は、財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)もしくは電氣的・機械的事故の補償対象拡大特約第1条（この特約の補償内容）の損害保険金(*1)または輸送中商品・製品等の補償拡大特約第1条（この特約の補償内容）の保険金のうち損害保険金が支払われる場合は、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

(*1) 風災危険設備の風災、^{ひょう}雹災および雪災危険補償特約第1条（この特約の補償内容）で読み替えられた財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)の表の㉔に規定する損害に対して支払われる損害保険金を含みます。

第2条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)もしくは電氣的・機械的事故の補償対象拡大特約第1条（この特約の補償内容）の損害保険金(*1)または輸送中商品・製品等の補償拡大特約第1条（この特約の補償内容）の保険金のうち損害保険金の10%に相当する額を、第1条（この特約の補償内容）の臨時費用保険金として、支払います。

(2) (1)において、当社が支払うべき臨時費用保険金の額は、保険金額(*2)が設定されている保険の対象ごとに、1回の事故につき、下表1の右欄の額または100万円のいずれか低い額を限度とします。この場合において、下表2の左欄に規定するものに対して支払われる第1条（この特約の補償内容）の臨時費用保険金については、それぞれ下表2の右欄に規定するものに対して支払われる第1条の臨時費用保険金と合計して、1回の事故につき100万円を限度とします。

表1

保険の対象	限度とする額
商品・製品等および高額貴金属等以外	保険金額の10%に相当する額

〈風災危険設備の風災、^{ひょう}雹災および雪災危険補償特約 第1条〉

この特約により、財産補償条項別表1に記載の物件について、同条項第1条(2)の表の㉔の風災、^{ひょう}雹災または雪災による損害が補償の対象となります。別表1に記載の物件については、P.64をご参照ください。

〈臨時費用補償特約 第1条〉

業務用の通貨等または預貯金証書の盗難に対しては臨時費用保険金をお支払いしません。

高額貴金属等を除く商品・製品等	保険金額の12%に相当する額
高額貴金属等	保険証券記載の限度額の10%に相当する額

表2

① 高額貴金属等	設備・什器等または商品・製品等
② 財産補償条項別表1のいずれかに該当する物。ただし、風災危険設備の風災、雹災および雪災危険補償特約第1条（この特約の補償内容）で読み替えられた財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)の表の②に規定する損害を受けた場合に限りです。	屋外設備装置
③ 電氣的・機械的の事故の補償対象拡大特約の保険の対象	設備・什器等

(*1) 風災危険設備の風災、雹災および雪災危険補償特約第1条（この特約の補償内容）で読み替えられた財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)の表の②に規定する損害に対して支払われる損害保険金を含みます。

(*2) 風災危険設備の風災、雹災および雪災危険補償特約が適用される場合は、保険証券記載の風災危険設備の保険金額を含みません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

㊦安定化処置費用補償特約（財産条項用）

第1条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、保険証券の財産に関する補償「補償の内容」欄に「○」を付した事故が生じた場合は、安定化処置費用(*1)に対して、安定化処置費用保険金を支払います。

(2) この特約において、「安定化処置」とは、下表の条件をすべて満たすものをいいます。

① 財産補償条項に規定する保険の対象に生じる同条項第1条（この条項の補償内容）(2)の損害の発生または拡大を防止するために行う処置であること。
② 損害が生じた保険の対象のさびもしくは腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃に対する保護処置等の現状を安定化するために行う処置であること。
③ 機械、設備等の修復を専門に行う会社であって、当社が指定するものが行う処置であること。

(3) 安定化処置費用(*1)には、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する費用を含みません。

(4) 安定化処置費用(*1)の額には、下表の保険金が支払われる場合は、これらの保険金によって支払われる額を含みません。

① 財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金
② 財産補償条項第1条(3)または(4)の費用保険金
③ この保険契約に休業補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金
④ この保険契約に休業補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条(3)または(4)の費用保険金

(*1) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、第1条（この特約の補償内容）に規定する安定化処置費用(*1)を支払う原因となった事故によって生じた損害(*2)について、下表のいずれかの規定により保険金を支払わない場合は、安定化処置費用保険金を支払いません。

① 財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）または第6条（保険金をお支払いしない場合－電氣的または機械的の事故・その他偶然な破損事故等）
② 基本条項第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)
③ 基本条項第4節第5条（指定代理請求人－財産補償条項、休業補償条項）(2)
④ 基本条項第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(3)、第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(3)もしくは(6)、第5条（重大事由による保険契約の解除）(3)または第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効－財産補償条項）(2)
⑤ 基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)①または第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(3)の表の①
⑥ 基本条項第7節第1条（保険責任の始期および終期）(2)

(*1) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

(*2) 財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)に規定する損害をいいます。

〈安定化処置費用補償特約（財産条項用） 第1条(2)の表の③〉

「当社が指定するもの」とは、ベルフォア社（災害復旧専門会社）をいいます。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、1回の事故につき、5,000万円を限度として、安定化処置費用(*1)に対して、安定化処置費用保険金を支払います。
- (2) この保険契約に安定化処置費用補償特約（休業条項用）が付帯されている場合は、同一の事故について当社が支払う安定化処置費用保険金の額は、同特約により支払う安定化処置費用保険金の額と合計して、1回の事故につき、5,000万円を限度とします。

(*1) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等(*1)がある場合において、それぞれの支払責任額(*2)の合計額が安定化処置費用(*3)または1回の事故につき5,000万円(*4)のいずれか低い額を超えるときは、当社は、①または②に規定する額を安定化処置費用保険金として支払います。

①	この保険契約により他の保険契約等(*1)に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等(*1)がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等(*1)によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、安定化処置費用(*3)または5,000万円(*4)のいずれか低い額が、他の保険契約等(*1)によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を超えるときは、その超過額(*5)

(*1) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

(*2) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

(*3) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

(*4) 他の保険契約等(*1)に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(*5) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

㉔失火見舞費用不担保特約

当社は、財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(4)の表の①の規定にかかわらず、失火見舞費用保険金を支払いません。

㉕地震火災費用不担保特約

当社は、財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(4)の表の②の規定にかかわらず、地震火災費用保険金を支払いません。

㉖残存物取片づけ費用不担保特約

財産補償条項第8条（損害額の決定）(3)の表の①の規定にかかわらず、同条(1)または(2)の修理費には、残存物取片づけ費用を含みません。

㉗修理付帯費用不担保特約

当社は、財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(3)の表の①の規定にかかわらず、修理付帯費用保険金を支払いません。

㉘代位求償権不行使特約（建物以外用）

第1条（代位求償を行わない場合）

この保険契約が、屋外設備装置、設備・什器等または商品・製品等を保険の対象とする場合において、基本条項第7節第2条（代位）の規定に基づき、保険の対象である屋外設備装置、設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことにより被保険者がこれらの物の受託者(*1)またはこれらの物の運送を受託した運送業者(*2)に対して有する権利を、当社が取得したときは、当社は、これを行使しないものとします。ただし、その受託者(*1)または運送業者(*2)の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。

(*1) 受託者とは、賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象を占有する者をいいます。

(*2) 運送業者とは、法令に基づき一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、貨物利用運送事業、鉄道事業または軌道事業を営む者をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

④ 保険金額設定に関する特約

第1条（評価額と保険金額が異なる場合）

財産補償条項第3条（保険の対象の保険金額）の規定により評価し、その額に約定付保割合を乗じて得た額(*1)と保険証券記載の保険金額が異なる場合は、そのことを財産補償条項およびこれに付帯された他の特約に規定する事故による損害の発生前に当社が知ったときにかぎり、当社は、保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき当社が算出した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(*1) 売上高によって評価する額を含みます。

第2条（保険金の支払額に関する特則）

(1) 保険契約者または**被保険者**が故意または重大な過失によって財産補償条項第3条（保険の対象の保険金額）の規定により保険の対象の価額(*1)を評価または再評価する際に、同条の規定により評価し、その額に約定付保割合を乗じて得た額に不足した額を保険証券記載の保険金額としていたことを当社が知った場合は、同条項第7条（支払保険金の計算）の規定に従い保険金を算出する際に適用する同条項第8条（損害額の決定）の損害額は、次の算式により算出した額とします。

この条を適用せずに算出する財産補償条項第8条の損害額	×	損害発生時の保険証券記載の保険金額	×	損害発生時における保険の対象の価額(*1)	×	約定付保割合	=	損害額
----------------------------	---	-------------------	---	-----------------------	---	--------	---	-----

(2) (1)の規定は、当社が書面により(1)の規定を適用することを保険契約者または被保険者に通知した場合に限り、適用します。

(3) 既に(1)の規定を適用せずに保険金を支払っている場合は、当社は、(1)の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

(4) (1)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① 財産補償条項第3条（保険の対象の保険金額）の規定により保険の対象の価額(*1)を評価または再評価する際に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって同条項第3条の規定により評価し、その額に約定付保割合を乗じて得た額に不足した額を保険証券記載の保険金額とすることを当社が知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(*2)
 - ② 保険契約者または被保険者が、財産補償条項およびこれに付帯された他の特約に規定する事故による損害の発生前に、評価額につき、書面をもって訂正を当社に申し出た場合
 - ③ 当社が、財産補償条項第3条の規定により評価し、その額に約定付保割合を乗じて得た額に不足した額を保険証券記載の保険金額としていることを知った時から1か月以内に第2条(2)に規定する通知を行わなかった場合
- (5) (1)から(4)の規定は、**高額貴金属等**が保険の対象である場合は、適用しません。

(*1) 高額貴金属等が保険の対象である場合は、保険の対象の価額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

(*2) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第3条（他の特約との関係）

(1) この保険契約に水災縮小支払特約が付帯されている場合において、同特約の規定により保険金を支払うときは、第2条（保険金の支払額に関する特則）(1)を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第2条（保険金の支払額に関する特則）(1)	同条項第7条（支払保険金の計算）	水災縮小支払特約第1条（支払保険金の計算）(1)

(2) この保険契約に地震危険補償特約（敷地内毎支払限度額方式）、地震危険補償特約（縮小支払方式）または地震危険補償特約（共通支払限度額方式）が付帯されている場合において、同特約の規定により保険金を支払うときは、第2条（保険金の支払額に関する特則）(1)を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第2条（保険金の支払額に関する特則）(1)	同条項第7条（支払保険金の計算）	地震危険補償特約（敷地内毎支払限度額方式）第4条（支払保険金の計算）(1)、地震危険補償特約（縮小支払方式）第4条（支払保険金の計算）(1)または地震危険補償特約（共通支払限度額方式）第4条（支払保険金の計算）(1)
	この条を適用せずに算出する財産補償条項第8条の損害額	この条を適用せずに算出する財産補償条項第8条の損害額。この場合において、修理費には、同条(3)の費用は含みません。

〈保険金額設定に関する特約 第2条(1)〉

財産補償条項第3条の規定により評価し、その額に約定付保割合を乗じて得た額に不足した額を保険証券記載の保険金額とされていた場合は、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

- (3) この保険契約に風災危険設備の風災、^{ひょう}雹災および雪災危険補償特約が付帯されている場合において、同特約の規定により保険金を支払うときは、第2条（保険金の支払額に関する特則）に規定する保険の対象の価額および保険金額は、風災危険設備の額ではなく、**屋外設備装置**の合計額を適用します。
- (4) 工事危険補償特約が付帯されている場合において、同特約の規定により保険金を支払うときは、この特約の規定を適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

③追加上乗せ方式特約

第1条（保険金額の設定）

この特約を付帯した場合は、財産補償条項第3条（保険の対象の保険金額）(1)の規定にかかわらず、保険の対象である**建物**の保険金額は、その建物の評価額から**他の保険契約等**の保険金額の合計額を差し引いた額により定めるものとします(*1)。また、下表のいずれかに該当する場合は、当会社と保険契約者または**被保険者**との間で、保険の対象である建物の価額を再評価し、「追加上乗せ方式」により保険金額を変更するものとします。

①	当会社が基本条項第1節第5条（保険金額の調整－財産補償条項）(2)に規定する通知を受けた場合
②	保険契約者が保険の対象である建物の価額が増加または減少したことにより保険契約の条件の変更を当会社に通知し、当社がこれを承認する場合

(*1) この方法により保険金額を設定することを「追加上乗せ方式」といいます。

第2条（損害保険金の支払にかかる取扱い）

第1条（保険金額の設定）に規定する「追加上乗せ方式」により保険金額を定めた場合において、損害額(*1)が**他の保険契約等**によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を超えるときは、当会社は、その超過額(*2)を損害保険金として支払います。この場合において、他の保険契約等から支払われるべき保険金または共済金が支払われていないときであっても、他の保険契約等から支払われるべき保険金または共済金の額が支払われたものとみなして、当会社は損害保険金を支払います。

(*1) 損害額から1回の事故につき、保険証券記載の**免責金額**を差し引いた残額をいいます。

(*2) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

④工事危険補償特約

第1節 用語の定義

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
工事現場	第2節第2条（対象工事）に規定する対象工事の工事現場をいいます。その工事専用の資材置場または現場事務所、宿舍、倉庫その他の 工事中用仮設建物 がその工事の工事現場と離れた場所に設けられる場合は、これらの場所についても工事現場に含みます。
請負金額	請負契約上の請負金額に次のアおよびイの補正を行った金額をいい、請負金額が定まっていない工事については、その工事の目的物の完成価額を請負金額とみなします。 ア. 保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合は、その金額の控除 イ. 出精値引がなされている場合は、その金額の加算
損害	不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象に生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、損害とみなしません。 ア. ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合 イ. 第2節第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合 ウ. 第2節第1条(1)に規定する事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合

土木工事	対象工事ごとに、主たる工事が次のア.からカ.までの工事種類に該当する工事をいいます。 ア. 道路舗装工事 イ. 上下水道・地下構築物・基礎・外構工事 ウ. 土地造成・地盤改良工事 エ. 道路（道路舗装を除く）・鉄道・トンネル工事 オ. 埋立・河川・港湾・海岸工事 カ. ダム建設工事
時価額	保険の対象の再取得価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(*1)を差し引いて算出した額をいいます。 (*1) 別表記載の額を限度とします。

第2節 工事危険補償条項

第1条（この特約の補償内容）

- 当会社は、工事現場において、不測かつ突発的な事故によって第3条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた損害に対して、この特約および基本条項に従い、第5条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。
- 当会社は、第8条（支払保険金の計算）(3)に規定する費用に対して、第5条（被保険者）に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払います。

①	残存物取片づけ費用保険金
②	工事修理付帯費用保険金

第2条（対象工事）

この特約において、対象工事とは、**記名被保険者**が保険証券記載の保険期間内に施工している工事のすべてとします。ただし、下表の工事は、対象工事に含まれません。

①	共同企業体方式による工事における分担施工方式の工事で、記名被保険者が施工する部分以外の工事
②	海外で行う工事
③	請負金額が100億円を超える工事

第3条（保険の対象）

- この特約において、保険の対象とは、工事現場に所在する下表の**財物**とします。

①	対象工事における本工事の目的物
②	対象工事における 仮工事の目的物 (*1)
③	対象工事における 工事中仮設物
④	対象工事における 工事中仮設建物 およびこれらに収容されている家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具
⑤	工事中材料および工事中仮設材

- (1)③から⑤までの財物は、対象工事専用の物に限ります。

- 下表の物は、保険の対象に含まれません。

①	据付機械設備等の工事中仮設備(*2)および工事中機械器具(*3)ならびにこれらの部品
②	航空機 、船舶、水上運搬用具および 車両
③	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
④	通貨等 、 預貯金証書 その他これらに類する物
⑤	支給材料(*4)

(*1) 対象工事における本工事の目的物が他の工事における仮工事の目的物である場合を含みます。

(*2) 工事中仮設備とは、発電機、パッチャープラント、受電設備、変電設備、荷役設備等をいいます。

(*3) 工事中機械器具とは、建設用工作車、建設機械、測量機器、金槌、鋸、金型等をいいます。

(*4) 支給材料とは、発注者、請負業者等の工事関係者から支給される機械、家電品、部品、材料等の本工事の目的物となる物をいいます。

第4条（保険金額）

保険金額は、対象工事ごとに、請負金額とします。

第5条（被保険者）

この特約において、**被保険者**とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	記名被保険者
---	---------------

〈工事危険補償特約 第2節第2条〉

下請工事、記名被保険者が自分の所有する物件を建設する工事も対象工事に含まれます。

〈工事危険補償特約 第2節第3条(3)⑤〉

支給材料は、保険の対象に含まれません。保険の対象に含める場合は、「支給材料補償特約」(P.140)をご契約ください。

②	対象工事の工事関係者のうち次のいずれかに該当するもの ア. ①でない受注者または発注者 イ. ①の下請負人となる専門工事業者、機器メーカーおよび供給者 ウ. 保険の対象にリース・レンタル物件が含まれる場合は、そのリース・レンタル物件を所有しているリース・レンタル業者
---	--

第6条（保険金をお支払いしない場合－共通）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. アまたはイの代理人 エ. 工事現場責任者
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害。ただし、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が破損したために生じた吹き込み等損害(*3)を除きます。
④	寒気、霜または氷(*4)によって生じた損害
⑤	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
⑥	残材調査の際に発見された紛失または数量の不足の損害
⑦	保険の対象が対象工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
⑧	工事用仮設材として使用される矢板、杭、H形鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
⑨	保険の対象の性質もしくは瑕疵またはその自然の消耗(*5)もしくは劣化の損害
⑩	保険契約者(*1)、被保険者(*1)または工事現場責任者が、工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害
⑪	保険契約者(*1)または被保険者(*1)が、対象工事に関して、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の理由による債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質(*6)もしくは核燃料物質(*6)によって汚染された物(*7)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故の①から③までの事由による延焼または拡大 ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

(3) 当社は、下表のいずれかの費用に対しては、保険金を支払いません。

①	保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
②	湧水の止水または排水費用

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) (1)①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*3) 吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害をいいます。

(*4) 氷には、雹は含まれません。

(*5) さび、スケール等を含みます。

(*6) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(*7) 核燃料物質(*6)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

〈工事危険補償特約 第2節第6条(2)の表の②〉

地震等による損害については、補償の対象となりません。

第7条（保険金をお支払いしない場合－土木工事固有）

(1) 当会社は、対象工事が土木工事に該当する場合は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
②	浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害
③	捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類する物の洗掘、沈下または移動によって生じた損害
④	切土法面、盛土法面、整地面または自然面の肌落ちまたは浸食の損害
⑤	ケーソンの沈設不能の損害
⑥	沈設中のケーソンおよび推進中の推進管の刃口に生じた損害
⑦	シールド機械または推進管の推進不能の損害
⑧	芝、樹木その他の植物について生じた損害
⑨	土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害。ただし、土捨場または土取場における本工事の目的物について生じた土砂崩壊に対しては、この規定は適用しません。
⑩	舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類する損害
⑪	コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な外来の作用により生じたひび割れに対しては、この規定は適用しません。
⑫	支保工建込み後に土圧によって、支保工、掛矢板その他これらに類する物に生じた損害。ただし、不測かつ突発的な事故により生じた損害については、この規定は適用しません。
⑬	矢板、杭、H形鋼その他これらに類する物(*1)の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
⑭	不発弾または機雷によって生じた損害

(2) 当会社は、対象工事が土木工事に該当する場合は、下表のいずれかの費用に対しては、保険金を支払いません。

①	保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥の修理、取替もしくは補強に要した費用またはその他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって保険の対象の他の部分について生じた損害に対しては、この規定は適用しません。
②	土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
③	ケーソンの沈設位置またはシールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向もしくは位置の矯正に要する費用
④	ケーソンのひずみの矯正に要する費用
⑤	排水溝等(*2)に流入した土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物を除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象である排水溝等(*2)に損害が生じた場合は、この規定は適用しません。
⑥	矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物の継ぎ目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用もしくは清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象である矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物に損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合は、この規定は適用しません。
⑦	海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が生じた場合は、この規定は適用しません。
⑧	基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用

(*1) 工用仮設材として使用されるものを除きます。

(*2) 排水溝、調整池、暗渠、沈砂池、埋設管その他これらに類する物をいいます。

第8条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、対象工事ごとに、次の算式により算出した損害保険金を支払います。

$$\boxed{\text{第9条（損害額の決定）に規定する損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(2) (1)に規定する損害保険金は、1回の事故につき、その対象工事の保険金額(*1)を限度とします。ただし、対象工事が土木工事に該当する場合は、1回の事故につき、その対象工事の保険金額(*1)または1億円のいずれか低い額を限度とします。

(3) 当会社は、次の①または②に規定する費用保険金を支払います。

① 残存物取片づけ費用保険金

当会社は、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故によって(1)に規定する損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故によって損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、第9条（損害額の決定）に規定する損害額に含まれないものに対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、(1)に規定する損害保険金の10%に相当する額を限度とします。

② 工事修理付帯費用保険金

当社は、第1条(1)に規定する事故によって(1)に規定する損害保険金が支払われる場合に、その保険の対象の復旧に当たり発生した費用のうち、必要かつ有益な下表のいずれかに該当する費用であって、かつ、第9条に規定する損害額に含まれないものに対して、工事修理付帯費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、(1)に規定する損害保険金の20%に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

ア.	損害原因調査費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(*2)
イ.	損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用(*2)。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(*3)を超える期間に対応する費用を除きます。
ウ.	保険対象外物件の復旧費用	損害が生じた保険の対象の復旧のため、保険の対象以外の物の取りこわしが必要となり、取りこわしを行った場合は、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用(*4)
エ.	貨物運賃	保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(*3)内に生じた貨物運賃のうち、その期間を短縮するために通常要する費用を超えて要した部分
オ.	残業勤務・深夜勤務などの費用	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

- (*1) 対象工事に他の工事における仮工事の目的物が含まれる場合は、請負金額にその工事前仮設材の損害が生じた地および時における時価額を加算した額(*5)を保険金額とします。
- (*2) 調査費用には、被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費は含まれません。
- (*3) 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間は、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
- (*4) 取りこわし費用を含みません。
- (*5) 請負金額の内訳書に計上した損料または償却費は除きます。

第9条 (損害額の決定)

(1) 損害額(*1)は、次の算式により算出した額とします。

$$\text{復旧費}(*2) - \begin{cases} \text{復旧に伴って生じた残存物がある場合、その時価額} \end{cases} = \text{損害額}(*1)$$

(2) (1)の規定にかかわらず、時価評価財物(*3)の場合は、損害額(*1)は、次の算式により算出した額とし、時価評価財物(*3)の損害が生じた地および時における時価額を限度とします。ただし、時価評価財物(*3)の全部が滅失した場合における損害額(*1)および盗取された時価評価財物(*3)の損害額(*1)は、損害が生じた地および時における時価額とします。

$$\text{復旧費}(*2) - \begin{cases} \text{復旧によって保険の対象の価額の増加が生じた場合は、その増加額}(*4) \end{cases} - \begin{cases} \text{復旧に伴って生じた残存物がある場合、その時価額} \end{cases} = \text{損害額}(*1)$$

- (3) 当社は、(6)③および(*7)の規定にかかわらず、第1条(この特約の補償内容)(1)に規定する事故によって損害が生じた保険の対象の復旧に直接必要な地盤注入費用を(1)または(2)の復旧費(*2)に算入します。ただし、当社が復旧費(*2)に算入する地盤注入費用の額は、対象工事ごとに、1回の事故につき100万円を限度とします。
- (4) 第1条(この特約の補償内容)(1)に規定する事故が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の拡大の防止のために支出した必要または有益な費用は、(1)または(2)の損害額(*1)に含まれるものとします。ただし、損害の拡大の防止のために支出した地盤注入費用については、(1)または(2)の損害額(*1)に含めず、当社は、これを負担しません。
- (5) 第1条(この特約の補償内容)(1)に規定する事故が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の発生防止のために支出した費用については、(1)または(2)の損害額(*1)に含めず、当社は、これを負担しません。
- (6) (1)または(2)の復旧費(*2)には、下表の費用を含みません。

①	仮修理費。ただし、本修理の一部をなす費用については、復旧費(*2)に含むものとします。
②	排土または排水費用。ただし、復旧費(*2)の一部をなす費用(*5)については、復旧費(*2)に含むものとします。
③	工事内容の変更または改良による増加費用
④	保険の対象の損傷復旧方法の研究費用
⑤	保険の対象の復旧作業の休止または手待ち期間の手待ち費用

- (*1) 損害額とは、当社が損害保険金として支払うべき損害の額をいいます。
- (*2) 復旧費とは、損害が生じた地および時において、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態(*6)に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用をいいます(*7)。
- (*3) 時価評価財物とは、保険の対象のうち、請負金額の内訳書に損料または償却費を計上した下表のいずれかに該当する物をいいます。

ア.	工事前仮設物
イ.	工事前仮設建物
ウ.	工事前仮設材
エ.	工事前仮設建物に収容されている家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具

- (*4) 増加額は、別表記載の額を限度とします。
- (*5) 湧水の排水費用を除きます。
- (*6) 構造、質、用途、規模、型、能力等において損害発生の前と同一の状態をいいます。
- (*7) 対象工事の請負金額の内訳書を基礎として算出します。

第10条（共同企業体方式による工事の取扱い）

共同企業体方式による工事における共同施工方式の工事については、その工事全体をこの特約における対象工事とし、第1条（この特約の補償内容）(1)およびこれに付帯された特約に規定する損害に対して保険金を支払う場合は、この特約およびこれに付帯された特約の規定により算出した保険金の合計額に、共同企業体における**記名被保険者**の請負契約比率を乗じて得た額を、保険金として支払います。

第3節 基本条項の読替え

第1条（基本条項の読替え）

- (1) この特約については、基本条項に「財産補償条項」とあるのは「工事危険補償特約」と読み替えます。
- (2) この特約については、下表の規定を適用しません。

①	基本条項第1節第2条（通知義務）(1)
②	基本条項第1節第4条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1)および(2)
③	基本条項第1節第5条（保険金額の調整－財産補償条項）
④	基本条項第4節第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い－財産補償条項）(2)
⑤	基本条項第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)から(4)まで
⑥	基本条項第5節第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効－財産補償条項）
⑦	基本条項第6節第5条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還－財産補償条項）
⑧	基本条項第6節第6条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還－財産補償条項）
⑨	基本条項第7節第1条（保険責任の始期および終期）
⑩	基本条項第7節第3条（保険契約者の変更）(1)ただし書
⑪	基本条項第7節第7条（残存物および盗難品の帰属－財産補償条項）(2)

第2条（基本条項第1節の読替え）

この特約については、基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第1節第4条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(3)	被保険者(*2)	記名被保険者

第3条（通知義務）

保険契約の締結の後、**告知事項**(*1)の内容に変更を生じさせる事実(*2)が発生した場合は、保険契約者または**記名被保険者**は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または記名被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

- (*1) **他の保険契約等**に関する事実を除きます。
- (*2) 告知事項(*1)のうち、保険契約の締結の際に当社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

第4条（損害発生予防義務）

- (1) **被保険者**は、常に損害の発生を予防するために必要な処置を講じるものとします。
- (2) 当社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第5条（工事現場責任者の事故発生時等の義務）

- (1) この特約においては、工事現場責任者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) この特約においては、工事現場責任者が、正当な理由がなくて(1)の規定に違反した場合は、当社は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（保険金の請求）

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)①および下表に規定する書類または証拠のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	請負金額および請負金額の内訳書その他これに類する物
②	事故原因を確認する書類

③	第9条（特約火災重複保険契約）に規定する特約火災保険契約の保険者に対して行った保険金請求およびその経緯に関する書類
---	---

第7条（基本条項第4節の読替え）

この特約については、基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第2条（保険金の支払）（*1）	第1条（保険金の請求）(2)の手続	第1条（保険金の請求）および工事危険補償特約第3節第6条（保険金の請求）の手続
②	第4節第2条（*2）	保険価額	請負金額
③	第4節第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い—財産補償条項）(1)②イ.	財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)および(4)	工事危険補償特約第2節第8条（支払保険金の計算）(3)
④	別表1-1の損害保険金	損害の額。 ただし、 通貨等、預貯金証書および高額貴金属等 については、1回の事故につき保険証券記載の限度額（*1）または損害額のいずれか低い額。	損害の額
⑤	別表1-1の修理付帯費用保険金	修理付帯費用保険金	工事修理付帯費用保険金
⑥	別表1-1の修理付帯費用保険金	1,000万円（*2）	100万円（*9） （*9）他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
⑦	別表1-1（*3）	財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)①	工事危険補償特約第2節第8条（支払保険金の計算）(3)②
⑧	別表1-1（*3）	同条(2)①	同条(3)②

第8条（保険金計算の特則）

この特約により保険金を支払う場合において、保険契約者または**記名被保険者**が故意または重大な過失によって保険料算出基礎数字（*1）について実際の数値より不足したものを申告したことを当社が知ったときは、当社は、申告された数値に基づく保険料と実際の数値に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

（*1）この特約において保険料を定めるために用いる完成工事高および完成工事高の補正額（*2）をいいます。

（*2）保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合は、その金額を控除します。

第9条（特約火災重複保険契約）

(1) **他の保険契約等**に特約火災保険契約（*1）が含まれる場合は、その特約火災保険契約（*1）に対しては、基本条項第4節第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い—財産補償条項）(1)①の規定は適用しません。

(2) (1)の場合において、いかなるときであっても、特約火災保険契約（*1）の保険証券記載の保険期間中は特約火災保険契約（*1）の全部が有効であるものとして、特約火災保険契約（*1）により支払われるべき保険金の額を控除するものとします。

（*1）独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等特約火災保険契約、独立行政法人都市再生機構分譲住宅等特約火災保険契約、独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等特約火災保険契約、勤労者財産形成融資住宅特約火災保険契約または沖縄振興開発金融公庫融資住宅等特約火災保険契約をいいます。

第10条（基本条項第5節の読替え）

この特約については、基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)	被保険者 （*1）	記名被保険者

第11条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任は、対象工事ごとに、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時（*1）または工事に着工した時（*2）のいずれか遅い時に始まり、保険証券記載の保険期間の末日の午後4時または工事の目的物の引渡しの時（*3）のいずれか早い時に終わります（*4）。この場合において、工事の目的物の一部が引き渡されたときは、その引き渡された部分についてのみ終わります。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、当社は**初回保険料**を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

(3) (1)の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。

（*1）保険証券に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

〈工事危険補償特約 第3節第8条〉

保険契約申込書等の保険料算出基礎数字について実際の数値より不足したものを申告された場合は、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

- (*2) 工事に着工した後でも、工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時とします。
 (*3) 工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時とします。
 (*4) 工事の目的物が引き渡された後に、再度その工事の目的物を対象とする工事に着工した場合は、再度その工事に着工した時から保険証券記載の保険期間の末日の午後4時または工事の目的物の引渡しの時(*3)のいずれか早い時までを保険責任期間に含めます。

第12条（代位）

この特約においては、保険契約者および**被保険者**は、当社が取得する基本条項第7節第2条（代位）(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第13条（求償権の不行使）

- (1) 当社は、基本条項第7節第2条（代位）の規定により、当社に移転した権利のうち、他工区請負業者に対する権利については、これを行行使しません。ただし、当社が保険金を支払うべき損害がその他工区請負業者の故意または重大な過失によって生じた場合を除きます。
 (2) (1)に規定する他工区請負業者とは、同一発注者が分離発注した工事を請け負った者(*1)のうち**被保険者**以外の者とします。
 (*1) 下請負人を含みます。

第14条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

記名被保険者が請け負った下請工事が対象工事となる場合は、当社は、基本条項第4節第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い-財産補償条項）(1)①の規定に基づき保険金を支払ったことにより当社が取得した**他の保険契約等**に対する求償権については、これを行行使しません。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 修理費または再取得価額から差し引く限度額

財物の種類	限度額
建物、 工事用仮設建物	再取得価額の50%に相当する額。ただし、通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再取得価額の80%に相当する額とします。
上記以外の財物	再取得価額の50%に相当する額。ただし、通常の想定を上回る過酷な温度、圧力、振動、湿度、物質濃度等の環境下において設置もしくは使用されている場合、機能・性能を維持するために一定の使用量もしくは使用期間で交換することを前提とした設計となっている場合または通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再取得価額の90%に相当する額とします。

㊦ 支給材料補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
支給材料	発注者、請負業者等の工事関係者から支給される機械、家電品、部品、材料等の本工事の目的物となる物をいいます。

第2条（保険の対象）

- (1) この特約を付帯した場合は、工事危険補償特約第2節第3条（保険の対象）(3)⑤の規定にかかわらず、支給材料を保険の対象に含むものとします。
 (2) (1)の規定に従い、工事資材等輸送危険補償特約第2条（保険の対象）に規定する保険の対象に支給材料を含むものとします。

第3条（支払保険金の計算-工事危険補償特約との関係）

- (1) 当社は、この特約を付帯した場合は、第2条（保険の対象）(1)に規定する支給材料については、工事危険補償特約第2節第8条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、対象工事ごとに次の算式より算出した損害保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、保険証券記載のこの特約条項に係る支払限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{工事危険補償特約第2節第9条（損害額の決定）の規定により算出された支給材料の損害額}} - \boxed{\text{支給材料の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

- (2) (1)に規定する支給材料の免責金額は、次の算式により算出します。この場合において、算出された免責金額が0円を下回るときは、免責金額は0円とします。

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} - \boxed{\text{工事危険補償特約第2節第9条（損害額の決定）に規定する損害額（ただし、支給材料の損害額を除きます。）}} = \boxed{\text{支給材料の免責金額}}$$

(3) 対象工事が土木工事に該当する場合は、1回の事故につき、(1)および工事危険補償特約第2節第8条（支払保険金の計算）(1)に規定する損害保険金の額を合算して1億円を超えないものとします。

第4条（支払保険金の計算－工事資材等輸送危険補償特約との関係）

(1) 当社は、この特約を付帯した場合は、第2条（保険の対象）(2)に規定する支給材料については、工事資材等輸送危険補償特約第5条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、対象工事ごとに次の算式より算出した損害保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、保険証券記載のこの特約条項に係る支払限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{工事資材等輸送危険補償特約第6条（損害額の決定）の規定により算出された支給材料の損害額}} - \boxed{\text{支給材料の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(2) (1)に規定する支給材料の免責金額は、次の算式により算出します。この場合において、算出された免責金額が0円を下回る場合は、免責金額は0円とします。

$$\boxed{5\text{万円}} - \boxed{\text{工事資材等輸送危険補償特約第6条（損害額の決定）に規定する損害額（ただし、支給材料の損害額を除きます。）}} = \boxed{\text{支給材料の免責金額}}$$

(3) 1回の事故につき、(1)および工事資材等輸送危険補償特約第5条（支払保険金の計算）(1)に規定する損害保険金の額を合算して100万円を超えないものとします。

第5条（読替規定）

この特約については、工事危険補償特約および工事資材等輸送危険補償特約を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
工事危険補償特約第2節第8条（支払保険金の計算）(3)①および②	(1)に規定する損害保険金	(1)および支給材料補償特約第3条（支払保険金の計算－工事危険補償特約との関係）(1)に規定する損害保険金
工事資材等輸送危険補償特約第5条（支払保険金の計算）(2)①および②	(1)に規定する損害保険金	(1)および支給材料補償特約第4条（支払保険金の計算－工事資材等輸送危険補償特約との関係）(1)に規定する損害保険金(*4) (*4) (1)および支給材料補償特約第4条(1)に規定する損害保険金は、合算して100万円を超えないものとします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、工事危険補償特約およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

㊦修理費あんしん補償特約

第1条（損害額の決定）

- (1) この特約において、工事危険補償特約第2節第9条（損害額の決定）(*7)ならびに工事資材等輸送危険補償特約第6条（損害額の決定）(2)および同条(*6)の規定は適用しません。
- (2) この特約において、工事危険補償特約第2節第9条（損害額の決定）(2)の規定にかかわらず、時価評価財物(*1)の損害額(*2)は、次の算式により算出した額とします。

$$\boxed{\text{復旧費(*3)}} - \boxed{\text{復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額}} = \boxed{\text{損害額(*2)}}$$

- (3) 損害の生じた保険の対象が時価評価財物(*1)の場合は、(2)および工事資材等輸送危険補償特約第6条（損害額の決定）(1)に規定する損害額は、損害が生じた地および時における時価額を限度とします。
- (4) この特約については、工事資材等輸送危険補償特約を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第5条（支払保険金の計算）(1)	第3条（保険価額）に規定する保険価額 または100万円のいずれか低い額	100万円

(*1) 時価評価財物とは、保険の対象のうち、請負金額の内訳書に損料または償却費を計上した下表のいずれかに該当する物をいいます。

ア.	工事中仮設物
イ.	工事中仮設建物
ウ.	工事中仮設材
エ.	工事中仮設建物に収容されている家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具

(*2) 損害額とは、当社が損害保険金として支払うべき損害の額をいいます。

(*3) 復旧費とは、損害が生じた地および時において、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態(*4)に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用をいいます。

(*4) 構造、質、用途、規模、型、能力等において損害発生直前と同一の状態をいいます。

第2条 (資料の閲覧)

当社は、復旧費の算出にあたって必要がある場合は、対象工事ごとに保険契約者または**被保険者**が提出した損害額を証明する書類(*1)を随時閲覧することができます。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*2)および被害が生じた物の写真(*3)をいいます。

(*2) 既に支払がなされた場合は、その領収書とします。

(*3) 画像データを含みます。

第3条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、工事危険補償特約およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

④保証期間に関する特約

第1条 (この特約の補償内容)

(1) 当社は、工事危険補償特約第2節第1条(この特約の補償内容)および同第3節第11条(保険責任の始期および終期)(1)の規定にかかわらず、保証期間中に、不測かつ突発的な下表のいずれかに該当する事故によって引渡し(*1)の完了した対象工事の保険の対象について生じた損害(*2)に対して、この特約に従い、**被保険者**に損害保険金を支払います。

①	対象工事の請負契約に従って被保険者(*3)が行う修補作業の拙劣その他の修補作業中の過失による事故
②	保険の対象についてその引渡し(*1)の時以前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥による事故

(2) (1)に規定する「保証期間」は、対象工事ごとに、工事の目的物の引渡し(*1)の時に始まり(*4)、工事の目的物の引渡し(*1)の時から12か月を経過した時または対象工事の請負契約上の保証責任期間の終期のいずれか早い時に終わります。

(3) (1)に規定する「対象工事」は、保険証券記載の保険期間の初日において、工事の目的物の引渡しに既に完了している工事で、保険証券記載の保険期間内に(1)および(2)に規定する「保証期間」が含まれる工事を含みます。

(*1) 工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事の完成とします。

(*2) 保険証券記載の保険期間中に生じた事故による損害に限ります。

(*3) 対象工事の発注者を除きます。

(*4) 工事の目的物の一部が引き渡された場合は、その引き渡された部分についてのみ保証期間が始まります。

第2条 (保険金をお支払いしない場合)

この特約において、当社は、工事危険補償特約第2節第6条(保険金をお支払いしない場合-共通)および同節第7条(保険金をお支払いしない場合-土木工事固有)に規定する損害または費用のほか、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者 (*1)が、法律上または請負契約上、発注者に対して自らの費用で復旧すべき責任を負わない損害
②	保険契約者、被保険者(*1)(*2)または工事現場責任者が事故発生前に既に知っていた、または重大な過失により知らなかった保険の対象の施工の欠陥に起因する事故によって生じた損害
③	消耗、摩耗、腐食、浸食または劣化の損害およびこれらに起因してその部分に生じた損害

(*1) 対象工事の発注者を除きます。

(*2) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3条 (免責金額)

この特約については、工事危険補償特約を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第2節第8条(支払保険金の計算)(1)	保険証券記載の 免責金額	その損害額の20%に相当する額または10万円のいずれか高い額

第4条 (工事危険補償特約に掲げる費用保険金との関係)

この特約において、当社は、下表の費用保険金を、工事危険補償特約の規定に基づき支払います。

①	工事危険補償特約第2節第1条(この特約の補償内容)(2)①に規定する残存物取片づけ費用保険金
②	工事危険補償特約第2節第1条(2)②に規定する工事修理付帯費用保険金

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、工事危険補償特約およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

㊦ 工事資材等輸送危険補償特約

第1条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、工事危険補償特約第2節第1条（この特約の補償内容）および同第3節第11条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時(*1)以降、保険の対象が工事現場に向けての輸送を開始するために、日本国内の発送地における保管場所から搬出された時または保管場所において保険の対象の輸送用具への積み込みが開始された時のいずれか早い時から、通常の輸送過程(*2)を経て、工事現場において輸送用具からの荷卸しが完了した時まで、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害(*3)に対して、この特約に従い、**被保険者**に損害保険金を支払います。
- (2) 当社は、第5条（支払保険金の計算）(2)に規定する費用に対して、被保険者に下表の費用保険金を支払います。

①	残存物取片づけ費用保険金
②	工事修理付帯費用保険金

(*1) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

(*2) 通常の輸送過程には、輸送に伴う一時保管を含みます。

(*3) 保険証券記載の保険期間中に生じた事故による損害に限ります。

第2条（保険の対象）

この特約において、保険の対象とは、工事危険補償特約第2節第2条（対象工事）に規定する対象工事の工事事務用材料および工事事務用仮設材(*1)とします。

(*1) その対象工事専用の物に限ります。

第3条（保険価額）

- (1) この特約において、保険価額は、保険の対象の仕切状面価額とします。
- (2) 仕切状がない場合は、保険の対象の発送の地および時における価額に仕向地までの運送賃その他の諸掛りを加算した額を(1)の仕切状面価額とみなします。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、工事危険補償特約第2節第6条（保険金をお支払いしない場合－共通）および同節第7条（保険金をお支払いしない場合－土木工事固有）に規定する損害または費用のほか、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	荷造りの不完全によって生じた損害
②	輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発の当時、保険の対象を安全に輸送するのに適していなかったことによって生じた損害。ただし、保険契約者もしくは 被保険者 (*1)またはこれらの者の代理人もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、この規定を適用しません。
③	輸送の遅延によって、損害賠償責任を負担することによって被った損害
④	棚卸しの際に発見された数量不足によって生じた損害
⑤	紛失その他原因不明の数量不足によって生じた損害

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、工事危険補償特約第2節第8条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、対象工事ごとに、次の算式により算出した損害保険金を支払います。ただし、1回の事故につき第3条（保険価額）に規定する保険価額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\boxed{\text{第6条（損害額の決定）に規定する損害額}} - \boxed{5\text{万円}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

- (2) 当社は、次の①または②に規定する費用保険金を支払います。

① 残存物取片づけ費用保険金

当社は、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故によって(1)に規定する損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故によって損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、第6条（損害額の決定）に規定する損害額に含まれないものに対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、(1)に規定する損害保険金の10%に相当する額を限度とします。

② 工事修理付帯費用保険金

当社は、第1条(1)に規定する事故によって(1)に規定する損害保険金が支払われる場合に、その保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な下表のいずれかに該当する費用であって、かつ、第6条に規定する損害額に含まれないものに対して、工事修理付帯費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、(1)に規定する損害保険金の

20%に相当する額を限度とします。

ア.	損害原因調査費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(*1)
イ.	損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用(*1)。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(*2)を超える期間に対応する費用を除きます。
ウ.	保険対象外物件の復旧費用	損害が生じた保険の対象の復旧のため、保険の対象以外の物の取りこわしが必要となり、取りこわしを行った場合は、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用(*3)
エ.	貨物運賃	保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(*2)内に生じた貨物運賃のうち、その期間を短縮するために通常要する費用を超えて要した部分
オ.	残業勤務・深夜勤務などの費用	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

(*1) 調査費用には、被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費は含まれません。

(*2) 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間は、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(*3) 取りこわし費用を含みません。

第6条（損害額の決定）

(1) 損害額(*1)は、次の算式により算出した額とします。

$$\boxed{\text{復旧費}(*2)} - \boxed{\text{復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額}} = \boxed{\text{損害額}(*1)}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が下表のいずれかに該当する状態になった場合は、第3条（保険価額）に規定する保険価額をもって損害額(*1)とします。

①	保険の対象が滅失(*3)し、またはこれに類する損害を受けた場合
②	被保険者が保険の対象を喪失して回収の見込みがない場合
③	保険の対象の復旧費(*2)が第3条に規定する保険価額の全額に相当する額を超える場合

(3) 当社は、(6)③および(*6)の規定にかかわらず、第1条（この特約の補償内容）に規定する事故によって損害が生じた保険の対象の復旧に直接必要な地盤注入費用を(1)または(2)の復旧費(*2)に算入します。ただし、当社が復旧費(*2)に算入する地盤注入費用の額は、対象工事ごとに、1回の事故につき100万円を限度とします。

(4) 第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の拡大の防止のために支出した必要または有益な費用は、(1)または(2)の損害額(*1)に含まれるものとします。ただし、損害の拡大の防止のために支出した地盤注入費用については、(1)または(2)の損害額(*1)に含めず、当社は、これを負担しません。

(5) 第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の発生防止のために支出した費用については、(1)または(2)の損害額(*1)に含めず、当社は、これを負担しません。

(6) (1)または(2)の復旧費(*2)には、下表の費用を含みません。

①	仮修理費。ただし、本修理の一部をなす費用については、復旧費(*2)に含むものとします。
②	排土または排水費用。ただし、当社が、復旧費(*2)の一部をなす費用(*4)については、復旧費(*2)に含むものとします。
③	工事内容の変更または改良による増加費用
④	保険の対象の損傷復旧方法の研究費用
⑤	保険の対象の復旧作業の休止または手待ち期間の手待ち費用

(*1) 損害額とは、当社が損害保険金として支払うべき損害の額をいいます。

(*2) 復旧費とは、損害が生じた地および時において、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態(*5)に復旧するのに直接要する修理費および修理に必要な点検または検査の費用をいいます(*6)。

(*3) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐欺および横領を含みません。

(*4) 湧水の排水費用を除きます。

(*5) 構造、質、用途、規模、型、能力等において損害発生直前と同一の状態をいいます。

(*6) 第3条（保険価額）に規定する保険価額を基礎として算出します。

第7条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) この特約においては、保険契約者、被保険者または工事現場責任者が、正当な理由がなくて(1)の規定に違反した場合は、当社は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて損害保険金を支払います。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、工事危険補償特約およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

㊦臨時費用補償特約

第1条（この特約の補償内容）

当社は、下表の損害保険金が支払われる場合は、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

①	工事危険補償特約第2節第1条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金
②	保証期間に関する特約第1条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金
③	工事資材等輸送危険補償特約第1条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金

第2条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、下表の損害保険金の20%に相当する額を、第1条（この特約の補償内容）の臨時費用保険金として、支払います。

①	工事危険補償特約第2節第1条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金
②	保証期間に関する特約第1条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金
③	工事資材等輸送危険補償特約第1条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金

(2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき臨時費用保険金の額は、対象工事ごとに、1回の事故につき100万円を限度とします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、工事危険補償特約およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

㊧安定化処置費用補償特約（工事特約用）

第1条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、下表の事故が生じた場合は、安定化処置費用(*1)に対して、安定化処置費用保険金を支払います。

①	工事危険補償特約第2節第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故
②	保証期間に関する特約第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故
③	工事資材等輸送危険補償特約第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故

(2) この特約において、「安定化処置」とは、下表の条件をすべて満たすものをいいます。

①	(1)に規定する事故によって工事危険補償特約第2節第3条（保険の対象）または工事資材等輸送危険補償特約第2条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた損害の発生または拡大を防止するために行う処置であること。
②	損害が生じた保険の対象のさびもしくは腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃に対する保護処置等の現状を安定化するために行う処置であること。
③	機械、設備等の修復を専門に行う会社であって、当社が指定するものが行う処置であること。

(3) 安定化処置費用(*1)には、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する費用を含みません。

(4) 安定化処置費用(*1)の額には、下表の保険金が支払われる場合は、これらの保険金によって支払われる額を含みません。

①	工事危険補償特約第2節第1条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金
②	工事危険補償特約第2節第1条(2)の費用保険金
③	保証期間に関する特約第1条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金
④	保証期間に関する特約第4条（工事危険補償特約に掲げる費用保険金との関係）の費用保険金
⑤	工事資材等輸送危険補償特約第1条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金
⑥	工事資材等輸送危険補償特約第1条(2)の費用保険金

(*1) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、第1条（この特約の補償内容）に規定する安定化処置費用(*1)を支払う原因となった事故によって生じた損害(*2)について、下表のいずれかの規定により保険金を支払わない場合は、安定化処置費用保険金を支払いません。

①	工事危険補償特約第2節第6条（保険金をお支払いしない場合－共通）
②	工事危険補償特約第2節第7条（保険金をお支払いしない場合－土木工事固有）

〔安定化処置費用補償特約（工事特約用） 第1条(2)の表の③〕

「当社が指定するもの」とは、ペルフォア（災害復旧専門会社）をいいます。

③	工事危険補償特約第3節第11条（保険責任の始期および終期）(2)
④	保証期間に関する特約第2条（保険金をお支払いしない場合）
⑤	工事資材等輸送危険補償特約第4条（保険金をお支払いしない場合）
⑥	基本条項第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)
⑦	基本条項第4節第5条（指定代理請求人－財産補償条項、休業補償条項）(2)
⑧	基本条項第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(3)、第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(3)もしくは(6)または第5条（重大事由による保険契約の解除）(3)
⑨	基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)①または第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(3)の表の①

(*1) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

(*2) 工事危険補償特約第2節第1条（この特約の補償内容）(1)、保証期間に関する特約第1条（この特約の補償内容）(1)および工事資材等輸送危険補償特約第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害をいいます。

第3条（支払保険金の計算）

当社は、1回の事故につき、5,000万円を限度として、安定化処置費用(*1)に対して、安定化処置費用保険金を支払います。

(*1) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等(*1)がある場合において、それぞれの支払責任額(*2)の合計額が安定化処置費用(*3)または1回の事故につき5,000万円(*4)のいずれか低い額を超えるときは、当社は、①または②に規定する額を安定化処置費用保険金として支払います。

①	この保険契約により他の保険契約等(*1)に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等(*1)がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等(*1)によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、安定化処置費用(*3)または5,000万円(*4)のいずれか低い額が、他の保険契約等(*1)によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を超えるときは、その超過額(*5)

(*1) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

(*2) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

(*3) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

(*4) 他の保険契約等(*1)に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(*5) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、工事危険補償特約およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

㊸特定工事種類不担保特約

第1条（対象工事）

この特約を付帯した場合は、主たる工事が保険証券の「対象工事の有無」欄に「×」を付した工事種類に該当する工事は、工事危険補償特約第2節第2条（対象工事）に規定する対象工事に含まれません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、工事危険補償特約およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

㊹ネットワーク中断補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

①	コンピュータウィルス	第三者の情報に対して、意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであって、次のア.およびイ.の双方の機能を有するものをいいます。 ア. 自らの機能によって他のプログラムに自らを複製し、またはシステム機能を利用して自らを他のシステムに複製することにより、他のシステムに自らを増殖または伝染させる機能 イ. 他のシステムまたはデータの破壊を行い、または設計者の意図しない動作を行う機能
②	システム	ハードウェア、プログラムもしくはネットワークまたはこれらの複合体をいいます。
③	情報	プログラムまたはデータをいいます。

④	情報処理機器	コンピュータまたは端末装置等の周辺機器をいいます。
⑤	他の保険契約等	この特約の支払責任と同一のものについて締結された第2条（この特約の補償内容）の損失を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
⑥	ネットワーク	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備が、回線を通じて接続されたものをいい、接続に使用される情報処理機器または設備および通信用回線を含みます。
⑦	ネットワーク構成機器・設備	日本国内に所在し、 被保険者 が所有、使用または管理するすべてのネットワークを構成するコンピュータ、周辺機器およびこれらを結ぶ電気通信回線設備をいいます。
⑧	ファイアウォール	被保険者が所有、使用または管理する装置であって、ネットワーク構成機器・設備の外部からそのネットワーク構成機器・設備上にある情報の閲覧、使用、改竄、破壊、消去、インストールその他これらに類似する行為を制限することを目的として、ネットワーク構成機器・設備上に設置されたものをいいます。
⑨	不正アクセス等	ネットワークの正当な使用権限を有さない者によって、次のいずれかの行為が、ファイアウォールを通過して実施されることをいいます。 ア. ネットワーク構成機器・設備上において使用権限を制限することにより保護されている情報の、ネットワーク上での閲覧、使用、改竄、破壊または消去 イ. ネットワーク構成機器・設備を管理する者がそのネットワーク構成機器・設備上での使用を認めない情報の、そのネットワーク構成機器・設備へのインストール ウ. ネットワーク構成機器・設備について、そのネットワーク構成機器・設備が有する使用権限を制限している機能の、ネットワーク上での設定の変更
⑩	事故	ネットワーク構成機器・設備の機能の全部または一部が停止することをいいます。
⑪	保険金支払対象期間	保険金を支払う原因となった事故の発生した日の翌日からその事故が発生したネットワーク構成機器・設備の機能を遅滞なく復旧した日までの期間。ただし、そのネットワーク構成機器・設備の機能を事故発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、20日間を超えないものとします。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、下表のいずれかの事由に起因して生じた事故によって、**被保険者**の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、基本条項およびこの特約に従い、第3条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

①	ネットワーク構成機器・設備の滅失もしくは破損またはネットワーク構成機器・設備が通常有する性質や性能を欠いていること(*1)。
②	通信用回線または通信用配線の切断または機能の停止
③	電源の遮断
④	コンピュータウイルス
⑤	不正アクセス等
⑥	火災、落雷、破裂もしくは爆発(*2)または漏水
⑦	①から⑥までに掲げる事由以外の不測かつ突発的な事由

(2) 当社は、第6条（支払保険金の計算）(2)に規定する**営業継続費用**に対して、第3条（被保険者）に規定する被保険者に営業継続費用保険金を支払います。

(*1) ネットワーク構成機器・設備上にあるプログラムのバグを含みます。

(*2) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第3条（被保険者）

この特約において、**被保険者**とは、事故によって営業が休止または阻害されたために損失を被る者で、保険証券に記載されたものをいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する損失に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 (*1) ウ. ア.またはイ.の代理人 エ. ア.またはイ.の 同居の親族
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損失 ア. 被保険者 イ. 被保険者側に属する者
④	法令等の規制によって生じた損失
⑤	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損失。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損失については、この規定は適用しません。
⑥	家賃収入(*3)に生じた損失

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質(*4)もしくは核燃料物質(*4)によって汚染された物(*5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）に規定する事故の第4条(2)①から③までの事由による延焼または拡大 ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
⑥	ネットワーク構成機器・設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、そのネットワーク構成機器・設備の能力を超える利用が第三者の故意または悪意によって行われたことを保険契約者または被保険者が立証した場合は、この規定は適用しません。
⑦	ネットワーク構成機器・設備の操作者または監督者等の不在
⑧	賃貸借契約等の契約の失効、解除その他の理由による終了または各種の免許の失効もしくは停止
⑨	脅迫行為
⑩	衛星通信の機能の停止
⑪	受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違い
⑫	債権の回収不能、手形もしくは小切手の不渡りまたは為替相場の変動
⑬	被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること。

(3) 当会社は、ネットワーク構成機器・設備において、被保険者が新たなソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合または改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合は、下表のいずれかに該当する事故によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

①	通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムが通常有する性質や性能を欠いていることによって生じた事故
②	ソフトウェアまたはプログラムの 瑕疵 によってテスト期間内または正式使用后1か月以内に生じた事故

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) (1)①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*3) 建物等の賃貸料で、次のいずれかに該当する料金および一時金等を含みます。

i. 水道、ガス、電気、電話等の使用料金

ii. 権利金、礼金、敷金その他の一時金

iii. 賄料

iv. 共益費、管理費等

v. 建物の賃貸に付随して利用される設備およびサービスの利用料金

(*4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(*5) 核燃料物質(*4)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第5条（1回の事故）

この特約において、同一の原因による、2以上のネットワーク構成機器・設備の機能の全部もしくは一部の停止または同じネットワーク構成機器・設備でその機能の全部もしくは一部の2回以上の停止は、これらの停止を一括して1回の事故とみなし、最初にネットワーク構成機器・設備の機能が停止した時に事故が発生したものとみなします。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、1回の事故につき、次の算式により算出した額を損害保険金として支払います。ただし、休業補償条項第1条(こ

の条項の補償内容) (1)の損害保険金が支払われる場合は、その損害保険金によって支払われる額を差し引いた残額をこの特約における損害保険金とみなします。また、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{売上減少高}(*1)} \times \boxed{\text{保険証券記載の補償割合}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(2) 当社は、第2条（この特約の補償内容）に規定する事由に起因して生じた事故によって生じた**営業継続費用**に対して、営業継続費用保険金を支払います。なお、当社は基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(2)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするための費用を営業継続費用に算入します。ただし、次の①から⑤までの保険金が支払われる場合は、これらの保険金によって支払われる額を差し引いた残額をこの特約における営業継続費用とみなします。また、営業継続費用保険金は、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額を超えないものとします。

①	この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)①に規定する修理付帯費用保険金
②	この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条(3)②に規定する損害拡大防止費用保険金
③	休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(3)の営業継続費用保険金
④	休業補償条項第1条(4)①の損害拡大防止費用保険金
⑤	休業補償条項第1条(4)②の請求権の保全・行使手続費用保険金

(*1) 被保険者が複数の店舗または事業所を有する場合は、営業が休止または阻害された店舗または事業所の売上減少高をいいます。ただし、被保険者の店舗または事業所の一部において、営業が休止または阻害されたことによって、被保険者の他の店舗または事業所の売上高が増加していることを当会社が証明した場合は、その増加額を売上減少高から差し引いた額をいいます。

第7条（損害拡大防止費用）

第2条（この特約の補償内容）に規定する事由に起因して事故が生じた場合において、保険契約者または**被保険者**が、その事故による損失の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときであっても、当社は、第6条（支払保険金の計算）(2)に規定する**営業継続費用**を除き、その費用を負担しません。

第8条（売上高または補償割合の調整）

- 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合において、事故発生直前12か月のうち保険金支払対象期間に相当する期間の**売上高**または最近の会計年度(*1)の同期間内の売上高が、未実現営業状況(*2)を適切に表していないときは、**被保険者**は、第6条（支払保険金の計算）の規定による保険金の算出にあたり、**売上減少高**につき特殊な事情または営業のすう勢の変化の影響を考慮した公正な調整を行うことを請求できます。
- 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、当社は、売上減少高によって算出した損害保険金の額が未実現営業状況(*2)に基づく損害保険金の額を超えることを証明して、未実現営業状況(*2)に基づいて公正な調整を行った売上減少高により保険金を支払うことができます。
- 保険証券記載の補償割合が未実現営業状況(*2)に基づく**粗利益率**を著しく超える場合は、当社は、保険証券記載の補償割合によって算出した損害保険金の額が未実現営業状況(*2)に基づく損害保険金の額を超えることを証明して、未実現営業状況(*2)に基づいて公正な調整を行った粗利益率を保険証券記載の補償割合として、保険金を支払うことができます。

(*1) 1か年とします。

(*2) 未実現営業状況とは、事故がなかったならば実現したであろう営業の状況をいいます。

第9条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(*1)の合計額が保険金の種類ごとに別表に規定する支払限度額を超えるときは、当社は、①または②に規定する額を保険金として支払います。

- この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
- 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われる、または支払われた場合は次の額
 - 損失額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金または共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)
 - 第6条（支払保険金の計算）(2)の費用に関しては、別表に規定する支払限度額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金または共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

(*2) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第10条（基本条項の読替え）

(1) この特約については、基本条項の規定は下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項	休業補償条項	ネットワーク中断補償特約

(2) この特約については、基本条項第4節第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い—休業補償条項）の規定を適用しません。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表

保険金の種類	支払限度額
損害保険金	損失の額
営業継続費用保険金	被保険者が負担した営業継続費用の額

㊦安定化処置費用補償特約（休業条項用）

第1条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、保険証券の休業に関する補償「補償の内容」欄に「○」を付した事故が生じた場合は、安定化処置費用(*1)に対して、安定化処置費用保険金を支払います。
- (2) この特約において、「安定化処置」とは、下表の条件をすべて満たすものをいいます。

①	休業補償条項に規定する保険の対象(*2)で被保険者が所有するものに生じる同条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故による損害の発生または拡大を防止するために行う処置であること。
②	休業補償条項に規定する保険の対象(*2)で被保険者が所有するもののうち、損害が生じた保険の対象(*2)のさびもしくは腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃に対する保護処置等の現状を安定化するために行う処置であること。
③	機械、設備等の修復を専門に行う会社であって、当社が指定するものが行う処置であること。

- (3) 安定化処置費用(*1)には、保険の対象(*2)で被保険者が所有するものを損害発生直前の状態に復旧するために要する費用を含みません。
- (4) 安定化処置費用(*1)の額には、下表の保険金が支払われる場合は、これらの保険金によって支払われる額を含みません。

①	休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金
②	休業補償条項第1条(3)または(4)の費用保険金
③	この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金
④	この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条(3)または(4)の費用保険金
⑤	この保険契約に安定化処置費用補償特約（財産条項用）が付帯されている場合は、同特約第1条（この特約の補償内容）の安定化処置費用保険金

(*1) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

(*2) 休業補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の③に規定するユーティリティ設備は含みません。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、第1条（この特約の補償内容）に規定する安定化処置費用(*1)を支払う原因となった事故によって被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失(*2)について、下表のいずれかの規定により保険金を支払わない場合は、安定化処置費用保険金を支払いません。

①	休業補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）または第5条（保険金をお支払いしない場合－電氣的または機械的事故・その他偶発的な破損事故等）
②	基本条項第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)
③	基本条項第4節第5条（指定代理請求人－財産補償条項、休業補償条項）(2)
④	基本条項第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(3)、第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(3)もしくは(6)または第5条（重大事由による保険契約の解除）(3)
⑤	基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)①または第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(3)の表の①
⑥	基本条項第7節第1条（保険責任の始期および終期）(2)

(*1) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

(*2) 休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)に規定する損失をいいます。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、1回の事故につき、5,000万円を限度として、安定化処置費用(*1)に対して、安定化処置費用保険金を支払います。
- (2) この保険契約に安定化処置費用補償特約（財産条項用）が付帯されている場合は、同一の事故について当社が支払う安定化処置費用保険金の額は、同特約により支払う安定化処置費用保険金の額と合計して、1回の事故につき、5,000万円を限度とします。

〈安定化処置費用補償特約（休業条項用） 第1条(2)の表の③〉

「当社が指定するもの」とは、ベルフォア社（災害復旧専門会社）をいいます。

(*1) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等(*1)がある場合において、それぞれの支払責任額(*2)の合計額が安定化処置費用(*3)または1回の事故につき5,000万円(*4)のいずれか低い額を超えるときは、当社は、①または②に規定する額を安定化処置費用保険金として支払います。

- ① この保険契約により他の保険契約等(*1)に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等(*1)がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等(*1)によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、安定化処置費用(*3)または5,000万円(*4)のいずれか低い額が、他の保険契約等(*1)によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を超えるときは、その超過額(*5)

(*1) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

(*2) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

(*3) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

(*4) 他の保険契約等(*1)に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(*5) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、休業補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

④地震休業補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 地震	気象庁が週間地震概況で発表する地震をいいます。
② 震度	震度観測点で計測され、気象庁が週間地震概況で発表するものをいいます。
③ 震度観測点	気象庁が震度情報の発表に活用している気象庁震度観測点をいい、地方公共団体震度観測点および独立行政法人防災科学技術研究所震度観測点は、含みません。
④ 地震の発生日時	気象庁が週間地震概況で発表する地震の震源時をいいます。
⑤ 週間地震概況	気象庁より毎週金曜日に発行される震度情報(*1)に関するレポートをいいます。ただし、週間地震概況が相当期間経過した後も発刊されない場合は、気象庁が発表する類似の内容をもって、週間地震概況によるものとみなします。
⑥ 完全休業	営業が完全に休止し、 売上高 が生じていない状態をいいます。
⑦ 完全休業の日数	保険金支払対象期間内に完全休業した日数をいい、定休日は含まず、かつ、30日間を限度とします。
⑧ 事業所	保険証券記載の事業所をいいます。
⑨ 営業用財物	ア. 事業所に所在する次の(ア)から(カ)までの 財物 とします。 (ア) 被保険者 が全部または一部を占有する 事業の用に供する建物 または構築物のうち、被保険者が占有する部分 (イ) (ア)が所在する 敷地内 にある、被保険者が占有する物 (ウ) 被保険者が一部を占有する 事業の用に供する建物 または構築物のうち、他人が占有する部分 (エ) (ア)および(ウ)に隣接する アーケード またはその アーケード に面する建物もしくは構築物 (オ) (ア)および(ウ)へ通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物 (カ) (ア)および(ウ)と配管または配線により接続している次の事業者が占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で次の事業者が占有するもの a. 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者 b. ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者 c. 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者 d. 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者 e. 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者

〈地震休業補償特約 第1条の表の②〉

気象庁が週間地震概況で発表するものをいいます。なお、地震速報時の震度とは異なる場合があります。

		<p>イ. 建物が営業用財物である場合は、次の(ア)から(カ)までの物のうち、被保険者が占有するものは、特別の約定がないかぎり、建物に含まれることとします。</p> <p>(ア) 畳、建具その他これらに類する物</p> <p>(イ) 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの</p> <p>(ウ) 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの</p> <p>(エ) 営業用財物である建物に付属する門、塀または垣(*2)</p> <p>(オ) 営業用財物である建物に付属する物置、車庫その他の付属建物</p> <p>(カ) 営業用財物である建物の基礎</p> <p>ウ. 屋外設備装置が営業用財物である場合は、その屋外設備装置の基礎は、特別の約定がないかぎり、営業用財物である屋外設備装置に含まれます。</p>
⑩	損害	偶然な事故によって営業用財物に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって営業用財物について生じた損害を含みます。ただし、ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等もしくはこれらの疑いがある場合、地震が発生し、その復旧作業を行った後に、営業用財物の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合または地震の発生により、日常生活もしくは通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合は、損害とみなしません。
⑪	保険金支払対象期間	保険金支払いの対象となる期間であって、完全休業の原因となった地震の発生日時の属する日から4日目を初日とする連続した60日間をいいます。
⑫	完全休業損失	被保険者の事業所の営業が完全休業したために被保険者に生じた損失をいい、被保険者が営業再開を早めるために支出した費用を含み、完全休業の間に支出を免れた経常費を含みません。なお、特別な事情がある場合を除き、被保険者が営業再開を早めるために支出した費用と完全休業の間に支出を免れた経常費は相殺されているものとみなします。
⑬	経常費	地震の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。

(*1) 気象庁震度観測点、地方公共団体震度観測点および独立行政法人防災科学技術研究所震度観測点の震度計の観測データをいいます。

(*2) 垣には、生垣を含みます。

第2条 (この特約の補償内容)

当社は、事業活動包括保険普通保険約款休業補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の②の規定にかかわらず、事業所が所在する都道府県の震度観測点において震度6強以上が観測された地震によって**被保険者**の事業所の営業が完全休業したために被保険者に生じた完全休業損失に対して、この特約に従い、第4条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

第3条 (震度の見直し)

週間地震概況において震度6強以上と発表された地震は、発表後の震度の修正等にかかわらず、この特約において、震度6強以上の地震とします。

第4条 (被保険者)

この特約において、**被保険者**とは、事業所が完全休業したために完全休業損失を被る者で、保険証券に記載されたものをいいます。

第5条 (保険金をお支払いしない場合)

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する完全休業損失に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた完全休業損失
	<p>ア. 保険契約者(*1)</p> <p>イ. 被保険者(*1)</p> <p>ウ. ア.またはイ.の代理人</p> <p>エ. ア.またはイ.の同居の親族</p> <p>オ. 営業用財物の使用または管理を委託された者</p> <p>カ. ア.、イ.またはオ.の使用人</p>
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた完全休業損失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた完全休業損失
	<p>ア. 被保険者</p> <p>イ. 被保険者側に属する者</p>
④	営業用財物の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた完全休業損失

〈地震休業補償特約 第1条の表の①〉

この特約においては、「保険金支払対象期間」を、「用語の定義」(P.52)に規定された意味ではなく、第1条の表の①に規定された意味で用います。

⑤	営業用財物が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して営業用財物に損害が生じたことによって生じた完全休業損失。ただし、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合に生じた完全休業損失については、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に代わって営業用財物を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
⑥	営業用財物に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた完全休業損失 ア. 自然の消耗または劣化(*3) イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑦	営業用財物に対する加工(*4)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって営業用財物に損害が生じたことによって生じた完全休業損失
⑧	営業用財物に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または営業用財物の汚損(*5)であって、営業用財物の機能に支障をきたさない損害が生じたことによって生じた完全休業損失
⑨	営業用財物の置き忘れまたは紛失によって営業用財物に損害が生じたことによって生じた完全休業損失
⑩	詐欺または横領によって営業用財物に損害が生じたことによって生じた完全休業損失
⑪	営業用財物の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*6)を負うべき損害が営業用財物に生じたことによって生じた完全休業損失
⑫	営業用財物に損害が生じたことによって家賃収入(*7)に生じた完全休業損失

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた完全休業損失に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質(*8)もしくは核燃料物質(*8)によって汚染された物(*9)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
③	次のいずれかに該当する事由 ア. ①および②の事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）に規定する地震の第5条(2)①および②の事由による延焼または拡大 ウ. ①および②の事由に伴う秩序の混乱

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) ①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*3) 自然の消耗または劣化には、営業用財物である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。

(*4) 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。

(*5) 汚損とは、営業用財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*6) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

(*7) 建物等の賃貸料で、次のいずれかに該当する料金および一時金等を含みます。

- i. 水道、ガス、電気、電話等の使用料金
- ii. 権利金、礼金、敷金その他の一時金
- iii. 賄料
- iv. 共益費、管理費等
- v. 建物の賃貸に付随して利用される設備およびサービスの利用料金

(*8) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(*9) 核燃料物質(*8)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 当社が支払う損害保険金の額は、1回の地震につき、次の算式により算出される金額とします。

$$\boxed{\text{保険証券記載の保険金額}} \times \boxed{\text{完全休業の日数}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(2) 被保険者が保険金支払対象期間内の完全休業の間に支出を免れた経常費が保険金支払対象期間内に営業再開を早めるために支出した費用を上回る特別な事情が認められる場合は、当社は、その超過額を(1)の損害保険金の額から差し引きます。

(3) (1)の保険証券記載の保険金額は、事業所の最近の会計年度の**粗利益**の額以下で設定するものとし、これを超えて設定されていると認められた場合は、当社は、その超過額に対して損害保険金を支払いません。

〈地震休業補償特約 第5条の表の⑥イ.〉

ボイラースケールとは、ボイラー内の水に溶解している不純物が、水管やドラムに付着、堆積することをいいます。

〈地震休業補償特約 第5条の表の⑥ウ.〉

キャビテーションによる損害とは、水車、ポンプ等の流体機械で、高速で水が流れることで気泡が発生し、気泡が破裂する際の衝撃力で機械の羽根車等が損傷することをいいます。

〈地震休業補償特約 第6条〉

第11条の規定により、保険証券記載の事業所ごとに、お支払いすべき損害保険金の額を算出します。

(4) (1)から(3)までの規定に従い、当社が支払う損害保険金の額は、保険期間を通じて、保険証券記載の支払限度額を超えないものとします。

第7条（他の費用保険金との関係）

- (1) この特約において、当社は、事業活動包括保険普通保険約款またはこれに付帯された特約に規定する費用保険金を支払いません。
- (2) 当社は、事業活動包括保険普通保険約款またはこれに付帯された特約の規定にかかわらず、保険契約者または**被保険者**が、第2条（この特約の補償内容）の完全休業損失の発生または拡大の防止のために支出した費用を負担しません。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第2条（この特約の補償内容）の完全休業損失が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) **被保険者**が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 地震によって、被保険者の事業所の営業が完全休業し完全休業損失が生じたことおよび完全休業損失額を証明する書類。
地震によって、被保険者の事業所の営業が完全休業し完全休業損失が生じたことおよび完全休業損失額を証明する書類とは、地震発生以降の被保険者の会計上の書類等をいいます。
 - ③ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
 - ④ 事業活動包括保険普通保険約款第5章基本条項第4節第5条（指定代理請求人－財産補償条項、休業補償条項）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
 - ⑤ 当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ⑥ ①から⑤までのほか、次の書類または証拠
 - ア. 気象庁が発表する週間震度概況および地震によって被保険者の営業が完全に休止したことを証明する書類
 - イ. 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
 - ウ. 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当社が第9条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する**書面等**において定めたもの
- (3) 当社は、地震によって、被保険者の事業所の営業が完全休業したことの事実の確認に際して、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げる物以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害等の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、完全休業損失発生の有無および 被保険者 に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、完全休業損失の額および地震の発生と完全休業損失との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効 、 失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、完全休業損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*3)	180日

④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤	災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	730日

(3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(*1) 被保険者が、第8条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

(*2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条（1回の地震）

この特約において、最初の震度6強以上の地震の発生から72時間以内に生じた2以上の地震は、これらを一括して1回の地震とみなし、最初の地震発生時に生じたものとします。

第11条（保険証券に複数の事業所が記載されている場合）

この保険契約において、この特約の対象の事業所が複数ある場合は、事業所ごとにこの特約を適用します。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、休業補償条項、基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑫電氣的・機械的事故的の補償対象拡大特約（休業条項用）

第1条（この特約の補償内容）

当社は、**電氣的または機械的的事故**(*1)によって第2条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた損害により、**被保険者**の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、休業補償条項、基本条項およびこの特約に従い、休業補償条項第3条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

(*1) 電氣的または機械的的事故には、休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)①から⑧までに規定する事故は含まれません。

第2条（保険の対象）

- (1) この特約において、保険の対象とは、休業補償条項第2条（保険の対象）に規定する保険の対象である占有物件のうち、**建物**内に収容されており稼働可能な状態(*1)にある**設備・什器等**とします。
- (2) この特約において、別表に規定する物は、保険の対象に含まれません。

(*1) 稼働可能な状態には、検査、整備、修理または事業場において移設のため一時的に稼働していない状態のものを含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、休業補償条項、基本条項およびこれらに付帯される他の特約に従い保険金が支払われる場合は、その保険金が支払われる対象となった損失に対しては、第1条（この特約の補償内容）の損害保険金を支払いません。
- (2) 当社は、休業補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）および休業補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合—電氣的または機械的的事故・その他偶然な破損事故等）に規定する損失に対しては、第1条（この特約の補償内容）の損害保険金を支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、休業補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

別表

①	コンクリート槽、コンクリート製・陶磁器製(*1)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
②	消火剤、薬液、イオン交換樹脂、断熱材、保温材、ケイ石またはレンガ
③	可搬式または移動式の事務用機器
④	ベルト、ワイヤーロープ(*2)、チェーン(*3)、ゴムタイヤ、ガラスまたはX線管
⑤	切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
⑥	潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材(*4)
⑦	フィルターエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠

⑧	金属プレス(自動連続プレス、スクラッププレス、クランクプレス、パワープレス、ドローイングプレス、プレスブレーキ、ネジプレス、フリクションプレス、油圧・水圧プレス等)または鍛造機
⑨	基礎(*5)、炉壁(*6)または予備用の部品
⑩	ボイラー(*7)、蒸気タービン装置、ガスタービン装置、ディーゼル発電機またはガスエンジン発電機
⑪	フォークリフト、トラッククレーン、クローラクレーン、リクレーマ、ブルドーザー、パワーショベル等の自走式の運搬または荷役機械
⑫	ブレーキバンド
⑬	溶解炉本体
⑭	版、ブランケットまたはボール
⑮	ブラシ、ゴムホース、ビニールホースまたはキャンバス
⑯	電動、油圧または空圧工具以外の工具類(*8)
⑰	破碎設備のライナ、歯、ハンマ、反撥板、コーン、トッグルプレート、ロール、ボール(鋼球)またはロッド(丸棒)
⑱	ゴルフ練習場のヤード、ネット、ポール、バンカー練習場、ショートコース、パッティンググリーンまたはボール等の備品
⑲	ボウリング場のボールまたはピン等の備品
⑳	試験用もしくは実験用の変電設備または炉もしくは電解槽に用いられる変圧器、整流器もしくは蓄電器
㉑	真空管、ブラウン管、電球その他これらに類似の管球類

(*1) 碓子・碓管は、この特約の保険の対象から除外しません。

(*2) エレベーターまたはロープウェイのワイヤーロープは、この特約の保険の対象から除外しません。

(*3) 立体駐車場装置のチェーンはこの特約の保険の対象から除外しません。

(*4) 変圧器もしくは開閉装置内の絶縁油、水銀整流器内の水銀または蒸気タービン装置もしくは水力発電装置の潤滑油もしくは操作油は、この特約の保険の対象から除外しません。

(*5) アンカーボルトを含みます。

(*6) ボイラー(*7)の炉壁は、この特約の保険の対象から除外しません。

(*7) 建物または屋外設備装置に付属するボイラーは、この特約の保険の対象から除外しません。

(*8) ドライバ、レンチ、プライヤ、アクスルゲージ、ツールスタンド、作業台等を含みます。

④③直接仕入先および納品先物件補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	直接仕入先	被保険者が仕入物を直接仕入れる先であって、被保険者と直接取引を行っていることが契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。
②	直接納品先	被保険者が納品物を直接納品する先であって、被保険者と直接取引を行っていることが契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。
③	仕入物	被保険者が、直接仕入先から、 商品・製品等 として仕入れる 財物 をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。 ア. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 イ. 通貨等、預貯金証書 その他これらに類する物 ウ. 法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物 エ. 直接仕入先に保管または運搬を目的として寄託する物 オ. 不動産(*1) (*1) 土地、 建物 または 屋外設備装置 をいいます。
④	納品物	被保険者が、直接納品先に対して、 商品・製品等 として納品する 財物 をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。 ア. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 イ. 通貨等、預貯金証書 その他これらに類する物 ウ. 法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物 エ. 直接納品先に保管または運搬を目的として寄託する物 オ. 不動産(*1) (*1) 土地、 建物 または 屋外設備装置 をいいます。
⑤	保険金支払対象期間	保険金支払の対象となる期間であって、第2条(この特約の補償内容)(2)に規定する損失ごとに、それぞれ別表に記載する期間をいいます。ただし、いかなる場合も保険証券記載の保険金支払対象期間を超えないものとします。

⑥ 営業継続費用	<p>標準売上高に相当する額の減少を防止または軽減するために、保険金支払対象期間内に被保険者が支出した追加費用(*1)をいい、同期間内に支出を免れた費用があるときはその額を差し引いた額とします。ただし、次に規定するものは追加費用(*1)に含まれません。</p> <p>ア. 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用</p> <p>イ. 第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた場合に、その保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するための一切の費用</p> <p>ウ. 一時使用のために取得した物件の保険金支払対象期間終了時における時価額に相当する部分</p> <p>(*1) 追加費用とは、必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。</p>
----------	---

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、下表の偶発な事故のうち、保険証券の「休業に関する補償」の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって第3条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた損害により、**被保険者**の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた(2)に規定する損失に対して、被保険者に損害保険金を支払います。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発
②	風災、雹災または雪災
③	給排水設備事故の水濡れ等
④	騒擾または労働争議等
⑤	車両または航空機の衝突等
⑥	建物の外部からの物体の衝突等
⑦	盗難
⑧	水災
⑨	電氣的または機械的事故
⑩	その他偶発な破損事故等
⑪	食中毒

(2) (1)に規定する事故によって第3条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた損害により、被保険者の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失とは、それぞれ下表に規定するものとします。

① 火災、落雷または破裂もしくは爆発による損失	火災、落雷または破裂もしくは爆発(*1)によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
② 風災、雹災または雪災による損失	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって保険の対象について生じた損害(*4)により、被保険者の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
③ 給排水設備事故の水濡れ等による損失	給排水設備(*5)に生じた事故または直接仕入先または直接納品先以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。ただし、②もしくは③の損失または給排水設備(*5)自体に損害が生じたことにより、被保険者の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失を除きます。
④ 騒擾または労働争議等による損失	騒擾およびこれに類似の集団行動(*6)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑤ 車両または航空機の衝突等による損失	車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象(*7)について生じた損害により、被保険者の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。

⑥	建物の外部からの物体の衝突等による損失	建物(*8)または第3条(保険の対象)(2)④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。ただし、次の事故によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れ(*9)による事故 ウ. 風災(*2)、雹災または雪災(*3) エ. 車両または航空機の衝突等 オ. 水災
⑦	盗難による損失	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損(*10)の損害により、被保険者の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑧	水災による損失	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*9)、落石等の水災によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑨	電氣的または機械的の事故による損失	電氣的または機械的の事故(*11)によって保険の対象のうち休業補償条項別表1に規定する物で屋外設備装置に該当するものまたは建物もしくは屋外設備装置に付属するものについて生じた損害により、被保険者の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑩	その他偶然な破損事故等による損失	不測かつ突発的な事故(*12)によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑪	食中毒による損失	次の事故によって、被保険者の仕入物の仕入れまたは納品物の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。 ア. 保険の対象における食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づいて所轄保健所長に届出があった場合に限りします。 イ. 保険の対象において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づいて所轄保健所長に届出があった場合に限りします。 ウ. ア.またはイ.の食中毒の発生の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による保険の対象の営業の禁止、停止その他の処置

- (3) 当社は、第5条(支払保険金の計算)(2)に規定する営業継続費用に対して、被保険者に営業継続費用保険金を支払います。
(4) 当社は、第5条(支払保険金の計算)(3)に規定する費用に対して、被保険者に下表の費用保険金を支払います。

①	損害拡大防止費用保険金
②	請求権の保全・行使手続費用保険金

- (*1) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
(*2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
(*3) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
(*4) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが基本条項第4節第2条(保険金の支払)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、基本条項第3節第1条(事故発生時等の義務)の規定に基づく義務を負うものとします。
(*5) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。
(*6) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
(*7) 衝突または接触した車両およびその積載物を含みません。
(*8) 建物とは、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合は、これらを収容する建物またはそれらの設備・什器等が付属する建物をいいます。
(*9) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
(*10) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
(*11) 電氣的または機械的の事故には、(1)①から⑧までに規定する事故は含まれません。
(*12) 不測かつ突発的な事故には、(1)①から⑨までおよび⑪に規定する事故は含まれません。

第3条(保険の対象)

- (1) この特約における保険の対象は、直接仕入先または直接納品先が占有する日本国内に所在する次の物件とします。
① 直接仕入先または直接納品先が全部または一部を占有する事業の用に供する建物または構築物のうち直接仕入先または直接納品先が占有する部分

- ② ①が所在する敷地内にある、直接仕入先または直接納品先が占有する物
 (2) 建物が保険の対象である場合は、下表の物のうち、直接仕入先または直接納品先が占有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である建物に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	保険の対象である建物に付属する門、塀または垣(*1)
⑤	保険の対象である建物に付属する物置、車庫その他の付属建物
⑥	保険の対象である建物の基礎

(3) 屋外設備装置が保険の対象である場合は、その屋外設備装置の基礎は、特別の約定がないかぎり、保険の対象である屋外設備装置に含まれます。

(4) 下表のものは、保険の対象に含まれません。

①	自動車(*2)、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
②	栈橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置
③	新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に直接仕入先または直接納品先が含まれていないもの
④	組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等のうち、工事の発注者に直接仕入先または直接納品先が含まれていないもの
⑤	仮工場の目的物、工場の仮設物、工場用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工場の材料または工場用仮設材
⑥	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑦	通貨等、預貯金証書その他これらに類する物
⑧	法令により直接仕入先または直接納品先による所有または所持が禁止されている物
⑨	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑩	①から⑨までに規定する物のほか、仮設興行場、仮設海水浴場施設、博覧会施設、見本市施設およびこれらの施設内に所在する物件

(*1) 垣には、生垣を含みます。

(*2) 自動車には、自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含まれません。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、休業補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）、同条項第5条（保険金をお支払いしない場合－電氣的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－食中毒）に規定する損失に対しては、保険金を支払いません。
 (2) 休業補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(1)③の規定は適用しません。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、休業補償条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定に従い、損害保険金を支払います。
 (2) 当社は、第2条（この特約の補償内容）に規定する事故のうち、この特約で補償される事故によって生じた営業継続費用に対して、営業継続費用保険金を支払います。ただし、第2条(4)①の損害拡大防止費用保険金が支払われる場合は、この保険金によって支払われる額を差し引いた残額を営業継続費用とみなします。
 (3) 当社は、次の①および②に規定する費用保険金を支払います。

①損害拡大防止費用保険金

当社は、第2条（この特約の補償内容）(1)①に規定する事故が生じた場合において、第5条(1)に規定する損害保険金が支払われるときに、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表に規定する費用に対して、損害拡大防止費用保険金を支払います。

ア.	消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
イ.	消火活動に使用したことにより損傷した物(*1)の修理費用または再取得費用
ウ.	消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(*2)

②請求権の保全・行使手続費用保険金

当社は、(1)に規定する損害保険金または(2)に規定する営業継続費用保険金が支払われる場合に、基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(2)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするための費用に対して、請求権の保

全・行使手続費用保険金を支払います。

- (4) (1)から(3)までの規定に従い、当社が支払う損害保険金、営業継続費用保険金、損害拡大防止費用保険金および請求権の保全・行使手続費用保険金の合計額は、1回の事故につき、合算で300万円を超えないものとします。また、同一の事故(*3)により複数の直接仕入先または直接納品先が損害を受けた場合でも、当社が支払う損害保険金、営業継続費用保険金、損害拡大防止費用保険金および請求権の保全・行使手続費用保険金の合計額は、300万円を限度とします。

(*1) 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(*2) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。

(*3) 発生の時または場所にかかわらず、同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故をいいます。

第6条（代位求償を行わない場合）

基本条項第7節第2条（代位）の規定に基づき、損失が生じたことにより**被保険者**が直接仕入先または直接納品先に対して有する権利を、当社が取得した場合は、当社は、これを行使しないものとします。ただし、その直接仕入先または直接納品先の故意または重大な過失によって生じた損失に対し保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、休業補償条項、基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表

事故の種類	保険金支払対象期間
① 火災、落雷または破裂もしくは爆発	ア.
② 風災、雹災または雪災	
③ 給排水設備事故の水濡れ等	
④ 騒擾または労働争議等	ア.
⑤ 車両 または 航空機 の衝突等	
⑥ 建物の外部 からの物体の衝突等	
⑦ 盗難	
⑧ 水災	
⑨ 電氣的 または 機械的 事故	
⑩ その他偶然な破損事故等	
⑪ 食中毒	イ.

ア. この特約の損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日から起算して3日を経過した日から、その事故によって損害が生じた保険の対象を遅滞なく復旧した日までの期間。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

イ. この特約の損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日から起算して3日を経過した日から、次の(ア)および(イ)に掲げる処置が解除された日までの期間とし、かつ、30日間を超えないものとします。

(ア) 厚生労働大臣その他の行政機関による対象施設の営業の禁止、停止その他の処置

(イ) 保健所その他の行政機関による対象施設の消毒、隔離その他の処置

④代位求償権不行使特約（休業条項用）

第1条（代位求償を行わない場合）

基本条項第7節第2条（代位）の規定に基づき、損失が生じたことにより**被保険者**が受託者(*1)に対して有する権利を、当社が取得した場合は、当社は、これを行使しないものとします。ただし、その受託者(*1)の故意または重大な過失によって生じた損失に対し保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。

(*1) 受託者とは、休業補償条項第2条（保険の対象）に規定する保険の対象である占有物件または隣接物件の所在する敷地内にある**財物**のうち被保険者が所有するものを、賃貸借契約または使用貸借契約に基づき占有する者をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、休業補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

④追加特約（賠償用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
先行契約	次のすべての条件を満たす他の賠償責任保険契約をいいます。当社がその引受けを行っていたかどうかを問いません。 ① 保険期間の末日が特定初年度契約(*1)の保険期間の初日と一致していること。 ② 被保険者 に対する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に保険金を支払う条件の契約であること。
国外事業活動事故	記名被保険者 の日本国外における一時的(*2)な 事業活動 により発生した施設・事業活動遂行事故をいいます。
国外流出生産物事故	生産物 が被保険者以外の日本国内に住所を有する者により日本国外に持ち出されたことにより発生した生産物・完成作業事故をいいます。ただし、その生産物が輸出入製品またはその構成部品・原材料として製造、販売または提供されたものである場合を除きます。
国外管理下財物事故	記名被保険者の日本国外における一時的(*2)な事業活動により発生した管理下財物事故をいいます。ただし、支給財物事故、リース・レンタル財物損壊事故、リース・レンタル財物盗取・詐取事故および現金・貴重品事故を含みません。
管理下財物事故	次の事由に起因する被保険者の 管理下財物 の損壊等をいいます。 ① 被保険者による 施設 の所有、使用または管理 ② 被保険者による 事業活動 の遂行
損壊等	損壊 、紛失、盗取または詐取をいいます。
支給財物事故	事業活動の遂行のために支給された 支給財物 の損壊等をいいます。
リース・レンタル財物損壊事故	被保険者のリース・レンタル財物の損壊をいいます。
リース・レンタル財物盗取・詐取事故	被保険者のリース・レンタル財物の紛失、盗取または詐取をいいます。
リース・レンタル財物	リース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている 財物 をいいます。ただし、不動産を除きます。
現金・貴重品事故	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手(*3)、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品その他これらに類する財物の損壊等をいいます。ただし、支給財物事故、リース・レンタル財物損壊事故およびリース・レンタル財物盗取・詐取事故を除きます。
作業場	被保険者が日本国内において事業活動を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。
作業場内専用車	作業場の内部において被保険者が事業活動の遂行のために所有、使用または管理する次の 車両 をいいます。ただし、ダンプカーを含みません。 (1) ブルドーザー、アンクルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー、キャリオール、ロードローラー、除雪用スノープラウ等排土または整地機械として使用する工作車 (2) エキスカベーター、パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、バックホー、ドラグショベル、ショベルカー、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダー、ショベルローダー、パイルドライバー、アースオーガ、アースドリル等万能掘削機械として使用する工作車 (3) トラッククレーン、クレーントラック、ホイールクレーン、クレーンカー等揚重専用機械として使用する工作車 (4) トラクターショベル、スイングローダー、モートルローダー、エキスカベーターローダー、フォークリフト、ストラドルキャリア等積込機械として使用する工作車 (5) ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベアー、発電機自動車、コンクリートポンプ、ワゴンドリル (6) (1)から(5)までの車両をけん引するトラクター、整地用または農耕用トラクター (7) マカダムロードローラー、タンデムローラー、タイヤローラー、アスファルトフィニッシャー等の道路建設用または補修用機械として使用する工作車 (8) コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車、除雪車 (9) ゴルフカート

④追加特約（賠償用）

この特約は、賠償責任に関する補償をご契約いただいた場合に自動セットされます。

④追加特約（賠償用）第1条の表の「国外流出生産物事故」

被保険者が知らないまま、第三者によって輸出された製品（いわゆるグレーマーケット製品）は、補償の対象となりません。

データ損壊事故	磁氣的または光學的に記録された他人のデータまたはコンピュータ・プログラムの滅失または破損であって、有体物の損壊を伴わずに発生したものをいいます。
工事完成遅延事故	施設・事業活動遂行事故、生産物・完成作業事故または管理下財物事故(*4)を直接の原因として発生した工事の完成遅延をいいます。 ただし、その工事が次のすべての条件を満たす場合に限ります。 ① 記名被保険者が単独で元請負人となる工事であること。 ② 完成遅延の直接の原因となる施設・事業活動遂行事故、生産物・完成作業事故または管理下財物事故(*4)の発生した日の翌日から起算して30日以内に履行期日が到来する工事であること。 ③ 記名被保険者と発注者との間の工事請負契約書において履行期日が明確に定められている工事であること。
履行期日	記名被保険者が工事を完成させてその目的物を発注者に引き渡すべき期日であって、工事請負契約書に定められた日をいいます。
不誠実行為事故	記名被保険者の使用人による不誠実行為に起因して他人の財産が不法に領得されたことをいいます。 身体の障害 、精神的被害または財物の損壊等によるものを含みません。
不誠実行為	日本国内において発生した窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。
介護業務	次の業務またはサービスをいいます。 ① 介護保険法に規定される業務 ② 障害者総合支援法に規定される業務 ③ ホームヘルパー、介護支援専門員または福祉用具専門相談員の養成、研修または講習 ④ その他①から③までに準ずる業務またはサービス
行方不明時使用不能損害事故	認知症またはその疑いのある介護サービス利用者が行方不明(*5)となった場合に、その者の行為(*6)により発生した不測かつ突発的な事象に起因する他人の財物の全部または一部の使用不能をいいます。 ただし、他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。
介護サービス利用者	記名被保険者の介護サービスを利用する者をいいます。
介護サービス	介護業務として遂行するサービスをいいます。
サイバー・情報漏えい事故	次のものをいいます。 (1) 記名被保険者のITユーザー行為(*7)またはIT業務(*8)の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由。ただし、個人情報(*9)もしくは法人情報(*10)の漏えい(*11)またはそのおそれを除きます。 ① 他人の事業の休止または阻害 ② 磁氣的または光學的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。 ③ ①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生 (2) 記名被保険者の事業活動に起因して生じる個人情報(*9)もしくは法人情報(*10)の漏えい(*11)またはそのおそれ
特定感染症事故	記名被保険者が介護サービスを提供する施設(*12)において、介護サービス利用者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症を発症したことをいいます。ただし、被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った場合に限ります。
サービス利用者捜索事故	介護サービス利用者が介護サービスを利用している間に行方不明となることをいいます。ただし、行方不明者にかかる届出が警察署長へ行われた場合に限ります。
経済的事故	次の者の財産に金銭上の損害を与えることをいいます。身体の障害、精神的被害または財物の損壊等によるものを含みません。 ① 要介護・要支援状態にある者 ② 介護予防・生活支援サービス事業の対象者

(*1) この保険契約の記名被保険者が当社との間で締結した2016年7月1日以降始期の事業活動包括保険契約のうち、その保険期間の初日が最も早いものをいいます。ただし、保険期間が中断している期間がある場合は、その保険期間の初日が最近の中断期間より後であるもののうち最も早いものとします。

(*2) その事業活動に従事する者が出国してから帰国するまでの期間が30日以内（保険事故対応のための日数を含みません。）である場合をいいます。

(*3) 料額印面が印刷されたはがきを含みます。

(*4) この保険契約に、施設・事業活動遂行事故不担保特約が付帯されている場合は施設・事業活動遂行事故を、生産物・完成作業事故不担保特約が付帯されている場合は生産物・完成作業事故を、管理下財物事故補償特約が付帯されていない場合は管理下財物事故をそれぞれ除きます。

(*5) 介護サービスの遂行中に発生したものに限ります。また、警察署長への行方不明の届出の有無を問いません。

(*6) 行方不明(*5)中の行為に限ります。

(*7) 事業活動のうち、次の行為をいいます。

- ア. ネットワーク(*13)の所有、使用または管理
 - イ. ア.のネットワーク上におけるプログラムまたはデータ(*14)の提供(*15)
- (*8) 事業活動のうち、次の業務をいいます。ただし、ITユーザー行為(*7)を除きます。
 - ア. ソフトウェア開発またはプログラム作成業務
 - イ. 情報処理サービス業務
 - ウ. 情報提供サービス業務
 - エ. ポータルサイト・サーバ運営業務
 - オ. アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務
 - カ. インターネット利用サポート業務
 - キ. 電気通信事業法が規定する電気通信業務
 - ク. その他ア.からキ.までに準ずる業務
- (*9) 記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(*16)により特定の個人を識別することができるもの(*17)
 - イ. 個人識別符号(*18)が含まれるもの
- (*10) 記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。
- (*11) 個人情報(*9)が被害者(*19)以外の他者(*20)に知られたこと(*21)または法人情報(*10)が被害法人(*22)以外の他者(*20)に知られたこと(*21)をいいます。
- (*12) 訪問介護先の個人宅を除きます。
- (*13) 情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備(*23)を含みます。
- (*14) 他人のために製造・販売したものを除きます。
- (*15) 記名被保険者が所有、使用または管理するネットワーク(*13)で直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。
- (*16) 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号(*18)を除きます。
- (*17) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。
- (*18) 次のものをいいます。
 - ア. マイナンバー
 - イ. 運転免許証番号
 - ウ. 旅券番号
 - エ. 基礎年金番号
 - オ. 保険証番号
 - カ. ア.からオ.までに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号
- (*19) 漏えい(*11)した個人情報(*9)によって識別される個人をいいます。
- (*20) 次のア.からエ.までのいずれにも該当しない者をいいます。
 - ア. 保険契約者
 - イ. 被保険者
 - ウ. ア.またはイ.の者によって個人情報(*9)の使用または管理を認められた事業者
 - エ. ア.またはウ.の者の使用人
- (*21) 知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (*22) 漏えい(*11)した法人情報(*10)によって識別される法人をいいます。
- (*23) 端末装置等の周辺機器および通信用回線を含みます。

第2条（拡張補償①—先行契約が存在する場合の特則）

先行契約が存在する場合において、保険契約者が先行契約を継続していたならば保険金支払の対象となつたであろうと認められる事故に起因する損害賠償請求が保険証券記載の保険期間中に**被保険者**に対してなされたときは、当社は、その事故が保険証券記載の保険期間中に発生したものとみなして、この保険契約を適用します。ただし、先行契約において保険金が支払われるべき場合を除きます。

第3条（拡張補償②—日本国外において発生した事故）

(1) 賠償責任補償条項第1節第1条（この条項の補償内容）(2)および管理下財物事故補償特約第1章第2条（この条項の補償内容）(2)の規定にかかわらず、当社は、保険証券記載の保険期間中に発生した次の事故による損害に対して、保険金を支払います。

①	国外事業活動事故
②	国外流出生産物事故
③	国外管理下財物事故

(2) 当社は、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された(1)の事故については、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定は、**被保険者**が行う工事(*1)に起因する事故には適用しません。

(4) (1)③の規定は、管理下財物事故補償特約が付帯されている場合に限り、適用します。

(*1) 機械・家具類修理を含みます。

第4条（拡張補償③—作業場内専用車による事故）

作業場の内部における作業場内専用車による事故については、次の規定を適用します。

- (1) 賠償責任補償条項第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)①A.の規定は、適用しません。
- (2) その作業場内専用車につき自賠責保険契約(*1)が締結されるべき場合もしくは締結されている場合または自動車保険契約(*2)が締結されている場合は、当社は、基本条項第4節第8条（他の保険契約等がある場合の取扱い—賠償責任補償条項）の規定にかかわらず、その損害の額が自賠責保険契約(*1)または自動車保険契約(*2)により支払われるべき保険金の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。
- (3) 賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）①に規定する「**免責金額**」は、次のいずれか大きい金額とします。

①	自賠責保険契約(*1)または自動車保険契約(*2)により支払われるべき保険金の合算額
②	保険証券の「施設・事業活動遂行事故」欄記載の免責金額

(*1) 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約または責任共済契約をいいます。

(*2) 自動車共済契約を含みます。

第5条（拡張補償④—医薬品販売による事故）

記名被保険者の日本国内における医薬品販売(*1)による事故について、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）(1)⑦イ.および第17条（普通保険約款の読み替え）によって読み替えられた第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)④I.の規定は、次の事由に起因する損害には適用しません。

①	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可を得て開設された薬局または店舗の所有、使用または管理
②	①に規定する薬局または店舗における医薬品の販売または提供(*2)
③	①に規定する薬局または店舗で販売または提供(*2)する医薬品

(*1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可を得て開設された薬局または店舗において医薬品を販売または提供することをいい、医薬品の調剤を含みます。

(*2) 調剤を含みます。

第6条（拡張補償⑤—動物管理による事故）

犬、猫、うさぎその他の中型・小型動物および馬車の所有、使用または管理による事故については、賠償責任補償条項の規定を下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)①ウ.	施設外における船舶・車両(*1)または動物	施設外における船舶・車両(*1)
第2節第2条(*1)	原動力がもっぱら人力である場合を除きます。	原動力がもっぱら人力である場合および馬車を除きます。

第7条（施設・事業活動遂行事故に関する特則）

施設・事業活動遂行事故については、賠償責任補償条項第1節第2条（被保険者）(1)に規定する者のほか、次の者を**被保険者**に含むものとします。

①	指定管理業務(*1)について 記名被保険者 を指定した地方公共団体
②	記名被保険者から指定管理業務(*1)の全部または一部を受託したすべての事業者

(*1) 地方公共団体による指定に基づく指定管理施設(*2)の管理業務をいいます。

(*2) **施設**のうち、地方自治法が定める公の不動産をいいます。

第8条（業務固有補償①—工事業）

被保険者が行う工事(*1)による事故については、次の規定を適用します。

- (1) 施設・事業活動遂行事故、生産物・完成作業事故および管理下財物事故(*2)には、それぞれデータ損壊事故を含みます。
- (2) 当社は、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）、第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）および第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）、管理下財物事故補償特約第1章第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）および同第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）ならびにこの保険契約に付帯されるその他の特約の「保険金をお支払いしない場合」に規定する損害(*3)のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の故意または重大な過失による法令違反
②	土地の掘削、地下または基礎に関する工事に伴って発生した次の事象 ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物(*4)、植物または土地の損壊 イ. 土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物(*4)もしくはその基礎部分または土地の損壊 ウ. 地下水の増減
③	発注者への引渡しから10年が経過した 仕事の目的物

〈追加特約（賠償用）第4条(2)〉

「その損害の額」とは、賠償責任補償条項第1節第1条(1)に定める「被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害」を指しますので、本条項に定める「自動車保険契約」とは賠償責任に関するものに限ります。

〈追加特約（賠償用）第8条(2)の表の②〉

掘削、地下または基礎に関する工事に伴うものであっても、ア.からウ.までに列挙されていない事象（土地の沈下に伴う通行人や近隣住民のケガ等）は、補償の対象となります。ア.からウ.までの事象の補償を必要とされる場合は、「地盤崩壊事故補償特約」(P.177)をご契約ください。

(3) 工事完成遅延事故が発生した場合で、次のすべての条件を満たすときは、当社は、**記名被保険者**がその遅延について工事の発注者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。

①	完成遅延の原因となった施設・事業活動遂行事故、生産物・完成作業事故または管理下財物事故(*2)が保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生し、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定に基づき保険金支払の対象となること。
②	施設・事業活動遂行事故、生産物・完成作業事故または管理下財物事故(*2)の発生による完成遅延が、履行期日の翌日から起算して6日以上にわたるものであること。

(4) 保険契約者または被保険者は、工事完成遅延事故の直接の原因となりうる施設・事業活動遂行事故、生産物・完成作業事故または管理下財物事故(*2)の発生を知った場合は、次のすべての事項を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が正当な理由なくこの義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

①	発注者に対して履行期日の延期を要請すること。
②	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じること。

(5) 賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）(2)①の規定は、工事完成遅延事故に起因する損害には適用しません。

(*1) 機械・家具類修理を含みます。

(*2) この保険契約に、施設・事業活動遂行事故不担保特約が付帯されている場合は施設・事業活動遂行事故を、生産物・完成作業事故不担保特約が付帯されている場合は生産物・完成作業事故を、管理下財物事故補償特約が付帯されていない場合は管理下財物事故をそれぞれ除きます。

(*3) この保険契約に、施設・事業活動遂行事故不担保特約が付帯されている場合は賠償責任補償条項第2節第2条、生産物・完成作業事故不担保特約が付帯されている場合は賠償責任補償条項第3節第2条、管理下財物事故補償特約が付帯されていない場合は同特約第1章第3条および同第4条に規定する損害をそれぞれ除きます。

(*4) 人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます。

第9条（業務固有補償②－警備業務）

警備業務(*1)による事故については、次の規定を適用します。

(1) 賠償責任補償条項の規定を下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
第2節第1条（施設・事業活動遂行事故）	損壊	損壊等
第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）(2)		
第3節第1条（生産物・完成作業事故）		
第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)③		
第3節第2条(*3)		

(2) 賠償責任補償条項第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)①(*2)、管理下財物事故補償特約第1章第3条（保険金をお支払いしない場合－その1）(1)③ならびに同第4条（保険金をお支払いしない場合－その2）(1)④および⑤(*3)の各規定は、警備対象物(*4)の損壊等には適用しません。

(3) 当社は、次の警備業務(*1)に起因する事故については、保険金を支払いません。

①	被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して遂行した警備業務
②	被保険者が警備業法もしくは道路運送法に基づく認定・免許を受けずに、または認定・免許を取り消された後に遂行した警備業務
③	被保険者が発注者との間の警備契約書または運送契約書に基づかずに遂行した警備業務

(4) 被保険者は、保険金を請求する場合は、基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)に規定する書類または証拠のほか、発注者との間の警備契約書または運送契約書(*5)の写を当社に提出しなければなりません。

(5) (3)①の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(*1) 警備業法に基づく業務または警備対象物の運送業務で日本国内において行われるものをいいます。

(*2) 施設・事業活動遂行事故不担保特約が付帯されている場合を除きます。

(*3) 管理下財物事故補償特約が付帯されていない場合を除きます。

(*4) 警備業務の対象となる**財物**または同業務の対象となる区域内にある財物をいい、被保険者が運送を受託した受託物を含みます。

(*5) これに付属する警備計画書・警備仕様書を含みます。

第10条（業務固有補償③－人材派遣業務）

記名被保険者の日本国内における人材派遣業務(*1)による事故については、次の規定を適用します。

(1) 当社は、保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した不誠実行為事故により領得された財産について記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。

(2) (1)の損害について、当社は、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害のほか、

直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約締結の時に、記名被保険者が、既に発生し、またはその準備行為が行われていることを認識していた不誠実行為
②	保険証券記載の保険期間の末日またはこの保険契約の解除日のいずれか早い日から1年が経過した後に発見された不誠実行為
③	記名被保険者の重大な過失による不誠実行為
④	賠償責任補償条項第1節第3条(1)②から④までに規定する事由が発生した際の秩序の混乱に乗じた不誠実行為
⑤	労働争議に乗じて行われた不誠実行為
⑥	穴埋め行為(*2)。ただし、この規定は、これによって生じた損害のうち、既に行われた不誠実行為による損害を超過する部分には適用しません。
⑦	不誠実行為によって不法に領得された 財物 の使用不能(*3)
⑧	行為者を特定することができない不誠実行為

(*1)「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づいて行う労働者派遣事業をいいます。

(*2) 既に行われた不誠実行為による損害を消滅または軽減させるために新たに行われた不誠実行為をいいます。

(*3) 収益減少を含みます。

第11条（業務固有補償④－介護業務）

記名被保険者の日本国内における介護業務による事故については、次の規定を適用します。

- 記名被保険者が養成研修を実施する介護事業者である場合、賠償責任補償条項第1節第2条（被保険者）(1)②の「記名被保険者の使用人」には、協会員およびホームヘルパー等の養成研修を受講している研修受講生を含むものとします。
- 当社は、保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した行方不明時使用不能損害事故について、**被保険者がその財物の正当な権利を有する者**に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。
- (2)の損害について、当社は、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）および第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては保険金を支払いません。

①	被保険者の故意または重大な過失による法令違反
②	被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
③	脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為
④	法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使
⑤	被保険者の介護サービスの履行不能または履行遅滞
⑥	特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害
⑦	データまたはコンピュータ・プログラムの損壊(*1)
⑧	被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能
⑨	サイバー・情報漏えい事故
⑩	行方不明となることの予防措置を全く取らなかったために発生した行方不明時使用不能損害事故
⑪	無賃乗車または無銭飲食

(4) (3)①から③までの規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(5) 当社は、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した特定感染症事故(*2)およびサービス利用者搜索事故について、記名被保険者が事故ごとに次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。

事故	費用	内容
特定感染症事故	消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために、記名被保険者が介護サービスを提供する 施設 (*3)の消毒ならびにこれらに備え付けられている 什器・備品 、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。
	検査費用	記名被保険者の使用人または介護サービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。
	予防費用	記名被保険者の使用人または介護サービス利用者への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、当社が必要と認めたものをいいます。
	通信費用	親族 に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。

〈追加特約（賠償用）第11条(3)の表の⑨〉

「サイバー・情報漏えい事故」に起因する損害については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「サイバー・情報漏えい事故補償特約」(P.190)または「情報漏えい事故補償特約」(P.197)をご契約ください。

〈追加特約（賠償用）第11条(5)〉

「事故対応費用補償特約」(P.189)で補償の対象となる費用と重複するものについては、「追加特約（賠償用）」第14条(2)に規定する支払限度額を超過する場合、「事故対応費用補償特約」から保険金をお支払いできます。

サービス利用者 搜索事故	搜索費用	記名被保険者が、行方不明となった介護サービス利用者进行搜索する活動に必要な費用をい い、介護サービス利用者の搜索のための広告等の作成費用および記名被保険者の使用人の 超過勤務手当ならびに記名被保険者が臨時に雇用した際に要する費用を含みます。ただし、 警察署長へ行方不明の届出が行われた日から発見されるまでに支出したものに限りま す。
	使用人派遣費用	介護サービス利用者発見後に、記名被保険者の使用人を発見場所(*4)に派遣した場合の次 の費用をいいます。 ① 往復の交通費 ② 宿泊施設の客室料(*5)
	介護サービス利 用者帰宅費用	介護サービス利用者を発見場所(*4)から移送するために支出した費用(*6)をいいます。
	親族対応費用	親族が事故の対応に要した費用(*7)について、記名被保険者が支出したものをいいます。
	謝礼金	搜索の協力者(*8)に対する謝礼に要した費用をいいます。

- (*1) 磁氣的または光学的に記録されたデータまたはコンピュータ・プログラムの滅失または破損であって、有体物の損壊を伴わずに発生したものをい
います。
(*2) 被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った時をもって発生したものとみなします。
(*3) 訪問介護先の個人宅を除きます。
(*4) 保護施設を含みます。
(*5) 発見場所(*4)および発見場所(*4)までの行程における宿泊施設の客室料をいいます。
(*6) 死亡した介護サービス利用者の遺体輸送費を含みます。
(*7) 親族の交通費等をいいます。
(*8) 記名被保険者の使用人および親族を除きます。

第12条（業務固有補償⑤－居宅介護支援業務）

記名被保険者の日本国内における居宅介護支援業務(*1)による事故については、次の規定を適用します。

- 当社は、被保険者が経済的事故について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約によ
り保険金を支払います。ただし、その事故についての損害賠償請求が保険証券記載の保険期間中に日本国内で被保険者に対し
てなされた場合に限りま
す。
- 経済的事故による損害について、当社は、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損
害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険証券記載の保険期間の開始前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを被保険者が保険契約締 結時に認識していた場合(*2)は、その事由
②	被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた(*2)行為
③	介護支援専門員の有資格者が遂行すべき行為であるにもかかわらず、無資格者によって行われた行為
④	記名被保険者の使用人による不誠実行為
⑤	名誉もしくは信用のき損またはプライバシーの侵害もしくは秘密の漏えい
⑥	被保険者の支払不能または破産
⑦	特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害
⑧	被保険者による居宅介護支援業務(*1)の結果の保証。ただし、これによって加重された賠償責任部分に限りま す。

- (2)②の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
- 被保険者は、居宅介護支援業務(*1)の執行に関する記録を備えておかなければなりません。被保険者が正当な理由なくこの
義務に違反した場合は、当社は、その記録を備えていない居宅介護支援業務(*1)に起因して生じた損害に対しては、それによ
って当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- 保険契約者または被保険者は、損害賠償請求がなされるおそれのある原因または事由(*3)の発生を保険証券記載の保険期間
中に知った場合は、その原因または事由の具体的な状況を遅滞なく当社に書面により通知しなければなりません。保険契約
者または被保険者が正当な理由なくその通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて
保険金を支払います。
- 保険契約者または被保険者が(5)の通知を行った場合において、その原因または事由に起因して保険証券記載の保険期間終
了後に被保険者に対する損害賠償請求がなされたときは、その請求は、この保険契約の保険期間の末日になされたものとみな
します。ただし、(7)の規定が適用される場合またはこの保険契約が保険期間の末日までに失効もしくは解除された場合を
除きます。
- 同一の原因または事由に起因する一連の損害賠償請求は、損害賠償請求の時もしくは場所または損害賠償請求者の数にかか
わらず、「1回の事故」によるものとみなし、被保険者に対して最初の損害賠償請求がなされた時にすべての損害賠償請求が
なされたものとみなします。
- 基本条項を下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
第2節第1条(保険料の払込方法等) (*3)	労災事故補償条項においては、 身体の障害 をいいます。	追加特約(賠償用)第12条(業務固有補償⑤一居宅介護支援業務)においては、損害賠償請求がなされたことをいいます。
第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等) (*2)		
第5節第3条(告知義務違反による保険契約の解除) (*4)		
第5節第4条(通知義務違反による保険契約の解除) (*3)		
第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (*5)		
第5節第6条(保険料不払による保険契約の解除) (*6)		
第6節第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い) (*2)		
第7節第1条(保険責任の始期および終期) (*2)		
第5節第3条(3)	損害または損失が発生した後	損害賠償請求がなされた後
第5節第5条(3)		
第5節第4条(3)および(6)	損害または損失が生じた後	損害賠償請求がなされた後
第6節第1条(保険料の返還、追加または変更) (*4)	生じた事故	なされた損害賠償請求
第6節第1条(*4)	労災事故補償条項においては、事故とは 身体の障害 をいいます。	追加特約(賠償用)第12条(業務固有補償⑤一居宅介護支援業務)においては、事故とは損害賠償請求がなされたことをいいます。

(*1) 次の業務をいいます。

- ア. 介護保険法に規定される要介護・要支援の認定等に関する申請代行または認定調査
- イ. 要介護・要支援の認定の要否および介護予防・生活支援サービス事業の対象者への該当性の判断
- ウ. 介護保険法に規定される居宅介護支援および介護予防支援

(*2) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(*3) 損害賠償請求がなされるおそれのあることが合理的に予想されるものに限ります。

第13条(業務固有補償⑥—クリーニング業務)

クリーニング業務(*1)による事故については、次の規定を適用します。ただし、この規定は、管理下財物事故補償特約が付帯されている場合に限り、適用します。

(1) 次の用語の定義を下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
第1条(用語の定義)「損壊等」の定義	損壊、紛失、盗取または詐取	損壊、紛失、盗取、詐取または誤配
管理下財物事故補償特約第1章第1条(用語の定義)「保管・修理等」の定義	保管、修理、点検、加工または整備	保管、修理、点検、加工、整備またはクリーニング業務(*7) (*7) 洗剤または溶剤を使用して、衣類その他の繊維製品、皮革製品または毛皮製品を原型のまま洗たくする業務をいいます。

(2) 当社は、賠償責任補償条項第1節第3条(保険金をお支払いしない場合)、第2節第2条(保険金をお支払いしない場合)((2)を除きます。)および第3節第2条(保険金をお支払いしない場合)ならびに管理下財物事故補償特約第1章第3条(保険金をお支払いしない場合—その1)および同第4条(保険金をお支払いしない場合—その2)に規定する損害(*2)のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 洗たく物(*3)のかし
② クリーニング業務(*1)の技術上の重大な過失。ただし、これによって火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。
③ 洗たく物(*3)の修理、加工または染色・色抜き
④ 洗たく物(*3)の使用不能(*4)

(3) 当社は、洗たく物の製造業者、販売業者、縫製業者または染色業者が法律上の損害賠償責任を負担すべき損害に対しては、保険金を支払いません。

(4) 洗たく物(*3)については、管理下財物事故補償特約の規定を下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
第1章第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）(1)⑥	被保険者の 管理下財物 が寄託者 その他財物 に関する正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊等	被保険者の管理下財物が寄託者に引き渡された日から30日を経過した後に被保険者に通知された損壊等

(*1) 洗剤または溶剤を使用して、衣類その他の繊維製品、皮革製品または毛皮製品を原型のまま洗たくする業務をいいます。

(*2) この保険契約に、施設・事業活動遂行事故不担保特約が付帯されている場合は賠償責任補償条項第2節第2条、生産物・完成作業事故不担保特約が付帯されている場合は賠償責任補償条項第3節第2条に規定する損害をそれぞれ除きます。

(*3) クリーニング業務(*1)のために被保険者が受託する衣類その他の繊維製品、皮革製品または毛皮製品であって、被保険者が**保管施設**内またはクリーニング業務(*1)の通常の過程として一時的に保管施設外において保管されているものをいいます。

(*4) 収益減少を含みます。

第14条（支払限度額および免責金額）

(1) 下表の事故について、賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）①に規定する「支払限度額」および「免責金額」は、事故の種類ごとにそれぞれ次の金額とします。

事故の種類	支払限度額	免責金額
国外事業活動事故	1事故につき1,000万円	保険証券の「施設・事業活動遂行事故」欄記載の金額
国外流出生産物事故	1事故かつ保険期間中につき1,000万円	保険証券の「生産物・完成作業事故」欄記載の金額
国外管理下財物事故	1事故かつ保険期間中につき次のいずれか低い額 ① 1,000万円 ② 保険証券の「管理下財物事故」・「管理自動車事故」欄記載の金額	保険証券の「管理下財物事故」・「管理自動車事故」欄記載の金額
データ損壊事故	1事故かつ保険期間中につき1,000万円	なし
工事完成遅延事故	1事故につき次のいずれか低い額。ただし、保険期間中につき1,000万円を限度とします。 ① 1,000万円 ② 工事請負契約書において工事の遅延による損害賠償金(*1)として定められている金額	なし
不誠実行為事故	1事故かつ保険期間中につき1,000万円	なし
行方不明時使用不能損害事故	1事故かつ保険期間中につき1,000万円	なし
経済的事故	1事故かつ保険期間中につき1,000万円	なし

(2) 当社は、下表の事故につき、第11条（業務固有補償④—介護業務）(5)に規定する損害の額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

事故の種類	支払限度額
特定感染症事故	1事故かつ保険期間中につき100万円
サービス利用者搜索事故	1事故かつ保険期間中につき100万円。ただし、介護サービス利用者1名につき20万円を限度とします。 なお、謝礼金については、1名または1法人につき5,000円を限度とします。

(3) (1)および(2)の「事故の種類」に規定する事故(*2)について、同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時(*3)もしくは場所または被害者の数にかかわらず、事故の種類ごとに「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時(*3)にすべての事故が発生したものとみなします(*3)。

(4) (1)に規定する「データ損壊事故」または「工事完成遅延事故」については、支払限度額、免責金額および(3)の規定は、それぞれその事故の原因となった施設・事業活動遂行事故、生産物・完成作業事故および管理下財物事故ごとに適用します。

(*1) 違約罰としての違約金を含みません。

(*2) 経済的事故を除きます。

(*3) 特定感染症事故においては、**被保険者**が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った時をもって事故が発生したものとみなします。

第15条（施設・事業活動遂行事故不担保特約が付帯されている場合の適用除外）

この保険契約に施設・事業活動遂行事故不担保特約が付帯されている場合は、第3条（拡張補償②—日本国外において発生した事故）(1)①、第4条（拡張補償③—作業場内専用車による事故）、第7条（施設・事業活動遂行事故に関する特則）、第10条（業務固有補償③—人材派遣業務）、第11条（業務固有補償④—介護業務）(2)から(5)までおよび第12条（業務固有補償⑤—居宅介護支援業務）の規定は、適用しません。

〈追加特約（賠償用）第14条(3)〉

「1回の事故」の規定の適用に関しては、賠償責任補償条項第1節第6条(2)の備考欄（P.76）に記載の経過措置を適用します。

第16条（生産物・完成作業事故不担保特約が付帯されている場合の適用除外）

この保険契約に生産物・完成作業事故不担保特約が付帯されている場合は、第3条（拡張補償②ー日本国外において発生した事故）(1)②の規定は、適用しません。

第17条（普通保険約款の読み替え）

この保険契約において、賠償責任補償条項の規定は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)④	<p>次の生産物</p> <p>ア. たばこ、武器</p> <p>イ. 航空機またはその構成部品</p> <p>ウ. 医薬品、飼料またはこれらを構成する物質</p> <p>エ. DES(*6)、トリアゾラム、レートリプトファンまたは体内移植用シリコン</p>	<p>次の生産物</p> <p>ア. たばこ、武器</p> <p>イ. 航空機、ロケット、人工衛星、宇宙船その他これらに類するもの</p> <p>ウ. 記名被保険者が、イ.の胴体、翼、安定板、エンジン、操縦翼面、連航機器、着陸装置、電子機器、油圧機器もしくは専用機器として使用される装置または部品とするために、製造、販売または提供した財物</p> <p>エ. 医薬品またはその原材料(*9)もしくは成分として使用を予定されている財物</p> <p>オ. DES(*6)、トリアゾラム、レートリプトファンまたは体内移植用シリコン</p> <p>(*9) 添加物を含みます。</p>

第18条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

④財物損壊を伴わない使用不能損害事故補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義								
財物損壊を伴わない使用不能損害事故	<p>次のもの(*1)をいいます。ただし、これらの使用不能の原因となる事象が、不測かつ突発的に発生した場合に限ります。</p> <p>(1) 次の①または②の事由(*2)に起因する他人の財物の全部または一部の使用不能。ただし、他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>被保険者による施設の所有、使用または管理</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>被保険者による事業活動の遂行</td> </tr> </table> <p>(2) 次の①または②の事由に起因する他人の財物の全部または一部の使用不能。ただし、他人の身体の障害もしくは財物の損壊(*3)を伴わずに発生した場合または生産物・仕事の目的物損壊のみが発生した場合に限ります。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>生産物</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>被保険者によって行われた事業活動の結果(*4)</td> </tr> </table>	①	被保険者による 施設 の所有、使用または管理	②	被保険者による 事業活動 の遂行	①	生産物	②	被保険者によって行われた事業活動の結果(*4)
①	被保険者による 施設 の所有、使用または管理								
②	被保険者による 事業活動 の遂行								
①	生産物								
②	被保険者によって行われた事業活動の結果(*4)								
生産物・仕事の目的物損壊	賠償責任補償条項第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)③ア.またはイ.に規定する財物の損壊をいいます。								
サイバー・情報漏えい事故	<p>次のものをいいます。</p> <p>(1) 記名被保険者のITユーザー行為(*5)またはIT業務(*6)の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由。ただし、個人情報(*7)もしくは法人情報(*8)の漏えい(*9)またはそのおそれを除きます。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>他人の事業の休止または阻害</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破壊。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り、</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生</td> </tr> </table>	①	他人の事業の休止または阻害	②	磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破壊。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り、	③	①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生		
①	他人の事業の休止または阻害								
②	磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破壊。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り、								
③	①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生								

	(2)記名被保険者の事業活動に起因して生じる個人情報(*7)もしくは法人情報(*8)の漏えい(*9)またはそのおそれ
ネットワーク	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備(*10)を含みます。
行方不明時使用不能損害事故	認知症またはその疑いのある介護サービス利用者(*11)が行方不明(*12)となった場合に、その者の行為(*13)により発生した不測かつ突発的な事象に起因する他人の財物の全部または一部の使用不能をいいます。ただし、他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。

- (*1) この保険契約において、施設・事業活動遂行事故不担保特約が付帯されている場合は(1)を、生産物・完成作業事故不担保特約が付帯されている場合は(2)をそれぞれ除きます。
- (*2) (2)①または②の事由に該当しないものをいいます。
- (*3) (2)の場合において、「他人の財物の損壊」には、生産物・仕事の目的物損壊を含みません。
- (*4) 仕事が終了または放棄された後のものをいいます。「仕事が終了」とは、仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。
- (*5) 事業活動のうち、次の行為をいいます。
- ア. ネットワークの所有、使用または管理
 - イ. ア.のネットワーク上におけるプログラムまたはデータ(*14)の提供(*15)
- (*6) 事業活動のうち、次の業務をいいます。ただし、ITユーザー行為(*5)を除きます。
- ア. ソフトウェア開発またはプログラム作成業務
 - イ. 情報処理サービス業務
 - ウ. 情報提供サービス業務
 - エ. ポータルサイト・サーバ運営業務
 - オ. アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務
 - カ. インターネット利用サポート業務
 - キ. 電気通信事業法が規定する電気通信業務
 - ク. その他ア.からキ.までに準ずる業務
- (*7) 記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。
- ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(*16)により特定の個人を識別することができるもの(*17)
 - イ. 個人識別符号(*18)が含まれるもの
- (*8) 記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。
- (*9) 個人情報(*7)が被害者(*19)以外の他者(*20)に知られたこと(*21)または法人情報(*8)が被害法人(*22)以外の他者(*20)に知られたこと(*21)をいいます。
- (*10) 端末装置等の周辺機器および通信回線を含みます。
- (*11) 記名被保険者の介護サービス(*23)を利用する者をいいます。
- (*12) 介護サービス(*23)の遂行中に発生したものに限りません。また、警察署長への行方不明の届出の有無を問いません。
- (*13) 行方不明(*12)中の行為に限ります。
- (*14) 他人のために製造・販売したものを除きます。
- (*15) 記名被保険者が所有、使用または管理するネットワークで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。
- (*16) 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号(*18)を除きます。
- (*17) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。
- (*18) 次のものをいいます。
- ア. マイナンバー
 - イ. 運転免許証番号
 - ウ. 旅券番号
 - エ. 基礎年金番号
 - オ. 保険証番号
 - カ. ア.からイ.までに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号
- (*19) 漏えい(*9)した個人情報(*7)によって識別される個人をいいます。
- (*20) 次のア.からイ.までのいずれにも該当しない者をいいます。
- ア. 保険契約者
 - イ. 被保険者
 - ウ. ア.またはイ.の者によって個人情報(*7)の使用または管理を認められた事業者
 - エ. ア.またはウ.の者の使用人
- (*21) 知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (*22) 漏えい(*9)した法人情報(*8)によって識別される法人をいいます。
- (*23) 介護業務(*24)として遂行するサービスをいいます。
- (*24) 次の業務またはサービスをいいます。
- ア. 介護保険法に規定される業務
 - イ. 障害者総合支援法に規定される業務
 - ウ. ホームヘルパー、介護支援専門員または福祉用具専門相談員の養成、研修または講習
 - エ. その他ア.からウ.までに準ずる業務またはサービス

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、財物損壊を伴わない使用不能損害事故について、**被保険者**がその**財物**の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。ただし、被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能について、被保険者がその財物に関する正当な権利を有する者に対して賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。
- (2) 当社が保険金を支払う(1)の損害は、財物損壊を伴わない使用不能損害事故が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に発生した使用不能に起因するものに限り、
- (3) 当社は、財物損壊を伴わない使用不能損害事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した場合に限り、保険金を支払います。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）、第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）および第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)③ア.およびイ.を除きます。）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の故意または重大な過失による法令違反
②	被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
③	脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為
④	法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使
⑤	履行不能または履行遅滞
⑥	特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害
⑦	データまたはコンピュータ・プログラムの損壊(*1)
⑧	サイバー・情報漏えい事故
⑨	行方不明時使用不能損害事故

- (2) 当社は、被保険者がその親会社、子会社または関連会社(*2)に対して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、**生産物**または**仕事の目的物の損壊**またはその使用不能に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、生産物または仕事の目的物自体を修理または交換することのみによって他人の**財物**の使用不能の状態を復旧できない場合は、この規定は適用しません。
- (4) (1)①から③までの規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(*1) 磁気的または光学的に記録されたデータまたはコンピュータ・プログラムの滅失または破損であって、有体物の損壊を伴わずに発生したものをいいます。

(*2) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則が定めるものをいいます。

第4条（損害の範囲）

この特約において、賠償責任補償条項第1節第4条（損害の範囲）の損害のうち、当社が保険金を支払うのは、①、②および④に該当するものに限り、

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 財物損壊を伴わない使用不能損害事故について、賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）①に規定する「支払限度額」および「**免責金額**」は、それぞれ次の金額とします。

支払限度額	1事故かつ保険期間中につき1,000万円
免責金額	なし

- (2) 同一の原因または事由に起因して発生した一連の財物損壊を伴わない使用不能損害事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。
- (3) (1)の「支払限度額」および「免責金額」ならびに(2)の規定は、第1条（用語の定義）「財物損壊を伴わない使用不能損害事故」の定義中(1)または(2)に規定する使用不能につき、それぞれ適用します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

〈財物損壊を伴わない使用不能損害事故補償特約 第3条(1)の表の⑧〉

「サイバー・情報漏えい事故」に起因する損害については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「サイバー・情報漏えい事故補償特約」(P.190)または「情報漏えい事故補償特約」(P.197)をご契約ください。

〈財物損壊を伴わない使用不能損害事故補償特約 第3条(1)の表の⑨〉

「行方不明時使用不能損害事故」に起因する損害については、「追加特約（賠償用）」(P.161)で補償の対象となります。

〈財物損壊を伴わない使用不能損害事故補償特約 第3条(4)〉

被保険者の法令違反や犯罪行為等による損害は、補償の対象となりません。ただし、被保険者が複数の場合において、他の被保険者が法令違反や犯罪行為等により起こした事故によって、法令違反や犯罪行為等のない別の被保険者が責任を負うときは、法令違反や犯罪行為等のない別の被保険者については補償の対象となります。

〈財物損壊を伴わない使用不能損害事故補償特約 第5条(2)〉

「1回の事故」の規定の適用に関しては、賠償責任補償条項第1節第6条(2)の備考欄（P.76）に記載の経過措置を適用します。

④7 人格権・宣伝侵害事故補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
人格権・宣伝侵害事故	人格権侵害または宣伝侵害をいいます。
人格権侵害	次のものをいいます。 ① 被保険者 によって行われた不当行為による他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害(*1) ② 被保険者によって行われた侵害行為による賠償責任補償条項第1節第2条（被保険者）(1)②もしくは③の者(*2)の精神的苦痛またはこれらの者の自由、名誉もしくはプライバシーの侵害(*3)
宣伝侵害	記名被保険者 が製造、販売または提供した商品・役務等に関して行われた広告・宣伝によって発生した次の侵害をいいます。 ① 他人の著作権の侵害 ② 他人またはその商品・役務等に対する誹謗・中傷による権利侵害
不当行為	次の行為をいいます。 ① 不当な身体の拘束 ② 口頭または文書もしくは図画等による表示
侵害行為	日本国内において行われた次の行為をいいます。 ① 労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について行った差別的または不利益な取扱い ② 職場において行われる性的な言動に対する対応により職場の労働者に不利益を与えたことまたはその性的な言動により就業環境を害したこと。
情報漏えい事故	記名被保険者の 事業活動 に起因して生じる個人情報(*4)もしくは法人情報(*5)の漏えい(*6)またはそのおそれをいいます。

(*1) ②に該当しないものをいいます。

(*2) 賠償責任補償条項第1節第2条（1）②または③の者となるための申込みを行った者を含みます。

(*3) ②の場合において、賠償責任補償条項第1節第2条(2)ただし書の規定は、適用しません。また、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）(2)③の「**身体の障害**」には、精神的苦痛に起因するものを含まないものとします。

(*4) 記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(*7)により特定の個人を識別することができるもの(*8)

イ. 個人識別符号(*9)が含まれるもの

(*5) 記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。

(*6) 個人情報(*4)が被害者(*10)以外の他者(*11)に知られたこと(*12)または法人情報(*5)が被害法人(*13)以外の他者(*11)に知られたこと(*12)をいいます。

(*7) 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号(*9)を除きます。

(*8) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。

(*9) 次のものをいいます。

ア. マイナンバー

イ. 運転免許証番号

ウ. 旅券番号

エ. 基礎年金番号

オ. 保険証番号

カ. ア.からオ.までに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号

(*10) 漏えい(*6)した個人情報(*4)によって識別される個人をいいます。

(*11) 次のア.からエ.までのいずれにも該当しない者をいいます。

ア. 保険契約者

イ. 被保険者

ウ. ア.またはイ.の者によって個人情報(*4)の使用または管理を認められた事業者

エ. ア.またはイ.の者の使用人

(*12) 知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(*13) 漏えい(*6)した法人情報(*5)によって識別される法人をいいます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、次の事由(*1)に起因して発生した人格権・宣伝侵害事故について、**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。

〔人格権・宣伝侵害事故補償特約 第1条の表の「人格権侵害」の②〕

被保険者の不注意による、雇用慣行上差別的または不利益な取扱いや性的な言動に対する対応により労働者に不利益を与えたことまたはその性的な言動により就業環境を害したことにより、使用人等が受ける精神的苦痛等に起因する損害について、補償の対象となります。

①	被保険者による 施設 の所有、使用または管理
②	被保険者による 事業活動 の遂行(*2)
③	生産物
④	被保険者によって行われた事業活動の結果(*3)

(2) 当社は、人格権・宣伝侵害事故に起因する損害賠償請求が保険証券記載の保険期間中に日本国内で被保険者に対してなされた場合に限り、保険金を支払います。

(3) 賠償責任補償条項第1節第4条（損害の範囲）②に規定する争訟費用には、人格権・宣伝侵害事故の有無に関する争訟について被保険者が当社の書面による同意を得て支出した費用を含みます。

(*1) この保険契約において、施設・事業活動遂行事故不担保特約が付帯されている場合は①および②を、生産物・完成作業事故不担保特約が付帯されている場合は③および④をそれぞれ除きます。

(*2) ③または④の事由に該当しないものをいいます。

(*3) 仕事が終了または放棄された後のものをいいます。「仕事が終了」とは、**仕事の目的物**の引渡しを要するときは、引渡しとします。

第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）

(1) 当社は、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険証券記載の保険期間の開始時より前に行われた不当行為、侵害行為または広告・宣伝により損害賠償請求を受けるおそれがあることを 被保険者 が保険証券記載の保険期間の開始時に認識していた場合(*1)はその事由(*2)
②	事実と異なることを認識しながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為または広告・宣伝
③	被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
④	被保険者による広告、出版、放送または通信の事業に関して行われた不当行為または広告・宣伝
⑤	契約違反による宣伝侵害
⑥	生産物 または仕事の価格、品質または性能に関する宣伝の過誤
⑦	情報漏えい事故

(2) (1)③の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(*1) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(*2) この特約が途中で付帯された場合は、「保険証券記載の保険期間の開始時」とあるのは、「中途付帯された場合の補償開始時」と読み替えます。

第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）

人格権・宣伝侵害事故のうち、第1条（用語の定義）「人格権侵害」の定義中②のものについては、次の規定を適用します。

(1) 当社は、第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	法令に違反することを 被保険者 が認識しながら(*1)行った侵害行為
②	他人の 身体 の障害(*2)または 財物 の損壊、紛失、盗取もしくは詐欺
③	労働争議(*3)または団体交渉(*4)

(2) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次の者以外の者からなされた損害賠償請求 ア. 賠償責任補償条項第1節第2条（被保険者）(1)②または③の者。過去に②または③であった者および②または③の者となるための申込みを行った者を含みます。 イ. ア.に規定する者の相続人
②	次の事由に起因する損害賠償請求。ただし、第2条（この特約の補償内容）(2)の損害賠償請求と同時になされたものを除きます。 ア. 解雇、配置転換命令等の無効の確認または取消し イ. 雇用契約上の地位の確認または保全
③	侵害行為を行った者に対してなされた損害賠償請求

(3) 当社は、賠償責任補償条項第1節第2条（被保険者）(1)②の者に対する賃金の支払による損害に対しては、名目がいかなるものであっても、保険金を支払いません。

〈人格権・宣伝侵害事故補償特約 第2条(3)〉

人格権侵害または宣伝侵害の有無について争った争訟において、結果的に人格権侵害・宣伝侵害が無かったことが確定した場合も、その争訟に要した費用のうち、当社が同意した費用を補償の対象とします。

〈人格権・宣伝侵害事故補償特約 第3条(1)の表の⑦〉

「情報漏えい事故」に起因する損害については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「サイバー・情報漏えい事故補償特約」(P.190)または「情報漏えい事故補償特約」(P.197)をご契約ください。

〈人格権・宣伝侵害事故補償特約 第3条(2)〉

被保険者の犯罪行為による損害は、補償の対象となりません。ただし、被保険者が複数の場合において、他の被保険者が犯罪行為により起こした事故について、犯罪行為のない別の被保険者が責任を負うときは、犯罪行為のない別の被保険者については補償の対象となります。

(4) (1)①の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(*1) 認識したと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(*2) 精神的苦痛に起因するものを除きます。

(*3) 労働関係調整法が規定する労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行う行為およびこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害する行為が発生している状態または発生するおそれがある状態をいいます。

(*4) 労働組合その他の労働者の団体が、その代表者を通じて使用者または使用者団体とその労働条件について行う交渉をいいます。

第5条（支払保険金の計算）

(1) 人格権・宣伝侵害事故について、賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）①に規定する「支払限度額」および「免責金額」は、それぞれ次の金額とします。

支払限度額	1事故かつ保険期間中につき1,000万円
免責金額	なし

(2) 同一の原因または事由に起因する一連の損害賠償請求は、損害賠償請求の時もしくは場所または損害賠償請求者の数にかかわらず、「1回の事故」によるものとみなし、**被保険者**に対して最初の損害賠償請求がなされた時にすべての損害賠償請求がなされたものとみなします。

(3) (1)の「支払限度額」および「免責金額」ならびに(2)の規定は、第2条（この特約の補償内容）(1)の規定中、①および②または③および④に起因する人格権・宣伝侵害事故について、それぞれ適用します。

第6条（損害賠償請求ベースに関する特則）

(1) 保険契約者または**被保険者**は、損害賠償請求がなされるおそれのある原因または事由(*1)の発生を保険証券記載の保険期間中に知った場合は、その原因または事由の具体的な状況を遅滞なく当会社に書面により通知しなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 保険契約者または被保険者が(1)の通知を行った場合において、その原因または事由に起因して保険証券記載の保険期間終了後に被保険者に対する損害賠償請求がなされたときは、その請求は、この保険契約の保険期間の末日になされたものとみなします。ただし、第5条（支払保険金の計算）(3)の規定が適用される場合またはこの保険契約が保険期間の末日までに**失効**し、もしくは解除された場合を除きます。

(*1) 損害賠償請求がなされるおそれのあることが合理的に予想されるものに限りします。

第7条（読み替え規定）

この特約において、基本条項は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
第2節第1条（保険料の払込方法等）(*3)	労災事故補償条項においては、 身体の障害 をいいます。	人格権・宣伝侵害事故補償特約においては、損害賠償請求がなされたことをいいます。
第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(*2)		
第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(*4)		
第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(*3)		
第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(*5)		
第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(*6)		
第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(*2)		
第7節第1条（保険責任の始期および終期）(*2)		
第5節第3条(3)	損害または損失が発生した後	損害賠償請求がなされた後
第5節第5条(3)		
第5節第4条(3)および(6)	損害または損失が生じた後	損害賠償請求がなされた後
第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(*4)	生じた事故	なされた損害賠償請求

〈人格権・宣伝侵害事故補償特約 第4条(4)〉

被保険者の法令違反による損害は、補償の対象となりません。ただし、被保険者が複数の場合において、他の被保険者が法令違反により起こした事故について、法令違反のない別の被保険者が責任を負うときは、法令違反のない別の被保険者については補償の対象となります。

第6節第1条(*4)	労災事故補償条項においては、事故とは身体の障害をいいます。	人格権・宣伝侵害事故補償特約においては、事故とは損害賠償請求がなされたことをいいます。
------------	-------------------------------	---

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

④8 被害者治療費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	賠償責任補償条項第1節第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故または同条項に付帯された他の特約において当社が補償対象としている事故のうち、他人の 身体の障害 をいいます。
被害者	事故によって身体の障害を被った者をいいます。
治療費用	医師による治療およびこれに伴う移送、入院、手術、レントゲン撮影等に要した費用をいい、被害者が死亡した場合の葬祭費用を含みます。ただし、賠償責任補償条項第1節第4条（損害の範囲）③の損害防止軽減費用・緊急措置費用を含みません。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、被害者に対し**被保険者**が治療費用を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。ただし、治療費用の一部または全部について、被保険者が既に賠償債務の弁済として支出している場合は、その治療費用を除きます。
- (2) 当社が保険金を支払う(1)の損害は、治療の原因となった事故の発生日からその日を含めて1年以内に生じた治療費用によるものに限りま。
- (3) 当社は、事故が、保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した場合に限り、保険金を支払います。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）、第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）および第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者 または被害者の闘争行為または犯罪行為(*1)
②	被害者の故意
③	被保険者または被保険者と同居する 親族 が被った 身体の障害

- (2) (1)③の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(*1) 過失犯を除きます。

第4条（被保険者の義務）

- (1) **被保険者**は、第2条（この特約の補償内容）(1)の保険金を請求する場合は、基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)②に規定する書類のほか、医師の診断書および治療費用の支払を証明する書類を当社に提出するものとします。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、1回の事故につき、第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害の額が次の**免責金額**を超過した場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

支払限度額	1事故かつ保険期間中につき1,000万円。ただし、被害者1名につき50万円を限度とします。
免責金額	なし

- (2) 同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

〈被害者治療費用補償特約 第1条の表の「事故」〉

「施設・事業活動遂行事故」および「生産物・完成作業事故」のほか、ご契約された他の特約に規定する事故も補償の対象となります。

〈被害者治療費用補償特約 第2条(1)〉

被保険者が既に賠償債務の弁済として支出している治療費用については、賠償責任補償条項で補償の対象となります。

〈被害者治療費用補償特約 第3条(2)〉

被保険者または被保険者と同居する親族が被った身体の障害による損害は、補償の対象となりません。ただし、被保険者が複数の場合において、他の被保険者と同居する親族が被った身体の障害に対してその親族と同居していない別の被保険者が損害を負うときは、別の被保険者については補償の対象となります。

〈被害者治療費用補償特約 第5条(2)〉

「1回の事故」の規定の適用に関しては、賠償責任補償条項第1節第6条(2)の備考欄（P.76）に記載の経過措置を適用します。

(3) 同一の原因または事由に起因して第1条（用語の定義）「事故」に規定する複数の種類の事故が発生した場合は、(1)の支払限度額および免責金額ならびに(2)の規定は、それぞれの事故の種類ごとに適用します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

49 地盤崩壊事故補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
地盤崩壊事故	土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って不測かつ突発的に発生した次の損壊をいいます。
	① 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物(*1)、植物または土地の損壊
	② 土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物(*1)もしくはその基礎部分または土地の損壊
	③ 地下水の増減によって生じる土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流出入により発生した工作物(*1)、植物または土地の損壊

(*1) 人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、追加特約（賠償用）第8条（業務固有補償①－工事業）(2)②の規定にかかわらず、地盤崩壊事故(*1)について、**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。
- (2) 当社は、地盤崩壊事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した場合に限り、保険金を支払います。

(*1) この保険契約に、管理下財物事故補償特約が付帯されていない場合は、地盤崩壊事故のうち、**記名被保険者の管理下財物の損壊**を除きます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、賠償責任補償条項第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）ならびに管理下財物事故補償特約第1章第3条（保険金をお支払いしない場合－その1）および同第4条（保険金をお支払いしない場合－その2）に規定する損害(*1)のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者 が工事仕様書等に定める災害防止措置を講じていなかったことによる地盤崩壊事故
②	次のいずれかの工事に伴う土地の振動 ア. 杭打機、杭抜機または杭打杭抜機を使用する工事。ただし、圧入式杭打杭抜機、油圧式杭抜機等、振動を伴わない杭打機または杭抜機を使用して行うものを除きます。 イ. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する工事 ウ. 舗装版破砕機を使用する工事 エ. ブレーカーを使用する工事
③	河川または堤防の 損壊
④	工事の終了後に発見された損壊
⑤	掘削予定地域の外周線から掘削予定深度を水平に置き換えた距離内において発生した損壊。ただし、シールド工法(*2)により行われる地下工事等によるものについては、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた損壊とします。
⑥	被保険者と発注者(*3)を同じくする他の請負業者またはその下請負人が施工中の工事の目的物の損壊またはそれらの者が所有、使用もしくは管理する 財物 の損壊
⑦	追加特約（賠償用）第8条（業務固有補償①－工事業）(2)①および③に規定する損害

- (2) 当社は、次の費用による損害に対しては、保険金を支払いません。

①	薬液注入に係る費用
②	設計変更または工事変更のための費用

(*1) この保険契約に管理下財物事故補償特約が付帯されていない場合は、同特約第1章第3条および同第4条に規定する損害をそれぞれ除きます。

(*2) セミシールド工法を含みません。

(*3) 下請負人にとっての元請負人を含みません。

第4条（支払保険金の計算）

- (1) 地盤崩壊事故について、賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）①に規定する「支払限度額」および「**免責金額**」は、それぞれ次の金額とします(*1)。

〔地盤崩壊事故補償特約 第2条(1)〕

「地盤崩壊事故」のうち、記名被保険者の管理下財物の損壊は、「管理下財物事故補償特約」(P.183)をセットした場合に、補償の対象となります。

〔地盤崩壊事故補償特約 第4条(1)〕

「地盤崩壊事故」のうち、記名被保険者の管理下財物の損壊に起因する損害についても、この特約の第4条(1)に規定する支払限度額および免責金額を適用します。

支払限度額	1事故かつ保険期間中につき1,000万円
免責金額	なし

- (2) 同一の原因または事由に起因して発生した一連の地盤崩壊事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。
- (3) (1)の「支払限度額」および「免責金額」ならびに(2)の規定は、地盤崩壊事故のうち、**記名被保険者の管理下財物の損壊**または記名被保険者の管理下財物を除く**財物**の損壊について、それぞれ適用します。

(*1) この保険契約に、管理下財物事故補償特約が付帯されている場合は、地盤崩壊事故のうち、記名被保険者の管理下財物の損壊については、同特約第1章第5条（支払保険金の計算）の規定を適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑤0 託児による0歳児の身体障害補償特約

第1条（免責規定の適用除外）

当会社は、賠償責任補償条項第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)⑤の規定を適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑤1 施設・事業活動遂行事故不担保特約

第1条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、賠償責任補償条項第1節第1条（この条項の補償内容）(1)①の施設・事業活動遂行事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑤2 不良完成品事故補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
不良完成品事故	賠償責任補償条項第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)③ウ.またはI.に規定する 財物の損壊 およびその使用不能(*1)をいいます。 ただし、賠償責任補償条項第3節第1条（生産物・完成作業事故）①の 生産物 に起因して発生したものに限りません。

(*1) 財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊およびその使用不能を含みます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、賠償責任補償条項第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)③ウ.およびI.の規定にかかわらず、不良完成品事故について、**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。
- (2) 当会社は、不良完成品事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した場合に限り、保険金を支払います。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）および第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）((1)③ウ.およびI.を除きます。)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、生コンクリート(*1)に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、不良完成品事故について、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、保険金を支払いません。

(*1) その原料または材料であるセメント、骨材、砂利等を含みます。

《施設・事業活動遂行事故不担保特約 第1条》

この特約をセットした場合、「施設・事業活動遂行事故」に加え、「追加特約（賠償用）」(P.161)で対象としている補償の一部についても補償の対象となりませんので、ご注意ください。(追加特約（賠償用）第15条)

第4条（支払保険金の計算）

(1) 不良完成品事故について、賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）①に規定する「支払限度額」および「**免責金額**」は、それぞれ次の金額とします。

支払限度額	保険証券の「不良完成品事故」欄記載の金額
免責金額	保険証券の「生産物・完成作業事故」・「不良完成品事故」欄記載の金額

(2) 同一の原因または事由に起因して発生した一連の不良完成品事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

(3) 生産物・完成作業事故につき当社が支払う保険金の額は、(1)の金額を含めて、保険証券の「生産物・完成作業事故」欄記載の支払限度額を限度とします。

第5条（生産物・完成作業事故と同一の原因・事由に起因して発生した場合）

(1) 生産物・完成作業事故および不良完成品事故が同一の原因または事由に起因して発生した場合は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、それらの事故をあわせて「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

(2) (1)の場合において、保険証券の「生産物・完成作業事故」・「不良完成品事故」欄記載の**免責金額**は、不良完成品事故についての法律上の損害賠償金のみ適用します。ただし、不良完成品事故についての損害賠償金の額が保険証券の「生産物・完成作業事故」・「不良完成品事故」欄記載の免責金額を下回るときは、その差額を免責金額として生産物・完成作業事故についての法律上の損害賠償金に適用します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑤③ 生産物・仕事の目的物損壊事故補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
生産物・仕事の目的物損壊事故	賠償責任補償条項第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)③ア.またはイ.に規定する 財物 (*1)の 損壊 およびその使用不能をいいます。

(*1) 賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された他の特約の規定に基づき保険金支払の対象となる生産物・完成作業事故の原因となった財物に限ります。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、賠償責任補償条項第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)③ア.およびイ.の規定にかかわらず、生産物・仕事の目的物損壊事故について、**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。

(2) 当社は、生産物・仕事の目的物損壊事故が保険証券記載の保険期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

(3) (2)の適用において、生産物・仕事の目的物損壊事故が、賠償責任補償条項第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)③ア.またはイ.に規定する**財物**が原因となって発生した生産物・完成作業事故(*1)より前に発生した場合は、その生産物・完成作業事故が発生した時に生産物・仕事の目的物損壊事故が発生したものとみなします。

(*1) 賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された他の特約の規定に基づき保険金支払の対象となる生産物・完成作業事故に限ります。

第3条（支払保険金の計算）

(1) 生産物・仕事の目的物損壊事故について、賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）①に規定する「支払限度額」および「**免責金額**」は、それぞれ次の金額とします。

支払限度額	1事故かつ保険期間中につき1,000万円
免責金額	保険証券の「生産物・完成作業事故」・「不良完成品事故」欄記載の金額

(2) 同一の原因または事由に起因して発生した一連の生産物・仕事の目的物損壊事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

〈不良完成品事故補償特約 第4条(2)〉

「1回の事故」の規定の適用に関しては、賠償責任補償条項第1節第6条(2)の備考欄（P.76）に記載の経過措置を適用します。

〈生産物・仕事の目的物損壊事故補償特約 第1条〉

・「賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された他の特約の規定に基づき保険金支払の対象となる生産物・完成作業事故」が発生していない場合は、補償の対象となりません。

・「不良完成品事故補償特約」（P.178）をセットした場合は、「賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された他の特約の規定に基づき保険金支払の対象となる生産物・完成作業事故」には、「不良完成品事故補償特約」の規定に基づき保険金支払の対象となる事故を含みます。

〈生産物・仕事の目的物損壊事故補償特約 第3条(2)〉

「1回の事故」の規定の適用に関しては、賠償責任補償条項第1節第6条(2)の備考欄（P.76）に記載の経過措置を適用します。

(3) (2)にかかわらず、第2条（この特約の補償内容）(3)の規定を適用する場合は、賠償責任補償条項第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)③ア.およびイ.に規定する財物が原因となって発生した最初の生産物・完成作業事故(*1)が発生した時に、すべての生産物・仕事の目的物損壊事故が発生したものとみなします。

(*1) 賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された他の特約の規定に基づき保険金支払の対象となる生産物・完成作業事故に限ります。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

54 不良品・納期遅延による他人の経済損害事故補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義						
不良品・納期遅延による他人の経済損害事故	<p>次の①から③までの事由に起因する他人の事業の休止または阻害をいいます。ただし、他人の身体の障害もしくは財物の損壊(*1)を伴わずに発生した場合または生産物・仕事の目的物損壊のみが発生した場合に限ります。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>生産物の欠陥(*2)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>生産物の仕様等で意図された機能、効能、目的または条件を發揮または充足しなかったこと(*2)。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>次のいずれかの事由に起因する予定生産物(*3)の納品不能または納期遅延 <ul style="list-style-type: none"> ア. 火災または破裂もしくは爆発(*4) イ. ア.以外の不測かつ突発的な事由によって予定生産物(*3)を製造または加工する設備・装置(*5)に生じた損壊または機能停止 </td> </tr> </table>	①	生産物の欠陥(*2)	②	生産物の仕様等で意図された機能、効能、目的または条件を發揮または充足しなかったこと(*2)。	③	次のいずれかの事由に起因する予定生産物(*3)の納品不能または納期遅延 <ul style="list-style-type: none"> ア. 火災または破裂もしくは爆発(*4) イ. ア.以外の不測かつ突発的な事由によって予定生産物(*3)を製造または加工する設備・装置(*5)に生じた損壊または機能停止
①	生産物の欠陥(*2)						
②	生産物の仕様等で意図された機能、効能、目的または条件を發揮または充足しなかったこと(*2)。						
③	次のいずれかの事由に起因する予定生産物(*3)の納品不能または納期遅延 <ul style="list-style-type: none"> ア. 火災または破裂もしくは爆発(*4) イ. ア.以外の不測かつ突発的な事由によって予定生産物(*3)を製造または加工する設備・装置(*5)に生じた損壊または機能停止 						
生産物	記名被保険者が日本国内で製造または販売し(*6)、かつ、記名被保険者の占有を離れた財物をいいます。これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。						
生産物・仕事の目的物損壊	賠償責任補償条項第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)③ア.またはイ.に規定する財物の損壊をいいます。						
欠陥	通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。						
サイバー・情報漏えい事故	<p>次のものをいいます。</p> <p>(1) 記名被保険者のITユーザー行為(*7)またはIT業務(*8)の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由。ただし、個人情報(*9)もしくは法人情報(*10)の漏えい(*11)またはそのおそれを除きます。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>他人の事業の休止または阻害</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り、これを構成する機器・設備(*12)を含みます。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生</td> </tr> </table> <p>(2) 記名被保険者の事業活動に起因して生じる個人情報(*9)もしくは法人情報(*10)の漏えい(*11)またはそのおそれ</p>	①	他人の事業の休止または阻害	②	磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り、これを構成する機器・設備(*12)を含みます。	③	①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生
①	他人の事業の休止または阻害						
②	磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り、これを構成する機器・設備(*12)を含みます。						
③	①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生						
ネットワーク	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備(*12)を含みます。						
財物損壊を伴わない使用不能損害事故	<p>次の①または②の事由に起因する他人の財物の全部または一部の使用不能のうち、これらの使用不能の原因となる事象が、不測かつ突発的に発生したものをいいます。ただし、他人の身体の障害もしくは財物の損壊(*1)を伴わずに発生した場合または生産物・仕事の目的物損壊のみが発生した場合に限ります。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>生産物(*13)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>被保険者によって行われた事業活動の結果(*14)</td> </tr> </table>	①	生産物(*13)	②	被保険者によって行われた事業活動の結果(*14)		
①	生産物(*13)						
②	被保険者によって行われた事業活動の結果(*14)						
回収等の措置	生産物またはこれが一部をなすその他の財物についての回収、検査、修理、交換その他の適切な措置をいいます。						

(*1) 「他人の財物の損壊」には、生産物・仕事の目的物損壊を含みません。

(*2) 生産物を修理または交換することのみによって他人の事業の休止または阻害の状態を復旧できる場合に限ります。

(*3) 記名被保険者が日本国内で製造または販売を予定しており、かつその納期が定められている記名被保険者の占有を離れる前の財物をいい、これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。

(*4) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*5) 記名被保険者が所有または使用するものに限り、これを構成する機器・設備(*12)を含みます。

- (*6) 製造または販売以外の方法による提供を含みません。
- (*7) 事業活動のうち、次の行為をいいます。
 - ア. ネットワークの所有、使用または管理
 - イ. ア.のネットワーク上におけるプログラムまたはデータ(*15)の提供(*16)
- (*8) 事業活動のうち、次の業務をいいます。ただし、ITユーザー行為(*7)を除きます。
 - ア. ソフトウェア開発またはプログラム作成業務
 - イ. 情報処理サービス業務
 - ウ. 情報提供サービス業務
 - エ. ポータルサイト・サーバ運営業務
 - オ. アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務
 - カ. インターネット利用サポート業務
 - キ. 電気通信事業法が規定する電気通信業務
 - ク. その他ア.からキ.までに準ずる業務
- (*9) 記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(*17)により特定の個人を識別することができるもの(*18)
 - イ. 個人識別符号(*19)が含まれるもの
- (*10) 記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。
- (*11) 個人情報(*9)が被害者(*20)以外の他者(*21)に知られたこと(*22)または法人情報(*10)が被害法人(*23)以外の他者(*21)に知られたこと(*22)をいいます。
- (*12) 端末装置等の周辺機器および通信回線を含みます。
- (*13) 生産物を修理または交換することのみによっては他人の財物の使用不能の状態を復旧できない場合に限りです。
- (*14) 仕事が終了または放棄された後のものをいいます。「仕事が終了」とは、**仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。**
- (*15) 他人のために製造・販売したものを除きます。
- (*16) 記名被保険者が所有、使用または管理するネットワークで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。
- (*17) 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号(*19)を除きます。
- (*18) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。
- (*19) 次のものをいいます。
 - ア. マイナンバー
 - イ. 運転免許証番号
 - ウ. 旅券番号
 - エ. 基礎年金番号
 - オ. 保険証番号
 - カ. ア.からオ.までに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号
- (*20) 漏えい(*11)した個人情報(*9)によって識別される個人をいいます。
- (*21) 次のア.からエ.までのいずれにも該当しない者をいいます。
 - ア. 保険契約者
 - イ. 被保険者
 - ウ. ア.またはイ.の者によって個人情報(*9)の使用または管理を認められた事業者
 - エ. ア.またはイ.の者の使用人
- (*22) 知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (*23) 漏えい(*11)した法人情報(*10)によって識別される法人をいいます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、不良品・納期遅延による他人の経済損害事故について、**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。
- (2) 当社が保険金を支払う(1)の損害は、不良品・納期遅延による他人の経済損害事故が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に発生した事業の休止または阻害に起因するものに限りです。
- (3) 当社は、不良品・納期遅延による他人の経済損害事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した場合に限り、保険金を支払います。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）および第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)③ア.およびイ.を除きます。）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の故意または重大な過失による法令違反
②	被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
③	脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為
④	法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使
⑤	履行不能または履行遅滞。ただし、この規定は、第1条（用語の定義）「不良品・納期遅延による他人の経済損害事故」③に規定する事由に起因する損害については、適用しません。
⑥	特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害

⑦	データまたはコンピュータ・プログラムの損壊(*1)
⑧	サイバー・情報漏えい事故
⑨	財物損壊を伴わない使用不能損害事故
⑩	生産物の配送遅延または誤配送(*2)
⑪	生産物の修理または代替品のかし
⑫	生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
⑬	ねずみ食いまたは虫食い等の現象

(2) 当社は、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置のために要する費用（追完または再履行のために提供する**財物**または役務の価格を含みます。）に対しては、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

(3) 当社は、被保険者がその親会社、子会社または関連会社(*3)に対して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(4) (1)①から③までの規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(*1) 磁氣的または光学的に記録されたデータまたはコンピュータ・プログラムの滅失または破損であって、有体物の損壊を伴わずに発生したものをいいます。

(*2) 仕向け地の誤りをいいます。

(*3) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則が定めるものをいいます。

第4条（損害の範囲）

この特約において、賠償責任補償条項第1節第4条（損害の範囲）の損害のうち、当社が保険金を支払うのは、①、②および④に該当するものに限ります。

第5条（支払保険金の計算）

(1) 不良品・納期遅延による他人の経済損害事故について、賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）①に規定する「支払限度額」および「免責金額」は、それぞれ次の金額とします。

支払限度額	1事故かつ保険期間中につき1,000万円
免責金額	1事故につき10万円

(2) 同一の原因または事由に起因して発生した一連の不良品・納期遅延による他人の経済損害事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

㊦生産物・完成作業事故不担保特約

第1条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、賠償責任補償条項第1節第1条（この条項の補償内容）(1)②の生産物・完成作業事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

〈不良品・納期遅延による他人の経済損害事故補償特約 第3条(1)⑧〉

「サイバー・情報漏えい事故」に起因する損害については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「サイバー・情報漏えい事故補償特約」(P.190)または「情報漏えい事故補償特約」(P.197)をご契約ください。

〈不良品・納期遅延による他人の経済損害事故補償特約 第3条(1)⑨〉

「財物損壊を伴わない使用不能損害事故」に起因する損害については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「財物損壊を伴わない使用不能損害事故補償特約」(P.170)をご契約ください。

〈不良品・納期遅延による他人の経済損害事故補償特約 第3条(1)⑩〉

保管施設の温度設定ミスによるかびの発生のように、生産物の性質によらない偶然性のある蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ等はこの免責事由には該当しません。

〈不良品・納期遅延による他人の経済損害事故補償特約 第3条(4)〉

被保険者の法令違反や犯罪行為等による損害は、補償対象となりません。ただし、被保険者が複数の場合において、他の被保険者が法令違反や犯罪行為等により起こした事故によって、法令違反や犯罪行為等のない別の被保険者が責任を負うときは、法令違反や犯罪行為等のない別の被保険者については補償の対象となります。

〈生産物・完成作業事故不担保特約 第1条〉

この特約をセットした場合、「生産物・完成作業事故」に加え、追加特約（賠償用）で対象としている補償の一部についても補償の対象となりませんので、ご注意ください。（追加特約（賠償用）第16条）

⑤管理下財物事故補償特約

第1章 補償条項

第1条 (用語の定義)

この章において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
管理下財物事故	次の事由に起因する 被保険者の管理下財物 の損壊等をいいます。 ① 被保険者による 施設 の所有、使用または管理 ② 被保険者による 事業活動 の遂行
損壊等	損壊 、紛失、盗取または詐取をいいます。
管理自動車事故	管理自動車の損壊等をいいます。ただし、自動車使用不能損害事故を除きます。
管理自動車	被保険者の管理下財物である自動車または 原動機付自転車 およびこれらの 車両 の付属品をいいます。ただし、次のものを含まません。 ① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 ② 法令により自動車または原動機付自転車に定着させまたは装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 ④ 積載物 ⑤ リース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている自動車または原動機付自転車
付属品	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 自動車または原動機付自転車に定着(*1)または装備(*2)されている物 ② 自動車または原動機付自転車に固定され、車室内での使用のみを目的とするカーナビゲーションシステム(*3)、ETC車載器(*4)その他これらに準する物
自動車使用不能損害事故	被保険者が保管・修理等を目的として管理する管理自動車の損壊等による使用不能(*5)をいいます。
保管・修理等	保管、修理、点検、加工または整備をいいます。
リース・レンタル財物損壊事故	被保険者のリース・レンタル財物の損壊をいいます。
リース・レンタル財物	リース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている 財物 をいいます。ただし、不動産を除きます。
リース・レンタル財物盗取・詐取事故	被保険者のリース・レンタル財物の紛失、盗取または詐取をいいます。
支給財物事故	事業活動の遂行のために支給された 支給財物 の損壊等をいいます。
現金・貴重品事故	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手(*6)、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品その他これらに類する財物の損壊等をいいます。ただし、支給財物事故、リース・レンタル財物損壊事故およびリース・レンタル財物盗取・詐取事故を除きます。

(*1) ボルト、ナット、ねじ等で固定されており工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(*2) 自動車または原動機付自転車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態または法令に従い備え付けられている状態をいいます。

(*3) 自動車用電子式航法装置をいいます。

(*4) 有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。

(*5) 収益減少を含みます。

(*6) 料額印面が印刷されたはがきを含みます。

第2条 (この条項の補償内容)

(1) 当社は、賠償責任補償条項第2節第2条(保険金をお支払いしない場合)(2)の規定にかかわらず、下表の管理下財物事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故について、**被保険者がその財物に関する正当な権利を有する者**に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(*1)に対して、この特約により保険金を支払います。

	管理下財物事故の種類	保険証券の「補償の内容」欄の表記
①	②から⑥まで以外の管理下財物事故	管理下財物事故
②	管理自動車事故	管理自動車事故

〈管理下財物事故補償特約 第1章第1条の表の「管理自動車事故」〉

リースカーやレンタカー等の損壊は、この特約の「リース・レンタル財物損壊事故」にて、それらの紛失、盗取または詐取は「リース・レンタル財物盗取・詐取事故補償特約」で補償の対象となります(この特約の「管理自動車事故」では補償の対象となりません。)

〈管理下財物事故補償特約 第1章第1条の表の「自動車使用不能損害事故」〉

保管・修理等を目的とせずに管理する自動車・原動機付自転車の損壊等による使用不能は、「管理自動車事故」として補償の対象となります。

③	自動車使用不能損害事故	自動車使用不能損害事故
④	リース・レンタル財物損壊事故	リースレンタル財物損壊事故
⑤	支給財物事故	支給財物事故
⑥	現金・貴重品事故	現金・貴重品事故

(2) 当社は、(1)に規定する事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した場合に限り、保険金を支払います。

(*1) 賠償責任補償条項第1節第2条（被保険者）(1)②から⑥までの被保険者の**管理下財物**(*2)の損壊等については、その被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

(*2) **記名被保険者**の管理下財物を除きます。

第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）

(1) 当社は、**被保険者**の**管理下財物**が次のいずれかに該当する物である場合は、その損壊等による損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が所有する 財物 (*1)
②	植物、動物、勲章、き章、稿本、設計書、 ^{ひな} 雛型その他これらに類する財物
③	被保険者が運送を受託した貨物。ただし、この規定は、貨物の損壊等が作業場(*2)の内部において発生したものである場合には適用しません。
④	被保険者が 事業活動 の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものおよびこれに備え付けられ同時に借用した 什器・備品

(2) (1)①の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(*1) 所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された財物を含みます。

(*2) 被保険者が事業活動を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）

(1) 当社は、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）および第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）(2)を除きます。）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者 が行い、または加担した盗取または詐取
②	被保険者が被保険者の 管理下財物 を私的な目的で使用している間に生じた損壊等
③	自然発火または自然爆発した被保険者の管理下財物自体の 損壊
④	自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
⑤	ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
⑥	被保険者の管理下財物が寄託者 その他財物 に関する正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊等
⑦	塗装用材料の色または特性等の選択の誤り
⑧	消耗品または消耗材(*1)に単独に生じた損壊
⑨	保管・修理等を目的として寄託された被保険者の管理下財物について、 保管施設 外で発生した管理下財物事故。ただし、この規定は、被保険者が保管・修理等を目的として寄託された被保険者の管理下財物を業務の通常の過程として一時的に保管施設外で管理している間に発生したのものには適用しません。
⑩	修理、点検、加工または整備に関する技術の拙劣または仕上不良。ただし、この規定は、これらの事由に起因する火災または爆発によって被保険者の管理下財物に発生した損壊には適用しません。
⑪	付属品のうち、カーナビゲーションシステム(*2)、ETC車載器(*3)その他これらに準ずる物に生じた損壊等。ただし、この規定は、管理自動車の他の部分と同時にまたは火災もしくは爆発によって発生した損壊等には適用しません。
⑫	自動車使用不能損害事故のうち、次のいずれかの期間において発生したもの ア. 使用不能(*4)が発生した最初の日からその日を含めて3日目または被害者がその発生を知った日のいずれか遅い日まで イ. 使用不能(*4)が発生した最初の日からその日を含めて31日目以降
⑬	支給財物 、リース・レンタル財物または保管・修理等を目的として寄託された財物(*5)の使用不能(*4)
⑭	リース・レンタル財物盗取・詐取事故
⑮	リース・レンタル財物に生じた次の損壊 ア. 傷などの外観上の損壊にとどまり、その機能に支障のない損壊 イ. 保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた損壊 ウ. 電氣的または機械的な原因により生じた損壊

〈管理下財物事故補償特約 第1章第3条(1)表の④〉

1年以上の予定で借用する日本国内所在の不動産、^{じゅう}什器・備品の損壊等による損害については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「借用不動産損壊事故補償特約」(P.187)をご契約ください。

〈管理下財物事故補償特約 第1章第4条(1)の表の⑭〉

「リース・レンタル財物盗取・詐取事故」に起因する損害については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「リース・レンタル財物盗取・詐取事故補償特約」(P.186)をご契約ください。

⑯	他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物事故
⑰	法令に定められた運転資格を持たない者または酒気を帯びた(*6)者が管理自動車を運転している間に発生したその管理自動車の損壊等

(2) (1)の規定のうち、賠償責任補償条項第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)①ア.およびウ.の規定は、次の損害には適用しません。

- ① 自動車もしくは**原動機付自転車**または**施設外**における**車両**の所有、使用または管理に起因する損害
- ② 施設外における**船舶**の修理、点検、加工または整備に起因する損害

(3) (1)①および②の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(*1) 潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動用部品、ショベル等の歯または爪に相当する部分等をいいます。

(*2) 自動車用電子式航法装置をいいます。

(*3) 有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。

(*4) 収益減少を含みます。

(*5) 自動車および原動機付自転車を除きます。

(*6) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

第5条（支払保険金の計算）

(1) 管理下財物事故について、賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）①に規定する「支払限度額」および「**免責金額**」は、それぞれ次の金額とします。

	管理下財物事故の種類	支払限度額	免責金額
①	②から⑤まで以外の管理下財物事故（管理自動車事故を含みます。）	保険証券の「管理下財物事故」・「管理自動車事故」欄記載の金額	保険証券の「管理下財物事故」・「管理自動車事故」欄記載の金額
②	自動車使用不能損害事故	保険証券の「自動車使用不能損害事故」欄記載の金額。ただし、被害自動車1台につき10万円を限度とします。	保険証券の「自動車使用不能損害事故」欄記載の金額
③	リース・レンタル財物損壊事故	保険証券の「リースレンタル財物損壊事故」欄記載の金額	保険証券の「リースレンタル財物損壊事故」欄記載の金額
④	支給財物事故	保険証券の「支給財物事故」欄記載の金額	保険証券の「支給財物事故」欄記載の金額
⑤	現金・貴重品事故	保険証券の「現金・貴重品事故」欄記載の金額	保険証券の「現金・貴重品事故」欄記載の金額

(2) 同一の原因または事由に起因して発生した一連の管理下財物事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

(3) 同一の原因または事由に起因して(1)に規定する複数の種類の事故が発生した場合は、それぞれの事故の種類ごとに(1)の支払限度額および免責金額ならびに(2)の規定を適用します。

第2章 コインロッカー等収納品見舞費用補償条項

第1条（用語の定義）

この章において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
事故	コインロッカー等(*1)に利用者が一時的に収納した 財物 に生じた損壊等をいいます。
損壊等	損壊 、紛失、盗取または詐取をいいます。

(*1) 不特定多数の利用者の来集を伴う**施設内**において、**記名被保険者**がその利用者向けに設置するセイフティボックス、コインロッカーなどの保管庫をいいます。

第2条（この条項の補償内容）

(1) 当社は、**被保険者**が事故について利用者に対して見舞金を支払った場合は、被保険者がこれによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。ただし、被保険者がその**財物**の損壊等について法律上の損害賠償責任を負担するときを除きます。

(2) 当社は、事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した場合に限り、保険金を支払います。

〈管理下財物事故補償特約 第1章第4条(3)〉

- ・被保険者が行った、または加担した盗取または詐取による損害は、補償の対象となりません。ただし、被保険者が複数の場合において、他の被保険者の盗取または詐取による事故について、盗取または詐取を行っていない別の被保険者が責任を負うときは、別の被保険者については補償の対象となります。
- ・管理下財物を私的目的で使用に生じた損壊等については、補償の対象となりません。ただし、被保険者が複数の場合において、他の被保険者の私的目的で使用に生じた損壊等について、私的目的で使用していない別の被保険者が責任を負うときは、別の被保険者については補償の対象となります。

〈管理下財物事故補償特約 第1章第5条(2)〉

「1回の事故」の規定の適用に関しては、賠償責任補償条項第1節第6条(2)の備考欄（P.76）に記載の経過措置を適用します。

〈管理下財物事故補償特約 第2章第2条(1)〉

被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、この特約の「第1章 補償条項」で補償の対象となります。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）および第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）(2)を除きます。）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が行い、または加担した盗取または詐欺
②	被保険者が所有し、または私的な目的で使用する財物に生じた事故
③	財物の使用不能(*1)

(2) (1)の規定のうち、賠償責任補償条項第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)①ア.およびウ.の規定は、自動車もしくは原動機付自転車または施設外における車両の所有、使用または管理に起因する損害には適用しません。

(3) (1)①および②の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(*1) 収益減少を含みます。

第4条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、1回の事故につき、第2条（この条項の補償内容）(1)に規定する損害の額から次の免責金額を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

支払限度額	1事故かつ保険期間中につき次のいずれか低い額。ただし、被害者1名につき1万円を限度とします。 ① 1,000万円 ② 保険証券の「管理下財物事故」欄記載の金額
免責金額	なし

(2) 同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第3章 共通事項

第1条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑤7 リース・レンタル財物盗取・詐欺事故補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
リース・レンタル財物盗取・詐欺事故	被保険者のリース・レンタル財物の紛失、盗取または詐欺をいいます。
リース・レンタル財物	リース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている財物をいいます。ただし、不動産を除きます。
リース・レンタル財物損壊事故	被保険者のリース・レンタル財物の損壊をいいます。

第2条（免責規定の適用除外）

当社は、管理下財物事故補償特約第1章第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）(1)⑩の規定を適用しません。

第3条（支払保険金の計算）

(1) 管理下財物事故補償特約第1章第5条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、リース・レンタル財物盗取・詐欺事故について、賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）①に規定する「支払限度額」および「免責金額」は、それぞれ次の金額とします。

支払限度額	管理下財物事故補償特約第1章第1条（用語の定義）に規定する「リース・レンタル財物損壊事故」について支払う保険金の額と合わせて、保険証券の「リースレンタル財物損壊事故」・「リースレンタル財物盗取・詐欺事故」欄記載の金額
免責金額	保険証券の「リースレンタル財物損壊事故」・「リースレンタル財物盗取・詐欺事故」欄記載の金額

(2) 同一の原因または事由に起因して発生した一連のリース・レンタル財物盗取・詐欺事故およびリース・レンタル財物損壊事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

〈管理下財物事故補償特約 第2章第3条(3)〉

・被保険者が行った、または加担した盗取または詐欺による損害は、補償の対象となりません。ただし、被保険者が複数の場合において、他の被保険者の盗取または詐欺による事故について、盗取または詐欺を行っていない別の被保険者が責任を負うときは、別の被保険者については補償の対象となります。

・管理下財物を私的目的で使用に生じた損壊等については、補償の対象となりません。ただし、被保険者が複数の場合において、他の被保険者の私的目的で使用に生じた損壊等について、私的目的で使用していない別の被保険者が責任を負うときは、別の被保険者については補償の対象となります。

〈管理下財物事故補償特約 第2章第4条(2)〉

「1回の事故」の規定の適用に関しては、賠償責任補償条項第1節第6条(2)の備考欄（P.76）に記載の経過措置を適用します。

〈リース・レンタル財物盗取・詐欺事故補償特約 第3条(2)〉

「1回の事故」の規定の適用に関しては、賠償責任補償条項第1節第6条(2)の備考欄（P.76）に記載の経過措置を適用します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項、管理下財物事故補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑤借用不動産損壊事故補償特約

第1章 補償条項

第1条（用語の定義）

この章において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借用不動産	記名被保険者が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものをいい、これに備え付けられ同時に借用する什器・備品を含みます。
借用不動産損壊事故	不測かつ突発的な事由による借用不動産の損壊をいいます。

第2条（この条項の補償内容）

- (1) 当社は、賠償責任補償条項第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）(2)の規定にかかわらず、借用不動産損壊事故について、記名被保険者がその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。
- (2) 当社は、借用不動産損壊事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した場合に限り、保険金を支払います。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）および第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）(2)を除きます。）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	借用不動産の修理、改造または取壊し等の工事
②	借用不動産のかし
③	借用不動産の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗または性質によるさび、かび、変質その他類似の現象
④	ねずみ食い、虫食いその他類似の現象

- (2) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次のいずれかの賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された損壊に起因する賠償責任
②	被保険者の親会社、子会社または関連会社(*1)に対する賠償責任

- (3) (1)の規定のうち、賠償責任補償条項第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)①ア.およびウ.の規定は、自動車もしくは原動機付自転車または施設外における車両の所有、使用または管理に起因する損害には適用しません。

(*1) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則が定めるものをいいます。

第4条（支払保険金の計算）

- (1) 借用不動産損壊事故について、賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）①に規定する「支払限度額」および「免責金額」は、それぞれ次の金額とします。

支払限度額	保険証券の「借用不動産損壊事故」欄記載の金額
免責金額	保険証券の「借用不動産損壊事故」欄記載の金額

- (2) 同一の原因または事由に起因して発生した一連の借用不動産損壊事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第2章 借用不動産修理費用補償条項

第1条（用語の定義）

この章において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借用不動産	記名被保険者が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものをいい、これに備え付けられ同時に借用する什器・備品を含みます。
借用不動産損壊事故	不測かつ突発的な事由による借用不動産の損壊をいいます。

〈借用不動産損壊事故補償特約 第1章第4条(2)〉

「1回の事故」の規定の適用に関しては、賠償責任補償条項第1節第6条(2)の備考欄（P.76）に記載の経過措置を適用します。

借用不動産修理費用	借用不動産の貸主との契約に基づき、借用不動産を損壊が発生する直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。ただし、次の 財物 に対する修理費用を除きます。
①	壁、柱、床、はり、屋根、階段等の 建物 の主要構造部または地盤の構成物
②	玄関、ロビー、廊下、昇降機、門、塀、垣等の借用不動産使用者の共同の利用に供せられるもの

第2条（この条項の補償内容）

- (1) 当社は、借用不動産損壊事故について**記名被保険者**が借用不動産修理費用を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。ただし、記名被保険者がその借用不動産の**損壊**について貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担するときを除きます。
- (2) 当社は、借用不動産損壊事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した場合に限り、保険金を支払います。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）および第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）(2)を除きます。）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の重大な過失または法令違反
②	借用不動産の貸主の故意もしくは重大な過失または法令違反
③	借用不動産の使用または管理を委託された者の故意
④	被保険者の破壊行為
⑤	土地の沈下、移動または隆起
⑥	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置により行われた場合を除きます。
⑦	借用不動産の修理、改造または取壊し等の工事
⑧	借用不動産のかし
⑨	借用不動産の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗または性質によるさび、かび、変質その他類似の現象
⑩	ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
⑪	借用不動産に対する清掃等の作業における作業上の過失または技術の拙劣
⑫	凍結による借用不動産の専用水道管の 損壊
⑬	借用不動産の汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損壊であって、借用不動産の機能に直接関係のないもの
⑭	借用不動産のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用不動産の他の部分の損壊と同時に発生したものを除きます。

- (2) (1)の規定のうち、賠償責任補償条項第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）(1)①ア.およびウ.の規定は、自動車もしくは**原動機付自転車**または**施設外**における**車両**の所有、使用または管理に起因する損害には適用しません。

第4条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、1回の借用不動産損壊事故につき、第2条（この条項の補償内容）(1)に規定する損害の額から次の**免責金額**を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

支払限度額	保険証券の「借用不動産修理費用」欄記載の金額
免責金額	保険証券の「借用不動産修理費用」欄記載の金額

- (2) 同一の原因または事由に起因して発生した一連の借用不動産損壊事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第3章 共通事項

第1条（求償権の不行使）

当社は、基本条項第7節第2条（代位）の規定に基づき当社に移転する権利のうち、賠償責任補償条項第1節第2条（被保険者）(1)②、③またはこれらの者の配偶者もしくは**同居の親族**に対する権利に限り、これを行使しません。ただし、それらの者の故意によって生じた損害については、この規定を適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

〈借用不動産損壊事故補償特約 第2章第2条(1)〉

被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、この特約の「第1章 補償条項」で補償の対象となります。

〈借用不動産損壊事故補償特約 第2章第4条(2)〉

「1回の事故」の規定の適用に関しては、賠償責任補償条項第1節第6条(2)の備考欄（P.76）に記載の経過措置を適用します。

59 事故対応費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	賠償責任補償条項第1節第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故または同条項に付帯された他の特約において当社が補償対象としている事故をいいます。ただし、次の特約が付帯されている場合は、これらにより補償対象とされている事故を除きます。 ① サイバー・情報漏えい事故補償特約 ② 情報漏えい事故補償特約 ③ リコール事故補償特約
事故対応費用	訴訟対応費用、初期対応費用および信頼回復広告費用をいいます。
訴訟対応費用	被保険者 が訴訟対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当なものをいいます。 ① 次の者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ア. 記名被保険者 イ. ア.の下請負人(*1) ウ. ア.の請負業務の発注者(*1) ② ①ア.からウ.までに規定する者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ③ 増設コピー機のリース費用 ④ 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 ⑤ 事故原因の調査費用 ⑥ 意見書・鑑定書の作成費用 ⑦ 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用
初期対応費用	被保険者が事故の初期対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当なものをいいます。 ① 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 ② 事故現場の取り片付け費用 ③ 次の者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ア. 記名被保険者 イ. ア.の下請負人(*1) ウ. ア.の請負業務の発注者(*1) ④ 通信費 ⑤ 身体障害見舞費用 ⑥ 書面による当会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 ⑦ その他①から⑥までに準ずる費用。ただし、事故が他人の 身体の障害 以外である場合において被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を除きます。
身体障害見舞費用	事故が他人の身体の障害である場合において、その身体の障害について被保険者が支払う見舞金もしくは香典または見舞品の購入費用をいいます。
信頼回復広告費用	次の費用のうち、記名被保険者が書面による当会社の事前の同意を得て支出したものをいいます。 ① 休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で広告するための費用 ② 事故の直接の結果として落ち込んだ 生産物 のマーケットシェア等を回復するために、記名被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、事故の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動にかかる費用を除きます。 ③ コンサルティング費用。ただし、次の対策についての助言の対価としてのものに限り、 ア. ②に規定する広告宣伝活動対策 イ. 事故が他人の身体の障害である場合における事故の再発防止対策

(*1) 被保険者である場合に限り、

第2条（この特約の補償内容）

当社は、下表記載の費用に対して、この特約により保険金を支払います。

《事故対応費用補償特約 第1条の表の「事故」①、②、③》

「施設・事業活動遂行事故」および「生産物・完成作業事故」のほか、ご契約された他の特約に規定する事故も補償の対象となります。ただし、「サイバー・情報漏えい事故」、「情報漏えい事故」および「リコール事故」に起因する費用については、それぞれ「サイバー・情報漏えい事故補償特約」(P.190)、「情報漏えい事故補償特約」(P.197)、「リコール事故補償特約」(P.202)で補償の対象としています。このため、事故対応費用補償特約では補償の対象となりませんので、ご注意ください。

費用の種類	保険金を支払う場合
① 訴訟対応費用	事故について、日本国内で 被保険者 に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用を支出したことによって損害を被った場合
② 初期対応費用	事故について、被保険者が初期対応費用を支出したことによって損害を被った場合
③ 信頼回復広告費用	事故について、 記名被保険者 が信頼回復広告費用を支出したことによって損害を被った場合。ただし、賠償責任補償条項第1節第5条(支払保険金の計算)の規定により保険金が支払われるときに限ります。

第3条 (支払保険金の計算)

(1) 当会社は、1回の事故につき、第2条(この特約の補償内容)①から③までに規定する費用の合算額から次の**免責金額**を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

支払限度額	保険証券の「事故対応費用」欄記載の金額。 ただし、初期対応費用のうち身体障害見舞費用については、被害者1名につき10万円を限度とします。
免責金額	保険証券の「事故対応費用」欄記載の金額

(2) 同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故または事故による損害賠償請求は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」によるものとみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

(3) 同一の原因または事由に起因して第1条(用語の定義)「事故」に規定する複数の種類の事故が発生した場合は、(1)の支払限度額および免責金額ならびに(2)の規定は、それぞれの事故または事故による損害賠償請求ごとに適用します。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑥0サイバー・情報漏えい事故補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義																
サイバー・情報漏えい事故	次のものをいいます。 (1) 記名被保険者 のITユーザー行為またはIT業務の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由。ただし、個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>他人の事業の休止または阻害</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破壊。ただし、有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り、これを構成する機器・設備(*4)を含みます。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生</td> </tr> </tbody> </table> (2) 記名被保険者の日本国内における 事業活動 に起因して生じる個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれ	①	他人の事業の休止または阻害	②	磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破壊。ただし、有体物の 損壊 を伴わずに発生したものに限り、これを構成する機器・設備(*4)を含みます。	③	①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生										
①	他人の事業の休止または阻害																
②	磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破壊。ただし、有体物の 損壊 を伴わずに発生したものに限り、これを構成する機器・設備(*4)を含みます。																
③	①および②以外の不測の事由による他人の損失の発生																
ITユーザー行為	事業活動のうち、次の行為をいいます。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ネットワーク(*1)の所有、使用または管理</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のネットワーク上におけるプログラムまたはデータ(*2)の提供(*3)</td> </tr> </tbody> </table>	①	ネットワーク(*1)の所有、使用または管理	②	①のネットワーク上におけるプログラムまたはデータ(*2)の提供(*3)												
①	ネットワーク(*1)の所有、使用または管理																
②	①のネットワーク上におけるプログラムまたはデータ(*2)の提供(*3)																
ネットワーク	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備(*4)を含みます。																
IT業務	日本国内における事業活動のうち、次の業務をいいます。ただし、ITユーザー行為を除きます。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ソフトウェア開発またはプログラム作成業務</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>情報処理サービス業務</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>情報提供サービス業務</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>ポータルサイト・サーバ運営業務</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>インターネット利用サポート業務</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>電気通信事業法が規定する電気通信業務</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>その他①から⑦までに準ずる業務</td> </tr> </tbody> </table>	①	ソフトウェア開発またはプログラム作成業務	②	情報処理サービス業務	③	情報提供サービス業務	④	ポータルサイト・サーバ運営業務	⑤	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務	⑥	インターネット利用サポート業務	⑦	電気通信事業法が規定する電気通信業務	⑧	その他①から⑦までに準ずる業務
①	ソフトウェア開発またはプログラム作成業務																
②	情報処理サービス業務																
③	情報提供サービス業務																
④	ポータルサイト・サーバ運営業務																
⑤	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務																
⑥	インターネット利用サポート業務																
⑦	電気通信事業法が規定する電気通信業務																
⑧	その他①から⑦までに準ずる業務																

〈事故対応費用補償特約 第3条(2)〉

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故についての「1回の事故」の規定の適用に関しては、賠償責任補償条項第1節第6条(2)の備考欄(P.76)に記載の経過措置を適用します。

個人情報	記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。			
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(*5)により特定の個人を識別することができるもの(*6)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>個人識別符号(*7)が含まれるもの</td> </tr> </table>	①	その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(*5)により特定の個人を識別することができるもの(*6)	②
①	その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(*5)により特定の個人を識別することができるもの(*6)			
②	個人識別符号(*7)が含まれるもの			
法人情報	記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。			
漏えい	個人情報被害者以外の他者(*8)に知られたこと(*9)または法人情報被害者以外の他者(*8)に知られたこと(*9)をいいます。ただし、保険契約者または賠償責任補償条項第1節第2条(被保険者)(1)①または③の者が意図的に情報を他人に知らせる行為を除きます。			
被害者	漏えいした個人情報によって識別される個人をいいます。			
被害法人	漏えいした法人情報によって識別される法人をいいます。			
不正アクセス等	記名被保険者が使用または管理するネットワークに対して、正当な使用権限を有さない者によって行われる次の行為をいいます。			
	① 他者のID・パスワード等を使用して他者になりすまし、または権限者が設定したファイアウォールを通過することにより、不正にアクセスする行為			
	② 大量のデータを送りつけるDoS攻撃			
	③ 不正なプログラムの送付またはインストール			
	④ ネットワーク上で管理されるデータベースにSQL文を注入し、データベースを改ざんまたは不正に情報を入手するSQLインジェクション			
	⑤ その他①から④までに類似の行為			
事故対応期間	被保険者 が最初にセキュリティトラブルを発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。			
セキュリティトラブル	次のものをいいます。ただし、③は、本条「サイバー・情報漏えい事故対応費用」のうち、定義中の(1)⑧イ.もしくはイ.または⑨の費用についてのみ、セキュリティトラブルに含まれるものとします。			
	① サイバー・情報漏えい事故			
	② ①を引き起こすおそれのある不正アクセス等			
	③ ②のおそれ			
サイバー・情報漏えい事故対応費用	次の費用のうち、その額および用途が社会通念上妥当であるものをいいます。 (1) 被保険者がセキュリティトラブルに対応するための次の費用のうち、事故対応期間内に生じたものをいいます。ただし、③に規定する費用を除き、セキュリティトラブルに対応するために直接必要なものに限ります。			
	① 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティトラブルに関する説明または謝罪を行うための費用(*10)。ただし、②から⑩までに規定するものを除きます。			
	② 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用			
	③ 記名被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費			
	④ 通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用			
	⑤ 記名被保険者が他人に対してセキュリティトラブルに関して損害賠償請求を行うための争訟費用			
	⑥ 公表等の措置により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用 ア. 見舞金 イ. 金券の購入費用。ただし、被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関する金券を除きます。 ウ. 見舞品の購入費用。ただし、被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限り、			
	⑦ セキュリティトラブルの被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用。ただし、被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限り、法人情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった被害法人に対して支出する費用については、公表等の措置によりその法人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限り、			

宣伝侵害	記名被保険者が製造、販売または提供した商品・役務等に関して行われた広告・宣伝によって発生した次の侵害をいいます。			
	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>他人の著作権の侵害</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>他人またはその商品・役務等に対する誹謗・中傷による権利侵害</td> </tr> </table>	①	他人の著作権の侵害	②
①	他人の著作権の侵害			
②	他人またはその商品・役務等に対する誹謗・中傷による権利侵害			
回収等の措置	被保険者の占有を離れた 財物 または事業活動の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。			

- (*1) 他人に使用させる目的のものを除きます。
(*2) 他人のために製造・販売したものを除きます。
(*3) 記名被保険者が所有、使用または管理するネットワークで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。
(*4) 端末装置等の周辺機器および通信回線を含みます。
(*5) 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号(*7)を除きます。
(*6) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。
(*7) 次のものをいいます。
ア. マイナンバー
イ. 運転免許証番号
ウ. 旅券番号
エ. 基礎年金番号
オ. 保険証番号
カ. ア.からオ.までに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号
(*8) 次のア.からエ.までのいずれにも該当しない者をいいます。
ア. 保険契約者
イ. 被保険者
ウ. ア.またはイ.の者によって個人情報の使用または管理を認められた事業者
エ. ア.またはイ.の者の使用人
(*9) 知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
(*10) 説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。
(*11) 被保険者に雇用され、または被保険者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。
(*12) 次のいずれかをいいます。
ア. 公的機関(*16)からの通報
イ. 記名被保険者が使用または管理するネットワークのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告
(*13) 不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用を含みます。
(*14) セキュリティトラブルを発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。
(*15) 被保険者が直接支出したものであるかどうかを問いません。
(*16) 不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、次の損害に対して、この特約により保険金を支払います。

①	サイバー・情報漏えい事故に起因して、 被保険者 が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
②	被保険者がサイバー・情報漏えい事故対応費用を負担することによって被る損害。ただし、他人から回収できる金額がある場合は、その金額を控除した額とします。

(2) 当社は、(1)①および②の損害について、それぞれ次の場合に限り、保険金を支払います。

損害の種類	保険金を支払う場合
(1) ①の損害	サイバー・情報漏えい事故に起因する損害賠償請求が保険証券記載の保険期間中に日本国内で被保険者に対してなされた場合
(1) ②の損害のうち、第1条（用語の定義）「サイバー・情報漏えい事故対応費用」(1)に規定する費用を負担することによって被る損害	被保険者がセキュリティトラブルを保険証券記載の保険期間中に発見した場合
(1) ②の損害のうち、第1条「サイバー・情報漏えい事故対応費用」(2)に規定する費用を負担することによって被る損害	この特約において補償対象としているサイバー・情報漏えい事故について、日本国内で被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用を支出したことによって損害を被った場合

第3条（被保険者）

この特約において、**被保険者**とは、賠償責任補償条項第1節2条（被保険者）(1)①から④までの者をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、賠償責任補償条項第1節3条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険証券記載の保険期間の開始前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを 被保険者 が保険証券記載の保険期間の開始時に認識していた場合(*1)は、その事由(*2)
②	被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
③	被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた(*1)行為
④	他人の 身体 の障害
⑤	他人の 財物 の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
⑥	人工衛星またはこれに搭載された無線設備等の機器の損壊または機能障害
⑦	事業活動 の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
⑧	所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。 ア. 火災、破裂または爆発 イ. 急激かつ不測の事故によるネットワークの損壊または機能停止
⑨	被保険者の支払不能または破産
⑩	特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害を除きます。
⑪	記名被保険者 の執行機関(*3)に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求

(2) 当社は、サイバー・情報漏えい事故のうち、ITユーザー行為に起因するもの(*4)については、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし
②	被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
③	人格権・宣伝侵害事故

(3) 当社は、サイバー・情報漏えい事故のうち、IT業務の遂行に起因するもの(*4)については、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	販売分析、販売予測または財務分析の過誤
②	第1条（用語の定義）「IT業務」①の業務について、その業務の結果の引渡し(*5)前に、または、引渡し(*5)後1か月を経過する時まで、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合(*1)は、その損害
③	人格権・宣伝侵害事故

(4) 当社は、サイバー・情報漏えい事故のうち、個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれについては、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
②	被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したことが個人情報もしくは法人情報の漏えいにあたるとしてなされた請求

(5) 当社は、事業活動の追完もしくは再履行または回収等の措置のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）に対しては、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

(6) 当社は、被保険者が**事業活動**の結果を保証することにより加重された賠償責任を負担することによって被る損害については、保険金を支払いません。

(7) (1)②および③の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(*1) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(*2) この特約が途中で付帯された場合は、「保険証券記載の保険期間の開始前」および「保険証券記載の保険期間の開始時」とあるのは、それぞれ「中途付帯された場合の補償開始前」および「中途付帯された場合の補償開始時」と読み替えます。

(*3) 理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。

(*4) 個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれに起因するものを除きます。

(*5) 試用後の本引渡しを取り決めている場合は、その本引渡しをいいます。

第5条（損害の範囲）

この特約において、賠償責任補償条項第1節第4条（損害の範囲）の損害のうち、当社が保険金を支払うのは、①、②および④に該当するものに限ります。

〈サイバー・情報漏えい事故補償特約 第4条(2)の表の③、(3)の表の③〉

個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれに起因するものを除き、「人格権・宣伝侵害事故」に起因する損害については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「人格権・宣伝侵害事故補償特約」(P.173)をご契約ください。

〈サイバー・情報漏えい事故補償特約 第4条(7)〉

被保険者の犯罪行為や法令違反等による損害は、補償の対象となりません。ただし、被保険者が複数の場合において、他の被保険者が犯罪行為や法令違反等により起こした事故によって、犯罪行為や法令違反等のない別の被保険者が責任を負うときは、犯罪行為や法令違反等のない別の被保険者については補償の対象となります。

第6条（支払保険金の計算）

- (1) サイバー・情報漏えい事故について、賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）①に規定する「支払限度額」および「免責金額」は、それぞれ次の金額とします。ただし、サイバー・情報漏えい事故対応費用については、次の「支払限度額」および「免責金額」を適用せず、(3)から(6)までの規定を適用します。

支払限度額	保険証券の「サイバー・情報漏えい事故」欄記載の金額
免責金額	保険証券の「サイバー・情報漏えい事故」欄記載の金額

- (2) 保険証券記載の保険期間中に支払限度額を変更する場合において、保険契約者または**被保険者**が、その変更前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを認識していたとき(*1)は、(1)の規定にかかわらず、当社は、その事由に起因してなされた損害賠償請求については、変更前または変更後(*2)の支払限度額のうちいずれか低い金額を支払限度額とします。
- (3) 当社は、賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、サイバー・情報漏えい事故対応費用に対して、1事故について次の式により算出される金額を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{損害の額}(*3) \times \text{縮小支払割合}$$

- (4) (3)の縮小支払割合は、次の費用については「90%」とし、それ以外の費用については、「100%」とします。

①	第1条（用語の定義）「サイバー・情報漏えい事故対応費用」(1)⑥の費用。ただし、セキュリティトラブルの発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合(*4)を除きます。
②	第1条「サイバー・情報漏えい事故対応費用」(1)⑨の費用

- (5) 第1条（用語の定義）「サイバー・情報漏えい事故対応費用」について、定義中の次の費用について当社が支払う保険金の額は、それぞれ次の支払限度額を限度とします。

費用の種類	支払限度額
(1) ⑥の費用	被害者1名につき1,000円
(1) ⑦の費用	被害法人1社につき5万円
(1) ⑧の費用。ただし、セキュリティトラブルの発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合(*4)を除きます。	1事故かつ保険期間中につき、200万円
(1) ⑨の費用	
(1) ⑩の費用	1事故かつ保険期間中につき、200万円
(1) ⑪および⑫の費用	1事故かつ保険期間中につき、10万円

- (6) サイバー・情報漏えい事故対応費用について当社が支払う保険金の額は、(5)の規定により支払う保険金の額を含めて、保険証券の「サイバー・情報漏えい事故対応費用」欄記載の支払限度額を限度とします。
- (7) 同一の原因または事由に起因する一連の損害賠償請求は、損害賠償請求の時もしくは場所または損害賠償請求者の数にかかわらず、「1回の事故」によるものとみなし、被保険者に対して最初の損害賠償請求がなされた時にすべての請求がなされたものとみなします。
- (8) 同一の原因もしくは事由に起因して生じた、または同一の不正行為もしくはそのグループによる一連のセキュリティトラブルに対応するためのサイバー・情報漏えい事故対応費用は、セキュリティトラブルが発生した、もしくは発見された時・場所または被害者の数等にかかわらず、「1回の事故」によるものとみなし、被保険者によって最初にセキュリティトラブルが発見された時にすべてが発見されたものとみなします。

(*1) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(*2) 第10条（損害賠償請求ベースに関する特別）の規定に基づいて保険証券記載の保険期間終了後になされた損害賠償請求については、「変更後」とするのは「この保険契約の保険期間の末日」と読み替えます。

(*3) 他人から回収することができる金銭等がある場合は、その金額を控除した額とします。

(*4) 結果として明らかになった場合を含みます。

第7条（回収等の措置の実施義務）

- (1) **被保険者**は、損害賠償請求を受けるおそれを知った場合は、損害の拡大または発生を防止するため、遅滞なく回収等の措置を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。
- (3) 当社は、(1)の回収等の措置を講じるために要した費用に対しては、被保険者が支出したものであるかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

第8条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または**被保険者**は、事故の発生を知った後、遅滞なく、基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(3)に規定する事項を履行しなければなりません。また、サイバー・情報漏えい事故対応費用の損害額が確定した後、その対応の実施時期および内容ならびに費用の支出を証明する資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反し、または(1)の資料につき知っている事実を表示せずもしくは事実と異なる表示をした場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（通知義務）

- (1) 保険契約者または**被保険者**は、損害賠償請求がなされるおそれのある原因または事由(*1)の発生を保険証券記載の保険期間中に知った場合は、その原因または事由の具体的な状況を遅滞なく当会社に書面により通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者は、被保険者がセキュリティトラブルを保険証券記載の保険期間中に発見した場合は、すみやかにその詳細を当会社に書面で通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)または(2)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償請求がなされるおそれがあることが合理的に予想されるものに限ります。

第10条（損害賠償請求ベースに関する特別）

保険契約者または**被保険者**が第9条（通知義務）(1)の通知を行った場合において、その原因または事由に起因して保険証券記載の保険期間終了後に被保険者に対する損害賠償請求がなされたときは、その請求は、この保険契約の保険期間の末日になされたものとみなします。ただし、第6条（支払保険金の計算）(7)の規定が適用される場合またはこの保険契約が保険期間の末日までに**失効**し、もしくは解除された場合を除きます。

第11条（読み替え規定）

- (1) 第2条（この特約の補償内容）(1)①および②のうち、第1条（用語の定義）「サイバー・情報漏えい事故対応費用」(2)に規定する費用を負担することによって被る損害について、基本条項は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
第2節第1条（保険料の払込方法等）(*3)	労災事故補償条項においては、 身体 の障害をいいます。	サイバー・情報漏えい事故補償特約においては、損害賠償請求がなされたことをいいます。
第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(*2)		
第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(*4)		
第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(*3)		
第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(*5)		
第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(*6)		
第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(*2)		
第7節第1条（保険責任の始期および終期）(*2)		
第5節第3条(3)	損害または損失が発生した後	損害賠償請求がなされた後
第5節第5条(3)		
第5節第4条(3)および(6)	損害または損失が生じた後	損害賠償請求がなされた後
第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(*4)	生じた事故	なされた損害賠償請求
第6節第1条(*4)	労災事故補償条項においては、事故とは 身体 の障害をいいます。	サイバー・情報漏えい事故補償特約においては、損害賠償請求がなされたことをいいます。

(2) 第2条（この特約の補償内容）(1)②のうち、第1条（用語の定義）「サイバー・情報漏えい事故対応費用」（1）に規定する費用を負担することによって被る損害について、基本条項は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
第2節第1条（保険料の払込方法等）(*3)	労災事故補償条項においては、身体の障害をいいます。	サイバー・情報漏えい事故補償特約においては、発見されたセキュリティトラブルをいいます。
第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(*2)		
第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(*4)		
第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(*3)		
第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(*5)		
第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(*6)		
第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(*2)		
第7節第1条（保険責任の始期および終期）(*2)		
第2節第1条(3)②および(4)①	事故(*3)の発生の日	セキュリティトラブルが発見された日
第5節第3条(2)③	事故(*4)が発生する	セキュリティトラブルが発見される
第5節第3条(3)	損害または損失が発生した後	セキュリティトラブルが発見された後
第5節第5条(3)		
第5節第4条(3)および(6)	損害または損失が生じた後	セキュリティトラブルが発見された後
第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(*4)	生じた事故	発見されたセキュリティトラブル
第6節第1条(*4)	労災事故補償条項においては、事故とは身体の障害をいいます。	サイバー・情報漏えい事故補償特約においては、事故とは発見されたセキュリティトラブルをいいます。
第6節第4条(1)①および②	事故(*2)の発生の日	セキュリティトラブルが発見された日
第6節第4条(5)	事故(*2)が発生した	セキュリティトラブルが発見された
第6節第4条(5)③	事故(*2)の発生の日時	セキュリティトラブルが発見された日時

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑥1 情報漏えい事故補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
情報漏えい事故	記名被保険者の日本国内における <u>事業活動</u> に起因して生じる個人情報もしくは法人情報の漏えいまたはそのおそれをいいます。
個人情報	記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ① その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(*1)により特定の個人を識別することができるもの(*2) ② 個人識別符号(*3)が含まれるもの
法人情報	記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。
漏えい	個人情報が被害者以外の他者(*4)に知られたこと(*5)または法人情報が被害法人以外の他者(*4)に知られたこと(*5)をいいます。ただし、保険契約者または賠償責任補償条項第1節第2条（被保険者）(1)①または③の者が意図的に情報を他人に知らせる行為を除きます。
被害者	漏えいした個人情報によって識別される個人をいいます。

被害法人	漏えいした法人情報によって識別される法人をいいます。																				
第三者請求事故	情報漏えい事故のうち、被害者または被害法人以外の第三者(*6)が、情報漏えい事故に起因して費用を負担することによって被る損害について、 被保険者 に対して損害賠償請求がなされたものをいいます。																				
ネットワーク	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備(*7)を含みます。																				
情報漏えい対応費用	<p>次の費用のうち、情報漏えい事故(*8)の対応を被保険者が行うために直接必要なものをいいます。ただし、その額および使途が社会通念上妥当であるものに限り、</p> <p>(1) 新聞・テレビ等のマスメディアを通じて情報漏えい事故に関する説明または謝罪を行うための費用(*9)。ただし、(2)から(9)までに規定するものを除きます。</p> <p>(2) 情報漏えい事故の原因の調査費用</p> <p>(3) 記名被保険者が他人に対して情報漏えい事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用</p> <p>(4) 通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用</p> <p>(5) 情報漏えい事故に関して支出する次の費用。ただし、当会社の書面による同意を得て支出されたものに限り、</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>コンサルティング費用。ただし、情報漏えい事故発生時の対策または情報漏えい事故の再発防止対策に関するものに限り、</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>弁護士報酬。ただし、被保険者に雇用され、または被保険者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。</td> </tr> </table> <p>(6) 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>(7) 記名被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費</p> <p>(8) 謝罪のために被害者に対して支出する次の費用</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>見舞金</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>金券の購入費用。ただし、被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関する金券を除きます。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>見舞品の購入費用。ただし、被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限り、</td> </tr> </table> <p>(9) 謝罪のために被害法人に対して支出する見舞品の購入費用。ただし、被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限り、</p> <p>なお、情報漏えい対応費用には、次のものを含まません。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>この保険契約と同種の損害保険契約の保険料</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>金利その他資金調達に関する費用</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>記名被保険者の役員に対する報酬または給与</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>第2条（この特約の補償内容）(1)①の損害</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>ネットワークを構成する機器・設備について、修理、回収、代替、点検、交換または改善を行うための費用。被保険者が直接支出したものであるかどうかを問いません。</td> </tr> </table>	①	コンサルティング費用。ただし、情報漏えい事故発生時の対策または情報漏えい事故の再発防止対策に関するものに限り、	②	弁護士報酬。ただし、被保険者に雇用され、または被保険者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。	①	見舞金	②	金券の購入費用。ただし、被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関する金券を除きます。	③	見舞品の購入費用。ただし、被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限り、	①	この保険契約と同種の損害保険契約の保険料	②	金利その他資金調達に関する費用	③	記名被保険者の役員に対する報酬または給与	④	第2条（この特約の補償内容）(1)①の損害	⑤	ネットワークを構成する機器・設備について、修理、回収、代替、点検、交換または改善を行うための費用。被保険者が直接支出したものであるかどうかを問いません。
①	コンサルティング費用。ただし、情報漏えい事故発生時の対策または情報漏えい事故の再発防止対策に関するものに限り、																				
②	弁護士報酬。ただし、被保険者に雇用され、または被保険者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。																				
①	見舞金																				
②	金券の購入費用。ただし、被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関する金券を除きます。																				
③	見舞品の購入費用。ただし、被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限り、																				
①	この保険契約と同種の損害保険契約の保険料																				
②	金利その他資金調達に関する費用																				
③	記名被保険者の役員に対する報酬または給与																				
④	第2条（この特約の補償内容）(1)①の損害																				
⑤	ネットワークを構成する機器・設備について、修理、回収、代替、点検、交換または改善を行うための費用。被保険者が直接支出したものであるかどうかを問いません。																				
事故対応期間	被保険者が最初に情報漏えい事故を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。																				

(*1) 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号(*3)を除きます。

(*2) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。

(*3) 次のものをいいます。

- ア. マイナンバー
- イ. 運転免許証番号
- ウ. 旅券番号
- エ. 基礎年金番号
- オ. 保険証番号

カ. ア.からオ.までに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号

(*4) 次のア.からエ.までのいずれにも該当しない者をいいます。

- ア. 保険契約者
- イ. 被保険者
- ウ. ア.またはイ.の者によって個人情報の使用または管理を認められた事業者
- エ. ア.またはウ.の者の使用人

(*5) 知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(*6) 被保険者を含みません。

(*7) 端末装置等の周辺機器および通信用回線を含みます。

(*8) 第三者請求事故を含みません。

(*9) 説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、次の損害に対して、この特約により保険金を支払います。

①	情報漏えい事故に起因して、 被保険者 が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
②	情報漏えい事故に起因して、被保険者が事故対応期間内に生じた情報漏えい対応費用を負担することによって被る損害。ただし、他人から回収できる金額がある場合は、その金額を控除した額とします。

(2) 当社は、(1)①および②の損害について、それぞれ次の場合に限り、保険金を支払います。

損害の種類	保険金を支払う場合				
(1) ①の損害	情報漏えい事故に起因する損害賠償請求が保険証券記載の保険期間中に日本国内で被保険者に対してなされた場合				
(1) ②の損害	被保険者が保険証券記載の保険期間中に情報漏えい事故を発見し、そのことが次のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>①</td> <td>個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合は、次のいずれかの事由 ア. 公的機関に対する被保険者による届出または報告等。ただし、文書によるものに限り。イ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>法人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合は、次のいずれかの事由 ア. ①ア.またはイ.に規定する事由 イ. 被害法人に対する詫言状の送付等法人情報の漏えいを客観的に確認できる事由</td> </tr> </table>	①	個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合は、次のいずれかの事由 ア. 公的機関に対する被保険者による届出または報告等。ただし、文書によるものに限り。イ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道	②	法人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合は、次のいずれかの事由 ア. ①ア.またはイ.に規定する事由 イ. 被害法人に対する詫言状の送付等法人情報の漏えいを客観的に確認できる事由
①	個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合は、次のいずれかの事由 ア. 公的機関に対する被保険者による届出または報告等。ただし、文書によるものに限り。イ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道				
②	法人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合は、次のいずれかの事由 ア. ①ア.またはイ.に規定する事由 イ. 被害法人に対する詫言状の送付等法人情報の漏えいを客観的に確認できる事由				

第3条（被保険者）

この特約において、**被保険者**とは、賠償責任補償条項第1節第2条（被保険者）(1)①から④までの者をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険証券記載の保険期間の開始前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを 被保険者 が保険証券記載の保険期間の開始時に認識していた場合(*1)は、その事由(*2)
②	被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
③	被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた(*1)行為
④	他人の 身体 の障害
⑤	他人の 財物 の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報漏えい事故に対しては、この規定を適用しません。
⑥	被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
⑦	被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したことが情報漏えい事故にあたることとしてなされた請求
⑧	記名被保険者 の執行機関(*3)に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求

(2) (1)②および③の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(*1) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(*2) この特約が途中で付帯された場合は、「保険証券記載の保険期間の開始前」および「保険証券記載の保険期間の開始時」とあるのは、それぞれ「中途付帯された場合の補償開始前」および「中途付帯された場合の補償開始時」と読み替えます。

(*3) 理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。

第5条（損害の範囲）

この特約において、賠償責任補償条項第1節第4条（損害の範囲）の損害のうち、当社が保険金を支払うのは、①、②および④に該当するものに限り。③は、①、②および④に該当するものに限り。⑤は、①、②および④に該当するものに限り。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 情報漏えい事故について、賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）①に規定する「支払限度額」および「**免責金額**」は、それぞれ次の金額とします。ただし、第三者請求事故および情報漏えい対応費用については、次の「支払限度額」および「免責金額」を適用せず、(4)の規定を適用します。

支払限度額	保険証券の「情報漏えい事故」欄記載の金額
免責金額	保険証券の「情報漏えい事故」欄記載の金額

〈情報漏えい事故補償特約 第4条(2)〉

被保険者の犯罪行為や法令違反等による損害は、補償の対象となりません。ただし、被保険者が複数の場合において、他の被保険者が犯罪行為や法令違反等により起こした事故によって、犯罪行為や法令違反等のない別の被保険者が責任を負うときは、犯罪行為や法令違反等のない別の被保険者については補償の対象となります。

- (2) 保険証券記載の保険期間中に支払限度額を変更する場合において、保険契約者または**被保険者**が、その変更前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを認識していたとき(*1)は、(1)の規定にかかわらず、当社は、その事由に起因してなされた損害賠償請求については、変更前または変更後(*2)の支払限度額のうちいずれか低い金額を支払限度額とします。
- (3) 第1条（用語の定義）「情報漏えい対応費用」のうち、定義中の(5)①、(8)または(9)の費用について当社が支払う保険金の額は、それぞれ次の金額を限度とします。

費用の種類	支払限度額
(5) ①の費用	1事故につき500万円
(8) の費用	被害者1名につき500円
(9) の費用	被害法人1社につき3万円

- (4) 第三者請求事故および情報漏えい対応費用について、賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）①(*3)に規定する「支払限度額」および「免責金額」は、(3)の金額、第三者請求事故の金額および情報漏えい対応費用の金額を合わせて、次の金額とします。

支払限度額	保険証券の「第三者請求事故」・「情報漏えい対応費用」欄記載の金額
免責金額	保険証券の「第三者請求事故」・「情報漏えい対応費用」欄記載の金額

- (5) 同一の原因または事由に起因する一連の損害賠償請求は、損害賠償請求の時もしくは場所または損害賠償請求者の数にかかわらず、「1回の事故」によるものとみなし、被保険者に対して最初の損害賠償請求がなされた時にすべての損害賠償請求がなされたものとみなします。
- (6) 同一の原因または事由に起因して生じた一連の情報漏えい事故に対応するための情報漏えい対応費用は、その情報漏えい事故が発生した、もしくは発見された時・場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」によるものとみなし、被保険者によって最初に情報漏えい事故が発見された時にすべてが発見されたものとみなします。

(*1) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(*2) 第8条（損害賠償請求ベースに関する特則）(3)の規定に基づいて保険証券記載の保険期間終了後になされた損害賠償請求については、「変更後」とあるのは「この保険契約の保険期間の末日」と読み替えます。

(*3) 情報漏えい対応費用については、賠償責任補償条項第1節第5条①の規定中「法律上の損害賠償金」とあるのは、「情報漏えい事故補償特約第2条（この特約の補償内容）(1)②の損害」と読み替えます。

第7条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または**被保険者**は、事故の発生を知った後、遅滞なく、基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(3)に規定する事項を履行しなければなりません。また、情報漏えい対応費用の損害額が確定した後、その対応の実施時期および内容ならびに費用の支出を証明する資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反し、または(1)の資料につき知っている事実を表示せずもしくは事実と異なる表示をした場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（損害賠償請求ベースに関する特則）

- (1) 保険契約者または**被保険者**は、損害賠償請求がなされるおそれのある原因または事由(*1)の発生を保険証券記載の保険期間中に知った場合は、その原因または事由の具体的な状況を遅滞なく当社に書面により通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)の通知を行った場合において、その原因または事由に起因して保険証券記載の保険期間終了後に被保険者に対する損害賠償請求がなされたときは、その請求は、この保険契約の保険期間の末日になされたものとみなします。ただし、第6条（支払保険金の計算）(5)の規定が適用される場合またはこの保険契約が保険期間の末日までに**失効**し、もしくは解除された場合を除きます。

(*1) 損害賠償請求がなされるおそれのあることが合理的に予想されるものに限ります。

第9条（読み替え規定）

- (1) 第2条（この特約の補償内容）(1)①の損害について、基本条項は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
第2節第1条（保険料の払込方法等）(*3)	労災事故補償条項においては、 身体 の障害をいいます。	情報漏えい事故補償特約においては、損害賠償請求がなされたことをいいます。
第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(*2)		
第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(*4)		

第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）（*3）		
第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）（*5）		
第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）（*6）		
第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（*2）		
第7節第1条（保険責任の始期および終期）（*2）		
第5節第3条(3)	損害または損失が発生した後	損害賠償請求がなされた後
第5節第5条(3)		
第5節第4条(3)および(6)	損害または損失が生じた後	損害賠償請求がなされた後
第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）（*4）	生じた事故	なされた損害賠償請求
第6節第1条（*4）	労災事故補償条項においては、事故とは身体の障害をいいます。	情報漏えい事故補償特約においては、事故とは損害賠償請求がなされたことをいいます。

(2) 第2条（この特約の補償内容）(1)②の損害について、基本条項は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
第2節第1条（保険料の払込方法等）（*3）	労災事故補償条項においては、身体の障害をいいます。	情報漏えい事故補償特約においては、発見された情報漏えい事故をいいます。
第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（*2）		
第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）（*4）		
第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）（*3）		
第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）（*5）		
第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）（*6）		
第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（*2）		
第7節第1条（保険責任の始期および終期）（*2）		
第2節第1条(3)②および(4)①	事故（*3）の発生の日	情報漏えい事故が発見された日
第5節第3条(2)③	事故（*4）が発生する	情報漏えい事故が発見される
第5節第3条(3)	損害または損失が発生した後	情報漏えい事故が発見された後
第5節第5条(3)		
第5節第4条(3)および(6)	損害または損失が生じた後	情報漏えい事故が発見された後
第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）（*4）	生じた事故	発見された情報漏えい事故
第6節第1条（*4）	労災事故補償条項においては、事故とは身体の障害をいいます。	情報漏えい事故補償特約においては、事故とは発見された情報漏えい事故をいいます。
第6節第4条(1)①および②	事故（*2）の発生の日	情報漏えい事故が発見された日
第6節第4条(5)	事故（*2）が発生した	情報漏えい事故が発見された
第6節第4条(5)③	事故（*2）の発生の日時	情報漏えい事故が発見された日時

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

①	記名被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等(*1)
②	記名被保険者または回収等実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告(*2)
③	回収等の実施についての行政庁の命令

(2) (1)の損害には、記名被保険者が製造・販売等を行った生産物に生じた次の事由に起因して日本国内に存在するその生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害を含みます。また、これらの事由が生じた生産物は、事故を発生させるおそれがあるものとみなします。

①	消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限に関する表示漏れまたは表示誤り
②	「食品衛生法」、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」または「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」により禁止されている製品またはその原材料・部品・容器包装の製造・販売等
③	次の表示事項について、「食品表示法」に基づく「食品表示基準」に従った表示がされていないこと。 ア. 名称 イ. 保存の方法 ウ. 添加物 エ. 食品関連事業者の氏名または名称および住所 オ. 製造所または加工所の所在地 カ. アレルゲン キ. レーフェニルアラニン化合物を含む旨 ク. 遺伝子組換え食品に関する事項 ケ. 乳児用規格適用食品である旨 コ. ア. からケ. までのほか、食品表示法施行以前に食品衛生法において定められていた表示事項
④	食品または医薬品への異物混入またはそのおそれ(*3)

(3) (1)および(2)の損害には、生産物の回収等が記名被保険者以外の者によって実施され、かつ、記名被保険者がこれによって生じた第7条（損害の範囲）(1)①から⑩までのいずれかの費用を法律上の損害賠償金として負担する場合に、記名被保険者がその損害賠償金を負担することによって被る損害を含みます。

(*1) 文書による届出または報告等に限りです。

(*2) 回収生産物を使用または消費する者に対して、次の事項を周知させる効果があるもので、事前に当社が認めたものに限りです。ただし、インターネットのみによるものを含みません。

- ア. その生産物のかしままたは異物混入のおそれの存在
- イ. かしままたは異物混入のおそれ起因する事故の発生またはそのおそれ
- ウ. 回収等の実施

(*3) 異物混入脅迫を含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、次の**財物**のかしに起因するその財物の回収等によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、**記名被保険者**が製造・販売等を行った財物が次の財物の原材料、部品(*1)、容器または包装として使用して製造または加工された場合は、この規定は適用しません。

①	自動車、 原動機付自転車 、自転車
②	電池、ACアダプターまたは充電器
③	チャイルドシート
④	血液製剤
⑤	たばこまたは電子たばこ
⑥	武器
⑦	航空機

(2) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	記名被保険者またはその法定代理人(*2)の故意または重大な過失による事故の発生またはそのおそれ
②	記名被保険者またはその法定代理人(*2)の故意または重大な過失による法令違反
③	戦争(*3)、変乱、 暴動 、騒じょうまたは労働争議
④	生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
⑤	消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等

〈リコール事故補償特約 第3条(2)④〉

保管施設の温度設定ミスによるかびの発生のように、生産物の性質によらない偶然性のある蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ等はこの免責事由には該当しません。

⑥	次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用(*4) ア. 核燃料物質(*5) イ. 核原料物質 ウ. 放射性元素 エ. 放射性同位元素 オ. ア.からI.までのいずれかにより汚染された物(*6)
⑦	生産物の修理(*7)のかし
⑧	代替品のかしまたは異物混入のおそれ
⑨	牛海綿状脳症(BSE)もしくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症またはそれらのおそれ
⑩	次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れもしくは表示誤りまたは次の者による脅迫行為もしくは加害行為 ア. 記名被保険者 イ. ア.に規定する者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
⑪	生産物の効能・性能に関する不当な表示(*8)または虚偽の表示
⑫	初年度契約の保険期間の初日の前日から1年以上前に記名被保険者の占有を離れた生産物の回収等(*9)
⑬	記名被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任

(3) 保険証券記載の保険期間が開始した場合においても、保険証券記載の保険期間の開始時から**初回保険料**を領収する時までの間(*10)において、記名被保険者が事故の発生もしくはそのおそれを知ったとき(*11)または回収決定がなされたときは、当会社は、その回収等によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(4) この特約において、賠償責任補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）、第2節第2条（保険金をお支払いしない場合）および第3節第2条（保険金をお支払いしない場合）の規定は、適用しません。

(*1) 添加物および資材を含みます。

(*2) 記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。

(*3) 宣戦の有無を問いません。

(*4) 放射能汚染または放射線障害を含みます。

(*5) 使用済燃料を含みます。

(*6) 原子核分裂生成物を含みます。

(*7) 第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する生産物の回収等による修理を含みます。

(*8) 実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。

(*9) この特約が保険証券記載の保険期間の途中で付帯された場合は、「初年度契約の保険期間の初日」とあるのは、「中途付帯における補償の開始日」と読み替えます。

(*10) この特約が保険証券記載の保険期間の途中で付帯された場合は、「保険証券記載の保険期間の開始時」および「初回保険料を領収する時」とあるのは、それぞれ「中途付帯における補償開始時」および「特約追加保険料を領収する時」と読み替えます。

(*11) 知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第4条（回収決定の通知）

(1) **記名被保険者**は、回収決定を行った後(*1)、次の事項をすみやかに当会社に書面により通知しなければなりません。

①	回収決定日
②	回収等の開始予定日
③	回収等の方法
④	回収生産物の種類・型式等
⑤	回収生産物の製造・販売等の数量
⑥	その他当社が必要と認める事項

(2) 記名被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合または知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 生産物の回収等が回収等実施者によって実施される場合は、回収決定を知った後とします。

第5条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当会社は、賠償責任補償条項第1節第1条（この条項の補償内容）(2)の規定にかかわらず、**記名被保険者**が、保険証券記載の保険期間中に当会社に対して第4条（回収決定の通知）(1)に規定する通知を行った場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、記名被保険者が次のいずれかの保険契約の保険期間の開始時(*1)よりも前に回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことを知ったとき(*2)は、当会社は、保険金を支払いません。

① この保険契約が初年度契約である場合は、この保険契約

② この保険契約が継続契約である場合は、初年度契約

- (*1) この特約が保険証券記載の保険期間の途中で付帯された場合は、「中途付帯における補償開始時」とします。
 (*2) 知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第6条（約定支払限度期間）

この特約において、当社が保険金を支払う第2条（この特約の補償内容）(1)の損害は、回収決定日以後1年以内に**記名被保険者**が費用を負担することによって被る損害(*1)に限ります。

- (*1) 生産物の回収等が記名被保険者以外の者によって実施される場合は、回収決定日以後1年以内に回収等実施者に生じた費用について、記名被保険者が損害賠償金を負担することによって被る損害とします。

第7条（損害の範囲）

(1) この特約において、当社が保険金を支払う第2条（この特約の補償内容）(1)の損害の範囲は、次に掲げるもののうち生産物の回収等を実施するうえで必要かつ有益な費用であって、生産物の回収等の実施を目的とするものに限ります。

①	新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
②	電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(*1)
③	回収生産物か否かまたはかしの有無について確認するための費用
④	回収生産物の修理費用
⑤	代替品の製造原価または仕入原価
⑥	回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価(*2)
⑦	回収生産物または代替品の輸送費用
⑧	回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
⑨	回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
⑩	回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等
⑪	回収生産物の廃棄費用
⑫	信頼回復広告費用
⑬	在庫品廃棄関連費用
⑭	コンサルティング費用

(2) (1)に規定する費用には、次のものを含まません。

①	事故について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
②	回収生産物その他の 財物 の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
③	回収等のかしまたは技術の拙劣等により通常の回収等の費用以上に要した費用
④	正当な理由なく、通常の回収等の費用以上に要した費用
⑤	生産物の回収等に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収等の費用以上に要した費用

(3) 生産物と他の財物の回収等が同時に実施された場合において、それぞれによって生じた費用を区分することが困難であると認められるときは、(1)①、②、③、⑨、⑩または⑫の費用は、生産物のみによって生じたものとみなします。

(*1) 次の費用を含みます。

ア. 文書の作成費および封筒代

イ. **記名被保険者**または回収等実施者が電話、ファクシミリ、郵便等による通信を行うための費用またはこれを第三者に委託するために負担する費用

(*2) 記名被保険者または回収等実施者の利益を控除した後の金額とします。

第8条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、賠償責任補償条項第1節第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、1事故について、次の式により算出される金額を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{損害の額}(*1) \times \text{縮小支払割合}$$

(2) (1)の縮小支払割合は、第7条（損害の範囲）(1)⑬および⑭の費用については「100%」とし、それ以外の費用については「90%」とします。

(3) 次の損害または費用について当社が支払う保険金の額は、それぞれ次の金額を限度とします。

損害の種類	支払限度額
第3条（保険金をお支払いしない場合）(1)①から⑦までの財物の回収等による損害(*2)	1事故かつ保険期間中につき、次のいずれか低い額。 ① 3,000万円 ② 保険証券の「リコール事故」欄記載の金額
第7条（損害の範囲）(1)⑬の費用	1事故かつ保険期間中につき、200万円

- (4) この特約において、当社が支払う保険金の額は、(3)の規定により支払う保険金の額を含めて、保険証券の「リコール事故」欄記載の金額を限度とします。
- (5) この保険契約が継続契約の場合は、**記名被保険者**が回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことをこの保険契約の開始時より前に知ったとき(*3)は、当社は、次のいずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

①	この保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額
②	回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことを知った時(*4)の保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額

- (6) 保険証券記載の保険期間の途中で補償を変更する場合において、記名被保険者が回収決定の原因となった事故の発生またはそのおそれが生じたことを変更の前に知ったときは、(5)の規定を準用します。

- (*1) 他人から回収した金額があるときは、この金額を控除した額とします。
- (*2) 記名被保険者が製造・販売等を行った**財物**が、第3条(1)①から⑦までに規定する財物の原材料、部品(*5)、容器または包装として使用して製造または加工された場合に限り、適用されます。
- (*3) 知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (*4) 知ったと判断できる合理的な理由がある時を含みます。
- (*5) 添加物および資材を含みます。

第9条（1回の事故の定義）

賠償責任補償条項第1節第6条（1回の事故の定義）にかかわらず、同一のかしまたは異物混入のおそれを原因として実施した一連の生産物の回収等については、実施の時または場所にかかわらず、事故のおそれを含めて「1回の事故」によるものとみなします。また、同一の者もしくは集団による脅迫行為もしくは加害行為による一連の生産物の回収等または既に発生した脅迫行為もしくは加害行為の模倣と当社が判断する事由による一連の生産物の回収等については、実施の時または場所にかかわらず、「1回の事故」によるものとみなします。

第10条（事故発生時等の手続）

この特約において、**記名被保険者**は、基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(3)に規定する事項のほか、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	回収決定の原因となる事故のおそれが生じたことを知った場合は、それに係る損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
② 警察署または行政庁への届出	回収決定の原因となる脅迫行為または加害行為が生じたことを知った場合は、その日より14日以内にその事実について警察署または行政庁に届出を行うこと。

第11条（保険金の請求）

- (1) この特約に係る保険金請求権は、下表の「保険金請求権が発生する時」欄に規定する時から発生し、「保険金請求権を行使できる時」欄に規定する時からこれを行使できるものとします。

	保険金請求権が発生する時	保険金請求権を行使できる時
第2条（この特約の補償内容）(1)の費用	第2条(1)の損害が発生した時	
第2条(3)の法律上の損害賠償金	事故による損害が発生した時	判決、調停もしくは裁判上の和解または 記名被保険者 と回収等実施者の間の書面による合意のいずれかによって記名被保険者の損害賠償責任の有無および第2条(3)の法律上の損害賠償金の額が確定した時

- (2) 保険金請求権は、(1)に規定する保険金請求権を行使できる時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (3) 基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)②に定めるほか、事故が発生するおそれが生じた場合は、記名被保険者は、そのおそれがある事故の内容、事故発生の原因となる生産物およびかしまたは異物混入のおそれの内容ならびにその原因を確認できる書類を当社に提出しなければなりません。

第12条（保険金の支払）

- (1) この特約において、基本条項は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第2条（保険金の支払）(1)①	事故の原因、事故発生の状況、損害または損失発生の有無および 被保険者 に該当する事実	事故の原因、事故発生の状況、回収等の実施の状況、損害または損失発生の有無および 記名被保険者 に該当する事実

- (2) 基本条項第4節第2条（保険金の支払）(2)に次の事項を追加します。

⑤ 回収生産物の構造・材質・機能等が複雑または特殊であり、修理費等の検証・確認を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合または1回の事故においてその対象となる財物が多数かつ多種類となる場合において、(1)の表の①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会	180日
---	------

第13条（読み替え規定）

(1)この特約において、賠償責任補償条項は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
第1節第7条（先取特権）	被害者(*1)	回収等実施者

(2)この特約において、基本条項は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
すべて	被保険者	記名被保険者
第2節第1条（保険料の払込方法等）(*3)	労災事故補償条項においては、 身体 の障害をいいます。	リコール事故補償特約においては、事故のおそれを含みます。事故は、事故またはそのおそれを知った時に発生したものとみなします。
第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(*2)		
第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(*4)		
第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(*3)		
第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(*5)		
第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(*6)		
第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(*2)		
第7節第1条（保険責任の始期および終期）(*2)		
第3節第1条（事故発生時等の義務）(3)⑨	①から⑧まで	①から⑧までならびにリコール事故補償特約第10条（事故発生時等の手続）①および②
第3節第2条（事故発生時等の義務違反）(5)①	①	①およびリコール事故補償特約第10条①
第3節第2条(5)②	②から⑤までまたは同表の⑧から⑨まで	②から⑤まで、⑧から⑨までまたはリコール事故補償特約第10条②
第4節第1条（保険金の請求）(3)	事故	事故またはそのおそれ
第4節第2条（保険金の支払）(1)①および③		
第4節第1条(2)②カ.	被害者	回収等実施者
第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(*4)	労災事故補償条項においては、事故とは 身体 の障害をいいます。	リコール事故補償特約においては、事故のおそれを含みます。事故は、事故またはそのおそれを知った時に発生したものとみなします。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑬追加特約（労災用）

第1条（用語の定義）

保険証券記載の「平均賃金」とは、労働者災害補償保険法に規定する給付基礎日額をいいます。ただし、船員保険法によって給付がなされる**被用者**については、同法に規定する標準報酬日額をいいます。

〈追加特約（労災用）〉

この特約は、労災事故に関する補償をご契約いただいた場合に自動セットされます。

第2条（建設事業に関する特則）

建設事業(*1)について発生した**身体の障害**については、次の規定を適用します。

① 基本条項を下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
第7節第8条（用語の適用等）(2)に規定する【用語の定義】の「 被用者 」の定義	事業場において 被保険者 に使用され、賃金を支払われる者をいいます。	次のいずれかに該当する者をいいます。 (1) 事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者 (2) 被保険者の下請負人 (3) 事業場において被保険者の下請負人に使用され、賃金を支払われる者

② 労災事故補償条項第1節第1条(2)の末尾に、次の条件を追加します。

「

④	(1)の身体の障害が被保険者および第三者によって構成される共同企業体が行う工事において発生した場合は、身体の障害を被った者が被用者であることが客観的な資料に基づいて確認できること。
---	--

」

③ 労災事故補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）(2)①の規定は、適用しません。

(*1)「建設事業」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則が定める次の建設事業をいいます。

「水力発電施設、ずい道等新設事業」、「道路新設事業」、「舗装工事業」、「鉄道又は軌道新設事業」、「建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）」、「既設建築物設備工事業」、「機械装置の組立て又は据付けの事業」または「その他の建設事業」

第3条（戦争危険等免責の一部修正）

(1) 労災事故補償条項を下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
労災事故補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）(1)②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動 。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為(*1)を除きます。

(2) 当会社は、(1)により読み替えた労災事故補償条項第1節第3条(1)②のただし書の危険が著しく増加したと認めた場合は、保険契約者に対する書面による48時間以上前の予告により、**追加保険料**を請求し、または(1)により読み替えた労災事故補償条項第1節第3条(1)②のただし書の規定を適用しないことができます。

(3) 保険契約者が(2)の追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じたテロ行為(*1)による損害に対しては、保険金を支払いません。

(4) (2)の規定により、当会社が(1)により読み替えた労災事故補償条項第1節第3条(1)②のただし書の規定を適用しない場合は、(1)の読み替えは、将来に向かってのみなかつたものとします。

(*1) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

第4条（基本条項の適用除外）

基本条項第1節第2条（通知義務）(1)の「休業補償条項、賠償責任補償条項、労災事故補償条項」の①に規定する事実については、同条(1)の規定にかかわらず、労災事故補償条項においてその事実が発生した場合であっても、当会社に通知する必要はありません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、労災事故補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

〈追加特約（労災用）第2条①の表〉

建設事業の場合、「被用者」の範囲に被保険者の下請負人およびその使用人を含めます。

〈追加特約（労災用）第4条〉

労災事故補償条項においては、保険期間中に新たな事業を始める場合や事業の一部をやめる場合であっても、弊社への通知は不要です。

64 退職者加算補償特約

第1条（保険金をお支払いする場合）

(1) **被用者**が労災事故補償条項第2節第1条（お支払いする保険金）②の後遺障害補償保険金の支払対象となる**身体の障害**を被り、その身体の障害の直接の結果として退職した場合は、当社は、次の金額を退職者加算保険金として**被保険者**に支払います。

①	被保険者が 法定外補償規定 を定めているときは、被保険者がその規定に基づき被用者に支払うべき退職者加算金のうち保険証券に記載された保険金額
②	被保険者が 法定外補償規定 を定めていないときは、被保険者が被用者に支払う補償金として保険証券に記載された保険金額

(2) (1)の規定は、追加特約（労災用）第2条（建設事業に関する特則）①の規定にかかわらず、被用者が次の者である場合には適用しません。

①	被保険者の下請負人
②	事業場において①の者に使用され、賃金を支払われる者

第2条（保険金をお支払いしない場合）

(1) **被用者**が**身体の障害**を被った時から退職するまでの期間が3年を超える場合は、当社は、第1条（保険金をお支払いする場合）の退職者加算保険金を支払いません。

(2) この保険契約に職業性疾病補償特約が付帯されている場合において、後遺障害補償保険金の支払対象となる**身体の障害**が**職業性疾病**であるときは、**労災保険法等**によって職業性疾病の発病日と認定された日を(1)の「**身体の障害**を被った時」とします。

第3条（読み替え規定）

この特約において、労災事故補償条項は、下表のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
第3節第3条（支払保険金の計算）(1) ①ウ.イ)	第2節法定外補償	第2節法定外補償および退職者加算補償特約

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、労災事故補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

65 特別加入者補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
第1種特別加入者	次の者をいいます。 ア. 記名被保険者 (*1)であって労働者災害補償保険法第33条第1号に規定する者 イ. アの事業に従事する労働者災害補償保険法第33条第2号に規定する者

(*1) 記名被保険者が法人である場合は、その代表者をいいます。

第2条（被用者の範囲の拡大）

(1) 労災事故補償条項第1節第1条（この条項の補償内容）(1)①の法定外補償について、基本条項第7節第8条（用語の適用等）(2)に規定する【用語の定義】の「**被用者**」には、第1種特別加入者を含むものとします。

(2) 第1種特別加入者について、保険証券記載の「平均賃金」とは、追加特約（労災用）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法施行規則第46条の20が定める給付基礎日額をいうものとします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、労災事故補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

66 事故対応費用補償特約（使用者賠償用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	労災事故補償条項第1節第1条（この条項の補償内容）(1)②に規定する使用者賠償責任の原因となった 被用者の身体の障害 をいいます。

〈特別加入者補償特約 第1条〉

「第1種特別加入者」には、記名被保険者である中小企業の事業主本人等が該当します。

事故対応費用	訴訟対応費用、初期対応費用および信頼回復広告費用をいいます。														
訴訟対応費用	<p>被保険者が訴訟対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当なものをいいます。</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</td></tr> <tr><td>②</td><td>被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費</td></tr> <tr><td>③</td><td>増設コピー機のリース費用</td></tr> <tr><td>④</td><td>被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>事故原因の調査費用</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>意見書・鑑定書の作成費用</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用</td></tr> </table>	①	被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用	②	被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費	③	増設コピー機のリース費用	④	被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用	⑤	事故原因の調査費用	⑥	意見書・鑑定書の作成費用	⑦	相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用
①	被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用														
②	被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費														
③	増設コピー機のリース費用														
④	被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用														
⑤	事故原因の調査費用														
⑥	意見書・鑑定書の作成費用														
⑦	相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用														
初期対応費用	<p>被保険者が事故の初期対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当なものをいいます。</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用</td></tr> <tr><td>②</td><td>事故現場の取り片付け費用</td></tr> <tr><td>③</td><td>被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用</td></tr> <tr><td>④</td><td>通信費</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>身体障害見舞費用</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>書面による当会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>その他①から⑥までに準ずる費用</td></tr> </table>	①	事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用	②	事故現場の取り片付け費用	③	被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用	④	通信費	⑤	身体障害見舞費用	⑥	書面による当会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用	⑦	その他①から⑥までに準ずる費用
①	事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用														
②	事故現場の取り片付け費用														
③	被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用														
④	通信費														
⑤	身体障害見舞費用														
⑥	書面による当会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用														
⑦	その他①から⑥までに準ずる費用														
身体障害見舞費用	被用者の身体の障害について被保険者が支払う見舞金もしくは香典または見舞品の購入費用をいいます。														
信頼回復広告費用	<p>次の費用のうち、被保険者が書面による当会社の事前の同意を得て支出したものをいいます。</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で広告するための費用</td></tr> <tr><td>②</td><td>事故の直接の結果として落ち込んだ生産物のマーケットシェア等を回復するために、被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、事故の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動にかかる費用を除きます。</td></tr> <tr><td>③</td><td>コンサルティング費用。ただし、次の対策についての助言の対価としてのものに限り、 ア. ②に規定する広告宣伝活動対策 イ. 事故の再発防止対策</td></tr> </table>	①	休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で広告するための費用	②	事故の直接の結果として落ち込んだ生産物のマーケットシェア等を回復するために、被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、事故の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動にかかる費用を除きます。	③	コンサルティング費用。ただし、次の対策についての助言の対価としてのものに限り、 ア. ②に規定する広告宣伝活動対策 イ. 事故の再発防止対策								
①	休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で広告するための費用														
②	事故の直接の結果として落ち込んだ生産物のマーケットシェア等を回復するために、被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、事故の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動にかかる費用を除きます。														
③	コンサルティング費用。ただし、次の対策についての助言の対価としてのものに限り、 ア. ②に規定する広告宣伝活動対策 イ. 事故の再発防止対策														

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、下表記載の費用に対して、この特約により保険金を支払います。

費用の種類	保険金を支払う場合
① 訴訟対応費用	事故について、日本国内で被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用を支出したことによって損害を被った場合
② 初期対応費用	事故について、被保険者が初期対応費用を支出したことによって損害を被った場合
③ 信頼回復広告費用	事故について、被保険者が信頼回復広告費用を支出したことによって損害を被った場合。ただし、労災事故補償条項第3節第3条（支払保険金の計算）の規定により保険金が支払われるときに限ります。

第3条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、1回の事故につき、第2条（この特約の補償内容）①から③までに規定する費用の合算額から次の**免責金額**を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

支払限度額	保険証券の「事故対応費用」欄記載の金額。ただし、初期対応費用のうち身体障害見舞費用については、被害者1名につき10万円を限度とします。
免責金額	保険証券の「事故対応費用」欄記載の金額

(2) 支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険証券記載の保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、労災事故補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

67 職業性疾病補償特約

第1条（免責規定の適用除外）

この保険契約において、労災事故補償条項第1節第3条（保険金をお支払いしない場合）(2)③の規定は、適用しません。

第2条（読替規定）

労災事故補償条項第1節第1条（この条項の補償内容）(1)に定める**身体の障害**が**職業性疾病**である場合は、同条(2)①および基本条項第7節第1条（保険責任の始期および終期）(2)の規定は、次のとおり読み替えます。

箇所	読み替え前	読み替え後
労災事故補償条項第1節第1条(2)①	(1)の身体の障害が保険証券記載の保険期間中に生じたものであること。	労災保険法等によって職業性疾病の発病日と認定された日が保険証券記載の保険期間に属するものであること。
基本条項第7節第1条(2)	初回保険料を領収する前に生じた事故(*2)による損害または損失	労災保険法等によって職業性疾病の発病日と認定された日が初回保険料を領収する前である職業性疾病による損害

第3条（支払保険金についての特則）

職業性疾病に対する法律上の損害賠償金について当社が保険期間中に支払う保険金の総額は、保険証券記載の1回の災害についての支払限度額を限度とします。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

被保険者に対する法定外補償金または損害賠償の請求が**労災保険法等**によって**職業性疾病**の発病日と認定された日が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年を経過した後に**被用者**またはその遺族によってなされた場合は、当社は、その請求の原因となった職業性疾病による**身体の障害**については、保険金を支払いません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、労災事故補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

68 法定外補償不担保特約

第1条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、労災事故補償条項第1節第1条（この条項の補償内容）(1)①の法定外補償を行うことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 労災事故補償条項第2節の規定は、適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、労災事故補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

69 使用者賠償責任不担保特約

第1条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、労災事故補償条項第1節第1条（この条項の補償内容）(1)②の使用者賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 労災事故補償条項第3節の規定は、適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、労災事故補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑩通勤災害不担保特約

第1条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、労災事故補償条項第1節第1条（この条項の補償内容）(1)の規定にかかわらず、**被保険者の被用者**が通勤により被った**身体障害**について、被保険者が労災事故補償条項第1節第1条(1)①の法定外補償を行い、または②の使用者賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、労災事故補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑪相続・合併時の保険責任の範囲に関する特約

第1条（用語の定義）

この保険契約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 承継人	次のいずれかの者をいいます。 ア. 被承継人の相続人 イ. 被承継人の権利義務を承継する吸収合併存続会社または新設合併設立会社
② 被承継人	次のいずれかの者をいいます。 ア. 死亡した 被保険者 (*1) イ. 吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となった被保険者(*1)

(*1) 賠償責任補償条項または工事危険補償特約においては、**記名被保険者**とします。

第2条（相続・合併時の特則）

(1) 保険契約締結の後、**被保険者**(*1)が死亡した場合または被保険者(*1)が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となった場合は、相続または合併があった時以降の期間について、各補償条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
財産補償条項第2条（保険の対象）(1)	日本国内に所在する(*1)下表の 財物 とします。	被承継人が死亡または合併の直前に所有し、かつ、承継人が引き続き所有する下表の財物とします。ただし、日本国内に所在する(*1)ものに限ります。
財産補償条項第2条(2)および(3)	被保険者の所有する	被承継人が死亡または合併の直前に所有し、かつ、承継人が引き続き所有する
財産補償条項第4条（被保険者）(1)	保険の対象の所有者で保険証券に記載されたもの	保険の対象の所有者である承継人
休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)および(2)	被保険者の営業	被承継人が死亡または合併の直前に行い、かつ、承継人が引き続き行う営業
休業補償条項第2条（保険の対象）(1)①ア.	被保険者が全部または一部を占有する事業の用に供する 建物 または構築物のうち被保険者が占有する部分	被承継人が死亡または合併の直前に全部または一部を占有していた事業の用に供する建物または構築物のうち、被承継人が死亡または合併の直前に占有し、かつ、承継人が引き続き占有する部分
休業補償条項第2条(1)①イ.および(2)	被保険者が占有する	被承継人が死亡または合併の直前に占有し、かつ、承継人が引き続き占有する
休業補償条項第2条(1)②	被保険者が一部を占有する事業の用に供する建物または構築物のうち、他人が占有する部分	被承継人が死亡または合併の直前に一部を占有し、かつ、承継人が引き続き占有する事業の用に供する建物または構築物のうち、他人が占有する部分
休業補償条項第3条（被保険者）	保険の対象について生じた損害によって営業が休止または阻害されたために損失を被る者で、保険証券に記載されたもの	保険の対象について生じた損害によって営業が休止または阻害されたために損失を被る者のうち、承継人
賠償責任補償条項第1節第1条（この条項の補償内容）(1)	記名被保険者 が日本国内において行う 事業活動	日本国内において、死亡または合併の直前まで被承継人が行い、かつ、承継人が引き続き行う事業活動

〈相続・合併時の保険責任の範囲に関する特約〉

この特約により、相続や吸収合併・新設合併の際の保険責任の範囲は、承継人の事業にまで拡大せず、被承継人において補償していた範囲に限定されます。

労災事故補償条項第1節第1条（この条項の補償内容）(1)	被保険者の 被用者	事業場において、死亡または合併の直前まで被承継人に使用され、かつ、承継人にも引き続き使用され、それぞれから賃金が支払われるべき者
------------------------------	------------------	--

(2) 財産補償条項に付帯された工事危険補償特約において、(1)に規定する場合(*2)は、相続または合併があった時以降の期間について、下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
工事危険補償特約第2節第2条（対象工事）	記名被保険者が保険証券記載の保険期間内に施工している工事のすべて	被承継人が死亡または合併の直前までに請負契約等を締結し、かつ、承継人が保険証券記載の保険期間内に施工している工事のすべて

(3) 財産補償条項に付帯された情報メディア損害費用補償特約において、(1)に規定する場合は、相続または合併があった時以降の期間について、下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
情報メディア損害費用補償特約第3条（保険の対象）	被保険者が所有するすべての情報メディア等	被承継人が死亡または合併の直前に所有し、かつ、承継人が引き続き所有する情報メディア等
情報メディア損害費用補償特約第4条（被保険者）	保険証券の記名被保険者欄にその名称・氏名が記載された者	承継人

(4) 休業補償条項に付帯されたネットワーク中断補償特約において、(1)に規定する場合は、相続または合併があった時以降の期間について、下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
ネットワーク中断補償特約第1条（用語の定義）⑦	被保険者が所有、使用または管理するすべてのネットワークを構成するコンピュータ、周辺機器およびこれらを結ぶ電気通信回線設備	被承継人が死亡または合併の直前に所有、使用または管理し、かつ、承継人が引き続き所有、使用または管理するすべてのネットワークを構成するコンピュータ、周辺機器およびこれらを結ぶ電気通信回線設備
ネットワーク中断補償特約第3条（被保険者）	保険証券に記載されたもの	承継人

(5) 賠償責任補償条項に付帯された特約において、(1)に規定する場合に当社が保険金を支払う損害は、日本国内において、死亡または合併の直前まで被承継人が行い、かつ、承継人が引き続き行う事業活動に起因する損害に限ります。

(6) 労災事故補償条項に付帯された特約において、(1)に規定する場合に当社が保険金を支払う損害は、事業場において、死亡または合併の直前まで被承継人に使用され、かつ、承継人にも引き続き使用され、それぞれから賃金が支払われるべき者が被る**身体障害**についての損害に限ります。

(*1) 賠償責任補償条項においては、記名被保険者とします。

(*2) 被保険者については、記名被保険者に限ります。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、財産補償条項、休業補償条項、賠償責任補償条項、労災事故補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑫共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除

④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

耳や言葉の不自由なお客様専用

事故受付票 自動車保険以外用

ファックスをお送りいただく際はコピーをおとりいただいたうえ、
コピー紙をお送りください。
(本紙を直接送付いただくと紙づまりの原因となる場合があります。)

※自動車保険の場合には別の事故受付票をご使用ください

耳や言葉の不自由なお客様へ

事故が起こったときには、事故の状況、損害額の大小を問わずご契約の代理店または下記までご連絡ください。

下記にご記入いただき、
ファックスにてご連絡ください。

専用
FAX番号

0120-119-569

(24時間365日受付)



※FAX番号のお間違いには十分ご注意ください。上記FAXは東京海上日動安心110番(事故受付センター)で受け付けております。

弊社営業時間中(平日9時~17時)の受付分に関しましては当日中にご連絡致します。

営業時間外の受付分は翌営業日のご連絡となりますので、
お急ぎの場合には、右記「至急のご連絡欄」にチェックをお願い致します
(事故受付センターから窓口の方にご連絡をさせていただきます)。

至急の
ご連絡

希望(日 午前 午後 時頃)

「★」欄には必ずご記入をお願い致します。

ご契約の内容	★証券番号	—		
	★ご契約者のお名前	(カナ)	★ご契約者のご連絡先	(TEL) (FAX)
	ご契約者のご住所	都道府県	市区郡	

ご連絡の窓口	★窓口の方のお名前	(カナ)	ご契約者とのご関係	<input type="checkbox"/> ご契約者 <input type="checkbox"/> ご家族 <input type="checkbox"/> その他()
	★窓口の方のご連絡先	(TEL)	(FAX)	(e-mail)

事故の内容	★事故日	20 年 月 日	午前 午後 時 分頃
	事故場所	都道府県	付近
	★事故状況		

その他	おケガをされた方のお名前や被害に遭われた物等について、わかる範囲でご記入ください。
-----	---

<個人情報の利用目的> お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や弊社グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払および各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。



TOKIO MARINE
NICHIDO

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

 **0120-119-110**

事故は119番・110番

受付時間：24時間365日

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-691-300**

受付時間：平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時

(年末・年始は休業させていただきます)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

www.tokiomarine-nichido.co.jp